

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）

外部監査人報告綴

堺 市

外部監査人報告第 1 号

平成 29 年 1 月 27 日

堺市議会議長 吉川 守 様

外部監査人 井上 圭吾

包括外部監査結果報告

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 5 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

包括外部監查結果報告書

目 次

第 1	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1)	選定した特定の事件	1
(2)	包括外部監査対象期間	1
3	事件を選定した理由	1
4	包括外部監査の方法	1
(1)	監査の要点	1
(2)	主な監査手続	2
(3)	監査対象部局	2
5	包括外部監査人及び補助者の氏名と資格	2
6	包括外部監査の実施期間	2
7	利害関係	3
8	報告書の構成及び記載方法	3
(1)	構成	3
(2)	監査の結果の書き分け	3
(3)	監査の結果の記載方法	3
(4)	定義、略語など	4
第 2	消防事業の概要	5
1	堺市の消防事業	5
(1)	概要	5
(2)	管内の特徴	5
(3)	沿革	7
2	消防に関する組織及び主な業務内容	7
(1)	消防局の組織図	7
(2)	主な業務内容	10
(3)	消防団	11
3	消防局の歳入・歳出の推移	13
(1)	歳入決算額の推移	13
(2)	歳出決算額の推移	15
(3)	他都市との比較	19
第 3	監査の結果及び意見	21

1	はじめに	21
(1)	人事交流の必要性	21
(2)	消防車両、システムに関する契約における価格の妥当性	22
(3)	高石市との消防事務委託に伴う委託費の算定方法の見直し	23
(4)	予算の流用	23
(5)	消防本部による消防署に対する指導監督	24
(6)	消防団	25
2	全般的事項	26
(1)	事業計画	26
ア	概要	26
イ	事業計画シートの充実を通じた PDCA サイクルの構築について	
	【意見 1】	27
(2)	各消防署の共通事務の集約化等の方法による事務の効率化について	
	【意見 2】	27
(3)	消防局における内部監査	28
ア	概要	28
イ	内部監査チェックリストの充実を通じた自主監査レベルの均一性の確保及び実態に踏み込んだ内部監査について【意見 3】	30
ウ	消防局総務課によるヒアリング等の徹底について【意見 4】	31
エ	計画的な内部監査及びフォローアップ監査の実施について	
	【意見 5】	31
(4)	予算の流用	32
ア	概要	32
イ	補正予算対応と流用対応の判断基準について【指摘事項 1】	34
ウ	事業間流用を行う際の根拠及び検討過程の文書化について	
	【指摘事項 2】	36
エ	同事業年度内で流用元にも流用先にもなっている事業・節について	
	【意見 6】	36
オ	事業年度の初めに流用した支出について【意見 7】	38
カ	事業年度末付近での流用について【意見 8】	39
キ	毎年度流用元になってしまう事業について【意見 9】	41
ク	毎年度流用先になってしまう事業について【意見 10】	42
ケ	当初予算要求で認められなかった項目の事業間流用での対応	
	について【意見 11】	43

3	高石市との消防事務の事務委託について	43
(1)	概要	43
(2)	堺市と高石市の消防事務にかかる各年度の負担額について	46
(3)	高石市消防事務運営協議会での協議の経緯	46
ア	概要	46
イ	委託費見直しについての堺市、高石市の考え方	47
ウ	委託費見直しについての協議の経過	47
(4)	消防事務委託による高石市の委託費の算出方法の見直しについて	
	【意見 12】	49
4	警防	50
(1)	消防車両等の購入・点検修理等の契約について	50
ア	車両購入金額の更なる適正性確保のための取組み【指摘事項 3】	50
イ	車両等の点検・修理金額の更なる適正性確保のための取組み	
	【指摘事項 4】	53
ウ	消防艇「茅海（ぼうかい）」の特別整備の契約金額の更なる適正性	
	確保のための取組みについて【指摘事項 5】	55
エ	消防艇建造基本設計業務の委託金額の適正性確保のための取組み	
	について【指摘事項 6】	57
オ	契約金額が100万円未満の契約について【意見 13】	58
(2)	無償貸与車両の使用計画について【意見 14】	58
(3)	警防規程等の整備について【指摘事項 7】	59
(4)	消防協力事業所制度への登録推進について【要望 1】	61
(5)	火災出動に関する統計整備【意見 15】	62
(6)	職員の訓練について【意見 16】	62
5	人事	63
(1)	総論	63
ア	消防職員の法令上の位置づけ	63
(ア)	消防事務に従事する「消防職員」	63
(イ)	堺市の消防職員	64
イ	人的資源の配置状況	64
(ア)	職員配置状況	64
(イ)	正規職員数の抑制の取組み及び再任用を考慮した要員管理	65
(2)	市長事務部局との人事交流について	66
ア	市長事務部局との間の人事交流の状況	66

イ	市長事務部局との人事交流の必要性【意見 17】	67
	(ア) 現状	67
	(イ) 人事交流による組織活性化の必要性	69
	(ウ) 人事交流の規模・方法	69
(3)	女性職員のさらなる活躍推進について【意見 18】	70
	ア 消防吏員に占める女性の人数	70
	イ 女性職員の活用の必要性	70
(4)	労働時間	71
	ア 隔日勤務制の採用	71
	イ 休憩時間の繰り下げの運用根拠規定の明確化【指摘事項 8】	72
(5)	特殊勤務手当	73
	ア 概要	73
	(ア) 給与体系と特殊勤務手当の位置づけ	73
	(イ) 特殊勤務手当の内容	73
	イ 特殊勤務手当の見直しについて【意見 19】	76
	(ア) 機関手当及び救助隊員手当	76
	(イ) 指令管制手当	77
	(ウ) 隔日勤務等従事手当・夜間特殊業務手当	77
(6)	職員の養成・訓練	78
	ア 資格保有者の養成計画	78
	(ア) 概要	78
	イ 資格取得者養成計画の精査について【意見 20】	79
	(ア) 大型免許	79
	(イ) 救急救命士	80
(7)	人事評価制度について	80
	ア 概要	80
	イ 人事評価が能力給に反映される制度の検討について【要望 2】	81
(8)	運転時等における免許証確認等の規定化について	81
	ア 概要	81
	イ 規定化の検討について【意見 21】	81
(9)	消防吏員昇任試験問題作成等業務等の問題作成・採点等業務	82
	ア 概要	82
	イ 消防吏員昇任試験問題作成等業務に関する入札の実施について【意見 22】	82

ウ	消防職員採用試験問題採点等業務（大学卒程度及び高校卒程度）	
	に関する比較見積による業者選定の実施について【意見 23】	83
(10)	大型自動車運転免許取得講習業務	83
ア	概要	83
イ	入札制度の導入の検討について【意見 24】	84
(11)	被服関係の調達について	84
ア	概要	84
イ	入札条件の検討について【意見 25】	85
(12)	大阪市町村消防財団について	86
ア	概要	86
イ	消防財団への加入の必要性の検討について【意見 26】	86
ウ	消防財団への負担金支出額の見直しの検討について【意見 27】	87
6	通信指令	88
(1)	消防行政統合システムの管理	88
ア	概要	88
(ア)	システム概要	88
(イ)	システム環境・管理体制	89
(ウ)	システム更改の検討	90
イ	システム管理全般の意見・指摘	90
(ア)	システム管理体制の概要	90
(イ)	消防行政統合システムの管理体制のあり方について	
【意見 28】		91
ウ	その他のシステム個別管理上の意見・指摘	92
(ア)	入退室管理簿の記載項目・記載内容の確認について	
【意見 29】		92
(イ)	システム障害記録のあり方について【意見 30】	92
(ウ)	指令室の入室カードの貸与管理について【意見 31】	93
(エ)	支援情報システムの ID の定期的確認について【意見 32】	93
(オ)	支援情報システムのパスワードの管理について【意見 33】	93
(カ)	消防行政統合システムの業務委託範囲について【意見 34】	94
(キ)	消防行政統合システムの情報セキュリティ監査について	
【意見 35】		95
(2)	消防行政統合システムの保守管理・改修業務に関する委託契約	
	について	95

ア	概要	95
イ	保守管理・改修費用の適正価格の検証について【指摘事項 9】	96
ウ	ランニングコストの把握について【意見 36】	97
エ	支援情報システム改修に係る委託契約	98
	(ア) 概要	98
	(イ) 支援情報システム改修に係る委託契約の適正価格の検証 【意見 37】	98
7	救急救助	99
	(1) 救急隊の状況	99
	ア 概要	99
	(ア) 整備状況	99
	(イ) 出場状況	99
	(ウ) 非常用救急車	101
	(エ) 消防隊との連携	101
	イ 救急隊の人員の適正配置について【意見 38】	102
	(2) 救急車の適正利用について	103
	ア 概要	103
	イ 救急車の適正利用を促すための取組みについて【要望 3】	105
	(3) 応急手当講習	106
	ア 概要	106
	イ 応急手当講習の目標設定と達成度の検証について【要望 4】	107
8	予防・査察	108
	(1) 火災予防と広報	108
	ア 概要	108
	イ 高齢者等防火訪問	109
	(ア) 概要	109
	(イ) 事業のあり方の見直し【意見 39】	111
	ウ ホームページによる情報発信	112
	(ア) 概要	112
	(イ) 各消防署におけるホームページによる情報発信の取組み の充実化【要望 5】	112
	エ 住宅用火災警報器の設置率向上【要望 6】	116
	(2) 防火管理	118
	ア 概要	118

イ	新入社員防火教室の対象事業所の拡大【要望 7】	118
(3)	消防相談	119
ア	概要	119
イ	消防相談に寄せられた意見・要望等に対する対応の公表	
【意見 40】		120
(4)	「市民の声」	121
ア	概要	121
イ	「市民の声」に寄せられた提案や意見等に対する公表の基準	
の明確化【意見 41】		121
ウ	「市民の声」に寄せられた意見・要望等に対する対応	
【意見 42】		122
(5)	消防音楽隊	122
ア	概要	122
イ	音楽隊のあり方の見直し【意見 43】	124
ウ	楽器購入に際して仕様確定に至る検討過程の記録化及び	
関連資料の保存【意見 44】		128
(6)	査察	129
ア	概要	129
(ア)	査察制度	129
(イ)	査察実施状況の概況	129
(ウ)	堺市消防局における査察対象物等の区分	129
イ	防火管理者選任率等の向上【要望 8】	135
ウ	統括防火管理者選任率等の向上【要望 9】	136
エ	防災管理者選任率等の向上【要望 10】	137
オ	統括防災管理者選任率等の向上【要望 11】	139
カ	消防用設備等設置率の維持・向上【要望 12】	140
キ	防災防火対象物における防災物品使用率の向上【要望 13】	142
ク	研修の効果測定	143
(ア)	概要	143
(イ)	研修の効果測定のあり方【要望 14】	143
ケ	予防査察と警防査察の区別【意見 45】	144
コ	査察計画に従った各消防署による査察の実施の徹底	
【指摘事項 10】		146
サ	消防本部による各消防署の状況把握及び指導のあり方	

	【指摘事項 11】	148
シ	違反処理等への移行【指摘事項 12】	150
ス	防火管理者及び統括防火管理者の経過表の記載【意見 46】	153
セ	防火管理者選任届出書の管理【指摘事項 13】	153
ソ	査察結果を記載した査察対象物台帳に編てつすべき情報の統一 【意見 47】	154
9	消防署	155
(1)	概要	155
ア	消防署を監査した理由	155
イ	各消防署の概要	156
ウ	事務処理状況を確認する消防署の選定理由	156
(2)	消防署の事務処理について	156
ア	管理資料の日付について（堺消防署、北消防署、美原消防署、 高石消防署）【指摘事項 14】	156
イ	消耗品等の購入時期について（堺消防署、北消防署、美原消防署） 【意見 48】	157
ウ	購入業者選定、購入価格の適正性について（堺消防署、北消防署、 高石消防署）【意見 49】	158
エ	備品出納伺書兼通知書の決裁日付欄、施行日付欄の記載 について（北消防署）【指摘事項 15】	159
オ	備品の会計計上時期について（北消防署）【指摘事項 16】	159
カ	見積書、納品書の日付欄について（堺消防署、北消防署、高石 消防署）【指摘事項 17】	160
キ	消防署職員による見積書、納品書、請求書（日付欄、品名欄、 金額欄）の記入について（美原消防署）【指摘事項 18】	161
ク	「物品発注伝票」の発注者の確認印について（高石消防署） 【指摘事項 19】	162
ケ	備品配置図の適切な作成・更新について（堺消防署、北消防署、 美原消防署）【意見 50】	162
コ	備品票の貼付の正確性について（北消防署）【指摘事項 20】	162
サ	備品票の貼付漏れについて（堺消防署、北消防署、美原消防署） 【指摘事項 21】	163
シ	備品の分割登録について（堺消防署、美原消防署） 【指摘事項 22】	163

ス	備品の廃棄について（北消防署）【意見 51】	164
セ	消耗品の管理について（堺消防署、北消防署、美原消防署、 高石消防署）【意見 52】	164
ソ	出張報告書の報告事項について（堺消防署、北消防署、 美原消防署、高石消防署）【指摘事項 23】	164
タ	旅行命令書の受領印について（堺消防署、北消防署、美原消防署、 高石消防署）【意見 53】	165
チ	旅行命令書の所属長命令印について（美原消防署） 【指摘事項 24】	166
ツ	旅行命令の方法について（堺消防署、北消防署、美原消防署、 高石消防署）【指摘事項 25】	167
テ	「時間外勤務確認表」の適切な運用について（堺消防署、 北消防署、美原消防署、高石消防署）【指摘事項 26】	167
ト	「時間外勤務確認表」の実勤務時間とタイムカードの出退勤時間の かい離理由の記載について（堺消防署、北消防署）【意見 54】	168
ナ	「収入金調定伺書」の決裁の停滞について（堺消防署、北消防署、 美原消防署、高石消防署）【意見 55】	169
ニ	切手管理台帳の適時更新について（北消防署）【指摘事項 27】	170
10	消防団	170
(1)	概要	170
(2)	消防団の役割の明確化について【意見 56】	172
(3)	消防団車両について	173
ア	概要	173
イ	消防団車両の整備について【指摘事項 28】	173
	(ア) 消防団車両の必要性	174
	(イ) 消防団車両更新（買い替え）の検討について	174
(4)	消防団員の訓練	175
ア	消防団員の活動内容の概要	175
イ	消防団員の訓練の参加状況	176
ウ	消防団員の訓練の内容の充実について【意見 57】	177
11	協力団体	177
(1)	協力団体の事務機能にかかる実態の把握【指摘事項 29】	177
(2)	防災協会	178
ア	防災協会の事務機能について【指摘事項 30】	178

イ	防災協会の公金外現金の取扱い【指摘事項 31】	179
ウ	美原防災協会・美原防災協会危険物部会の事務負担の軽減 【指摘事項 32】	179
(3)	堺市美原女性防火クラブ	180
ア	堺市美原女性防火クラブの事務機能について【指摘事項 33】	180
(ア)	堺市美原女性防火クラブの組織概要	180
(イ)	美原消防署が担う事務機能の明確化	181
(ウ)	事務機能の段階的移管	181
イ	公金外現金の取扱いについて【指摘事項 34】	182
1 2	各種契約	183
(1)	ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務	183
ア	概要	183
イ	価格の妥当性の検証【意見 58】	183
(2)	建築及び解体工事に伴う調査業務について	184
ア	概要	184
イ	契約方法の見直し【意見 59】	185
1 3	その他	185
(1)	損失補償	185
ア	概要	185
(ア)	損失補償の意義	185
(イ)	近年の損失補償実施実績	186
イ	損失補償事務処理手順の確立について【指摘事項 35】	186
(ア)	平成 27 度 損失補償事案の評価の誤り	186
(イ)	処理手順の確立について	186
(2)	文書の保存期間の見直し等	187
ア	概要	187
イ	公文書の保存期間の見直し、管理について【指摘事項 36】	188

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

消防事業に関する財務事務の執行

(2) 包括外部監査対象期間

平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とした。

3 事件を選定した理由

消防事業は、消防、救急、防災といった市民の生命、身体、財産の安全を確保するという基礎自治体にとって極めて重要な役割を担っている。特に、近年は集中豪雨や台風、更には南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなか、市民の安全に対する意識も高く、消防事業に対する期待も大きいと思われる。他方、このような市民の安全にかかわる分野についても、市民の安全確保をはかるとともに、高いコスト意識を持って事業の実施が行われているかなど、事務の経済性、効率性、有効性という観点から検証を行うことは非常に重要である。

また、消防局の職員の大部分は、消防吏員として採用され、市長事務部局からは独立した人事となっており、外部の目線による検証は有意義であると考えられる。

以上の点から、消防事業が法令等に準拠して適正に行われ、経済性、効率性、有効性が確保されているかを検証することは有用であることから、特定の事件として選定した。

4 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 消防事業が法令、条例、規則等に従い適法に実施されているか。
- イ 消防事業が経済的、効率的、効果的に行われているか。
- ウ 予算は適正に執行されているか。
- エ 消防事業にかかる車両その他物品の購入契約、システムの委託契約、その他の各種契約が適正に締結されているか。

- オ 職員の人事管理等が適正に行われているか。
- カ 高石市との消防事務委託契約における委託費の見直しが適正に行われているか。
- キ 消防行政統合システムが適切に管理されているか。
- ク 消防署の各種事務が適正に行われているか。
- ケ 消防団の役割が適正に位置づけられているか。
- コ 協力団体との関係が適正に管理されているか。
- サ その他財務事務の執行が適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ア 関係書類の閲覧、照合、分析
- イ 関係者からの状況聴取
- ウ 消防署への往査
- エ 法令、条例、規則等への準拠性についての検証

(3) 監査対象部局

消防局

5 包括外部監査人及び補助者の氏名と資格

包括外部監査人	弁 護 士	井上圭吾
包括外部監査人補助者	弁 護 士	安部将規
	弁 護 士	富田陽子
	弁 護 士	木虎孝之
	弁 護 士	東 尚吾
	公認会計士	飴本拓真
	公認会計士	浦野清明
	公認会計士	我那覇篤司
	公認会計士	西栗聡史
	公認会計士	菅沼成晃
	公認会計士・税理士	永井浩一

6 包括外部監査の実施期間

自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 1 月 27 日

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 報告書の構成及び記載方法

(1) 構成

第 2 において消防事業の概要を記載し、第 3 において監査の結果を記載した。

「第 3 監査の結果」については、「1 はじめに」で、監査人が監査を通じて重要な課題であると認識した点を整理し、「2 全般的事項」以下で具体的に監査の結果（指摘事項、意見、要望）を記載した。

(2) 監査の結果の書き分け

堺市では、監査の結果を以下のとおり指摘事項、意見、要望の三区別としており、本報告書もその区別に従い、早急かつ確実に措置を講じるべきものを指摘事項、それ以外に措置を講じるべきものを意見とし、措置対象外のことを要望として記載した。

堺市の「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」

（指摘事項等の区分）

第 2 条 定期監査等の監査結果に係る指摘事項等は、次のとおり指摘事項、意見及び要望に区分し、監査結果に記載するものとする。

指摘事項	(1)法令、基準等に違反していると認められるもの (2)その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	(1)事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの (2)その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
要望	(1)制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

(3) 監査の結果の記載方法

監査の結果としての指摘事項、意見、要望についてはそれぞれにつき通し番号を付した。

指摘事項、意見、要望につき、結論部分を明らかにするため、まず結論を簡潔に記載し、その後に理由を記載した。

(4) 定義、略語など

消防局	堺市の消防局全体を意味する場合は、単に「消防局」と記載している。
消防本部	消防局のうち、9頁の機構図に記載の各消防署・出張所を除く、総務部、警防部、予防部、消防音楽隊をまとめて意味する場合は、「消防本部」と記載している。
市政情報課	堺市市長公室広報部に属する「市政情報課」を意味する。
情報化推進課	堺市総務局行政部に属する「情報化推進課」を意味する。
財政課	堺市財政局財政部に属する「財政課」を意味する。
調達課	堺市財政局契約部に属する「調達課」を意味する。
各部・課・係の表示	各部・課・係の表示は、特に断りがない限り、9頁の機構図に記載の各部・課・係を意味する。
一者随契 随契（一者）	特定の一者による見積を徴取し、契約をする場合を意味する。

第2 消防事業の概要

1 堺市の消防事業

(1) 概要

市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理するとされ（消防組織法第7条）、市町村は、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署、消防団の全部又は一部を設置するとされる（消防組織法第9条）。

堺市においては、消防本部及び8消防署（高石市からの事務委託を受け設置する高石消防署を含む）が設置され、美原区（旧美原町）管内のみに1消防団（美原消防団）が設置されている。なお、堺市は平成20年10月より、高石市から消防事務の委託を受けている。

消防本部及び消防署には消防職員が配置され、消防団には消防団員が配置される。

(2) 管内の特徴

堺市は、大阪府の中央部南寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置し、地形は大別して西部海浜の平坦地と東南丘陵地帯からなっている。西部臨海地域には、重化学コンビナートを主体とする堺・泉北臨海工業地帯が、東南部丘陵には泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅団地が広がっている。

更に、世界最大級の陵墓である仁徳天皇陵古墳や、東洋のベニスと称された中世の面影を今にとどめる堺旧港、堺旧港灯台等、歴史遺産・文化遺産が多く、町を彩るアクセントとなっている。また産業は、特に自転車とその部品、刃物、敷物、線香、和晒等の伝統工芸と、石油化学等の重化学工業が盛んに行われている。

平成27年4月1日現在の堺市の面積は149.81㎢、高石市の面積は11.29㎢、管内総面積は161.10㎢である。

また、堺市の人口は846,778人で世帯数は382,522世帯、高石市の人口は58,220人で世帯数は24,933世帯、管内総人口は904,998人で、総世帯数は407,455世帯となっている。

< 図表 2-1 > 管内の情勢

年別	区分 市別	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m ²)	消防職員数 (定員) (人)	消防車両数 (台)	火災件数 (件)	火災に ける死傷 者数		焼損面積 (m ²)	損害額 (千円)	救急出 場件数 (件)
								(人)				
								死	傷			
H 27 年	堺市	845,960	384,543	149.82	919 (933)	196	199	8	31	2,288	233,327	50,031
	高石市	58,128	25,059	11.30			16	5	2	112	7,972	3,041
	消防局	904,088	409,602	161.12			215	13	33	2,400	241,299	53,072
H 26 年	堺市	847,719	381,699	149.81	934 (933)	196	239	6	33	726	103,947	49,139
	高石市	58,315	24,846	11.29			14	0	5	3	18,309	2,973
	消防局	906,034	406,545	161.10			253	6	38	729	122,256	52,179
H 25 年	堺市	849,107	378,794	149.99	924 (933)	198	299	11	44	2,983	573,246	47,620
	高石市	58,887	24,816	11.35			19	0	2	93	14,644	2,858
	消防局	907,994	403,610	161.34			318	11	46	3,076	587,890	50,558
H 24 年	堺市	850,634	376,524	149.99	924 (933)	198	302	6	41	3,030	285,390	46,920
	高石市	59,184	24,693	11.35			17	0	6	0	509	2,913
	消防局	909,818	401,217	161.34			319	6	47	3,030	285,899	49,887
H 23 年	堺市	850,764	376,198	149.99	923 (963)	196	271	3	45	3,395	188,169	46,174
	高石市	59,685	24,722	11.35			16	1	1	318	47,030	2,860
	消防局	910,449	400,920	161.34			287	4	46	3,713	235,199	49,086
H 22 年	堺市	849,858	372,663	149.99	931 (963)	196	324	12	60	3,922	304,264	44,676
	高石市	60,168	24,662	11.35			21	0	2	102	9,716	2,783
	消防局	910,026	397,325	161.34			345	12	62	4,024	313,980	47,515
H 21 年	堺市	849,557	368,870	149.99	955 (963)	195	312	9	55	5,886	562,247	42,618
	高石市	60,413	24,530	11.35			24	1	6	227	18,322	2,693
	消防局	909,970	393,400	161.34			336	10	61	6,113	580,569	45,374
H 20 年	堺市	847,683	364,562	149.99	955 (963)	196	333	9	60	4,798	322,300	41,652
	高石市	60,651	24,337	11.35			29	1	3	6	1,284	2,601
	消防局	908,334	388,899	161.34			362	10	63	4,804	323,584	44,294
H 19 年	堺市	846,435	359,944	149.99	968 (963)	196	319	6	60	5,808	399,988	44,102
	高石市	60,677	24,135	11.35			17	1	1	94	5,713	2,661
	消防組合	907,112	384,079	161.34			336	7	61	5,902	405,701	46,824
H 18 年	堺市	843,927	354,607	149.99	942 (963)	192	304	3	59	6,764	566,775	43,394
	高石市	61,111	24,107	11.35			21	1	1	46	12,359	2,630
	消防組合	905,038	378,714	161.34			325	4	60	6,810	579,134	46,074
H 17 年	堺市	842,449	349,173	149.99	901 (963)	186	347	3	62	3,685	322,579	43,136
	高石市	61,653	24,160	11.35			29	1	3	166	8,451	2,712
	消防組合	904,102	373,333	161.34			376	4	65	3,851	331,030	45,918

注1：各数値は、各年12月末日現在の数値である。

注2：人口及び世帯数にあつては、住民基本台帳及び外国人登録人口による。

注3：救急出場件数のうち、消防組合及び消防局については管外発生分を含む。

(堺市提供資料)

(3) 沿革

消防は、昭和22年消防組織法の公布、翌年同法の施行により警察機構から分離独立し、市町村の責任管理となった。これに伴い、堺市及び周辺町村は1消防本部、2消防署、5出張所、消防職員150人をもって「堺市外九ヶ町村消防組合」を組織し、自治体消防として発足した。その後、管内自治体の合併、市制施行及び消防力の増強等の変遷を経て昭和41年に「堺市高石市消防組合」と改称し、平成17年2月1日、堺市と美原町の合併により現在の管轄区域となった。

堺市高石市消防組合は平成20年9月30日をもって解散し、高石市の消防事務は堺市に委託される形で、平成20年10月1日から堺市消防局が発足した。

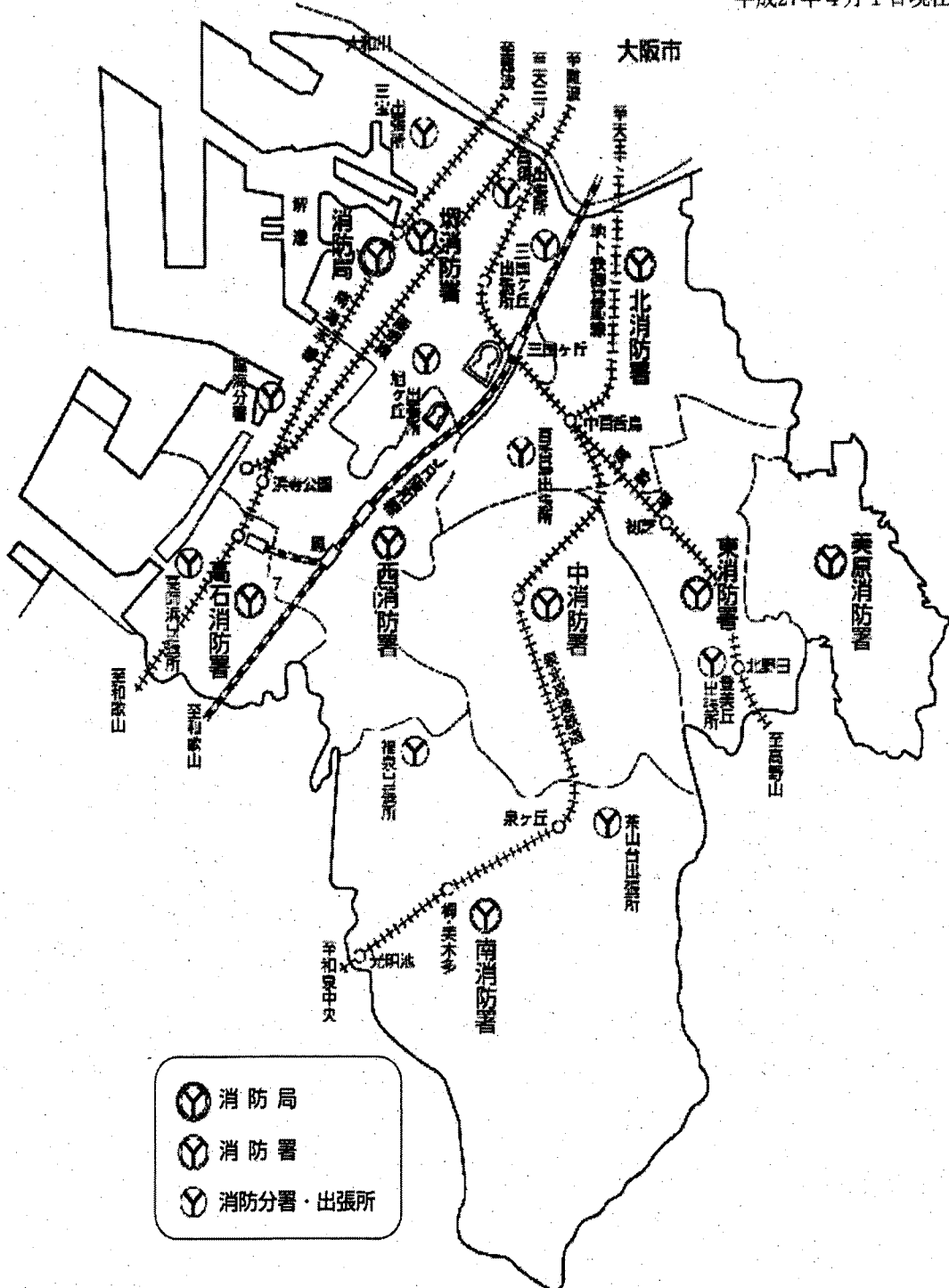
2 消防に関する組織及び主な業務内容

(1) 消防局の組織図

消防機関の配置図及び消防局の機構図は以下のとおりである。

<図表 2-2> 消防機関の配置図

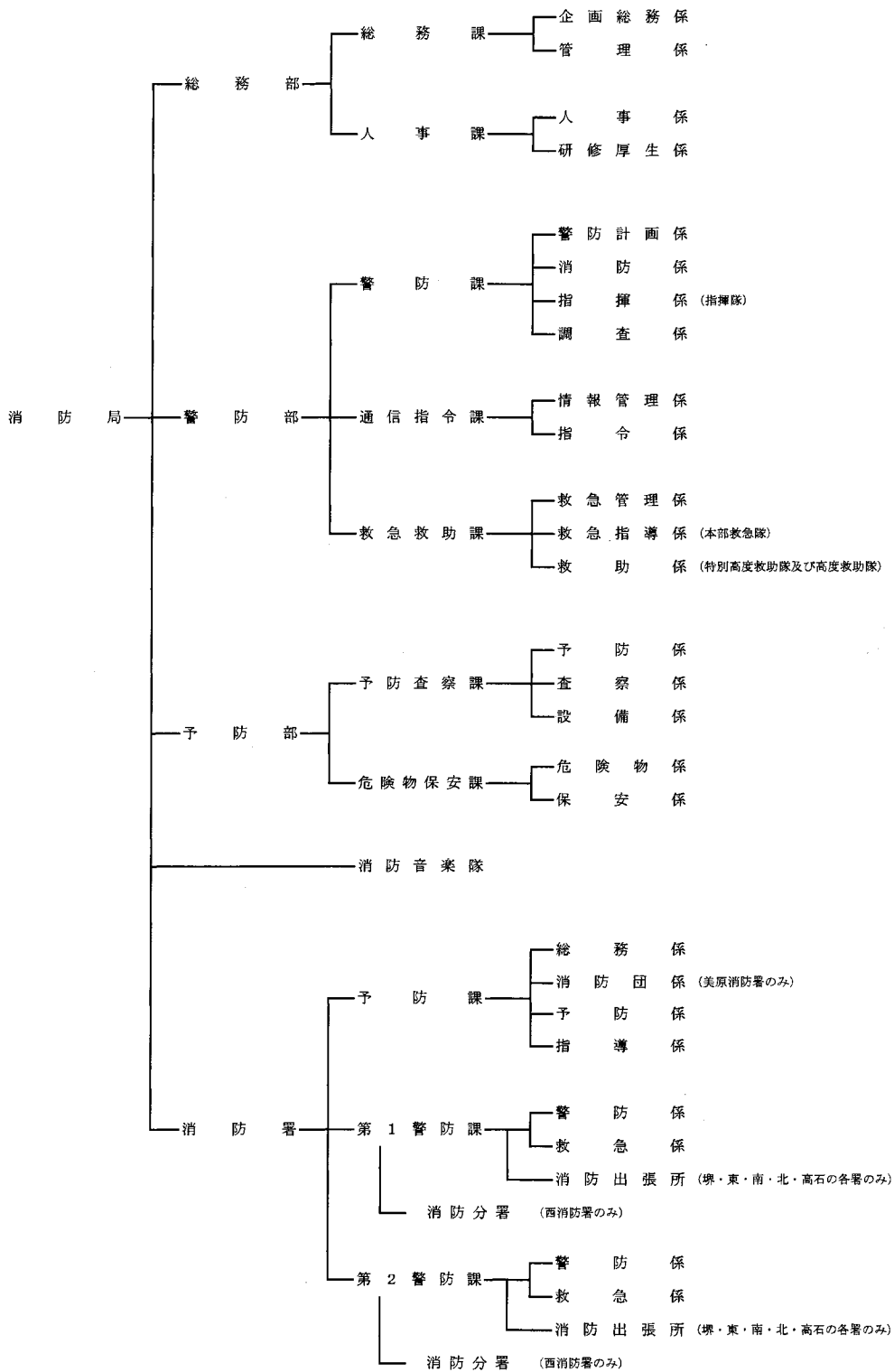
平成27年4月1日現在



(堺市提供資料)

<図表 2-3> 消防局の機構図

平成27年4月1日現在



(堺市提供資料)

(2) 主な業務内容

消防局の主な業務内容は以下のとおりである。

<図表 2-4> 主な業務内容

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

部署名		主な業務内容			
消防局	総務部	総務課	企画総務係	<ul style="list-style-type: none"> 局総務担当課として円滑な事業運営が図れるよう局内外との連絡調整 局内の事業の取りまとめや企画立案 	
			管理係	<ul style="list-style-type: none"> 消防局が所管する消防庁舎等の維持管理 予算及び決算に関する事務 	
		人事課	人事係	<ul style="list-style-type: none"> 消防局職員の採用、人事異動、昇任、再任用、服務等に関する事務 	
			研修厚生係	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修の総括及び職員の体力管理 服制及び被服その他の貸与品に関する事務 	
		警防部	警防課	警防計画係	<ul style="list-style-type: none"> 警防計画の策定・消防部隊の基本運用・地震対策計画の立案等
				消防係	<ul style="list-style-type: none"> 消防機械器具の統括管理等
	指揮係			<ul style="list-style-type: none"> 災害現場の指揮、指揮支援、監察、評定及び消防隊員の訓練指導等 	
	調査係			<ul style="list-style-type: none"> 火災原因及び損害の調査 	
	通信指令課		情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> 消防行政統合システムの保守・管理・運用等 	
			指令係	<ul style="list-style-type: none"> 火災・救急・救助その他の受報及び出場指令等 現場情報の収集及び消防部隊の動態管理 	
	救急救助課		救急管理係	救急管理係	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療機関等関係機関との調整 救急自動車及び救急資器材の配置に関する計画の策定 応急手当の普及啓発等
				救急指導係 (本部救急隊)	<ul style="list-style-type: none"> 本部救急隊の運用 救急技術の研究及び訓練指導等
			救助係 (特別高度救助隊及び高度救助隊)	<ul style="list-style-type: none"> 特別高度救助隊及び高度救助隊の運用 救助技術の研究及び訓練指導並びに救助隊員の育成指導等 救助に係る統計及び情報の収集等 	
	予防部	予防査察課	予防係	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防対策の企画及び調整 消防音楽隊に関すること 局内の広報及び広聴の総括に関すること 	
			査察係	<ul style="list-style-type: none"> 消防対象物の査察、違反処理を実施 消防用設備等の維持管理等の安全指導 	
設備係			<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等の設置指導や検査 		
危険物保安課		危険物係	<ul style="list-style-type: none"> 危険物製造所等の事業に係る調整及び安全指導等 		
		保安係	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート等災害防止法に基づく新設等の届出、指示等 高圧ガス保安法等に係る事務 		

消防署所	堺消防署、中消防署、東消防署、西消防署、南消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署の8署、臨海分署の1分署及び高須出張所、三宝出張所、旭ヶ丘出張所、三国ヶ丘出張所、登美丘出張所、茶山台出張所、福泉出張所、百舌鳥出張所、高師浜出張所の9出張所で構成	予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等の設置指導 ・危険物施設の維持管理の安全指導 ・署及び課の庶務等 ・消防団の施設の維持管理、機械器具の配置及び保守管理に関する事務（美原消防署のみ）
		警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の警戒・防御活動及び救急・救助業務

（堺市提供資料）

（3）消防団

消防団は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神のもと、地域住民の生命、身体、財産を守るため設置されており、消防団員は各自職業（生業）に就きながら、火災の予防、警戒、鎮圧、救助、災害の予防、警戒、防除等、様々な活動を行っている。

また、災害活動や訓練だけでなく、地域の防災訓練やイベントにも参加し、防災の大切さや災害時における地域団結力の重要性を市民とふれ合いながら広報し地域に根差した活動を行っている。

平時の活動として、地域に根付いた消防団が、地域の自衛消防訓練や校区自主防災訓練等で訓練指導している。国も「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し消防団員が防災リーダーとして、地域防災力向上に寄与していくことを目指しており、堺市が推進する自主防災組織の充実強化につながると考えられている。

「堺市消防団の設置等に関する条例」に基づき、消防局に美原区域を管轄する堺市美原消防団が組織されている。消防団本部は美原消防署に設置され、事務局も美原消防署で行っている。

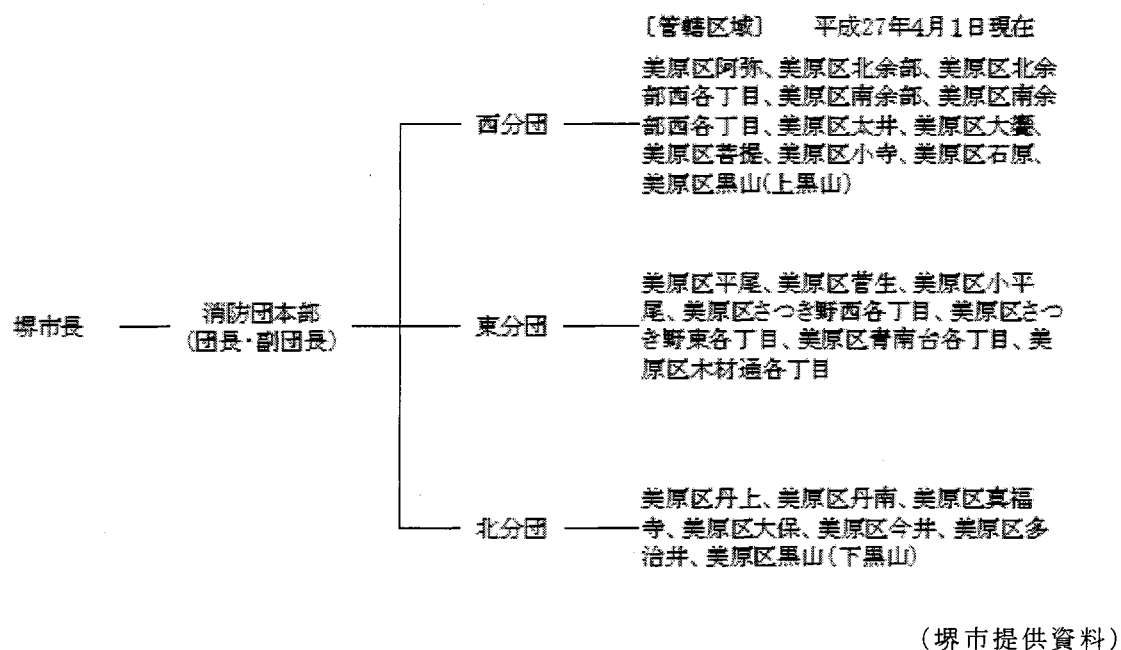
美原区域における消防団は、昭和7年、平尾村消防組、黒山村消防組、丹南村消

防組として消防団の前身が設置され、昭和 14 年の警防団令の発令により警防団に形を変えながら、昭和 22 年の消防団令の公布により消防団として設置された。その後、昭和 31 年に 3 ヶ村の合併により美原町が誕生し、1 団 3 分団の体制となり、昭和 34 年に美原町消防団（西分団、東分団、北分団）とする消防団条例が公布された。現在は、平成 17 年 2 月の堺市と美原町との合併に伴い、名称を堺市美原消防団として、美原区域を管轄する消防団として設置されている。

堺市には美原区以外に消防団は存在しない。堺市は面積が狭く山岳部を有しない平坦な市街地が大部分を占める地域特性を有しており、大規模な人員の投入が必要な林野火災や、山岳遭難者の捜索・救助事案が発生する可能性が低く消防団の必要性が低いと考えられるからとのことである。

消防団の機構図及び分団別の団員数は以下のとおりである。

< 図表 2-5 > 消防団の機構図



<図表 2-6> 分団別の団員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

階級 分団	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
定員	50	1	2	3	3	9	32
計	49	1	2	3	3	9	31
西	16	1	—	1	1	3	10
東	17	—	1	1	1	3	11
北	16	—	1	1	1	3	10

（堺市提供資料）

3 消防局の歳入・歳出の推移

(1) 歳入決算額の推移

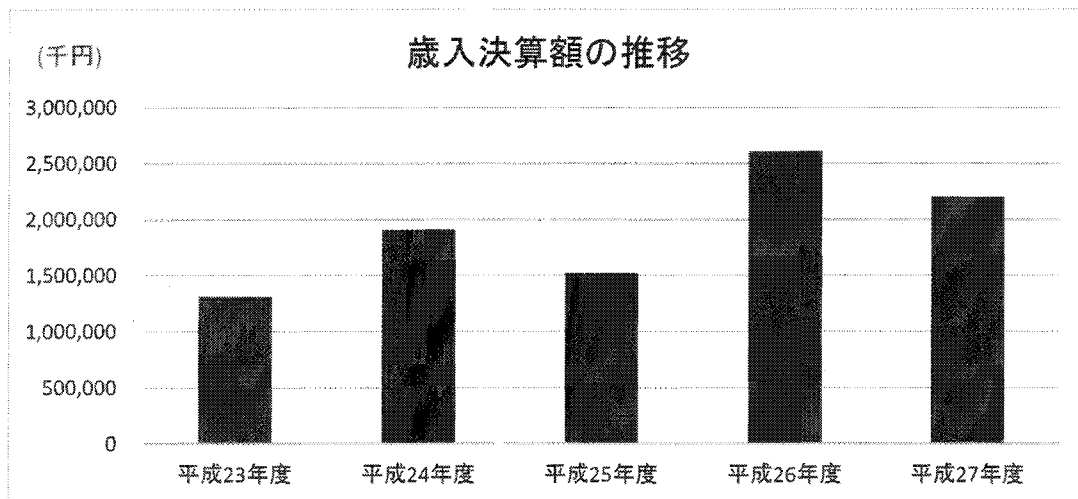
消防局の平成 23 年度から平成 27 年度の歳入決算額の推移は以下のとおりである。

<図表 2-7> 歳入決算額の推移（単位：千円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消防費負担金					
消防事務受託費負担金	654,981	630,218	618,218	653,935	628,986
消防費負担金 合計	654,981	630,218	618,218	653,935	628,986
消防使用料					
目的外使用料	5,568	5,577	1,052	184	205
消防使用料 合計	5,568	5,577	1,052	184	205
消防手数料					
危険物手数料	55,878	66,105	69,928	65,537	70,001
防火管理講習手数料	3,678	2,279	37	29	30
防火管理講習修了証再交付手数料	0	0	0	0	0
高圧ガス検査等手数料	0	4,930	11,589	11,073	10,673
消防手数料 合計	59,556	73,314	81,554	76,638	80,704
消防費負担金					
緊急消防援助隊活動費負担金	20,084	0	0	0	0
住宅・建築物耐震診断補助金	102	0	0	0	0
消防費負担金 合計	20,186	0	0	0	0
消防費補助金					
石油貯蔵施設立地対策等補助金	101,437	101,136	101,496	100,501	100,183
消防団防災訓練資機材等整備に関する事業補助金	0	0	0	0	250
消防費補助金 合計	101,437	101,136	101,496	100,501	100,433
公有財産貸付収入					
土地・建物貸付収入	562	367	8,026	10,315	9,596

公有財産貸付収入 合計	562	367	8,026	10,315	9,596
物品売払収入					
不用物品売払収入	0	4,620	2,804	1,512	1,804
物品売払収入 合計	0	4,620	2,804	1,512	1,804
消防費指定寄附金					
常備消防費指定寄附金	0	0	0	0	465
消防費指定寄附金 合計	0	0	0	0	465
消防活動費指定寄附金					
消防活動費指定寄附金	0	0	0	1,000	0
消防活動費指定寄附金 合計	0	0	0	1,000	0
救急活動費指定寄附金					
救急活動費指定寄附金	0	0	10	10	0
救急活動費指定寄附金 合計	0	0	10	10	0
公共施設等特別整備基金繰入金					
消防施設	0	0	0	0	0
公共施設等特別整備基金繰入金 合計	0	0	0	0	0
徴収金収入					
職員公舎貸付料	0	80	80	0	0
施設の光熱水費等徴収金	981	960	1,019	722	51
資料等複写徴収金	17	10	25	14	4
派遣職員人件費負担金	7,150	7,310	7,369	4,010	8,350
徴収金収入 合計	8,148	8,360	8,493	4,746	8,405
事務費等収入					
消防応援活動費負担金	0	0	317	0	0
高速道路救急業務支弁金	3,999	3,882	3,900	3,716	3,835
福祉共済事務費負担金	0	3	3	3	0
高圧ガス検査等事務交付金	0	3,551	7,472	6,633	7,008
救急需要対策事業費負担金	0	0	0	733	0
緊急度判定体系実証検証事業費負担金	0	6,473	0	0	0
事務費等収入 合計	3,999	13,908	11,691	11,085	10,843
保険給付金収入					
消防賞じゅつ金共済会給付金	0	219	0	0	0
消防団員等公務災害補償基金給付金	0	1,950	32	1,052	2,943
防火防災訓練災害補償給付金	0	0	187	0	0
消防財団給付金	0	0	60	36	284
保険給付金収入 合計	0	2,169	278	1,088	3,227
返納金					
返納金（消防費）	0	1,392	748	2,580	1,199
自賠償保険解約返納金	56	0	0	0	0
自動車損害共済解約返納金	22	0	0	0	0
給与その他の給付返納金	572	0	0	0	0
自動車重量税還付金	36	0	0	0	0
消防大学校視察調査費還付金	3	0	0	0	0
再資源化預託金返納金	26	0	0	0	0
返納金 合計	716	1,392	748	2,580	1,199

雑入					
私用電報電話料	68	50	44	20	21
職員旅費収入	44	199	199	216	272
違約金及び延納利息	0	0	37	0	0
互助会返還金収入	0	0	0	2,598	0
福祉共済事務費負担金	3	0	0	0	3
雑入 合計	114	249	280	2,834	296
消防債					
消防施設整備事業債	453,000	1,067,400	684,700	1,741,400	1,352,100
消防債 合計	453,000	1,067,400	684,700	1,741,400	1,352,100
歳入 合計	1,308,267	1,908,710	1,519,350	2,607,828	2,198,263



(堺市提供資料を加工)

(2) 歳出決算額の推移

消防局の平成23年度から平成27年度の歳出決算額の推移は以下のとおりである。

<図表 2-8> 歳出決算額の推移

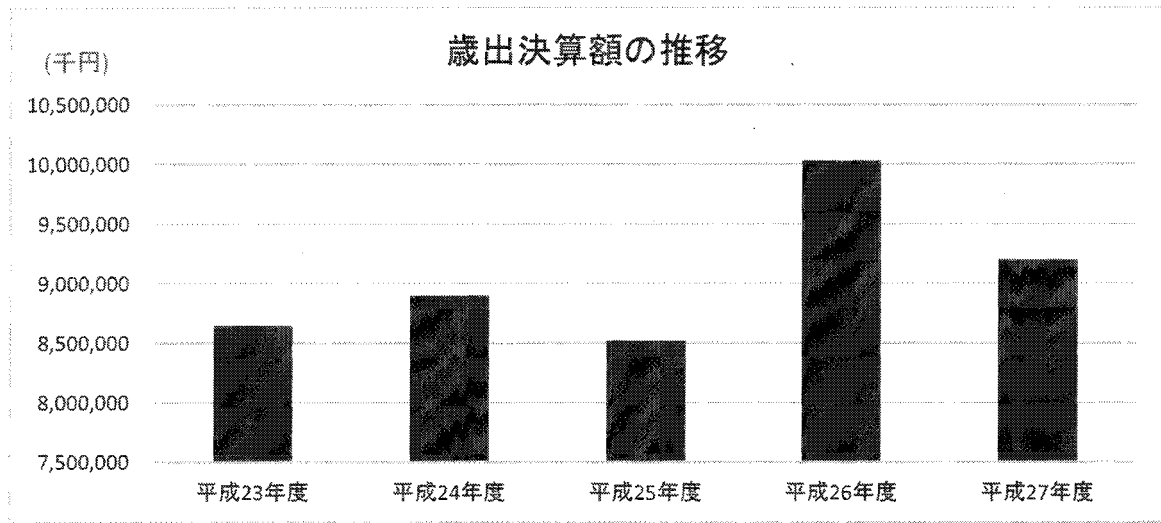
(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
消防局人件費					
報酬	3,841	3,914	9,439	9,629	15,666
給料	3,594,761	3,553,483	3,408,627	3,412,071	3,428,562
職員手当等	2,881,113	2,858,551	2,831,479	2,866,330	2,879,606
共済費	1,684	1,684	1,684	1,684	1,684
旅費	49	50	182	185	478
消防局人件費 合計	6,481,449	6,417,682	6,251,410	6,289,899	6,325,996
消防局一般事務					

災害補償費	0	0	0	1,643	283
賃金	27,111	28,604	27,005	24,158	22,575
報償費	150	443	208	199	470
旅費	4,134	3,323	4,742	3,779	5,301
需用費	49,091	48,591	47,548	54,182	52,937
役務費	9,178	10,393	9,312	9,806	9,375
委託料	1,383	3,179	1,425	1,502	1,548
使用料及び賃借料	9,900	10,091	9,105	10,707	8,832
備品購入費	2,260	1,574	480	272	988
負担金、補助及び交付金	10,161	10,216	10,175	10,238	10,304
補償、補填及び賠償金	6	1,201	254	2,572	805
公課費	0	30	0	0	0
消防局一般事務 合計	113,374	117,645	110,255	119,058	113,418
消防局安全衛生健康管理事業					
役務費	8,574	8,840	9,581	9,188	10,244
消防局安全衛生健康管理事業 合計	8,574	8,840	9,581	9,188	10,244
消防庁舎維持管理事業					
需用費	287,923	220,582	210,506	254,845	244,040
役務費	9,076	9,150	8,942	9,109	9,340
委託料	46,589	42,911	41,027	45,168	46,708
使用料及び賃借料	14,480	14,480	14,480	14,480	20,695
負担金、補助及び交付金	445	424	628	628	636
公課費	5,327	4,771	4,905	4,717	5,340
消防庁舎維持管理事業 合計	363,839	292,318	280,488	328,947	326,759
消防署職員採用事務					
需用費	427	362	380	432	425
役務費	1,849	2,177	962	1,166	1,263
委託料	1,154	743	895	1,397	1,335
使用料及び賃借料	89	81	73	144	139
備品購入費	0	0	0	0	90
消防署職員採用事務 合計	3,519	3,363	2,310	3,139	3,250
消防署職員研修事業					
報償費	0	10	20	0	10
旅費	5,874	5,886	6,095	7,270	6,085
役務費	311	386	391	345	394
委託料	6,532	8,074	8,247	6,894	6,972
使用料及び賃借料	27	28	2	546	468
負担金、補助及び交付金	12,282	12,740	13,298	16,132	14,601
消防署職員研修事業 合計	25,026	27,124	28,053	31,187	28,530
消防活動事業					
報償費	0	0	0	23	23
需用費	90,025	88,398	100,651	97,936	115,554
役務費	38,846	28,805	29,023	26,183	28,238
使用料及び賃借料	3,185	3,203	1,982	2,184	2,159
原材料費	987	291	126	139	244
備品購入費	5,305	11,282	2,913	10,530	3,972
負担金、補助及び交付金	13,761	15,925	16,811	15,841	16,979
消防活動事業 合計	152,110	147,904	151,505	152,836	167,169
救急体制の拡充整備事業					
報償費	476	855	3,473	3,564	3,178
旅費	2,462	2,954	2,453	2,619	2,836

需用費	0	0	79	0	1,270
役務費	1,198	1,230	1,285	1,300	1,261
委託料	6,867	6,956	3,084	3,431	3,492
備品購入費	0	0	0	0	36,214
負担金、補助及び交付金	31,305	32,439	31,808	32,954	47,908
公課費	81	90	99	81	72
救急体制の拡充整備事業 合計	42,389	44,524	42,281	43,948	96,232
救急活動事業					
報償費	161	506	408	506	390
需用費	16,101	18,261	17,445	15,766	4,568
役務費	2,543	2,529	2,665	2,757	2,759
委託料	7,970	0	0	0	13,538
備品購入費	1,256	3,267	1,995	340	0
救急活動事業 合計	28,030	24,562	22,512	19,369	21,255
予防行政推進事業					
報酬	0	0	20	0	0
需用費	5,915	4,522	2,723	3,003	2,767
役務費	35	35	59	59	59
委託料	37,070	39,996	47,263	59,577	46,805
使用料及び賃借料	285	358	351	361	368
備品購入費	1,351	540	236	359	626
予防行政推進事業 合計	44,656	45,450	50,650	63,358	50,624
消防車両等整備事業					
役務費	317	347	332	205	122
委託料	0	0	0	0	4,914
備品購入費	509,874	351,164	515,830	501,688	378,428
公課費	871	519	506	437	387
消防車両等整備事業 合計	511,062	352,030	516,667	502,330	383,851
予防行政の充実事業					
報償費	2,000	1,830	1,615	1,760	1,920
需用費	499	537	549	830	5,420
役務費	29	29	29	29	33
備品購入費	0	513	0	493	762
予防行政の充実事業 合計	2,528	2,910	2,193	3,112	8,135
消防行政統合システム整備事業					
役務費	0	0	0	0	7,101
委託料	72,032	96,225	54,382	104,340	197,889
使用料及び賃借料	26,263	53,284	94,212	119,288	117,047
備品購入費	4,033	12,479	7,897	0	0
消防行政統合システム整備 事業 合計	102,329	161,988	156,492	223,628	322,038
震災対策整備事業					
備品購入費	0	6,275	2,205	4,865	2,452
震災対策整備事業 合計	0	6,275	2,205	4,865	2,452
消防・救急デジタル無線整備事業					
役務費	0	140	1,984	4,326	0
委託料	3,780	91,245	128,499	71,199	37,865
備品購入費	0	411,600	212,153	494,640	665,917
消防・救急デジタル無線整 備事業 合計	3,780	502,985	342,636	570,165	703,782
消防団一般管理事業					
報酬	2,064	2,105	2,088	2,079	2,386

共済費	2,195	1,055	1,055	1,055	1,055
報償費	0	1,942	284	2,830	854
旅費	1,150	1,210	3,502	1,266	2,117
需用費	1,459	1,705	3,544	1,874	9,787
役務費	443	400	451	379	442
使用料及び賃借料	120	189	462	332	255
備品購入費	14,700	0	2,907	0	24,011
負担金、補助及び交付金	653	653	653	653	653
公課費	113	0	132	0	155
消防団一般管理事業 合計	22,897	9,259	15,078	10,467	41,715
消防庁舎等改修事業					
需用費	23,793	18,565	18,913	34,122	11,303
役務費	84	0	0	0	0
委託料	5,498	5,726	4,997	18,855	12,413
使用料及び賃借料	0	0	1,103	4,410	4,448
工事請負費	11,041	67,883	15,713	148,190	337,760
備品購入費	0	0	0	0	43
負担金、補助及び交付金	132	0	0	0	0
消防庁舎等改修事業 合計	40,547	92,174	40,725	205,577	365,966
消防水利整備事業					
需用費	138	530	2,661	475	162
委託料	1,090	1,007	0	1,480	1,616
使用料及び賃借料	92	0	0	0	0
工事請負費	26,028	13,865	34,383	24,490	32,120
消防水利整備事業 合計	27,349	15,402	37,044	26,444	33,898
消火栓維持管理事業					
委託料	126,840	0	0	0	0
負担金、補助及び交付金	491,691	216,205	125,300	118,894	116,850
消火栓維持管理事業 合計	618,531	216,205	125,300	118,894	116,850
消防署所等施設整備事業					
需用費	0	171	429	2,110	1,159
役務費	513	509	114	384	0
委託料	30,443	49,575	25,987	57,268	14,588
使用料及び賃借料	18,822	18,822	18,822	18,822	0
工事請負費	0	339,857	98,410	1,095,934	33,131
公有財産購入費	0	0	180,370	101,009	0
備品購入費	0	0	0	25,477	12,797
負担金、補助及び交付金	0	0	2,428	1,406	0
消防署所等施設整備事業 合計	49,778	408,934	326,560	1,302,410	61,676
市総合防災センター整備事業					
需用費	0	0	1	0	11
委託料	4,200	998	4,640	0	16,191
市総合防災センター整備事業 合計	4,200	998	4,641	0	16,202
歳出 合計	8,645,967	8,898,572	8,518,586	10,028,821	9,200,042



(堺市提供資料を加工)

(3) 他都市との比較

消防局の平成27年4月1日時点及び平成27年度の他都市比較は以下のとおりである。

<図表 2-9> 他都市比較

市別 区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (k m ²)	消防職員数 (人)	火災件数 (件)	火災における死傷者数 (人)		焼損面積 (m ²)	救急出場件数 (件)	歳出予算 (円)
						死者	負傷者			
	(人)	(世帯)	(k m ²)	(人)	(件)	死者	負傷者	(m ²)	(件)	(円)
札幌市	1,945,570	915,924	1,121	1,737	546	15	102	5,435	88,507	17,451,822
仙台市	1,070,713	491,884	786	1,136	294	8	43	2,517	48,065	15,814,460
新潟市	804,852	327,723	726	931	125	11	25	5,658	37,034	14,492,280
さいたま市	1,263,455	553,920	217	1,274	320	16	51	4,945	61,452	16,287,545
千葉市	966,817	423,219	271	967	279	8	44	3,314	54,301	11,538,445
東京都	13,428,618	6,892,433	1,769	18,263	4,433	95	827	20,750	759,802	245,932,000
横浜市	3,712,170	1,638,946	435	3,445	750	28	119	8,513	178,344	41,634,252
川崎市	1,466,444	693,203	144	1,444	370	22	79	14,476	65,825	19,093,114
相模原市	722,534	317,785	329	746	163	6	24	2,552	33,688	7,418,792
浜松市	789,508	308,394	1,558	889	201	5	29	5,685	34,287	12,707,813
静岡市	703,937	288,746	1,411	1,033	204	8	20	3,089	32,409	12,493,182
名古屋市	2,274,511	1,049,936	326	2,346	558	22	129	4,713	119,996	29,966,426
京都市	1,471,882	701,503	827	1,688	232	6	61	4,726	83,336	22,709,000
大阪市	2,682,972	1,349,418	225	3,469	870	27	148	4,802	219,876	38,595,260
堺市	838,683	354,867	149	919	215	13	33	2,400	53,072	9,533,941
神戸市	1,533,604	696,153	557	1,482	451	25	71	3,329	78,265	17,991,850
岡山市	714,750	314,719	789	747	187	14	31	4,261	30,795	9,315,504

広島市	1,188,067	545,210	906	1,323	305	20	64	5,188	57,746	16,946,743
北九州市	957,597	428,083	491	964	257	13	55	5,686	52,984	11,656,349
福岡市	1,528,827	757,139	343	1,021	281	9	55	2,573	72,796	14,230,694
熊本市	739,015	315,993	390	780	193	6	34	2,824	36,307	9,576,143

(他都市のホームページより引用)

- ※1 浜松市の消防職員数は平成 28 年 4 月 1 日現在の数値である。
- ※2 静岡市の消防職員数は平成 28 年 4 月 1 日現在の数値である。
- ※3 大阪市の消防職員数は平成 27 年 5 月 1 日現在の数値である。
- ※4 岡山市の世帯数は平成 27 年 3 月 31 日現在の数値である。
- ※5 広島市の人口及び世帯数は平成 27 年 3 月 31 日現在の数値である。
- ※6 福岡市の消防職員数は平成 27 年 5 月 1 日現在の数値である。

第3 監査の結果及び意見

1 はじめに

消防事業は、消火、予防、救急、救助という日常業務はもちろんのこと、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震や局地的豪雨などの非常事態においても、市民の安全、安心を守るために必要不可欠な業務である。この消防事業には、消火、救急という場面を想定すれば明らかなように、市民のニーズに即した迅速かつきめ細やかなサービスが求められており、市民に最も身近な存在である基礎自治体こそが果たせる業務である。しかし、いかに重要な業務とはいえ、投入できる財源は限られている。監査人は、この限られた財源のなか、いかに効率的に、いかに効果的な消防サービスを市民に提供できるかという視点で監査を行った。

監査の結果（指摘事項、意見、要望）は、2項以下に記載したとおりであるが、監査人が監査を通じて重要な課題であると認識した事項につき、冒頭において整理しておく。

(1) 人事交流の必要性

監査を通じ、消防局の対応は、規律正しく誠実であり、消防、救急、救助等の現場活動については大きな課題を認識しなかったが、契約、支出、人事、備品管理等の事務処理においてはいくつかの課題がみられた。たとえば、消防車両の更新（購入）費用は高額になるところ、消防局では車両の機能等については他都市と情報交換を行い検討を行っていたが、車両の購入価格の妥当性についての検討は十分ではなかった（指摘事項3）。また、4か所の消防署の事務について監査を行ったが、事務につき単純な過誤が多数あり（第3・9項）、更に、支払内容に違法性は認められなかったが、業者が作成すべき見積書、納品書、請求書の日付や金額を消防職員が記入するという事務処理が一部で確認された（指摘事項18）。

これらの事象が生じる要因には様々なことがあると思われるが、その一つとして、消防局の人事が基本的には消防局内で独立、完結しており、消防局内の目線だけで事務を行ってきたことで改善の機会が少ないことや契約などの行政事務に慣れていないことにあるのではないかと思われた。

また、消防局で実施している土木工事の発注など、本来の消防業務とは異なる専門性の高い事務については、市長事務部局の専門性を有する職員が担うことで、より合理的で、効率的な事務執行をなしうると考える。

したがって、消防局においては、市長事務部局に人材を出向させるだけでなく、同部局から人材を積極的に受け入れ、同部局のノウハウを吸収するとともに、消防局という限られた範囲の視野から脱して広い視点で事務の改善を行うべきである。

ヒアリングにおいて、消防局からは、大規模災害が発生すれば、すべての消防職員が消防吏員として活動することを求められるため、消防職員はできる限り消防吏員である方が望ましいとの意見が述べられた。しかし、大規模災害が発生した場合でも、事務的な後方支援部門は必要である。むしろ、事務に習熟した職員を配置しておくことにより、より効率的な事務処理が可能となり、消防吏員が本来の能力を発揮することができると思う。

消防局と市長事務部局との間で、より積極的な人事交流を行うことを検討すべきである。

(2) 消防車両、システムに関する契約における価格の妥当性

消防車両の更新（購入）、点検修理や消防行政統合システムの保守管理、改修に関する契約は高額であり、消防局の支出に占める割合が高いが、消防局においては契約金額の妥当性についての検討、検証が不十分であると思う。消防車両や消防行政統合システムは、いずれも限られた分野の製品であり、かつ高度な専門性があるため、情報が納入業者側に一方的に帰属し、利用者側である消防局の交渉能力が限定される構造にある。しかし、税金を原資にして購入する以上、契約金額の妥当性についての検証は欠かせない（指摘事項 3、4、9）。

しかるに、消防車両の購入や消防行政統合システムの保守管理、改修の契約において業者から提出される見積書には、材料費や労務費の単価や数量が記載されず、一式で記載されたものも多くあり、消防局側で価格の検証ができないものもあった。また、納入業者側が情報を独占しているような場合、利用者側としては業者に詳細な情報の提供を求めるとともに、他の利用者との間で情報交換することによって価格を比較することが重要であるが、消防局においては価格面で他都市との情報交換を積極的に行っていなかった。ヒアリングにおける消防局側の説明によれば、消防車両やシステムについては、利用者ごとに特殊性を有するものであり、他都市と情報交換をしても参考にならないというものであった。しかし、業者からの参考見積書の取り方や材料費や労務費の単価、数量は参考になるものである。また、比較されることによって、業者側との間では、緊張感のある見積提示、金額交渉になると考えられる。更に、利用者側が私企業である場合は購入金額や価格交渉自体が企業秘密となり開示に困難を伴うが、自治体の場合は契約金額等につき様々な情報交換をすることに何ら制約はないと考えられる。

監査人は、監査の過程において、他都市に契約方法や価格の妥当性検証のための工夫等につきアンケートを行うことを検討し、他都市から効果的に回答を得るため消防局に協力を求めたが、消防局としては、他都市から充実した有意義な回答を

得るためには時間的余裕がないとのことで、アンケートは実現しなかった。

消防局においても、情報が業者に偏在する場合、契約金額の妥当性検証のため他都市から情報収集することの必要性をこの監査を通じて認識しており、ただ他都市から充実した有意義な回答を得るためには時間的余裕がないとのことでアンケートが実現しなかったことを踏まえ、今後、アンケート等を通じ、他都市から情報収集し、それを価格交渉に生かすようにすべきである。

(3) 高石市との消防事務委託に伴う委託費の算定方法の見直し

堺市は高石市から消防事務につき事務委託を受けており、高石市は事務委託に伴う委託費を堺市に支払っている。高石市から堺市への事務委託は、平成 20 年 10 月に堺市消防局が設置され、従前の堺市高石市消防組合が解散したことに伴って行われることとなったものであるが、委託費については、両市の合意により「当面の措置」として、堺市高石市消防組合時代の人口割により算出することとされた。

高石市は臨海工業地区が多くを占め、堺市としては臨海地区にかかる消防費は人口割によっては適切に反映されていないと認識しており、「当面の措置」として据え置かれた人口割による算出方法の見直しを求め、年 2 回開催されている高石市消防事務運営協議会において平成 23 年度より委託費の算定方法の見直しにつき協議を行っているが、協議は整っていない。また、平成 26 年度以後の協議会においては、具体的な議論がされていない状況にある。

委託費の算出方法の見直しは、高石市にとっては負担額の増額を招くものであり、厳しい財政状況のなか応諾しがたいものがあると考えられる。他方、堺市にとっても、堺市民の税金を高石市の消防需要に過大に支出することは市民の理解が得られないものである。

委託費の見直しの協議は、現在、上記のとおり高石市消防事務運営協議会において行われているが、協議は膠着状態にあると考えられることから、堺市としては、新たな協議の場の設定を早急に検討すべきである（意見 12）。

(4) 予算の流用

予算の流用とは、予算で一定の目的に当てられた経費の支出を抑制し、その財源を他の支出費目に充当することであり、予算の補正を行わないで予算の執行管理上の処理として行われるものである。本来、予算は議会で議決された内容にしたがって執行すべきものであるが、予算成立後の緊急を要する支出が発生するなどの事由に対応するために認められるのが、予算の流用であり、あくまでも例外的取扱いであって、不用額等を財源とする安易な流用は慎むべきであるとされている。

ところが、消防局においては、毎年度、補正予算額と同程度に及ぶ多数、多額の流用が行われており、事業間流用については、その流用の必要性等を判断した資料は残されていなかった（指摘事項 1、2）。

安易な予算の流用は、予算の事前議決の原則に反するものであり、貴重な市の財源の無駄遣いになる可能性がある。予算の流用は、予算の事前議決の原則の例外的取扱いであることを十分に認識して、緊急性や必要性等を慎重に検討し、かつその検討資料を残すべきである。

(5) 消防本部による消防署に対する指導監督

消防局の主な業務内容<図表 2-4>によれば、消防本部は、総務部人事課が「職員研修の総括」、警防部警防課が「警防計画の策定」や「消防隊員の訓練指導等」、予防部予防査察課が「消防対象物の査察、違反処理」、予防部危険物保安課が「危険物製造所等の事業に係る調整及び安全指導等」等を所管している。また消防署長は、消防組織法第 15 条に従い、消防局長が市町村長の承認を得て任命するものとされている。

このような規定等からして、消防本部は、消防署が行う消防事務についてこれを指揮監督し、また消防本部・各消防署を含む堺市消防局全体の業務が円滑に行われるよう調整すべき立場にあると考えられる。

しかしながら、各消防署が行う事務のうち、契約関係、備品管理等については集約化等が可能と考えられるところ、現状では各消防署に委ねている結果、効率的な事務運営となっていない面がある（意見 2）。

また、消防吏員による基礎的な訓練の計画は、各消防署がそれぞれ作成し、訓練の実施状況を消防本部に報告している。ところが、報告されている訓練の実施結果をみると、いずれも基礎的な訓練項目とされながら、消防署や出張所ごとに、実施された訓練項目、数量に相当のばらつきが認められる。本来、消防本部は、報告結果については定められた訓練計画や重点項目から内容が逸脱していないかを確認し、報告結果に問題があれば是正を求めるべき立場にあるが、近年において、上記指導に基づく検証が行われた事例はない（意見 16）。

各消防署のホームページによる情報発信について、消防局として統一的な方針、指針等はなく、堺市ホームページ運用ルールに従い、各消防署がホームページを作成している結果、各消防署によって発信できている情報には相当の開きがある（要望 5）。

消防本部は各消防署の査察の実情を正確に把握しているとはいいがたく、その結果、消防署が年間査察計画に従った査察を実施することができていない状況が

繰り返されている（指摘事項 10、11）。

以上からみて、消防本部は、各消防署が行う消防事務について、問題点を含めた状況を十分に把握できておらず、また必要とされる指導、支援ができていないことがうかがわれる。

消防本部が消防署の事務をすべて統括して中央集権的に指揮命令することが必ずしも望ましいとはいえないとしても、人員配置の問題や他の消防署がどのようにして事務を遂行しているかといった事項については、各消防署が自ら調査し、あるいは解決することは困難である。

消防本部は、各消防署に対する指導、支援を通じ、各消防署が円滑に消防事務を遂行できる環境を整え、もって消防力を全体として向上させるよう一層努めることを期待する。

(6) 消防団

地震や局地的な豪雨等による災害が懸念されるなか、住民の安全確保のために、地域防災力の充実強化の重要性が認識され、平成 25 年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日法律第 110 号）が制定された。この法律では、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して防災に取り組むことが重要であるとされ、特に地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に活動することができる消防団がその中核を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図ることを求めている。

しかし、消防団組織の充実の程度は、各都市で様々である（＜図表 3-95＞）。堺市においては、美原区において合併前から組織されていた消防団が堺市美原消防団として活動しているが、堺市のその他の地域では消防団は設置されていないし、今後とも消防団を設置する予定はないとのことである。これは、堺市は面積が狭く山岳部を有しない平坦な市街地が大部分を占める地域的特性から大規模な人員投入が必要な林野火災や、山岳遭難者の捜索・救助事案が発生する可能性が低いため、日常の消防需要には常備消防（消防局）で対応でき、あえて消防団を設置するまでの必要性はないとの考えによるとのことである。ただし、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時には、現有する消防局（常備消防）での対応には限界があることから、平成 27 年に消防局退職者で組織する災害活動支援隊を組織している（定員 100 名）。

堺市美原消防団には、消防ポンプ車を 3 分団にそれぞれ 1 台ずつ、合計 3 台が配備されている。その購入は、＜図表 3-97＞記載のとおり、平成 22 年 2 月に北分団に 1 台（1449 万円）、平成 24 年 3 月に西分団に 1 台（1470 万円）、平成 28 年 2

月に東分団 1 台（2311 万円）となっているが、いずれの消防ポンプ車も現場出動をしたことはない。これは、堺市では、美原区も含め、火災については、常備消防（消防局）での対応が想定されているからである。

消防団の役割は、地域によって異なり、また時代とともに変化している。消防団は、地域のリーダーとして地域防災力の強化に果たす役割は大きく、また、その活動は住民の防災意識の向上に寄与するものであって、地域住民の高齢化や関係が希薄化するなか、今後益々その役割の重要性は増すものと考えられるが、堺市における消防団の役割は火災対応から地域防災力の強化に移ってきていると考えられる。したがって、消防団の果たすべき役割を明確にしたうえで、その役割にそった設備更新、人材育成及び地域活動を行うようにすべきである（意見 56）。

2 全般的事項

(1) 事業計画

ア 概要

堺市では、消防局における取組みや計画について、「堺市総合計画 堺 21 世紀・未来デザイン」、「堺市マスタープラン」、「局（区）組織運営方針シート」等にて市民に公表している。

上記の公表資料は、比較的総括的なものであるため、消防局では、別途、平成 28 年度から、事業ごとに個別事業計画を策定している。

当該個別事業計画の策定の狙いは、堺市提供資料の「消防局における事務事業進捗管理と執行体制強化策について」によれば、以下のとおりである。

【各種事業計画策定のねらい】

限られた資源を最大限に活用するため、全職員が厳しい財政状況を念頭においた上で予算執行することはもとより、よりメリハリのある予算編成と事業の再編成を行い、消防局における「課題」→「対策検討」→「方針決定」→「施策実施」を有機的に連携させること。

個別事業計画は、「事業計画シート」に記入する形で策定されるが、当該シートは、「現状」、「課題」、「対応策」、「平成〇〇年度までの取組」、「事業実施に係る今後所要額」から構成されている。

なお、平成 28 年度において各課で作成された事業計画シートは以下のとおりである。

<図表 3-1> 各課の事業計画シートにおける事業数

課署名	事業計画シートにおける事業数
総務部 総務課	11
総務部 人事課	10
警防部 警防課	16
警防部 通信指令課	10
警防部 救急救助課	16
予防部 予防査察課	7
予防部 危険物保安課	27
合計	97

(堺市提供資料を加工)

イ 事業計画シートの充実を通じたPDCAサイクルの構築について【意見 1】

(結論)

堺市消防行政の継続的かつ持続的な発展のため、事業計画シートに中長期的な観点や具体的な数値目標の記入を充実させ、そのモニタリングを通じて、より実質的なPDCAサイクルを構築すべきである。

(理由)

限られた資源を最大限活用し、個別事業レベルでPDCAサイクルを構築するため、平成28年度から消防局が実施している事業計画シートによる取り組みは評価できる。

しかしながら、事業計画シートを閲覧したところ、事業ごとに記載レベルにはばらつきがあり、空白の項目があったり、具体的な金額や数値目標を用いず、抽象的な記載にとどまっている事業が散見された。

利益獲得を目的とした株式会社等の民間業者とは異なり、市民の安全・安心を担っている消防局において、事業計画シートに中長期的な観点や具体的な数値目標を掲げることは、難しい面もあると考えられるが、継続したモニタリングを通じ実質的なPDCAサイクルを構築するためには、中長期的な観点や具体的な数値目標が必要不可欠である。

現状の事業計画シートの運用では、個別事業レベルでPDCAサイクルを構築するといった点で、形式的になってしまう恐れがあるため、できる限り中長期的な観点や具体的な数値目標を掲げた形での運用を行う必要がある。

(2) 各消防署の共通事務の集約化等の方法による事務の効率化について【意見 2】

(結論)

消防局においてより効率的かつ効果的な組織体制を構築して、市民の安全・安心の確保及び市民サービスの維持・向上を図るため、各消防署で共通的に行われてい

る事務を集約化するなどの方法により、継続的に事務の効率化を検討していくべきである。

(理由)

堺市も、少子高齢化・人口減少社会の急速な進展による社会保障費の増加や地方税収入の減少等、厳しい経営環境に置かれており、それは、市民の「安全・安心」を担う消防局においても同様である。したがって、消防局では限られた資源を最大限活用し、効率的かつ効果的な組織体制を構築していかなければならない。

たとえば、契約関係、備品管理等の事務（共通事務）は、基本的に各消防署の消防吏員によって行われている。消防局によれば、堺市高石市消防組合から堺市消防局へ移行した際に市長部局の制度を踏まえ、消防署長の権限を拡充するため、各消防署で共通事務を行っているとのことである。たしかに、消防吏員に事務を経験させることができるという点はあるが、これらの事務には、担当者が遵守すべき多くの規則、規程、マニュアル等が存在し、事務を習熟することは容易ではない。現状のように共通事務を各消防署に分散化させて行うことは、非効率な面があり、実際にも、第3・9項（消防署）に記載したとおり、事務処理において単純な誤りが発生する要因にもなっていると考えられる。また、結果的には、適正な人員体制の確保や共通事務に要しているコストの削減の観点から非効率であるといえる。なお、共通事務の集約化を行ったとしても、意思決定を行う主体自体は消防署長であるため、その権限には実質的に影響を与えない。

実務的にも、出張所の契約関係、備品管理等について、出張所を管轄する消防署が行っていることや、毎日、各消防署を巡回する便があることに鑑みれば、共通事務の集約化は可能であると考えられる。

今一度、各消防署で共通的に行われている事務について、集約化に馴染むものと馴染まないものに分類、整理したうえで事務を集約化するなどの方法で、効率的かつ効果的な組織体制を構築し、市民の安全・安心の確保及び市民サービスの維持向上を図ることを継続的に検討していくべきである。

(3) 消防局における内部監査

ア 概要

消防局では、財務に関する事務の執行及び事業管理の適正化を図るため、3年に一度の頻度で内部監査（近年では、平成23年度及び平成26年度）を実施している。内部監査の事務の流れ及び内部監査項目は、以下のとおりである。なお、内部監査項目は、過去の監査委員による定期監査の指摘事項に基づくものと、消防局総務課が独自に追加した項目の二つから構成されている（監査対象期間はい

ずれも 4 月 1 日から 9 月 30 日まで)。

<図表 3-2> 内部監査の事務の流れ

① 消防局総務課から関係課署に向けて、12月中旬に「消防局内部監査について（通知）」及びチェックリストを送付し、関係課署は当該チェックリストに基づき、自主監査を実施する。
② 関係課署は、自主監査の結果が記入されたチェックリストを1月下旬に消防局総務課へ送付する。
③ 消防局総務課はチェックリストを基に、必要に応じて2月上旬に対象課署にヒアリングを実施する。
④ 消防局総務課は、指摘事項を取りまとめ、「措置通知書」を対象課署に送付する。対象課署は指摘事項を確認し、措置内容を記載し、消防局総務課へ3月上旬に回答を送付する。
⑤ 消防局総務課は対象課署の回答を取りまとめる。

(堺市提供資料を加工)

<図表 3-3> 内部監査項目

(平成 23 年度)

区分	対象事項	対象課署
平成 21 年度定期監査の指摘事項	旅費	人事課
	物品購入	全課署
	委託料	全課署
内部監査対象事項	建設工事等に係る少額随意契約	総務課・全署
	物品出納事務	全課署
	消防手数料	予防査察課・指導課・全署

(平成 26 年度)

区分	対象事項	対象課署
平成 24 年度定期監査の指摘事項	時間外勤務	全課署
	物品購入	全課署
	消防手数料	予防査察課・危険物保安課・全署
内部監査対象事項	旅費	全課署
	委託料	全課署
	役務費（通信運搬費）	全課署

(堺市提供資料を加工)

イ 内部監査チェックリストの充実を通じた自主監査レベルの均一性の確保
及び実態に踏み込んだ内部監査について【意見 3】

(結論)

関係課署における自主監査レベルの均一性を担保し、事後的にも検証できるよう、現状の内部監査のチェックリストをより具体化し、また、消防局内における財務事務の執行及び事業管理の適正化を図るため、形式的なチェックだけではなく、実態に踏み込んだ内部監査の実施を検討すべきである。

(理由)

関係課署による自主監査は、消防局総務課作成のチェックリストに基づき実施されるが、当該チェックリストは【チェック内容】が抽象的な記載にとどまっているため、関係課署の自主監査を行った担当者によって監査結果にばらつきが生じてしまう原因となっている。

たとえば、平成 26 年におけるチェックリストの【チェック内容】は以下のとおり記載されているが、関係課署の自主監査を行った担当者が監査対象期間のすべての書類をチェックしているのか、どのような監査手続を実施しているのか、どのレベルを不備としているのかが不明確である。

<図表 3-4> 平成 26 年度：委託料のチェックリスト（一部抜粋）

チェック内容	抽象的であり、改善すべき点
契約事務が遅れていないか。	どのように監査手続を実施するのか、どのレベルの契約事務の遅れが不備となるのかなどが不明確である。
仕様書のとおり、業務が履行されているか確認しているか。	どのように監査手続を実施するのか、どのような場合に仕様書にそっておらず、不備となるのかなどが不明確である。
見積書の内訳が記載されているか。	見積書の内訳について、どの程度の記載が必要となるのかなどが不明確である。

(堺市提供資料を加工)

また、現状のチェックリストには、上記の【チェック内容】に対して、【チェック欄】と【不備な点等】の 2 項目しか記入する欄がないため、監査手続や確認した監査証拠が分からず、関係課署の自主監査を事後的に検証することができない。

更には、現状のチェックリストを閲覧する限り、事務が各種規程等にそって実施されているかといった形式的なチェックにとどまっている。たとえば、上記<

図表 3-4>に記載している【チェック内容】の「見積書の内訳が記載されているか。」についても、形式的な面だけではなく、その見積書の内訳について、他類似団体との比較等も含め、どのように検討されたかを検証することが有用である。

関係課署における自主監査のレベルの均一性を担保し、事後的にも検証できるよう、現状のチェックリストをより具体化し、また、消防局内における財務事務の執行及び事業管理の適正化を図るため、形式的なチェックだけではなく、実態に踏み込んだ内部監査を実施すべきである。

ウ 消防局総務課によるヒアリング等の徹底について【意見 4】

(結論)

自主監査における牽制機能を高めるとともに、自主監査レベルを向上させるため、消防局総務課が、消防局全体に対する統一的な視点を持って、ヒアリングや現地調査等を積極的に行うべきである。

(理由)

消防局総務課による監査について、消防局総務課による「消防局内部監査について（通知）」では、「必要に応じてヒアリングを実施し」と記載されているが、平成 26 年度においては、消防局総務課によるヒアリング等は実施されていなかった。

関係課署において自主監査を行うだけでは牽制機能が効いているとはいえ、自主監査レベルの向上に限界がある。また、消防局総務課によるヒアリング等を通じて、消防局全体を統一的な視点で検証することができ、不備等の指摘事項の発見だけではなく、関係課署が事務の改善に向けて取り組んでいる好事例も同時に把握することができ、それらを消防局全体で共有できるというメリットも生じる。

以上の観点から、消防局総務課によるヒアリングや現地調査等を積極的に行うべきである。

エ 計画的な内部監査及びフォローアップ監査の実施について【意見 5】

(結論)

消防局内における財務に関する事務の執行及び事業管理の適正化を図るため、消防局における事務が一定の期間で網羅的に内部監査の対象となるように内部監査計画を策定し、また、フォローアップ監査も実施すべきである。

(理由)

平成 23 年度及び平成 26 年度の消防局における内部監査の結果、各種指摘事項があがっており、それらに対する措置がとられている。しかしながら、たとえば、平成 26 年度の内部監査の指摘事項である時間外勤務確認表の退勤時刻の記載漏れ等については、指摘事項 26 のとおり、今回の包括外部監査でも同様の指摘事項があがっている。

当該状況に鑑みれば、内部監査の結果の各種指摘事項に対する措置が適切にとられていないといわざるをえない。消防局総務課は、関係課署の措置状況に対してフォローアップ監査を実施すべきである。

また、現状は、消防局における内部監査においては、その事務が一定の期間で網羅的に内部監査の対象となるように計画されていない。中長期的な内部監査計画を策定し、それに基づく継続的な内部監査の実施を通じて、消防局内における財務に関する事務の執行及び事業管理のより一層の適正化を図るべきである。なお、内部監査規程等の整備も同時に進めていくことが有用である。

(4) 予算の流用

ア 概要

消防局における平成 23 年度から平成 27 年度の補正予算決定額と流用額は以下のとおりである。

<図表 3-5> 補正予算決定額と流用額 (単位：千円)

	補正予算決定額	流用額
平成 23 年度	734,889	43,395
平成 24 年度	34,204	109,641
平成 25 年度	129,310	68,221
平成 26 年度	177,000	134,397
平成 27 年度	-175,725	45,995
合計	899,678	401,649

(堺市提供資料を加工)

補正予算決定額は 5 年間で 8 億 9968 万円 (年平均 1 億 7994 万円) であるが、当初予算成立時においてまったく想定されておらず、突発的に生じた平成 23 年度の消防・救急デジタル無線整備事業の 5 億 3343 万円を除けば、5 年間で 3 億 6624 万円 (年平均 7324 万円) である。一方、流用額は 5 年間で 4 億 164 万円 (年平均 8033 万円) となっており、補正予算額と流用額は、ほぼ均衡している。

補正予算とは、当初予算成立後に発生した事由によって当初予算どおりの執行が困難になった場合に、当初予算の内容を変更するように組まれる予算である。地

方自治法第 218 条や堺市財務規則第 8 条に基づき、当初予算と同様、財政課による予算の査定を受け、議会の承認を得なければならない。これは、民主性と明確性を必要とする予算の原則に基づき、議会の事前議決というチェックを受けたうえで、予算の執行管理を厳格に行うためである。

一方、流用とは、予算で一定の目的に当てられた経費の支出を抑制し、その財源を他の支出費目に充当することをいい、予算の補正を行わずに予算の執行を行うものである。議会の事前議決が不要であるが、地方自治法第 220 条や堺市財務規則第 14 条に基づき認められている。本来、予算の原則からすれば、予算は議決された内容にそって執行すべきものであるが、流用という制度は、予算成立後の緊急を要する支出が発生するなどの事由に対応するため、例外的に認められるものである。

財政課作成にかかる「財務事務の手引き」や「予算流用の取り扱いについて（通知）」では、流用はあくまでも予算執行上での例外的取扱いとしての運用に徹することが必要であり、不用額等を財源とするような安易な流用は慎むべきであると明示されている。

なお、例外的に流用で対応する場合、その財源が必要となるが、流用財源の考え方（優先順位）をまとめると以下の表のとおりである。

<図表 3-6> 流用財源の考え方（優先順位）

優先順位	項	目	局	節	事業	財政課合議の必要の有無
まずは同目、同節間で検討						
①-1	同項	同目	同局	同節	同事業	×
①-2	同項	同目	異局	同節	同事業	○
②	同項	同目	同局	同節	異事業	×
③	同項	同目	異局	同節	異事業	○
次に同目、異節間で検討						
④	同項	同目	同局	異節	同事業	○
⑤	同項	同目	同局	異節	異事業	○
⑥	同項	同目	異局	異節	同事業	○
⑦	同項	同目	異局	異節	異事業	○
続いて、異目、同節又は異節間で検討						
⑧	同項	異目	同局or異局	同節	異事業	○
⑨	同項	異目	同局or異局	異節	異事業	○

（堺市提供資料「財務事務の手引き」より引用）

イ 補正予算対応と流用対応の判断基準について【指摘事項 1】

(結論)

現状の消防局で行われている流用対応の判断基準を改め、予算の事前議決の原則に基づき、予算の増額補正又は減額補正を前提とした対応を実施すべきである。

(理由)

概要にも記載したとおり、流用はあくまで、予算の例外的な取扱いであるが、補正予算対応ではなく、流用対応とする消防局の判断基準は以下のとおりである。

【流用対応とする判断基準】

- ①事業間流用で対応できるもの（＜図表 3-6＞における優先順位②）
- ②1000万円以下の支出の場合（注）

（注）消防局総務課によれば、1000万円以下の支出であっても補正予算要求すべき内容、すなわち、年度途中の予算執行段階における諸条件の変化等への対応として、市議会での議論を経る必要があるものは、補正予算対応することを基本的な判断基準としているとのことであるが、平成23年度から平成27年度において1000万円以下の支出で補正予算対応された形跡はない。したがって、消防局においては、実質的には、1000万円以下の支出はすべて流用で対応するという判断基準となっていると考えられる。

消防局における上記の流用対応は、財政課の「平成27年度2月補正予算の取扱いについて（通知）」を参考にしている。

＜図表 3-7＞ 平成27年度2月補正予算の要求提出対象（一部抜粋）

1000万円以上の流用が生じているもの

事業・節単位で1000万円以上の流用が生じているものについて、流用を解消するための補正要求を行うこと

※流用元については減額補正、流用先については増額補正を行ってください。

※同目同節の事業間流用は除く

（堺市提供資料「平成27年度2月補正予算の取扱いについて（通知）」より引用）

しかしながら、流用はあくまで、予算の事前議決の原則に対する例外的な取扱いであることに鑑みると、他の経費を抑制してでも対応しなければならない緊急的な事由に限定されるべきであり、実際にも財政課による「平成27年度5月補正予算の取扱いについて（通知）」、「平成27年度8月補正予算の取扱いについて（通知）」、「平成27年度11月補正予算の取扱いについて（通知）」では、上記＜図表 3-

7>のような文言は記載されていない。平成 27 年度 2 月補正予算の要求提出資料にそのような文言が記載されているのは、あくまで、事業年度の終わりを迎えるにあたって 1000 万円以上の流用については、金額的にも影響が大きいと、確実に補正予算対応しなければならない旨を財政課が示していると考えられ、実質的に 1000 万円以下の支出をすべて流用対応していると考えられる消防局の判断基準は拡大解釈されているといわざるをえない。

また、議会の歳出予算議決項目は「款」、「項」であるが、これらは各事業における費用の積み上げであるため、実際の議決の際には、「款」、「項」に加え、「目」や「節」及び各事業の費用が記載されている予算説明書が議会に提出されている。したがって、事業間流用だとしても、付議された予算説明書の内容とは異なる執行がなされるため、事業間流用だからといって安易に行われるべきではない。むしろ、事業間流用は、議会だけではなく、財政課の合議さえ不要となっているため、なおさら慎重な対応が求められるところであるが、たとえば、平成 26 年度では、以下の事業間流用が行われている。

<図表 3-8> 平成 26 年度における事業間流用の事例

流用元事業				(単位：千円)
目名称	事業名称	節名称	運用額	当初目的
常備消防費	救急体制の拡充整備事業	備品購入費	50,828	救急ワークステーションにおける備品購入

流用先事業				(単位：千円)
目名称	事業名称	節名称	運用額	流用理由
常備消防費	消防車両等整備事業	備品購入費	50,828	大型化学車の更新

(堺市提供資料を加工)

消防局総務課によれば、流用額が 5000 万円を超えることもあり、事前に口頭ベースで財政課の了承を得ているとのことであるが、当該流用先の大型化学車は当初予算要求段階で認められなかったことからしても、緊急性が高いとはいえない。また、節名称が同じ備品購入費であっても、その内容は性質を全く異にするものである。当該事業間流用での対応は、予算の制度趣旨から適切とはいえない。

したがって、①事業間流用で対応できるもの、②1000 万円以下の支出の場合に流用対応とする消防局の判断基準を改め、流用は例外的取扱いであることを徹底し、あくまでも予算の事前議決の原則に基づき、予算の増額補正又は減額補正を前

提とした対応を実施すべきである。

ウ 事業間流用を行う際の根拠及び検討過程の文書化について【指摘事項 2】

(結論)

例外的取扱いである事業間流用を行う場合は、その根拠を明確にし、検討過程を事後的にも検証できるようにするため、それらを文書化し、保存しておくべきである。

(理由)

事業間流用は、予算の議決の際に付議された予算説明書の内容と異なる執行をする行為であり、予算成立後の緊急を要する支出が発生するなどの事由に対応するため、やむをえず、例外的に認められるものである。

したがって、例外的取扱いである以上、事業間流用を行う場合は、たとえば、下記のような項目等を慎重に検討したうえで行うべきである。

<図表 3-9> 事業間流用を行う際の検討項目及び内容

項目	内容
概要	事業間流用が必要となった背景、事実、理由、相手方、これまでの経過等
必要性・優先度	他の事業の経費を抑制してまで行わなければならないほどの必要性や優先度があるか
緊急性	翌事業年度ではなく、すぐに行わなければならない緊急性があるか
当初予算要求との関係	当初予算要求を行っており、認められなかった場合に、事業間流用として対応することが適切か
手法・金額	流用を伴わない手法を検討したか、また、積算金額は妥当か

しかしながら、消防局では、上記のような検討項目及び内容について証跡が残されておらず、なぜ事業間流用といった例外的取扱いを行わなければならないのかを検証することができなかった。

例外的取扱いである事業間流用を行う根拠を明確にし、検討過程を事後的にも検証できるようにするため、それらを文書化し、保存しておくべきである。

エ 同事業年度内で流用元にも流用先にもなっている事業・節について【意見 6】

(結論)

緊急性が高く、流用で対応しなければならない支出においても、できる限り、同日、同事業、同性質の経費で実施し、議会の承認を得たとおりに予算を執行すべき

である。

(理由)

緊急性が高く、流用で対応しなければならない支出においても、〈図表 3-6〉流用財源の考え方（優先順位）にあるとおり、予算の原則に基づき、議会の承認を得た予算にできる限り近い形で執行するため、同目、同事業、同性質の経費を財源とした流用で対応することが求められる。これは、財政課作成にかかる「財務事務の手引き」や「予算流用の取り扱いについて（通知）」でも明示されている。

しかしながら、以下は、同事業年度内に流用元にも流用先にもなっている事業・節である。（「流用戻し（※）」により、流用元にも流用先にもなっているものを除く。）

（※）流用戻しとは、落札減あるいは補正予算等により、一度行った流用が不要となった場合、逆のルートで流用を行うこと（A節→B節へ流用したものを、後日の補正予算でB節に予算を追加し、B節→A節へと流用する場合等）である。

〈図表 3-10〉 同事業年度内に流用元にも流用先にもなっている事業・節

流用元・流用先になっている事業・節	事業年度
(仮称) 堺市総合防災センター整備事業・委託料	平成 25 年度、平成 26 年度
救急活動事業・委託料	平成 27 年度
救急活動事業・報償費	平成 25 年度
救急体制の拡充整備事業・備品購入費	平成 26 年度
救急体制の拡充整備事業・報償費	平成 25 年度
消防活動事業・備品購入費	平成 24 年度、平成 26 年度
消防救急デジタル無線整備事業・備品購入費	平成 27 年度
消防局一般事務・使用料及び賃借料	平成 23 年度
消防局一般事務・負担金、補助及び交付金	平成 23 年度
消防局一般事務・報償費	平成 27 年度
消防車両等整備事業・備品購入費	平成 24 年度、平成 26 年度、平成 27 年度
消防署所等施設整備事業・委託料	平成 23 年度、平成 25 年度
消防署所等施設整備事業・工事請負費	平成 24 年度
消防水利整備事業・委託料	平成 25 年度
消防水利整備事業・工事請負費	平成 23 年度
消防水利整備事業・需用費 修繕料	平成 25 年度
消防団一般管理事業・備品購入費	平成 23 年度
消防庁舎維持管理事業・需用費 消耗品費	平成 24 年度
消防庁舎等改修事業・委託料	平成 25 年度、平成 26 年度
消防庁舎等改修事業・需用費 修繕料	平成 24 年度

(堺市提供資料を加工)

「流用戻し」といった状況を除き、流用元にも流用先にもなっている事業・節があるということは、本来、同目、同事業、同性質の経費を財源とした流用ができる

にもかかわらず、いったん、他の事業・節に事業間流用し、また、他の事業・節から事業間流用しているということになる。

一例をあげると、平成 27 年度においては、8 月に消防車両等整備事業から震災対策整備事業へ 263 万円の事業間流用を行っているが、9 月には消防救急デジタル無線整備事業から消防車両等整備事業に 75 万円の事業間流用が行われている。

<図表 3-11> 平成 27 年度における消防車両等整備事業・備品購入費
平成 27 年 8 月における事業間流用（流用額 263 万円）

	目名称	事業名称	節名称	当初目的
流用元	常備消防費	消防車両等整備事業	備品購入費	自動車の購入
流用先	常備消防費	震災対策整備事業	備品購入費	小型動力ポンプの購入

平成 27 年 9 月における事業間流用（流用額 75 万円）

	目名称	事業名称	節名称	当初目的
流用元	常備消防費	消防救急デジタル無線整備事業	備品購入費	デジタル無線受令機整備に伴う所要増
流用先	常備消防費	消防車両等整備事業	備品購入費	軽四連絡車の購入

（堺市提供資料を加工）

このような事業間流用を自由に行うことができるとすれば、議会の承認を得た当初予算と性質を異にする内容の執行が簡単にできてしまうこととなる。また、事業間流用を多用すると、当初どの内容で議会の承認を得た予算かが不透明となり、これらは、予算の執行管理上好ましくない。

したがって、緊急性が高く、流用で対応しなければならない支出においても、同目、同事業、同性質の経費で実施し、流用先で金額が余った場合には、事業間流用であっても流用戻しを行うといった方法で管理する等、できる限り、議会の承認を得たとおりに予算執行すべきである。

オ 事業年度の初めに流用した支出について【意見 7】

（結論）

事業年度の初めに行われた入札の落札減を財源とした流用対応について、予算の原則に基づき、補正予算を前提とした対応をすべきである。

（理由）

事業年度の初め（4月～6月）においては、当初予算成立時から比較的日子が浅く、予算で見込めない緊急性のある支出は、一般的に多くないと考えられる。

しかしながら、以下のように当初予算で見込めたであろう支出が、事業年度初めの入札の落札減を財源とした事業間流用によって行われている。

<図表 3-12> 事業年度の初めの事業間流用例 (単位：千円)

目名称	事業名称	節名称	運用額	流用理由	流用確定日
常備消防費	消防車両等整備事業	備品購入費	50,828	大型化学車の更新	平成26年4月3日
消防総務費	消防署職員研修事業	委託料	762	大型自動車運転免許取得講習	平成26年5月22日
消防総務費	消防署職員研修事業	委託料	308	同上	平成25年6月10日

(堺市提供資料を加工)

上記の支出は、当初予算要求段階で認められなかったにもかかわらず、新事業年度初めに議会の承認や財政課の合議が不要な事業間流用により執行されているが、予算の制度趣旨から著しく逸脱するものである。

事業年度初めに行われた入札の落札減を財源とした流用対応については、特段の理由がない限り、予算の趣旨に反すると考えられ、今後は、補正予算を前提とした対応をすべきである。

カ 事業年度末付近での流用について【意見 8】

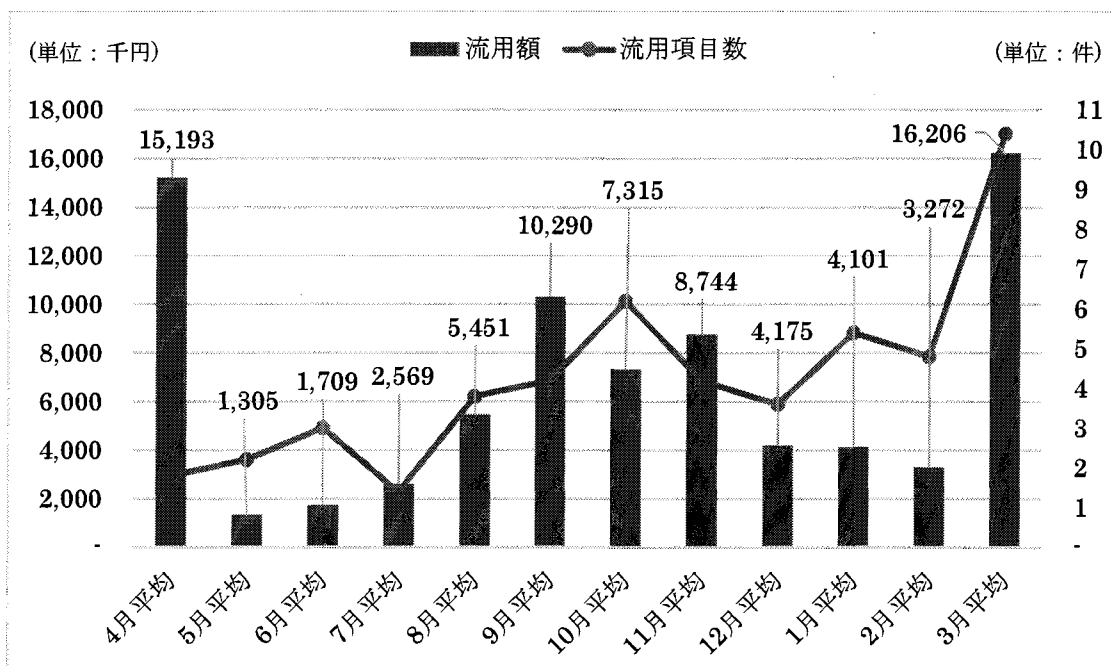
(結論)

事業年度末付近での流用については、その緊急性や必要性を客観的資料に基づき慎重に判断し、その証拠を残すべきである。

(理由)

平成23年度から平成27年度における月別平均の流用額及び流用項目数は以下のとおりである。

<図表 3-13> 過去 5 年間に於ける月別平均の流用額及び流用項目数



(堺市提供資料を加工)

事業年度末付近では、当初予算成立時から日が経過しており、予算で見込めない緊急性のある支出も比較的多いと考えられるが、それを加味しても 3 月における流用額及び流用項目数が上記のように多額になっている。

たとえば、以下の事業間流用が事業年度末付近に行われている。

<図表 3-14> 事業年度末付近の事業間流用例 (単位：千円)

目名称	事業名称	節名称	運用額	流用理由	流用確定日
消防総務費	消防局一般事務	役務費	400	郵送用切手の不足による切手購入	平成 27 年 3 月 26 日
常備消防費	予防行政推進事業	備品購入費	163	予防広報を行ううえでのテレビモニター等の購入	平成 27 年 3 月 26 日
常備消防費	予防行政推進事業	備品購入費	150	予防広報を行ううえでの講習会用テーブル収納台購入	平成 28 年 3 月 16 日

(堺市提供資料を加工)

上記の支出について、事業年度の残りの期間や購入内容、数量等を勘案すると、他の経費を抑制してでも当事業年度内に対応しなければならないほど、緊急的な事由とは考えられない。不用額等の予算消化とも考えられる。

したがって、事業年度末付近の流用については、在庫管理等を基にした適切な数量の購入であるという客観的に判断できる資料を確認するなど、緊急性や必要性についてより慎重に判断し、かつその証拠を残すべきである。

キ 毎年度流用元になってしまう事業について【意見 9】

(結論)

消防局において、毎年度流用元となっている事業については、過去の入札結果の趨勢や類似団体の状況を踏まえ、当初予算策定の精度を上げ、より実態に即した予算要求を行うことを検討すべきである。

(理由)

緊急性の高い支出が必要となった場合に、例外的に流用で対応するという事象は、単年度ベースで考えれば、一定程度生じると考えられるが、以下は、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、毎年度流用元となっている事業である。

<図表 3-15> 毎年度流用元となっている事業 (単位：千円)

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額
消防車両等整備事業	3	3,392	6	63,987	4	28,746	4	10,915	4	4,470
消防庁舎等改修事業	2	870	3	19,092	3	6,815	5	15,588	5	20,188
消防署所等施設整備事業	1	5,398	2	4,513	3	12,606	4	18,503	1	43
消防局一般事務	8	20,871	1	94	3	10,135	4	1,148	4	885

(堺市提供資料を加工)

毎年度流用元となってしまっている主な理由は、入札の結果、不用額が生じたためであり、一定程度の発生は不可避と考えられるが、毎年度流用元となっている以上、当初予算策定の精度が低いといわざるをえない。

したがって、毎年度流用元とならないように、過去の入札結果の趨勢や類似団体の状況を踏まえ、当初予算策定の精度を上げ、より実態に即した予算要求を行うようにすべきである。

ク 毎年度流用先になってしまう事業について【意見 10】

(結論)

消防局において、毎年度流用先となっている事業については、過去の実績等をできる限り予算に反映するなどし、当初予算策定の精度を上げ、より実態に即した予算要求を行うようにすべきである。また、予算策定の精度を上げたとしても、年度途中の予算執行段階における諸条件の変化等により生じてしまう支出においては、予算の事前議決の原則に鑑み、原則、補正予算で対応するようにすべきである。

(理由)

上記キで記載したものと反対に、以下の表は、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、毎年度流用先となっている事業である。

<図表 3-16> 毎年度流用先となっている事業 (単位：千円)

事業名	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額	流用数	流用金額
消防庁舎等改修事業	4	16,128	3	28,700	4	12,827	4	18,559	3	6,418
消防水利整備事業	1	82	1	345	1	3,206	1	3,280	1	5,400
予防行政推進事業	1	192	2	1,253	1	23	1	163	4	2,008
消防活動事業	2	7,156	1	16,424	3	19,774	2	11,309	3	2,004
消防局一般事務	2	533	2	3,616	2	320	3	5,025	4	1,718
消防署所等施設整備事業	3	3,510	3	1,614	2	4,787	3	6,195	1	1,600
消防団一般管理事業	1	2,287	2	1,958	1	316	2	2,912	2	991
消防庁舎維持管理事業	1	4,147	3	12,186	1	9,746	2	6,400	2	784

(堺市提供資料を加工)

毎年度流用先となってしまっている主な理由は、庁舎設備の不具合や消防団員の退職等について、当初予算要求段階では見込めなかったことによるものである。修繕費等も含め、一定程度生じてしまうことは不可避と考えられるが、過去の実績等をできる限り予算に反映するなどして、予算策定の精度を上げる必要がある。また、予算策定の精度を上げたとしても、年度途中の予算執行段階における諸条件の変化等により生じてしまう支出においては、予算の事前議決の原則に鑑み、原則、補正予算で対応すべきである。

ケ 当初予算要求で認められなかった項目の事業間流用での対応について
【意見 11】

(結論)

当初予算要求で認められなかった項目について、議会の承認や財政課の合議が不要な事業間流用で執行することはできる限り避け、あくまでも補正予算や翌年度の当初予算を通じて執行すべきである。

(理由)

当初予算要求で認められなかった項目について、議会の承認や財政課の合議が不要な事業間流用で執行することは、実質的に予算制度の趣旨を損なう運用となっていることを意味する。

以下の表は、消防局における平成 27 年度の事業間流用のうち、当初予算要求で認められなかった項目の一部である（なお、同様の流用として、<図表 3-8>記載の流用がある。）

<図表 3-17> 当初予算要求で認められなかった項目の事業間流用での支出
(単位：千円)

目名称	事業名称	節名称	運用額	流用理由
常備消防費	消防活動事業	需用費 消耗品費	5,000	音楽隊制服の更新
常備消防費	予防行政推進事業	備品購入費	1,070	音楽隊楽器の更新

(堺市提供資料を加工)

上記の支出については、当初予算要求で認められなかったこともあり、他の経費を抑制してでも対応しなければならない緊急的な事由とは考えられない。

消防局では、当初予算要求で認められなかった項目について、議会の承認や財政課の合議が不要な事業間流用で執行することはできる限り避け、あくまでも補正予算や翌年度の当初予算を通じて執行すべきである。

3 高石市との消防事務の事務委託について

(1) 概要

堺市が平成 18 年に政令市に移行し、平成 20 年 10 月 1 日に堺市消防局が設置されたことに伴い、堺市高石市消防組合は解散し、高石市は堺市に消防事務を委託することとなった。

堺市と高石市は、消防事務の委託につき、下記①の規約を定めるほか、下記②以

下の協定書等を締結している。消防事務委託に伴い高石市が堺市に支払う委託費については、＜図表 3-18＞記載のとおり、堺市と高石市に共通する経費を前年度の人口割合に応じて按分して負担する算出方法によっている。

- ①平成 20 年 6 月 23 日締結の「高石市と堺市との間における消防事務の事務委託に関する協議書」に基づき定められた「高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約」（以下、本項において「規約」という。）

【規約の概要】

- ・高石市は堺市に対し、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、消防に関する事務等を委託する（第 1 条）。
- ・事務の委託費は高石市の負担とし、その額その他必要な事項は、高石市と堺市が協議して定める（第 3 条第 1 項、第 2 項）。
- ・高石市と堺市は、委託事務の適正な管理及び執行について定期的に協議を行う（第 7 条）。

- ②平成 20 年 9 月 19 日締結の「高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する協定書」（以下、本項において「協定書」という。）

【協定書の概要】

- ・高石市が堺市に支払う委託費の算出方法を別表で定める（第 1 条第 1 項、別表省略）。なお、別表で定められた委託費の算出方法は、人口按分方式である。

- ③平成 20 年 9 月 19 日締結の「事務委託に伴う経費の負担に関する覚書」（以下、本項において「覚書」という。）

【覚書の概要】

- ・高石市と堺市は、委託費につき、一部事務組合から事務委託への移行等を考慮し、当面の措置として、一部事務組合での経費負担の算出基準である前年度の 4 月 1 日現在における高石市と堺市それぞれの人口で按分する算出方法に据え置くこととし、当該委託費に係る課題等については、今後引き続き、高石市と堺市において協議する。

- ④平成 20 年 10 月 1 日施行の「高石市消防事務運営協議会規約」（以下、本項において「協議会規約」という。）

【協議会規約の概要】

- ・高石市消防事務運営協議会（以下、本項において「協議会」という。）は、規約第 3 条第 2 項及び第 7 条に基づき、委託事務に係る経費の負担並びに委託事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行うことを目的とする（第 2 条）。

- ・協議会は、会長、副会長及び委員で組織し、会長は堺市長、副会長は高石市長、委員は堺市の消防局長及び財政部長の職にある者、高石市の総務部長及び政策推進部長の職にある者をもって充てる（第4条）。
- ・会議は年2回開催する（第6条第1項）。
- ・会長、副会長及び委員は、会議に出席できないときは、その権限を委任して代理者を会議に出席させることができる（第6条第2項）。

⑤平成24年3月7日締結の「高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する協定書の一部を変更する協定書」（以下、本項において「変更協定書」という。）

【変更協定書の概要】

委託費の算出方法を以下のとおりとする。

<図表 3-18> 変更後の委託費の算出方法（変更協定書の別表）

【計算式】	
委託費	$= \frac{\text{高石市人口}}{\text{堺市人口} + \text{高石市人口}} \times \text{経費}$
【内訳】	
経費	$= (A - B) - (C - D) + E$
	A：堺市の消防事務に係る歳出総額
	B：次に掲げる経費のうち、堺市単独の経費（以下「単独経費」という。）の合計額
	(1) 消防団に係る経費
	(2) 消防水利に係る経費
	(3) 消防に係る土地若しくは建物の取得又は建物の新築、改築若しくは修繕に要する経費
	(4) その他の経費
	C：堺市の消防事務に係る歳入総額
	D：次に掲げる歳入のうち、堺市単独の歳入の合計額
	(1) 使用料及び手数料
	(2) 国庫支出金
	(3) 府支出金
	(4) 財産収入
	(5) 諸収入
	(6) 市債
	(7) その他の歳入
	E：次に掲げるものに係る当該年度の公債費（堺市における当該年度の消防分の公債費から単独経費に係る公債費を控除した額とする。）
	(1) 消防車両
	(2) 消防艇
	(3) 消防通信システム
	(4) その他の備品

備考

- 1 消防事務とは、平成20年10月1日締結の高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約第1条に規定する委託事務の管理及び執行に係る事務

- をいう。
- 2 公債費については、地方交付税に算入された額を除くものとする。
 - 3 各市の人口は、前年度の 4 月 1 日における住民基本台帳による人口及び外国人登録人口とする。

(堺市提供資料)

(2) 堺市と高石市の消防事務にかかる各年度の負担額について

堺市と高石市の消防事務にかかる平成 22 年度から平成 27 年度までの各年度の負担額（高石市にとっては堺市に支払う委託費）は下記のとおりである。なお、高石市は救急安心センター大阪事業に係る負担金及び保安 3 法事務に係る歳入を加算した額を負担しているが、下記の表ではこれらを含めていない。

<図表 3-19> 堺市と高石市の消防事務負担額 (単位：千円)

	按分対象額	堺市	高石市
平成 22 年度	9,875,018	9,217,205	657,813
平成 23 年度	9,576,099	8,934,582	641,517
平成 24 年度	9,666,001	9,027,768	638,233
平成 25 年度	9,544,855	8,921,780	623,075
平成 26 年度	9,916,944	9,272,328	644,616
平成 27 年度	9,688,389	9,062,506	625,883

(堺市提供資料を加工)

(3) 高石市消防事務運営協議会での協議の経緯

ア 概要

堺市と高石市との間で委託費等を協議するため、協議会が年 2 回開催されている。平成 26 年度第 1 回協議会が書面会議により行われたのを除き、堺市からは副市長（市長の代理）、消防局長及び財政部長が、高石市からは副市長（市長の代理）、総務部長及び政策推進部長（又はそれらの代理）が出席して協議が行われている。

協議会においては、年度の第 1 回会議では前年度の高石市の負担額の承認、第 2 回会議では次年度の高石市の負担額の承認等が協議案件として議題とされるほか、平成 23 年度第 1 回会議においては、堺市側から高石市の委託費の算出方法が人口按分方式となっていることにつき今後見直しの協議を行いたいとの提案がされ、平成 24 年度第 1 回会議以後の協議会（ただし、平成 26 年度第 1 回会議を除く）では、毎回、「高石市消防事務委託費負担金の算出方法の見直しについて」が協議案件として議題とされている。

イ 委託費見直しについての堺市、高石市の考え方

協議会の会議録や協議会に提出された資料によれば、堺市では、概ね以下のような考えに基づき、高石市に委託費の見直しを求めている。

- ① 平成 20 年 10 月の事務委託移行時に高石市の負担額の算出方法を協議していたが、組合方式からのスムーズな移行を考慮し、当面の措置として、人口按分による算出方法に据え置くこととされたが、平成 25 年 9 月で「当面の措置」としての 5 年が経過すること。
- ② 高石市域は、臨海地域の占める割合が高いが、臨海地域に特に必要となっている大型化学車や高所放水車等の特殊車両や、危険物施設等への立入検査や指導等に要する経費についても人口按分となっており、高石市における消防需要を適切に算定できていないこと。

これに対し、高石市としては、委託費の見直しについての協議を行うことは否定しないが、概ね以下の考え方から慎重な協議を求めている。

- ① 委託費の算出方法として、人口割には一定の合理性があり、これを見直すには、十分な検証・分析・検討が必要であって、人口按分による算出方法が適切でないことの説明が必要である。
- ② 委託費の算出方法が変更され、負担金が増額されれば、高石市の財政に重大な影響を与える。高石市の第 5 次財政健全化計画が平成 24 年度にスタートし、平成 28 年度で終了するため、その進捗状況を見ながら協議したい。

ウ 委託費見直しについての協議の経過

委託費の算出方法の見直しについては、平成 23 年度第 1 回会議において堺市側から今後協議していくことが提案された。平成 24 年度第 1 回及び第 2 回会議、平成 25 年度第 1 回及び第 2 回会議では、堺市側から、資料等が提出され、具体的な提案が行われた。平成 24 年度第 2 回会議では、委託費の算出方法として、人口割、基準財政需要額割、実費（個別按分）の 3 つの算出方法が示され、平成 24 年度予算を基準に高石市の負担額を以下のとおり試算している。

<図表 3-20> 高石市の負担額試算（平成 24 年度予算基準）

計算方式	負担額 (千円)	基礎	採用する消防本部又は消防局
人口割（現行方式）	646,230	平成 23 年 4 月 1 日現在の人口より算出	堺市
基準財政需要額割	866,651	平成 23 年基準財政需要額より計算	3 都市
実費（個別按分方式）	893,234	①人件費（高石消防署＋消防本部における高石消防署にかかる人件費）＋②消防設備費等（高石市分）	8 都市

（堺市提供資料を加工）

*平成 24 年度に堺市が、消防事務委託を受けている 15 都市（人口 30 万人以上の都市）に照会した結果をもとに作成している。そのうち 4 都市は、上記以外の方式（独自方式）を採用しているため、図表に含まれていない。

*なお、上記試算では、救急安心センター負担金及び保安 3 法事務に係る収入については考慮していない。

*実費（個別按分方式）では、個別按分すべき実費の考え方により負担金額は異なる。

また、平成 25 年度第 1 回会議においては、堺市側から、高石署に配置されている職員及び消防車両等の実配置人数等に基づいた個別按分方式による算出方法（平成 24 年度当初予算による試算では、高石市の負担額は、救急安心センター負担金及び保安 3 法事務に係る収入を除き、7 億 267 万 1000 円）が提案され、その算出方法を平成 26 年度予算から適用することが提案された。

しかし、事務担当者間での協議が不十分であるなどとして、引き続き事務担当者間で協議することのことで継続審議になり、平成 25 年度第 2 回会議でも資料が提出され協議が行われたが、継続審議となった。

その後、平成 26 年度第 1 回会議は書面会議となり、委託費の算出方法は議題とはならず、平成 26 年度第 2 回会議から平成 28 年度第 1 回会議までは議題とはされるが、新しい資料が提出されることはなく、具体的な算出方法について議論されている形跡もない。また、平成 26 年度第 1 回会議までは、担当事務局間での協議がされていたが、平成 26 年度第 1 回会議以後は、担当事務局間での協議はされているものの、従前のような具体的な算出方法を提案するような実効性のある協議とはなっていない。

(4) 消防事務委託による高石市の委託費の算出方法の見直しについて【意見12】

(結論)

堺市と高石市は、平成 23 年度以後、消防事務委託による高石市の委託費の算出方法の見直しについて協議を行っているが、合意に達しておらず、また、協議進展の具体的な見込みもないことから、堺市としては新しい協議方法を提案し、実施すべきである。

(理由)

堺市と高石市は、平成 23 年度以後、堺市からの申し出により、協議会において消防事務委託による高石市の委託費の算出方法の見直しについて協議を行っている。これは、現行の人口割による算出方法では、臨海地域の占める割合が多い高石市の消防需要を適切に反映しておらず、堺市の負担が過大になっているなどとの考えによるものである。これに対し、高石市は見直しの協議には応じるものの、高石市の財政状況や緻密な検討のもと人口割が適切でないことを市民や議会に説明することが必要であるとして、堺市が提案する見直し内容には応じていない。

また、平成 26 年度第 1 回会議以後は、協議会において見直しの具体的内容について審議されることもなく継続審議となり、平成 26 年度第 1 回会議までは行われていたような事務担当者による具体的かつ実効性のある検討、協議も行われていない。

上記の協議の経過をみるに、堺市と高石市との協議は内容においてかみ合っておらず、また、平成 26 年度第 1 回会議以後は、実質的な協議の場がなくなっている状況にあり、膠着状態である。この状況を打開するためには、協議会での協議という方法以外の方法を検討せざるをえない。

その方法としては、事務担当者による密度のある期限を定めた定期的な協議の実施や堺市、高石市のトップ同士による協議の場の設定等の方法が考えられる。また、地方自治法第 251 条の自治紛争処理委員制度を利用して、両市の主張の相違点、対立点を明確にし、利害関係のない公平な第三者の意見を聴くということも考えられる。

堺市は、現行の人口按分方式は、高石市の消防需要を適正に反映しておらず、堺市に過大な負担となっていると考える以上、速やかな解決のため、上記自治紛争処理員制度の利用も視野に置きながら、高石市との建設的な協議の場をつくるべきである。

4 警防

(1) 消防車両等の購入・点検修理等の契約について

ア 車両購入金額の更なる適正性確保のための取組み【指摘事項 3】

(結論)

消防車両等整備事業及び消防団一般管理事業に基づき車両を購入する際には、購入金額の更なる適正化を図るために、一般競争入札を継続することに加え、以下の取組みを実施すべきである。

- ① 予算要求のために入手する参考見積書の内容について、各項目の要否、各項目の単価の適正性を精査し、必要に応じて、見積書提出業者に対して、その内容について説明や金額の適正性を担保するための資料提出等を求めるべきである。
- ② 徴取する参考見積書については、各項目について「一式」表記ではなく、材料費（単価及び数量）、労務費（単価及び工数）等の内訳が明らかとなるものの提出を求め、金額の適正性を比較検討できるようにすべきである。
- ③ 車両購入金額の適正性を検討するにあたって、他都市の状況につき情報収集を行うことが有用であり、現在、開催されている五都市消防技術者会議等の場を活用し、あるいは他都市に照会を行うなどして、積極的に他都市の事例を入手のうえ、参考見積書提出業者に確認を求めるとともに、適正な金額を検討のうえ、予算要求に活かすべきである。
- ④ 参考見積書は複数の業者から徴取しているが、総価の比較のみならず、項目ごとの材料費や労務費の比較等を行い、予算要求額を設定すべきである。
- ⑤ 落札業者から徴取する落札金額の内訳書は、「一式」表記ではなく、その内訳の詳細がわかる記載を求め、今後の車両購入における予算要求等に活かせるものとすべきである。
- ⑥ 参考見積書を提出した相手方からの説明や協議内容については、消防局内の情報集積のために記録化すべきである。

(理由)

消防局は、平成 27 年度、以下の車両を購入している。

<図表 3-21> 車両購入実績

車両（台数）	契約日	契約金額（税込）	契約相手方	契約方法	備考
大型化学ポンプ自動車（1台）	H27.4.30	115,560,000円	株式会社モリタテクノス 西日本営業部	一般競争入札	入札参加者数6者
高規格救急自動車（3台）	H27.7.29	61,884,000円	大阪トヨペット株式会社 法人営業部	一般競争入札	入札参加者数1者 搭載する救急資機材は別途
水槽付消防ポンプ自動車（水I-A型）（1台）	H27.8.5	102,924,000円	長野ポンプ株式会社	一般競争入札	入札参加者数6者
小型水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）（1台）	H27.7.29	49,464,000円	小川ポンプ工業株式会社	一般競争入札	入札参加者数6者
消防ポンプ自動車（CD-I型）消防団用（1台）	H27.7.29	23,112,000円	日本機械工業株式会社	一般競争入札	入札参加者数6者

（堺市提供資料を加工）

消防車両の購入は一般競争入札の手続が採用されているが、入札手続に至るまでの経過のうち、価格決定に関する手続は、以下のとおりである。

仕様書（案）作成 → 参考見積書の入手 → 予算要求 → 予算枠内示
 → 必要装備の再検討・仕様書確定 → 調達課にて予定価格決定
 → 入札執行 → 契約締結、内訳書入手

予算要求前に入手する参考見積書は、車両製造業者から徴取するものであるが、その内容について、消防局の検討は不十分といわざるをえない。

まず、参考見積書の記載内容をみると、一部、詳細な見積書を提出する業者はあるものの、見積書の記載には多くの「一式」表記がみられる。

たとえば、高額な項目に限っても、以下のような「一式」表記がある。

・大型化学ポンプ自動車

標準ぎ装 一式 49,700,000円

泡原液混合装置 一式 3,980,000円

ホースレイヤー昇降装置 一式 1,750,000円

・高規格救急自動車

オプション棚・収納ボックス・フック・滑り止め・ネット他

数量1 1,370,000円

無線機器積替え 数量1 1,000,000円

メインストレッチャーモンディアル 数量1 1,500,000円

- ・水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ-A型）
 - 標準ぎ装 1式 13,100,000
 - 消防専用無線装置、AVM装置移設工事 1式 1,200,000円
 - エアコンディショナー（ダブルクーラー） 1式 988,000円
- ・小型水槽付消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ型）
 - ぎ装費 1式 22,000,000円
 - 液晶式操作パネル 1式 2,500,000円
- ・消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ型）（消防団用）
 - ぎ装費 1式 10,058,100円
 - 無線機移設 1式 540,000円
 - 圧力制御装置 1組 859,200円

「一式」表記の場合、材料費（単価及び数量）と労務費（単価及び工数）の区別さえ判然とせず、金額の比較検討が困難である。消防局は、車両製造業者に対し内訳を確認するなどの作業を十分には行っていない。一部、電話等により確認を行っているようではあるが、その記録化は行っておらず、担当者の属人的な蓄積にとどまり、消防局としての情報蓄積は行われていない。

また、予算枠内示後の再検討においては、参考見積書の金額を前提として、各項目の加除を検討するのみで、各項目の金額の精査は行っていない。それは、上記のとおり見積書の内容が概括的な記載にとどまっており、そもそも比較検討する材料が整っていないことが大きな要因である。

入札手続を経て、契約締結の際に契約相手方から入手する内訳書に関しても、「一式」表記が多く、その内訳は不明のままである。今後、消防局として情報を蓄積するためにも、詳細な内訳書の提出を求めるべきである。

更に、消防局においては、見積書の内訳等価格の更なる適正性確保に役立つ情報を他都市から積極的に収集すべきである。

たとえば、消防局は、五都市消防技術者会議に出席しており、同会議での情報収集は有益であると考えられる。

同会議は、堺市消防局のほか、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局の各技術担当者が参加し、毎年1回開催されている。会議で取り上げられる内容は、たとえば、平成27年度の第52回会議（平成27年7月31日開催）では、各市消防局の製作車両の概要（車種、装備、契約金額）の情報提供のほか、「消防車両の製作に伴う検査」「消防車両ぎ装部分の保守点検」「複合ガス検知器の保守点検」「泡消火薬剤の種類と保有量等」「消防艇の装備品」「ステンレス製3連はしご」「指揮車等の更新」「熱画像直視装置の運用状況等」といった技術的なもの

が中心に取り上げられ、その他、車両不具合事案の情報提供がなされている。加えて、「消防車両等の予算要求方法」（平成 25 年度開催の第 50 回会議）、「車両法定点検」（平成 24 年度開催の第 49 回会議）では、車両更新の考え方や点検業務の経費節減に関する議題が取り上げられている。

他都市の情報収集の方法として、同会議を利用し、車両価格の内訳等に関する議題を取り上げ、価格についての分析結果を共有することなどは車両購入金額の更なる適正化にとって有益であり有用である。

車両の種類によっては調達先業者が限定される現状において、他都市の情報は貴重である。五都市の会議に限らず、その他の都市の情報を積極的に収集すべきであり、それらを地方公共団体間にて共有することは、各自治体の車両購入金額の更なる適正化にとっても有益である。

イ 車両等の点検・修理金額の更なる適正性確保のための取組み【指摘事項 4】

（結論）

消防庁舎維持管理事業に基づき車両の分解修理を依頼する際には、修繕金額の更なる適正化を図るために、以下の取組みを実施すべきである。

- ① 予算要求のために入手する参考見積書の内容について、各項目の要否、各項目の単価の適正性を精査し、必要に応じて、見積書提出業者に対して、その内容について説明や金額の適正性を担保するための資料提出等を求めるべきである。
- ② 徴取する参考見積書については、各項目について「一式」表記ではなく、材料費（単価及び数量）、労務費（単価及び工数）等の内訳が明らかとなるものの提出を求め、金額の適正性を比較検討できるようにすべきである。
- ③ 修繕金額の適正性を検討するにあたって、他都市の状況につき情報収集を行うことが有用であり、現在、開催されている五都市消防技術者会議等の場を活用し、あるいは他都市に照会を行うなどして、積極的に他都市の事例を入手のうえ、参考見積書提出業者に確認を求めるとともに、適正な金額を検討のうえ、予算要求に活かすべきである。
- ④ 参考見積書を提出した相手方からの説明や協議内容については、消防局内の情報集積のために記録化すべきである。

（理由）

消防局は、平成 27 年度、以下の車両点検・修理業務につき次のとおり契約を締結している。

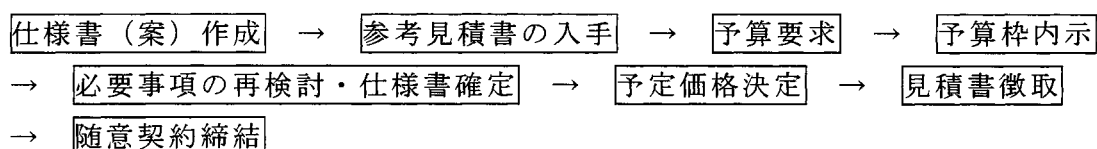
<図表 3-22> 車両点検・修理業務に関する契約

内容(台数)	契約日	契約金額(税込)	契約相手方	契約方法
はしご付消防自動車等の6か月保守点検修理(10台)	H27.4.1	1,890,000円	株式会社モリタテクノス西日本営業部	随契(一者)
はしご付消防自動車等の12か月保守点検修理(11台)	H27.9.11	2,025,000円	株式会社モリタテクノス西日本営業部	随契(一者)
多目的消防水利システム車保守点検修理	H28.2.29	1,620,000円	キンパイ商事株式会社	随契(一者)
屈折はしご付消防ポンプ自動車分解修理	H27.4.13	24,753,600円	株式会社モリタテクノス西日本営業部	随契(一者)
はしご付消防自動車分解修理	H27.9.25	27,378,000円	株式会社モリタテクノス西日本営業部	随契(一者)

(堺市提供資料を加工)

上記点検修理契約は、いずれも一者随契である。随意契約としている理由について、消防局の説明は、メンテナンスについて製造メーカー以外で作業ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結している、というものである。車両装備の特殊性という観点から、一般競争入札になじまないとしても、その金額の適正性についての検討は重要である。

車両点検・修理契約の一連の流れのうち、価格決定に関する手続は、以下のとおりである。



予算要求前に入手する参考見積書は、契約予定の相手方から徴取するものであるが、その内容について、消防局の検討は不十分といわざるをえない。

まず、参考見積書の記載内容をみるに、各項目の記載が「一式」となっているものが散見される。

- ・はしご付消防自動車等の6か月・12か月保守点検修理
車両の特定のみで、車両ごとに一式金額が記載されるのみである。
- ・多目的消防水利システム車保守点検修理
メンテナンス費用が「1式1,600,000円」とあるのみで、内訳項目もすべて「一式」表記で金額の記載がない。
- ・屈折はしご付消防ポンプ自動車分解修理
塔本体及びバスケット、ステップ縞板原色塗装 1式 1,137,000円

基部コントロールBOX・操作装置脱着分解修理及び上下コントローラー交換 1式 3,135,000円

塔関係配線及びランプ各スイッチ取替 1式 3,105,000円

・はしご付消防自動車分解修理

梯子本体脱着分解組立 1式 2,068,000円

外装部品脱着・ぎ装 1式 1,125,000円

その他100万円を超える項目の「一式」表記が散見される。

「一式」表記では、材料費（単価及び数量）と労務費（単価及び工数）の区別さえ判然とせず、金額の適正性の判断が困難である。消防局は、相手方に対し内訳を確認するなどの作業を十分には行っていない。一部、電話等で確認を行っているようであるが、その記録化は行っておらず、担当者の属人的な蓄積にとどまり、消防局としての情報蓄積は十分ではない。

また、予算枠内示後の再検討においては、参考見積書の金額を前提として、各項目の加除を検討するのみで、各項目が適正な金額といえるのかの検討は行っていない。それは、上記のとおり見積書の内容が概括的な記載にとどまっており、そもそも比較検討する材料が整っていないことが大きな要因である。

また、契約締結の際に契約相手方から徴取する見積書に関しても、「一式」表記が多く、その内訳は不明のままである。今後の消防局としての情報蓄積のためにも、詳細な見積書の提出を求めるべきである。

更に、他都市と積極的に情報交換を行うべきである。

これらは、上記アで記載した車両購入同様であり、指摘事項3を参照されたい。

ウ 消防艇「茅海（ぼうかい）」の特別整備の契約金額の更なる適正性確保のための取組みについて【指摘事項 5】

（結論）

消防艇の特別整備の修繕については、金額の更なる適正化を図るために、以下の取組みを実施すべきである。

- ① 予算要求のために入手する参考見積書の内容について、各項目の要否、各項目の単価の適正性を精査し、必要に応じて、見積書提出業者に対して、その内容について説明や金額の適正性を担保するための資料提出等を求めるべきである。
- ② 徴取する参考見積書については、各項目について「一式」表記ではなく、材料費（単価及び数量）、労務費（単価及び工数）の内訳が明らかとなるものの提出を求め、金額の適正性を比較検討できるようにすべきである。
- ③ 契約金額の適正性を検討するにあたって、他都市の情報収集を行うことが有

用であり、現在、開催されている五都市消防技術者会議等の場を活用し、あるいは他都市に照会を行うなどして、積極的に他都市の事例を入手のうえ、参考見積書提出業者に確認を求めるとともに、適正な金額を検討のうえ、予算要求に活かすべきである。

④ 入札の競争性や透明性に疑義が生じないようにするために、予算要求の際の参考見積書は、1者から入手するのではなく、複数の業者から入手し、より緻密な積算を実施すべきである。

⑤ 落札業者から徴取する落札金額の内訳書は、「一式」表記ではなく、その内訳の詳細がわかる内容の記載を求め、今後の消防艇の特別整備における予算要求等に活かせるものとすべきである。

⑥ 参考見積書を提出した相手方からの説明や協議内容については、消防局内の情報集積のために記録化すべきである。

(理由)

消防局は、平成27年度、消防艇「茅海」の特別整備につき次の契約を締結している。

<図表 3-23> 消防艇「茅海」の特別整備に関する契約

内容	契約日	契約金額（税込）	契約相手方	契約方法	備考
消防艇「茅海」特別整備	H27.11.6	14,580,000円	株式会社南進造船所	一般競争入札	入札参加者数2者

（堺市提供資料を加工）

契約方法は一般競争入札を採用しており、契約締結に至る流れは、消防車両購入（一般競争入札）と同様であり、指摘事項3にて指摘した内容が本契約にも当てはまるため、同項を参照されたい。

加えて、本契約の場合、予算要求前に、参考見積書を1者のみから徴取しているが、入札参加者は2者となっており、参考見積書提出業者が落札している。金額の適正性の検証には複数業者から参考見積書を入手すべきであり、また、入札手続の透明性を確保するためにも、複数業者から入手することが必要である。

なお、入手した参考見積書の内容については、「海水ポンプ分解、点検整備不良部品の交換後復旧 2,668,020円」「可変ピッチプロペラ装置の分解整備 1,506,200円」等、項目の内訳（材料費や労務費等の区別）が明らかではないものが散見されることから、指摘事項3にて述べたとおり、詳細な見積書を入手すべきである。

また、他都市の情報収集についても、指摘事項3と同様である。

エ 消防艇建造基本設計業務の委託金額の適正性確保のための取組みについて【指摘事項 6】

(結論)

消防艇基本設計業務を委託する際には、金額の適正性を図るために、以下の取組みを実施すべきである。

① 予算要求のために入手する参考見積書の内容について、各項目の要否、各項目の単価の適正性を精査し、必要に応じて、見積書提出業者に対して、その内容について説明や金額の適正性を担保するための資料提出等を求めるべきである。

② 徴取する参考見積書については、内容が明らかではない費用項目については説明を求め、金額の適正性を比較検討できるようにすべきである。

③ 委託金額の適正性を検討するにあたって、他都市の状況の情報収集を行うことが有用であり、現在、開催されている五都市消防技術者会議等の場を活用し、あるいは他都市に照会するなどして、積極的に他都市の事例を入手のうえ、参考見積書提出業者に確認を求めるとともに、適正な金額を検討のうえ、予算要求に活かすべきである。

④ 参考見積書を提出した相手方からの説明や協議内容については、消防局内の情報集積のために記録化すべきである。

(理由)

消防局は平成 27 年度、以下の消防艇基本設計業務委託契約を締結している。

<図表 3-24> 消防艇基本設計業務

内容	契約日	契約金額(税込)	契約相手方	契約方法
消防艇基本設計業務	H27.4.9	4,914,000 円	一般社団法人 日本造船技術センター	随契(一者)

(堺市提供資料を加工)

随意契約の理由について、消防局は、「消防艇は最新の消防設備を備え、良好な復原性能や推進性能等を目標としている。消防艇の設計については、安全性はもとより、船型と推進器や速力の関係等に関する豊富なノウハウと経験が必要とされる。日本造船技術センターは、造船技術の向上等に資することを目的として設立された財団法人であり、また他自治体の消防艇の設計についてもほぼ受注しており、消防艇の設計に必要な技術力・経験等にたけている唯一の業者のため随意契約するもの」としている。消防艇設計の特殊性ゆえ、随意契約によることがやむをえないとしても、その金額の適正性の検証は不可欠である。

契約締結に至る流れは、車両点検・修理契約と同様であり、指摘事項 4 にて述べたことが当てはまるため、同項を参照されたい。

本契約については、参考見積書を入手しているが、その内訳書をみると、労務費については単価及び工数の内訳は明らかであるものの、「諸経費 直接労務費の 50% 一式 1,174,200 円」「技術経費 (直接労務費+諸経費) の 20% 一式 704,520 円」との項目が記載されているが、これらの経費がいかなる内容を意味するのかの確認は行っていないとのことであった。徴取した参考見積書を精査のうえ、業者に対して積極的に説明を求めるなどの対応が求められる。

また、他都市の情報収集についても、指摘事項 3 と同様である

オ 契約金額が 100 万円未満の契約について【意見 13】

(結論)

随意契約(一者随契・見積合わせ)に関する各契約について、契約相手方等から徴取する見積書については、総額標記や「一式」表記のみならず、見積書記載の各項目について材料費や労務費等の内訳等が明らかとなるものの提出を求めるように事務を改善すべきである。

(理由)

警防課が、平成 27 年度に締結した車両保守点検等の契約のうち、金額 100 万円未満のもの(合計 26 契約)で、見積書記載のなかで「一式」表記のものや、材料費と労務費の内訳が明確ではないものが多く、そのような金額の検証が困難なものが 11 契約みられた。

100 万円を下回る契約であったとしても、その金額の妥当性の検証は不可欠であり、そのためにも、見積書の内容については材料費や労務費等の内訳が明らかとなるものの提出を求めるべきである。

(2) 無償貸与車両の使用計画について【意見 14】

(結論)

消防組織法第 50 条に基づき消防庁より無償貸与される消防車両については、事前に、消防局として、当該車両の使用目的や計画を定め、点検修理等に係る費用を含めて費用対効果の見通しを明確にしたうえで、車両の受入を決定し、使用開始するようにすべきである。

(理由)

消防組織法第 50 条は、総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管

に属する消防用の国有財産又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる、と規定する。

同規定に基づき、消防局は、現在、消防庁より、以下の車両の無償貸与を受けている。

<図表 3-25> 無償貸与車両

車両の種類	所属	登録日
支援車	警防課	H23.1.20
特別高度工作車	臨海消防分署	H22.2.25
大型除染システム搭載車	中消防署	H24.12.10

(堺市提供資料を加工)

これらの車両は無償で使用を開始できる一方、当該車両の点検修理にかかる費用は消防局が負担しなければならないとのことであり、法定点検費用のみならず、年次点検費用やその他補修費用等を支出している。

上記のように、無償貸与車両について、その使用開始の際に購入費用が不要であるとしても、その後点検修理にどれくらいの費用が必要であるか、特に、分解修理に至っては高額となることが通例であり、費用負担面での見通しが必要であるが、過去に上記車両について十分に検討した経緯はうかがえない。

今後、消防組織法第 50 条に基づく無償使用車両として受け入れる場合には、費用負担面の見通しについても十分に議論し、費用対効果の観点から、使用目的及び計画を明確にしたうえで、車両受入の判断を行う必要がある。

(3) 警防規程等の整備について【指摘事項 7】

(結論)

堺市警防規程に基づき整備するとされている警防計画その他必要な計画について、計画の名称のみならず、内容についても、現在の状況に適合する計画となるよう、適時見直しを実施すべきである。

(理由)

堺市警防規程は、平成 20 年 10 月 1 日（消防長庁達第 26 号）に定められ、その後、平成 25 年 3 月 28 日に最終改正を行っている。

同規程は、消防法第 1 条に規定する火災又は地震等の災害による被害を軽減するために行う警防業務、警防活動等について必要な事項を定めるものであり（第 1 条）、消防局や各消防署が警防活動を行うにあたっての基本事項を規定する。

【堺市警防規程（一部抜粋）】

（警防責任）

第 3 条 2 項 警防部長は、この規程の定めるところにより警防業務及び警防活動を掌握し、警防担当課長等を指揮監督するとともに、警防に係る施策についての指針（以下「警防指針」という。）を策定し、警防施策の万全を期するものとする。

（基本方針）

第 16 条 警防部長は、警防力の増強、消防部隊の編成及び運用その他警防活動上必要な事項について、警防計画を作成するための基本方針を示すものとする。

（警防計画）

第 17 条 警防担当課長等は、次の区分により警防計画を作成するものとする。

(1) 指定対象物警防計画 高層建築物、重要建築物、大規模木造建築物、地下鉄道、危険物、第 11 条に定める核燃料物質等の施設の火災等に係る警防計画

(2) 集団災害警防計画 列車事故その他の火災を伴わない災害等で、大規模な救急及び救助活動を必要とするものに係る警防計画

(3) 自然災害警防計画 地震、風水害等の自然災害に係る警防計画

(4) その他の警防計画 前 3 号に掲げる災害以外の災害で、警防担当課長等が必要と認めるものに係る警防計画

（警防計画の検討及び修正）

第 19 条 警防担当課長等は、警防計画を定期的に検討し、実態に合致しないと認めるときは、速やかに修正をしなければならない。

しかしながら、現在、そもそも警防規程に定める「警防計画」なる名称の計画は存在せず、従前の旧計画が残ったままとなっている。警防規程の定める警防指針に相当する「警備計画基本指針」があるものの、これは平成 7 年 3 月 10 日に策定されたものであり、旧美原町の合併（それに伴う美原消防署開設）や消防局発足以前のもので、全く改定されていない。同指針に基づく「重要建築物基本計画」や「重要建築物警備計画作成基準」も平成 7 年 3 月 10 日に制定されたままであり、上記堺市警防規程に基づく見直しや、新たな計画作成は行われず、計画の定期的な検討も行っていない状況である。

警防計画は、消防機能の根幹をなす警防活動の重要な指針となる以上、不断の見直しや修正が不可欠である。平成 7 年以降、堺市の消防体制も変わり、管轄区域内に存在する建築物も大きく変容し、防火や防災の視点からの防火設備や建築物等への規制内容も変遷するなか、警防計画は、その変遷内容等を踏まえた内容でなければならない。限られた常備消防体制においても、より効率的・効果的に警防活動を行い、消防サービスの充実を図るためにも、速やかに警防規程に基づく関連計画

を整備し、定期的な検証を実施すべきである。

(4) 消防協力事業所制度への登録推進について【要望 1】

(結論)

消防協力事業所制度への登録推進の取組みが更に実効的なものとなるよう、各防災協会会員への一括登録の働きかけのほか、その他地域防災に関わる各種団体や組織へも働きかけ、あるいは防災啓発活動や各種催事等の場を活用し、広報の手法をより広げていくことを要望する。

(理由)

消防局は、消防協力事業所制度を設け、大規模(特殊)災害発生時に消防協力を行う協力事業所の登録制度を推進している。平成28年4月1日現在の総登録事業所数は825事業所であるが、平成28年度中に総登録事業所数を1000事業所とする目標を掲げ、各消防署の数値目標も設定している。しかし、過去の新規登録事業所数は、総数で平成23年度が44件、平成24年度が105件、平成25年度が45件、平成26年度が45件、平成27年度が51件となっており、平成28年度中の上記目標数の実現は容易ではない状況がうかがえる。

消防局は、平成27年4月1日に「堺市消防協力事業所登録制度要綱」を改正し、警防課の課長補佐及び各消防署の副署長を「消防協力事業所制度推進担当者」に充てることとし、登録推進体制を強化している。更に、登録推進の一環として、各消防署の防災協会の会員のうち消防協力事業所制度に未加入の事業所に対し、同制度への登録を呼びかけたり、事業所への直接訪問を実施するなどして、防災協会会員への働きかけを行っているほか、複数の事業所を有する各団体への一括登録を促す等の工夫を行っている。

消防協力事業所は有事の際の消防協力として、常備消防体制を補完して、各事業所の敷地の内外にて消火活動や救出・救護活動等を行うものであり、消防局との間で、消防協力の内容について覚書を交わし、具体的な活動可能な項目や活動可能時間帯等を共有し、また当該事業所が保有する資機材の把握も行っており、その期待される役割は大きなものである。

したがって、今後、消防協力事業所の登録を更に推進する必要性は高く、そのための工夫としては、各防災協会会員のみならず、予防査察課が推進する広報活動とも連携し、機関紙「望楼」にて消防協力事業所の研修活動の紹介のみならず、広く事業所登録を呼びかけたり、消防局が実施する研修等の防災啓発活動や各種催事での登録の呼びかけなどを通じて、広く登録を募ることを引き続き努めよう要望する。

(5) 火災出動に関する統計整備【意見 15】

(結論)

火災通報後の消防車両の到達や放水開始までの時間、鎮火までの時間等を統計として整備し、積極的に市民に対し情報提供するとともに、消防体制の不断の見直しの材料とすべきである。

(理由)

消防局においては、火災通報後の消防車両到達、放水開始時間、鎮火時間については、基礎情報は保有しているものの、統計としては整備していない。

その理由について、消防局からは、火災事案のうち、放水の要否を判断して、消火活動を行う事案もあることから同一条件での比較ができないため統計はとっていない、また火災等防御検討会において、検討が必要となる個々の事象については検証し、小隊ごとの行動や、問題点を多面的にとらえ、改善等今後の教訓として各隊での活動内容について把握している、との理由から、統計の必要性はないとの説明があった。

確かに、火災等防御検討会での検討は、引き続き行っていくべきものであるが、一方で、統計は、市民への積極的な情報提供により、消防局の日ごろの実績を市民に理解してもらうための有用な手法であるうえ、消防体制の検討を行うにあたって一材料として有意義である。総務省消防庁は消防白書において、各地方公共団体から報告を受けたものを整理し、同様の統計を取りまとめているところである（平成27年度消防白書では、建物火災の放水開始別焼損状況として、覚知から放水開始までの時間に応じて、焼損床面積、焼損表面積、放水ポンプ台数、延焼率を整理している（同白書66頁第1-1-18表、67頁1-1-26図参照）。）。

なお、救急体制については、入電や指令から現場到着、現場出発、医師引継、病院引揚等の各時間の平均時間の統計を整備し、全国や他都市との比較を行っているところであり、火災出動に関する統計についても整備することを検討すべきである。

(6) 職員の訓練について【意見 16】

(結論)

- ① 消防吏員の基礎的な訓練項目に関し、実施に関する定量的な目標ないし目安を設定すべきである。
- ② 各消防署における訓練の実施状況に不十分な点が認められる場合、消防本部から各消防署に対し、積極的に改善を促すべきである。

(理由)

消防吏員による基礎的な訓練に関する年間計画は、消防局が各消防署に示す年間訓練計画及び署年間訓練重点項目に基づき消防署ごとに作成され、訓練の実施状況については、消防局に報告されている。消防局では、報告結果については定められた訓練計画や重点項目から内容が逸脱していないかを確認し、報告結果に問題が見受けられる場合は、必要に応じて訓練の指導及び実施状況並びに訓練内容について関係のある所属の長に検証させることとし、その検証結果についても報告させることとしている。もっとも、近年において、上記指導に基づく検証が行われた事例はないとのことである。

報告されている訓練の実施結果をみると、いずれも基礎的な訓練項目とされながら、消防署や出張所ごとに、実施された訓練項目、数量に相当のばらつきが認められる。

訓練よりも現実の現場出動が優先されるべきことは当然であり、そのような現場の状況などにより、予定どおりの訓練が実施できないことはあるにせよ、消防局として、一定水準の消防力を維持するためには、訓練の実施についても、ある程度標準化されるべきと考えられる。そのための方法として、最低限実施すべき又は標準的に実施すべき訓練実施量の目標ないし目安を各消防署に示し、かかる目標ないし目安を踏まえ各消防署において訓練が実施されるよう促すことが考えられる。

また、訓練の実施状況報告を踏まえ、かかる目安からの逸脱が認められる場合、消防本部から積極的に改善を促すことも必要である。

5 人事

(1) 総論

ア 消防職員の法令上の位置づけ

(7) 消防事務に従事する「消防職員」

消防組織の通則を定めた消防組織法によると、消防本部及び消防署には、消防事務に従事する「消防職員」が置かれ（同法第 11 条）、消防職員の任命権者に関しては、市町村長が消防長を任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命するとされる（同法第 15 条第 1 項）。消防組織法は、任命権の所在を規定するにとどまるが、地方公務員法第 6 条第 1 項により、任命権者たる市長及び消防長は、任命のほか、休職・免職・懲戒等を行う権限も有する。以上のように、消防長以外の消防職員は、市町村の職員ではあるものの、市町村長に任命され指揮命令をうける一般行政職員とは異なる指揮命令系統に服する。

「消防職員」は、「消防吏員」と「その他の職員」からなる。「消防吏員」とは、階級及び服制を有し消防事務に従事するものであり、「その他の職員」は消防本部

及び消防署に置かれる職員のうち消防吏員を除くものすべてをさす。

「消防吏員」は、①消火等火災現場で活動するための訓練を受け、その業務に従事する事を予定されていること、②特別の階級及び服制等を有すること（消防組織法第16条第2項）、③火災予防上の措置命令（消防法第3条第1項）等の特別の権限が与えられていること、④労働基準法における特例があること、⑤その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性にかんがみ、一般行政職とは異なる特別の給料表の適用を受ける（国家公務員の公安職俸給表（一）に準じた給料表の適用を受けることが適当とされている）等、「その他の職員」とは、与えられている権限が相当に異なり、実際の業務上も明確に事務分担させられている（逐条解説消防組織法第3版212頁）。

(イ) 堺市の消防職員

堺市では、消防局に配属される職員は、採用段階で、市長事務部局を中心に配属されることが予定される一般事務職とは異なる職種（消防吏員）として採用され、原則として、採用後退職まで消防局内で人事異動することが予定されている。

平成27年4月1日現在、消防局に勤務する正規職員902名のうち、1名の事務職員を除き、すべて消防吏員として採用された職員である。

イ 人的資源の配置状況

(ア) 職員配置状況

消防局における人的資源の配置状況は次のとおりである。

<図表 3-26> 消防局職員配置状況

(1)職員数 一覧表

平成27年4月1日現在

職員	区分	条例定数	職員数			勤務別			
			消防吏員	事務職員	小計	合計	日勤者	隔勤者	
職員	常勤職員	933	消防吏員	873	874	902	184	689	
			事務職員	1			1	0	
			再任用職員(フルタイム)	0				0	
		定数外		初任教育生	28	28	28	0	
	常勤職員以外	定数外		再任用職員(短時間)	53	72	72	13	40
				非常勤職員	2			2	0
				再雇用職員	4			4	0
			短期臨時職員	13	13			0	

※条例定数：堺市職員定数条例で規定されている職員の定数

初任教育生：新たに採用した消防職員に行う基礎的訓練（初任教育）に派遣中の職員

再任用職員：地方公務員法の規定に基づき定年後に採用された一般職員

再雇用職員：地方公務員法の規定に基づき定年後に採用された特別職の非常勤職員

(2)職員 所属別配置状況

	本部小計	消防本部										堺消防署	中消防署	東消防署	西消防署	南消防署	北消防署	美原消防署	高石消防署	初任教育生	派遣	合計
		局長・次長	総務課	人事課	警防課	通信指令課	救急救助課	予防査察課	危険物保安課													
消防司監	1	1																				1
消防正監	3	1			1			1			1				1	1	1					7
消防監	7		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	16
消防司令長	13		2		5	4	1	1		3	4	4	3	3	3	4	4					41
消防司令 (課長補佐級)	16		1	1	1	3	8	1	1	6	4	5	9	6	6	4	4					60
消防司令 (係長級)	56		5	3	14	11	16	3	4	22	6	8	11	15	14	8	8			1		149
消防司令補	75		4	5	7	17	31	5	6	31	12	14	27	19	24	12	15			1		230
消防士長	38		2		4	5	20	3	4	49	16	25	39	39	32	13	18					269
消防士	1						1			14	11	14	14	13	15	8	10	28				128
事務職員												1										1
常勤小計	210	2	15	10	33	41	78	15	16	127	54	72	105	97	96	50	60	28	3			902
再任用職員 (フルタイム)																						0
再任用職員 (短時間)	6		1	1			1	1	2	7	5	5	9	5	6	4	6					53
非常勤職員	2			2																		2
再雇用職員	4		1				3															4
短期臨時職員	7		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1						13
その他職小計	19	0	3	4	1	1	5	2	3	8	6	6	10	6	6	5	6	0	0			72
合計	229	2	18	14	34	42	83	17	19	135	60	78	115	103	102	55	66	28	3			974

※部長は警防課及び予防査察課に含む。

※課長を兼務している副理事については課に含む。

(堺市提供資料を加工)

(イ) 正規職員数の抑制の取組み及び再任用を考慮した要員管理

a 正規職員数抑制の取組み

消防局では、平成19年度に外部の専門家を交えた「多様な任用形態導入検討委員会」を設置し、正規職員の担ってきた業務を整理、見直し、業務の質や種類に応じて適切な担い手を選択することを基本として、正規職員数を平成19年度当初の951人から平成24年度までに911人にまで削減する(平成24年の保安3法の権限委譲により3名増員し914人)要員管理計画を定めた。平成24年度以降においても、堺市全体の行財政改革の取組みに応じて、継続的に正規職員数を圧縮する計画を定めている。

消防吏員は訓練を要する特殊な業務であることから、要員管理上、正規職員を代替し、また若手職員への業務知識や経験の伝承に当たっているOB職員である再任用職員は重要な位置づけとなっている。なお、再任用職員は短時間勤務であり、要員管理上、正規常勤職員の69%の割合で算定される。

<図表 3-27> 職員数削減計画（平成 24 年度作成）（単位：人）

	H19	H21	H24	H31	削減数	削減率
					(H21～H31)	
正規常勤職員数	951	937	914	899	38	4.1%
再任用職員数(※)	12	13	29	29		
合計	963	950	943	928	22	2.3%

※要員管理上の数値（再任用職員数×0.69で換算）

（堺市提供資料を加工）

b 再任用職員数の推移

消防局では、近年、再任用職員数が増大を続けており、要員管理上、再任用職員は正規職員を代替し、また若手職員への業務知識や経験の伝承に当たるものとして重要な位置づけを占めてきた。しかし、再任用職員数は、平成 30 年度にピークを迎えた後、平成 31 年度以降は、採用人数の多い年代の再任用職員が任期満了（65 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日〔堺市職員の再任用に関する条例第 4 条〕）に達することにより、大幅に減少することが見込まれている。

<図表 3-28> 再任用職員数の推移（見込み）（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
再任用職員数	36	39	51	53	60	82	86	71
人員換算(0.69)	25	27	36	37	42	57	60	49

※H28 まで実数、H29 以降は見込み。

※H26 はフルタイム再任用 1 人を含む。

（堺市提供資料を加工）

(2) 市長事務部局との人事交流について

ア 市長事務部局との間の人事交流の状況

消防局と市長事務部局との間での、人事交流の実績は次のとおりである。

なお、市長事務部局の職員は市長が任命権者、消防職員は消防長が任命権者であり、任命権者が異なるため、人事交流の際には、従前の身分を維持しつつ新たな任命権者からの任命を重疊的に受け、併任とする方法で実施されている。

<図表 3-29> 消防局と市長事務部局の人事交流状況（平成 21 年度以降）

消防局→市長事務部局			元職種	派遣先職種
人事課	主査（係長級）	H21. 4. 1～H23. 3. 31	消防吏員	事務
	一般（2 年目主査）	H23. 4. 1～H25. 3. 31	消防吏員	事務
	一般	H25. 4. 1～H27. 3. 31	消防吏員	事務
	一般	H27. 4. 1～派遣中	消防吏員	事務
危機管理室	参事（課長級）	H21. 4. 1～H23. 3. 31	消防吏員	事務
	参事（課長級）	H23. 4. 1～H25. 3. 31	消防吏員	事務
	参事（課長級）	H25. 4. 1～H27. 3. 31	消防吏員	事務
	参事（課長級）	H27. 4. 1～派遣中	消防吏員	事務
危機管理室	主査（係長級）	H20. 4. 1～H22. 3. 31	消防吏員	事務
	主査（係長級）	H22. 4. 1～H24. 3. 31	消防吏員	事務
	主査（係長級）	H24. 4. 1～H26. 3. 31	消防吏員	事務
	主査（係長級）	H26. 4. 1～H28. 3. 31	消防吏員	事務
市長事務部局→消防局			元職種	派遣先職種
消防局総務課	副理事	H21. 4. 1～H23. 3. 31	事務	事務
消防局次長	消防局次長	H28. 4. 1～派遣中	事務	消防吏員

（堺市提供資料を加工）

イ 市長事務部局との人事交流の必要性【意見 17】

（結論）

消防局と市長事務部局との間で、職員の人事交流を積極的に行うことを検討すべきである。

（理由）

（ア）現状

現在、消防局に所属する職員は、正規職員 902 名（平成 27 年 4 月 1 日）のうち、消防組合時代から存在する事務職員 1 名を除き、その余の 901 名すべてが消防吏員として採用された職員で構成されている。

消防局に所属する職員のうち、消防吏員が大多数を占めるという状況は他都市に共通するが、堺市は消防吏員以外の職員が 1 名のみであり、他都市と比較しても消防吏員以外の職員の割合が著しく低い。

< 図表 3-30 > 消防吏員と消防吏員以外の職員の内訳

消防本部名	消防吏員 の数 (①)	吏員以外 の職員 (②)	消防職員の 数 (③=①+②)	吏員以外 の職員割合 (④=②÷③)
札幌市消防局	1,837	9	1,846	0.49%
仙台市消防局	1,079	16	1,095	1.46%
新潟市消防局	915	0	915	0.00%
さいたま市消防局	1,266	6	1,272	0.47%
千葉市消防局	959	5	964	0.52%
横浜市消防局	3,598	9	3,607	0.25%
川崎市消防局	1,440	4	1,444	0.28%
相模原市消防局	741	5	746	0.67%
浜松市消防局	887	4	891	0.45%
静岡市消防局	770	3	773	0.39%
名古屋市消防局	2,337	9	2,346	0.38%
京都市消防局	1,769	31	1,800	1.72%
大阪市消防局	3,437	32	3,469	0.92%
堺市消防局	901	1	902	0.11%
神戸市消防局	1,469	13	1,482	0.88%
岡山市消防局	710	2	712	0.28%
広島市消防局	1,319	4	1,323	0.30%
北九州市消防局	969	3	972	0.31%
福岡市消防局	1,015	6	1,021	0.59%
熊本市消防局	780	0	780	0.00%
			平均	0.52%

(堺市提供資料を加工)

市長事務部局との間の人事交流は、平成27年4月1日時点で、消防局から市長事務部局の人事課及び危機管理室に合計3名が派遣されている（なお、平成28年4月1日時点では、消防局から市長事務部局に合計2名が、市長事務部局から消防局に1名が、それぞれ派遣されている。）。

市長事務部局の職員は市長、消防職員は消防長がそれぞれ任命権者であり、任命権者が異なるが、併任によることにより、職員の身分保障をしつつ人事交流を実施することができ、制度上の支障はない。

(イ) 人事交流による組織活性化の必要性

消防局は、平成 20 年に堺市高石市消防組合から消防局へと組織改編されたという沿革から堺市の組織の一部としての歴史が浅い。また、消防吏員は、消防業務に従事するための教育・訓練を受け、それら業務に従事することが本来的に期待される職種として採用されている。消防吏員と一般行政職とを対比すると、相対的に、後者の方が事務処理に習熟しているのはある意味当然である。本監査において、堺市の一組織として従うべき事務ルールが徹底されず、又は理解・習熟不足により、事務処理が不十分な例が多く認められた（指摘事項 14～27、意見 48～55）。

一般に、職員の人事異動が少なく閉鎖的であると、職員は組織内で定着している事務処理に疑いをもたず前例踏襲となりがちである。また、更に組織が閉鎖的であれば、チェック機能が働かず、不適正・不効率な事務処理につながるおそれがある。人事交流を行えば、他の組織の事務処理の方法と対比することで、消防局の事務の改善が可能となる場合もある。

また、土木工事の発注等専門性の高い事務について、消防吏員に求められるものとは異なる高度の専門性を有する職員が事務を担うことにより、効率的、合理的な事務執行をなしうるものと考えられる。

堺市では、消防吏員が市長事務部局で様々なことを学び、消防局に持ち帰って周囲の職員に伝達することが効果的であるとして消防局から市長事務部局への人事交流を継続してきたが、更に、消防局に市長事務部局職員を配置する方向での人事交流を行うことも、組織の活性化の観点から有益と考えられる。

(ウ) 人事交流の規模・方法

消防局は、900 人以上の大規模組織であり、このほぼすべてが消防吏員で占められている。仮に、市長事務部局の一般事務職の職員 1～2 名が消防局へ配属されるだけでは、このような大規模組織を変革する力を持たせることは困難と思われ、他職種の職員に消防局の組織を変革する力を持たせるためには、まとまった人数が必要である。具体的には、消防局は、900 名規模の組織であるから、他都市における他職種の平均的な割合である 0.5%の割合として 5 名程度、組織活性化のため他職種を重点的に配置する趣旨で 1%の割合として 10 名程度の消防吏員以外の職種（一般事務、土木、建築等）の配置が検討されるべきものとする。また、消防吏員に市長事務部局の事務ルール及びノウハウを習得させるため、市長事務部局に派遣する人事交流についても、継続すべきである。

(3) 女性職員のさらなる活躍推進について【意見 18】

(結論)

- ① 消防吏員に占める女性職員を増加させるための取組みを引き続き実施していくべきである。
- ② 女性消防吏員が組織内で活躍できる環境整備を更に推進すべきである。

(理由)

ア 消防吏員に占める女性の人数

消防局の消防吏員中、女性数の推移は次のとおりであり、平成 27 年度においても、常勤の消防職員 902 名（うち 901 名が消防吏員）に対する割合は約 2.1%にとどまっている。（なお、平成 28 年度採用により、同年 10 月時点で女性数は 28 名、約 3%と増加傾向にある。）

<図表 3-31> 消防吏員に占める女性職員の内訳 (単位:人)

H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4
16	17	18	20	18	19	19

(堺市提供資料)

イ 女性職員の活用の必要性

消防組織に女性消防吏員を増加させることにより、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子どもや高齢者、災害時の要支援者等、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し住民サービスの向上が図られることが期待できる。更に、多様な視点でものごとを捉える組織風土、育児・介護等それぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が期待できる。

全国的にも、平成 27 年 4 月 1 日時点で、16 万 649 名いる消防吏員のうち、女性は 3850 名（約 2.4%）であり、都道府県警察官（平成 26 年 4 月 1 日現在、約 7.7%）、自衛官（平成 25 年度末現在、約 5.6%）、海上保安庁（平成 26 年度、約 5.5%）と、他の職種と比較しても消防吏員のうち女性の占める割合は低水準である（出典：総務省消防庁ホームページ）。そのため、総務省消防庁においても、消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の比率を、平成 38 年度当初までに 5%に引き上げることを、全国の共通目標と設定して取り組んでいる。

堺市消防局においても、女性消防吏員増加に向けた、採用活動における積極的な PR 等女性消防吏員の採用の拡大に向けた取組みを継続すべきである。

そして、女性消防吏員が組織内でその能力を十分に発揮できるよう、意欲と適性に応じた適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた様々な配慮、幹部職員の意識改革、施設・資機材の計画的な改善などの環境整備を更に推進すべきである。

(4) 労働時間

ア 隔日勤務制の採用

消防局では、いつ発生するか予測ができない災害に備えるため、職員が24時間体制で勤務している。そのような24時間常駐体制に対応するため、職員の勤務時間は、市長事務部局と同様の午前9時から午後5時30分までの勤務に従事する職員（毎日勤務者）と、24時間の交替制勤務に従事する職員（隔日勤務者）とが併存している。

隔日勤務者は、午前9時から翌日の午前9時までを1当務の勤務時間（休憩時間を含む）とし、1当務のなかで、あらかじめ8時間30分の休憩時間が定められた勤務表にしたがって合計15時間30分の勤務に従事する。消防局における隔日勤務制度は、「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「堺市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に基づき、平均して1週間当たり38時間45分の勤務時間が、あらかじめ「勤務表」により示されるものであり、法定の1ヶ月以内単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2、地方公務員法第58条第3項参照）にしたがって運用されている（消防庁消防課長名「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について（通知）」〔平成15年11月11日消防消第206号〕）。

＜図表 3-32＞ 勤務表の一例（4人勤務表）

表面

裏面

4 人 勤 務 表 (深夜勤務者)
所属
表2-1(2)

勤務時間	勤務員	種 別				備 考
		A	B	C	D	
9:00 ~ 10:00	●●●●					
10:00 ~ 11:00	●●●●					
11:00 ~ 11:45	●●●●					
11:45 ~ 12:00	●●●●					
12:00 ~ 12:45	●●●●					
12:45 ~ 13:00	●●●●					
13:00 ~ 14:00	●●●●				事故の発生	
14:00 ~ 15:00	●●●●					
15:00 ~ 15:00	●●●●					
16:00 ~ 17:00	●●●●					
17:00 ~ 17:30	●●●●					
17:30 ~ 18:00	●●●●					
18:00 ~ 18:30	●●●●					
18:30 ~ 18:45	○●○●					
18:45 ~ 19:00	○●○●					
19:00 ~ 19:30	○●○●					
19:30 ~ 19:45	○●○●					
19:45 ~ 20:00	○●○●					
20:00 ~ 21:00	○●○●					
21:00 ~ 22:00	○●○●					
22:00 ~ 23:00						
23:00 ~ 24:00						
0:00 ~ 1:00						
1:00 ~ 2:00						
2:00 ~ 3:00						
3:00 ~ 4:00						
4:00 ~ 5:00						
5:00 ~ 6:00	○●○●					
6:00 ~ 6:30	○●○●					
6:30 ~ 6:45	○●○●					
6:45 ~ 7:00	○●○●					
7:00 ~ 7:15	○●○●					
7:15 ~ 7:30	○●○●					
7:30 ~ 8:00	○●○●					
8:00 ~ 8:20	○●○●					

【 凡 例 】 ●印⇒交代勤務、○印⇒一般勤務、○印⇒休養、無印⇒休養

時 間	種 別	備 考
9:00 ~ 9:15	時 分	時 分
9:15 ~ 9:30	時 分	時 分
9:30 ~ 9:45	時 分	時 分
9:45 ~ 10:00	時 分	時 分
10:00 ~ 10:15	時 分	時 分
10:15 ~ 10:30	時 分	時 分
10:30 ~ 10:45	時 分	時 分
10:45 ~ 11:00	時 分	時 分
11:00 ~ 11:15	時 分	時 分
11:15 ~ 11:30	時 分	時 分
11:30 ~ 11:45	時 分	時 分
11:45 ~ 12:00	時 分	時 分
12:00 ~ 12:15	時 分	時 分
12:15 ~ 12:30	時 分	時 分
12:30 ~ 12:45	時 分	時 分
12:45 ~ 13:00	時 分	時 分
13:00 ~ 13:15	時 分	時 分
13:15 ~ 13:30	時 分	時 分
13:30 ~ 13:45	時 分	時 分
13:45 ~ 14:00	時 分	時 分
14:00 ~ 14:15	時 分	時 分
14:15 ~ 14:30	時 分	時 分
14:30 ~ 14:45	時 分	時 分
14:45 ~ 15:00	時 分	時 分
15:00 ~ 15:15	時 分	時 分
15:15 ~ 15:30	時 分	時 分
15:30 ~ 15:45	時 分	時 分
15:45 ~ 16:00	時 分	時 分
16:00 ~ 16:15	時 分	時 分
16:15 ~ 16:30	時 分	時 分
16:30 ~ 16:45	時 分	時 分
16:45 ~ 17:00	時 分	時 分
17:00 ~ 17:15	時 分	時 分
17:15 ~ 17:30	時 分	時 分
17:30 ~ 17:45	時 分	時 分
17:45 ~ 18:00	時 分	時 分
18:00 ~ 18:15	時 分	時 分
18:15 ~ 18:30	時 分	時 分
18:30 ~ 18:45	時 分	時 分
18:45 ~ 19:00	時 分	時 分
19:00 ~ 19:15	時 分	時 分
19:15 ~ 19:30	時 分	時 分
19:30 ~ 19:45	時 分	時 分
19:45 ~ 20:00	時 分	時 分
20:00 ~ 20:15	時 分	時 分
20:15 ~ 20:30	時 分	時 分
20:30 ~ 20:45	時 分	時 分
20:45 ~ 21:00	時 分	時 分
21:00 ~ 21:15	時 分	時 分
21:15 ~ 21:30	時 分	時 分
21:30 ~ 21:45	時 分	時 分
21:45 ~ 22:00	時 分	時 分
22:00 ~ 22:15	時 分	時 分
22:15 ~ 22:30	時 分	時 分
22:30 ~ 22:45	時 分	時 分
22:45 ~ 23:00	時 分	時 分
23:00 ~ 23:15	時 分	時 分
23:15 ~ 23:30	時 分	時 分
23:30 ~ 23:45	時 分	時 分
23:45 ~ 24:00	時 分	時 分
0:00 ~ 0:15	時 分	時 分
0:15 ~ 0:30	時 分	時 分
0:30 ~ 0:45	時 分	時 分
0:45 ~ 1:00	時 分	時 分
1:00 ~ 1:15	時 分	時 分
1:15 ~ 1:30	時 分	時 分
1:30 ~ 1:45	時 分	時 分
1:45 ~ 2:00	時 分	時 分
2:00 ~ 2:15	時 分	時 分
2:15 ~ 2:30	時 分	時 分
2:30 ~ 2:45	時 分	時 分
2:45 ~ 3:00	時 分	時 分
3:00 ~ 3:15	時 分	時 分
3:15 ~ 3:30	時 分	時 分
3:30 ~ 3:45	時 分	時 分
3:45 ~ 4:00	時 分	時 分

(堺市提供資料)

イ 休憩時間の繰り下げの運用根拠規定の明確化【指摘事項 8】

(結論)

職員の休憩時間を繰り下げる場合がありうることについて、根拠規定を明確化すべきである。

(理由)

午前12時から12時45分を中心とする昼の休憩時間に、緊急出動が発生した場合、緊急出動に従事する職員は予定されていた休憩が取れないこととなる。そのような場合、活動終了後に休憩時間を繰り下げることにより休憩時間を確保する運用がなされている。

休憩時間の繰り下げの運用は、休憩時間を規定している「堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「堺市消防職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に、休憩時間の繰り下げの根拠は明記されず、局内での事実上の運用としてなされ

ている。休憩時間の繰り下げの運用自体は、緊急活動への対応と職員の休憩時間確保を両立させる運用であるが、本来、休憩時間とされている時間帯に勤務を命ずるためには、勤務条件を定める条例、規則等に根拠が存在しなければならない。消防庁消防課長名「消防職員の勤務時間等の適正な管理と運用について（通知）」（平成15年11月11日消防消第206号）では、「あらかじめ定められた休憩時間帯について、勤務の途中で繰り上げ、繰り下げ等の変更を行う場合には、条例、規則等に、そのような取扱いがあり得る旨を定めておく必要があること。」とされている。

このように、休憩時間の繰り下げ等の変更を行うためには、条例、規則等に、そのような取扱いがあり得る旨を定め、根拠規定を明確化する必要がある。

(5) 特殊勤務手当

ア 概要

(ア) 給与体系と特殊勤務手当の位置づけ

消防吏員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等に鑑み、一般行政職員と異なる特別の給料表（国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することが適当とされている（昭和26年3月16日国家消防庁管理局長通知「地方公務員法の施行に伴う消防職員に関する条例及び規則の取り扱いについて」参照）。

堺市においても、堺市職員の給与に関する条例に基づき、行政職給料表とは別に、消防職給料表が定められ消防吏員に適用される。

また、同条例では、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する」とされ（同条例第18条第1項）、その具体的な内容は、堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市消防職員の特殊勤務手当に関する規則に定められている。

(イ) 特殊勤務手当の内容

個別の特殊勤務手当の概要は次のとおりである。

① 機関手当

趣旨	機関員として乗組み配置されることにより精神的重圧を強いられ、緊急走行時に実際に運転業務に従事するなど業務の困難性及び特殊性を考慮して支給される
支給対象	機関員（消防艇の船長、機関長を含む）として乗組み配置された者及び実際に緊急走行に従事した者、並びに、日々の乗組み配置のない大型車両等で指定する車両については、実際に機関員として指名され、運転業務に従事した者

手当額	大型車両等及び消防艇は 240 円／日、その他の車両は 120 円／日
-----	-------------------------------------

② 指令管制手当

趣旨	指令管制業務に従事することにより 24 時間精神的重圧を強いられ、発災時には、極度の緊張の中で勤務しなければならない特殊性と業務の困難性を考慮して支給される
支給対象	通信指令課の指令係で勤務する職員、又は、通信指令課で勤務する職員（指令係を除く）で、指令係員の代替として実際に指令管制業務に従事した者
手当額	120 円／日

③ 救助隊員手当

趣旨	高度な救助資機材を活用し救助活動に専従する隊の隊員として配置された者に対して、その活動の困難性かつ危険性を考慮して支給される
支給対象	特別高度救助隊又は高度救助隊に属する職員で、救助工作車又は特殊災害対応自動車に乗り組む者
手当額	240 円／日

④ 活動手当

対象となる活動に応じて三種類が定められている。

趣旨	災害現場での活動の困難性と危険性を考慮して支給される
----	----------------------------

(a) 消防活動手当

支給対象	災害現場において被害を軽減するために行う活動に従事した者はしご車等の梯上での高所作業及び消防艇による活動に従事した場合は手当額が加算
手当の額	2 時間以下 400 円、超過 1 時間ごとに 200 円加算／回 高所作業に従事した場合 120 円加算 消防艇作業に従事した場合 240 円加算

(b) 救急活動手当

支給対象	救急事故の現場で行う救急隊及び救急支援隊の活動に従事した者
手当の額	救急救命士 250 円／回 救急隊員 150 円／回

(c) 潜水活動手当

支給対象	災害の現場において潜水器具を装着して行う潜水活動に従事した者
手当の額	1000 円／回

⑤ 隔日勤務等従事手当

趣旨	正規の勤務が 2 日にわたり、24 時間待機拘束される職員に対して、その特殊性を考慮して支給する
支給対象	隔日勤務従事者で 1 当務の業務に従事したもの、又は、毎日勤務者で正規の勤務時間を勤務した後に宿直勤務に従事した者
手当額	520 円／当務（＝1 回の隔日勤務）

⑥ 夜間特殊業務手当

趣旨	正規の勤務の一部が深夜において行われる業務の特殊性を考慮して支給する
支給対象	隔日勤務従事者で正規の勤務の一部が深夜（22 時から翌 5 時まで）に割り振られた者
手当額	2 時間未満 410 円、2 時間以上 730 円

⑦ 国際緊急援助手当

趣旨	国際緊急援助隊として行う業務の危険性、困難性を考慮して支給する
支給対象	国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）の規定による国際緊急援助隊として派遣され、同法第 2 条に規定する国際緊急援助活動に従事する者
手当額	4000 円／日（心身に著しい負担を与える業務につき加算あり）

< 図表 3-33 > 平成 27 年度特殊勤務手当の支給実績表

特殊勤務手当		単価 (円)	対象人数 (人)	全件数 (件)	平均支給額 (年額・円)	
機関手当（大型）		240	209	20,467	23,503	
機関手当（普通）		120	336	21,514	7,684	
指令管制手当		120	29	6,685	27,662	
救助隊員手当		240	52	10,969	50,626	
活動 手当	消防活 動手当	2h 以内	400	754	26,015	13,801
		2～3h	600	565	1,442	1,531
		3～4h	800	406	715	1,409
		4～5h	1,000	200	264	1,320
		5～6h	1,200	66	72	1,309
		6～7h	1,400	48	50	1,458
		7～8h	1,600	16	16	1,600
		8～9h	1,800	9	9	1,800
		9～10h	2,000	1	1	2,000
		10～11h	2,200	19	19	2,200
		11～12h	2,400	17	17	2,400
		高所作業	120	36	47	157
	消防艇作業	240	0	0	0	
	救急活 動手当	救急救命士	250	129	65,012	125,992
		救命士以外	150	577	78,807	20,487
潜水活動手当		1,000	1	1	1,000	
隔日勤務等従事手当		520	768	81,860	55,426	
消防夜間特殊業 務手当	2 時間未満	410	405	24,204	24,503	
	2 時間以上	730	61	3,462	41,430	
国際緊急援助手当		4,000	0	0	0	

(堺市提供資料を加工)

イ 特殊勤務手当の見直しについて【意見 19】

(結論)

- ① 機関手当及び救助隊員手当は、活動実績に応じて支給される手当とする方向で見直しを検討すべきである。
- ② 指令管制手当は、廃止の方向で見直しを検討すべきである。
- ③ 隔日勤務手当及び夜間特殊業務手当は、両手当を統廃合する方向で見直しを検討すべきである。

(理由)

(ア) 機関手当及び救助隊員手当

機関手当及び救助隊員手当は、機関員及び救助隊員として、乗組み配置をされたことが支給要件となっており、実際に出動せずとも手当が支給される。

機関手当は、緊急時及び日々の車両運行の危険性、困難性、及び機関員として乗組み配置されることにより精神的重圧を強いられることを考慮し、また、救助隊員手当は、災害現場活動の危険性のみでなく、日々従事する訓練の困難性や危険性(高所作業、潜水活動を含む)を考慮し支給するとされる。

しかし、特殊勤務手当は「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない」と認められるものに限って支給されるものである。この点、日々の(非緊急時の)車両運行の危険性や機関員として乗り組み配置されることによる精神的重圧や、日々従事する訓練の困難性や危険性は一定理解できるとしても、それが「『著しく』危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務」に該当するとはいいがたく、現実に出動せずとも手当が支給されることは合理性がないと思われる。

また、他都市における同種手当の存在状況は次のとおりであり、活動を要件としないで日額手当として支給される制度を有するのは、機関手当につき 20 都市中 8 都市、救助隊員手当につき 20 都市中 6 都市にとどまる。

機関手当 20 都市中 20 都市	
13 都市 (1 都市重複)	活動を要件として支給
8 都市 (1 都市重複)	活動を要件としないで、日額手当として支給
救助隊員手当 20 都市中 10 都市	
4 都市	活動を要件として支給
6 都市	活動を要件としないで、日額手当として支給

以上から、機関手当及び救助隊員手当は、活動実績に応じて支給される手当とす

る方向で見直しを検討すべきである。

(イ) 指令管制手当

指令管制手当は、指令管制業務に従事することにより 24 時間精神的重圧を強いられ、発災時には、極度の緊張の中で勤務しなければならない特殊性と業務の困難性を考慮するものとされる。

指令管制業務の困難性自体は一定理解できるものの、通信指令課に配属され指令管制業務に従事することは本来業務であり、現場活動のような危険性はなく、特殊勤務手当で手当すべきほどの特殊性は見いだせない。

また、他都市における同種手当の存在状況は次のとおりであり、20 都市中 7 都市にとどまる。

指令管制手当 20 都市中 7 都市

以上から、指令管制手当は、廃止を前提に見直しを検討すべきである。

(ウ) 隔日勤務等従事手当・夜間特殊業務手当

a 隔日勤務等従事手当

隔日勤務等従事手当は、正規の勤務が 2 日にわたり、24 時間待機拘束される職員に対して、その特殊性を考慮して支給するものとされている。

変形労働時間制として、1 回の勤務（1 当務）あたり勤務時間が 15 時間 30 分であり、毎日勤務者の 2 日分の勤務時間となっているため、週勤務時間の合計は隔日勤務者と毎日勤務者に差異はないが、夜間の休憩時間等においても、出場に備える必要があり、休憩時間とはいえ外出することなどは認められておらず待機拘束されることに、その支給の必要性・合理性があるとされる。

この点、他都市における同種手当の存在状況は次のとおりである。

隔日勤務手当 20 都市中 5 都市

b 夜間特殊業務手当

夜間特殊業務手当は、正規の勤務の一部が深夜において行われる業務の特殊性を考慮して支給され、隔日勤務従事者で正規の勤務の一部が深夜（22 時から翌 5 時まで）に割り振られたものが支給対象とされる。

深夜時間帯に勤務することに対する手当としては、堺市職員の給与に関する条例に基づく深夜割増賃金（時間外勤務手当の 25%割増）があるところ、夜間特殊業務手当は深夜割増賃金と趣旨が類似している。

この点、他都市における同種手当の存在状況は次のとおりである。

夜間特殊業務手当 20 都市中 11 都市

c 隔日勤務等従事手当と夜間特殊業務手当の整理の必要性

隔日勤務手当と、夜間特殊勤務手当はいずれも隔日勤務従事者が支給対象であ

り、勤務時間の不規則性に支給の根拠を見出している点において、趣旨が類似ないし一部重複しており、併存させることの合理性が希薄であると思われる。

この点、他都市において、隔日勤務手当及び夜間特殊業務手当に相当する手当が重複して併存しているのは、20都市中3都市となっている。

隔日勤務手当及び夜間特殊業務手当が併存 20都市中3都市

以上より、これら両手当は、統廃合を前提に見直しを検討すべきである。

(6) 職員の養成・訓練

ア 資格保有者の養成計画

(ア) 概要

消防局では、消防事務の運営に必要不可欠で特に重要な資格（大型免許及び救急救命士）については、育成計画を策定し計画的に養成している。

① 大型免許

大型車両の運転に従事する大型機関員には大型免許が必要であることから、消防局では大型免許保有者の養成計画を定め、職員の自動車教習所受講費用を公費負担し、大型免許を取得させている。受講費用は約40万円／人と相当に高額であるところ、大型免許の取得は業務に必要不可欠なものである一方、業務外にも活用しうる資格であることから、公費負担の合理性が議論となりうる。この点、堺市が東京消防庁及び政令市20都市に調査を行ったところ、回答のあった19都市のうち16都市が全額公費負担、3都市が一部公費負担であったことから、かかる状況を踏まえ公費負担は継続される見込みである。

消防局では、大型車両運行台数をもとに大型機関員の必要数を188名と設定している。平成27年度時点で運用可能数（資格保有職員数から管理職者数〔大型機関員として運用すると見込まれない〕を差し引いた数）が217名と上記必要数は概ね充足しているが、引退者（管理職昇任及び定年退職者）数が高水準で推移すると見込まれる平成29年度までは年間20人ずつ、平成30年度からは毎年10人ずつ養成する計画としている。

<図表 3-34> 大型自動車免許保有者養成計画 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
養成数	20	20	20	10	10	10
引退者数	18	20	17	9	10	9
運用可能数	217	217	220	221	221	222
188名に対する充足率(%)	115.4	115.4	117.0	117.6	117.6	118.1

(堺市提供資料を加工)

② 救急救命士

救急隊には、国家資格としての救急救命士取得者が配置される必要があり、救急救命士の国家資格受験のためには文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した救急救命士養成所において、半年ないし 1 年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得する必要がある。そのため、消防局では公費で上記養成所等である大阪市消防局高度専門教育訓練センターや一般財団法人救急振興財団に職員を派遣している。養成費用は、前者で約 150 万円／人、後者で約 230 万円／人である。

消防局では、救急隊（1 隊につき救急救命士 6 名が必要）の 20 隊運用に加え、指導的立場として消防局救急救助課に 2 名、救急ワークステーションに 3 名の救急救命士を配置するため救急救命士の必要数を 125 名と設定している。現状で、いまだ上記必要数を充足しておらず、毎年 8 名ずつ養成する計画としている。

<図表 3-35> 救急救命士養成計画 (単位：人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
養成数	8	8	8	8	8	8	8	8
引退者数	6	4	2	2	3	2	2	3
運用可能数	115	119	125	131	136	142	148	153
125 名に対する充足率(%)	92.0	95.2	100.0	104.8	108.8	113.6	118.4	122.4

(堺市提供資料を加工)

イ 資格取得者養成計画の精査について【意見 20】

(結論)

- ① 大型免許取得者養成計画について、今後の法改正や消防需要の変動を見極め、適時の見直しを検討すべきである。
- ② 救急救命士資格取得者養成計画について、救急隊の増隊計画と整合性を図りつつ、適時の見直しを検討すべきである。

(理由)

(ア) 大型免許

大型機関員必要数を現状の 188 名としても、現状において、すでに大型機関員は必要数に対し 115%程度の充足率であるところ、現在の計画では運用可能数は漸増していく。

しかし、不燃建物の増加等に伴い、火災件数が減少しつつあるなか、今後大型車両の運用数の見直しとこれに伴う大型機関員の必要数が減少していくことが考えられる。

消防局からは、平成 29 年 3 月から施行される運転免許制度の改正により、準中型免許が導入されることに伴い、大型機関員を含めた資格者養成計画の見直しを検討しているとの意見を聞いているが、過剰養成とならないよう、今後の法改正や消防需要の変動を見極めつつ、適時の見直しが必要である。

(4) 救急救命士

救急救命士は、現状で設定する必要数 125 名を充足していないが、毎年 8 名を新規に養成するという現在の養成計画のもとでは、平成 29 年度に 100%充足となり、その後引退者数の低水準での推移に伴い、運用数は相当なペースで増加することが見込まれる。

救急の出動件数は増大傾向で、救急隊は需給がひっ迫している状況にあり、今後、救急隊の増強が必要であり、これに伴い、救急救命士の必要数の増加も見込まれる。他面で、救急隊増隊のためには、救急救命士以外の隊員や救急車両の増強も必要であり、救急救命士数のみ突出して増強しても目的を達しないし、救急の適正利用促進等の対策も必要である。

また、近年、大学や専門学校で救急救命士としての国家資格を取得した採用者が増加傾向にあることも考慮し、今後の養成計画では、救急隊の増隊計画とも整合性を図りつつ、過剰養成とならないよう、適時の見直しが必要である。

(7) 人事評価制度について

ア 概要

職員の人事評価は「堺市職員及び組織の活性化に関する条例」の規定に基づき実施している。また、職員の能力給については、当該人事評価の結果をうけ、勤勉手当として反映している。勤勉手当は総合勤務評価として 100 点満点換算したものを最終的に三区分に分類し、それぞれの区分に応じた勤勉手当を支給することとしている。

三区分別はそれぞれ、「優秀」「良好」「良好でない」の分類であり、以下は直近三期分の評価結果集計の推移である。

<管理職>

(単位：人)

区分	H27 後期	H27 前期	H26 後期
総数	59	63	53
優秀	4 (6.8%)	6 (9.5%)	6 (11.3%)
良好	47 (79.7%)	54 (85.7%)	43 (81.1%)
良好でない	8 (13.6%)	3 (4.8%)	4 (7.5%)

< 非管理職 >

(単位：人)

区分	H27 後期	H27 前期	H26 後期
総数	837	853	828
優秀	72 (8.7%)	75 (8.8%)	72 (8.7%)
良好	732 (87.5%)	747 (87.6%)	731 (88.3%)
良好でない	33 (3.9%)	31 (3.6%)	25 (3.0%)

(堺市提供資料を加工)

イ 人事評価が能力給に反映される制度の検討について【要望 2】

(結論)

人事評価に関しては堺市の人事評価制度に基づき絶対評価による評価を実施しているが、必ずしも十分に人事評価が能力給に反映されているとはいえない。職員のモチベーションの向上に資するため、より能力給が勤勉手当に反映されるよう、実態を反映した人事評価制度の検討を要望する。

(理由)

職員の人事評価制度については、職位・評価項目ごとに定められた配分比率を掛けて 100 点満点換算した評価を実施している。当該評価は絶対評価により実施されているとのことであるが、勤勉手当の支給による分類がなされた場合、100 点換算された評価を「優秀」「良好」「良好でない」の三区分に分類され、それぞれの区分に応じた勤勉手当が支給される。直近三期分の評価割合の推移を確認すると、ほぼ同様の割合となっており、かつその 8 割～9 割が中間値である「良好」に分類されるため、必ずしも評価結果が能力給に十分に反映される制度となっていない。

職員のモチベーション向上のためには、当該制度について、三区分により支給を決定するのではなく、細分化された支給区分を検討する等、より実態を反映した人事評価制度が望まれる。

(8) 運転時等における免許証確認等の規定化について

ア 概要

消防局、各消防署及び各出張所では出勤時又は運転時に任意に免許証及び体調の確認を行い、必要に応じてアルコール検知器による検査を実施している。

イ 規定化の検討について【意見 21】

(結論)

消防局では出勤時又は運転時に免許証や体調の確認、アルコール検知器による検査を任意で実施しているが、制度として定着させるためには当該事項を規定化

するとともにその実施記録を作成・保管することを検討すべきである。

(理由)

上記確認については、業務上、重要な確認事項であるものの任意で実施されており、当該確認を実施したことの記録は残されていない。これらは、任意で実施するものではなく、確実に実施することが望まれるものである。このため、規定を設けて制度化するとともにその実施記録を作成・保管することを検討すべきである。

(9) 消防吏員昇任試験問題作成等業務等の問題作成・採点等業務

ア 概要

消防吏員昇任試験問題作成等業務、堺市消防職員採用試験（大学卒程度）問題採点等業務及び堺市消防職員採用試験（高校卒程度）問題採点等業務は、それぞれ消防吏員の昇任試験問題の作成及び採点、消防職員採用試験における試験実施後の採点処理並びに採点結果の通知等を行う業務である。

各業務の支出額の推移は以下のとおりである。

<図表 3-36> 支出額の推移 (単位:千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
消防吏員昇任試験問題作成等業務	1,425	1,502	1,548
堺市消防職員採用試験（大学卒程度）問題採点等業務	432	466	466
堺市消防職員採用試験（高校卒程度）問題採点等業務	453	472	460

(堺市提供資料を加工)

イ 消防吏員昇任試験問題作成等業務に関する入札の実施について【意見 22】

(結論)

消防吏員昇任試験問題作成等業務は、入札による業者選定を検討すべきである。

(理由)

消防吏員昇任試験問題作成等業務は、継続して同一業者との随意契約により委託が行われている。その理由は、試験情報の秘匿性を確保する必要があり、かつ、当該業者が業務内容と規模を同じくする契約を締結し、履行した実績がある唯一の業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質

又は目的が競争入札に適しないもの)に該当するというものである。

しかし、仕様書を公開して入札を実施し、受託業者が特定されたとしても試験情報の秘匿性は通常確保されると考えられる。また、内部の昇任試験問題の作成業務であることから、受託業者が公開されることによる試験情報の秘匿性に関する懸念があるという随意契約理由に合理的な根拠は見い出せない。これに加え、過去の履行実績をもってその性質又は目的が競争入札に適さないとするのは、適当ではないと考えられる。したがって、当該業務は、入札による業者選定を検討すべきである。

ウ 消防職員採用試験問題採点等業務（大学卒程度及び高校卒程度）に関する比較見積による業者選定の実施について【意見 23】

（結論）

消防職員採用試験問題採点等業務（大学卒程度及び高校卒程度）は、比較見積を行ったうえで、業者選定を行うことを検討すべきである。

（理由）

消防職員採用試験問題採点等業務（大学卒程度及び高校卒程度）は、100万円以下の委託契約であるため随意契約により委託が行われているが、比較見積を行わず継続して同一業者と契約を締結している。その理由は、当該業務の機密性が高く信頼のおける業者との契約が必要であり、現受託業者は多くの実績があるとともに前年度の契約業者であり履行状況が良好であることから、堺市契約規則第12条第1項第1号「契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき」に該当するというものである。

しかし、業務内容である採用試験問題の採点処理及び採点結果の通知等は他の業者でも実施可能性はあり、比較見積を行ったうえで契約を締結したとしても、受託業者の機密性に関する問題も生じない。したがって、過去の履行実績をもってその性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとするのは、適当ではないと考えられる。このため、当該業務は、比較見積を行ったうえで、業者選定を行うことを検討すべきである。

（10）大型自動車運転免許取得講習業務

ア 概要

大型自動車運転免許取得講習業務は大型自動車免許を取得するために必要な技能講習及び学科教習を実施し、技能検定を行う業務である。当該講習については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、阪和鳳自動車学校と随意

契約を締結し、講習業務を委託している。

講習業務の支出額の推移は以下のとおりである。

<図表 3-37> 講習業務支出額の推移 (単位：千円)

	H23	H24	H25	H26	H27
支出金額	5,625	6,886	6,949	6,554	6,682

(堺市提供資料を加工)

イ 入札制度の導入の検討について【意見 24】

(結論)

大型自動車運転免許取得講習業務については、入札による業者選定の実施を検討すべきである。

(理由)

大型自動車運転免許取得講習業務は、継続して同一業者との随意契約による委託が行われている。その理由は、勤務中に受講する必要があるため、勤務場所からの移動時間を考慮すると堺市内で受講する必要があるため、堺市内において当該講習業務を実施している業者が阪和鳳自動車学校のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)としている。しかし、たとえば他市にある高石自動車スクールであっても業務時間内での受講が可能であり、当該要件を満たすこととなるため、必ずしも同市に限定される必要はないと考える。

適切な競争原理が働くためには、広く入札制度を利用することが必要であると考える。

(11) 被服関係の調達について

ア 概要

平成27年度ケブラー手袋(以下「ケブラー手袋」という。)、平成27年度防火衣上衣・防火衣ズボン(以下「防火衣」という。)、平成27年度防火帽(以下「防火帽」という。)は、新規採用者及び一般服貸与申請分にかかる貸与品の購入契約である。

上記契約については、入札制度を採用しており、入札条件の一つとして仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できること、中小企業基本法第2条の要件を満たす中小企業であること等を要件としている。

なお、中小企業であることを要件とする根拠としては、「官公需についての中小

企業の受注の確保に関する法律」に基づき、中小企業の発展に資することを理由とするものである。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（一部抜粋）】

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

【平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（一部抜粋）】

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本方針

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

①国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

この案件は調達課にて入札を行っているが、平成 27 年度の入札者数はそれぞれケブラー手袋 2 者、防火衣、防火帽は 1 者となっており、ケブラー手袋に関してそのうち 1 者は同等品の申請を却下されたことにより入札参加を辞退しており、実質的に入札者数が 1 者となっている。

イ 入札条件の検討について【意見 25】

（結論）

適切な競争原理を働かせるために、入札条件の見直し等を実施し、入札者数を増加させる方法を検討すべきである。

（理由）

入札者数が少数となる原因として、入札条件にある仕様書が特殊であること、中小企業に限定されていること等の理由が考えられる。

仕様が特殊である理由については、特に安全面に配慮しているためとのことであるが、今後、同程度の安全基準に基づき、より汎用性の高い仕様の有無を念頭に入れ仕様を検討することが重要と考える。また、中小企業であることを要件とする理由として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に配慮したものであり、当該理由自体は妥当なものであるといえるが、今回のケースの様に、入札者数が極めて限定的となる場合には、適切な競争原理の確保との比較衡量が求められると考えられる。

(12) 大阪市町村消防財団について

ア 概要

大阪市町村消防財団（以下「消防財団」という。）は、消防職員及び消防団員の公務による死亡や重度障害に対する災害補償を共済制度として実施する目的で昭和 27 年に設立された団体である。大阪府内の大阪市を除くすべての市町村が加入している。

消防財団の主な事業は、消防職員及び消防団員に賞じゅつ金を支給する加入市町村・消防組合に対して、費用補填のために行う補填給付事業と消防・防火・防災・救急の知識・技術の普及向上のための活動及び支援を行う事業である。その運営は主に各加入市町村の負担金で行われている。

消防財団への堺市の負担金支出額の推移は以下のとおりである。

< 図表 3-38 > 負担金支出額の推移 (単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
負担金	8,776	8,854	8,846	8,916	8,956

(堺市提供資料を加工)

イ 消防財団への加入の必要性の検討について【意見 26】

(結論)

災害時の賞じゅつ金給付に必要な金額を検討のうえ、堺市の財政規模等を勘案し、消防財団への加入の必要性について再検討すべきである。

(理由)

消防財団は災害時に賞じゅつ金の支給を確実にを行うための共済制度として設立されている。特に小規模な市町村にとって、災害時に多額の賞じゅつ金の支給が財政上困難となる可能性があり、当該共済制度は重要な意義があると考えられる。一方で、堺市のように一定の財政規模を有する政令市であれば、賞じゅつ金の支給が

財政上困難となるケースは限定的とも考えられる。

なお、過去 10 年間で堺市が賞じゅつ金の補填給付を受けた金額の推移は以下のとおり年平均 274 万円であり、負担金に比し低額である。

<図表 3-39> 賞じゅつ金補填給付額の推移 (単位：千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
給付金額	173	6,072	413	12,117	8,067	-	219	60	36	283

(堺市提供資料を加工)

既述のとおり、消防財団に大阪市は加入しておらず、他の政令市についても同種の財団が存在しないことから、加入しているケースはないとのことであった。

このような状況から、堺市として、災害時の賞じゅつ金給付に必要な金額を検討のうえ、堺市の財政規模等を勘案し、消防財団への加入の必要性について再検討すべきである。

ウ 消防財団への負担金支出額の見直しの検討について【意見 27】

(結論)

既定の算式に基づく支出を継続するのではなく、消防財団を構成する主要都市としてその負担金支出額の妥当性を定期的に検証すべきである。

(理由)

消防財団は主に加入市町村からの負担金収入を基に運営が行われており、平成 27 年度決算の状況は以下のとおりである。

<図表 3-40> 消防財団の決算の状況 (単位：千円)

	平成 25 年度※	平成 26 年度	平成 27 年度
負担金	-	66,396	66,222
雑収入	876	2,505	4,095
繰入金	367	860	-
収入合計	1,243	69,762	70,317
賞じゅつ金補填給付事業費	-	1,276	7,137
その他の事業費	3,658	3,498	4,821
総務費	9,151	21,428	19,493
支出合計	12,809	26,203	31,451
収支差額	11,565	43,559	38,865
賞じゅつ金準備金残高	2,140,352	2,182,526	2,218,296

※平成 25 年 11 月 1 日に一般財団法人へ移行したため 11 月 1 日から 3 月 31 日まで

(堺市提供資料を加工)

既述のとおり、堺市は負担金として、毎年 900 万円弱の支出を行っている。各市町村の支出する負担金は以下の算定基準で算出されている。

<図表 3-41> 負担金の基準

項目	算定基準
職員割	条例定員 100 人まで一人当たり 400 円 101 人から 200 人まで一人当たり 330 円 201 人以上一人当たり 260 円
自動車割	消防自動車等一台当たり 10,000 円
建物割	市町村内のすべての建物 100 m ² 当り 14 円
人口割	人口 100 人当たり 40 円
均等割	50,000 円

(堺市提供資料を加工)

賞じゅつ金準備金残高は平成 27 年度末で 22 億円以上となっており、毎年増加している状況にある。また、負担金の算出基準は過去見直されたことはない。消防財団の主な目的は共済制度であり災害発生時に確実な支給を行うため、一定程度の準備金を有する必要がある。一方で、その必要額を具体的に想定し消防財団の財政状態や賞じゅつ金準備金残高の状況、各年度の負担金収入の推移等を勘案し、負担金の算出基準を定期的に見直すことは、消防財団が共済制度として有効に機能するためにも、各市町村においてその負担金支出額の妥当性を検証するためにも非常に重要である。

堺市においては、既定の算式に基づく支出を継続するのではなく、団体を構成する主要都市としてその負担金算出基準の妥当性を定期的に見直す必要がある。

6 通信指令

(1) 消防行政統合システムの管理

ア 概要

(ア) システム概要

消防行政統合システムとは、以下の 3 システムを中心として、消防電話装置や気象観測装置等の消防業務システムを含めた、相互に連携されたシステム全体の総称である。消防業務は、いつ発生するか予測できない災害に対応しなければならないことから、いずれのシステムも 24 時間 365 日、常に安定稼働を求められてい

る。

- ・ 消防通信指令総合システム（以下「指令システム」という。）

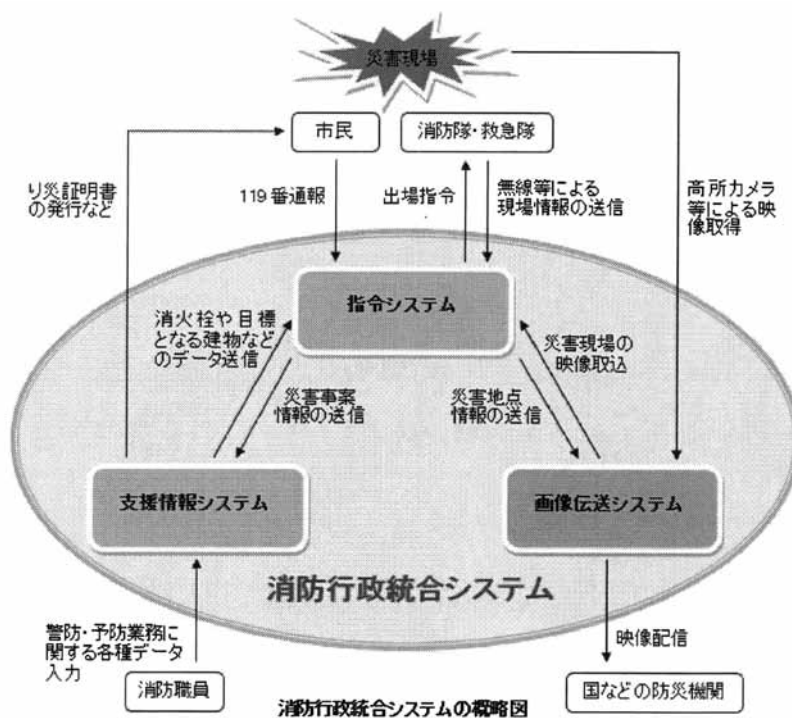
119番通報を受信し、コンピュータ制御により消防隊、救急隊の出場指令、車両動態管理や無線統制等を行う、消防行政統合システムの中核をなすシステム。

- ・ 支援情報システム

警防（消防・救急・救助等）業務、予防（危険物・設備・査察等）業務等の消防業務における事務処理を電子化したシステム。

- ・ 画像伝送システム

高所カメラ装置・広域応援画像受信装置・衛星地球局から構成され、高所に設置したカメラやヘリコプターからの映像による災害状況の早期把握や、有事の際に総務省消防庁をはじめとする国・府等の防災機関への映像配信を行うためのシステム。



（堺市提供資料）

（イ） システム環境・管理体制

消防行政統合システムは、「堺市情報セキュリティ対策基準要綱」に準拠した「消防行政統合システムに関する情報セキュリティ実施手順」のもと、システム利用されている。消防行政統合システムのシステム環境や管理体制は以下のとおりである。

<図表 3-42> システム環境・管理体制

	指令システム	支援情報システム	画像伝送システム
主な利用者	通信指令課員約 40 名	消防署員約 900 名	画像伝送を主としたシステムであり、署員により利用されるシステムではない
システム利用する環境	指令室の端末にて利用可能	庁内 LAN に接続可能な端末により利用可能	
認証方法	端末やシステムへの認証はないものの、指令室に入室するためのカードが必要	システムログイン時に ID とパスワードが必要。また、管理区域と部課により利用権限が異なる	
システム管理組織	通信指令課情報管理係 7 名と常駐のヘルプデスク 1 名		
保守ベンダー	富士通株式会社		日本電気株式会社
電算室への入室方法	電算室への入室権限を与えられた職員カードにより入室可能		

(ウ) システム更改の検討

指令システム及び支援情報システムについては、前回のシステム更新から 12 年以上が経過し、画像伝送システムについては、運用開始から 18 年以上が経過していることから、最新の ICT 技術の取込及びシステムの安定稼働をめざし、消防行政統合システム全体の更新を検討する段階に入っている。

指令システム、支援情報システム及び画像伝送システムについては、費用対効果を意識した抜本的なソフトウェアの見直し及び機器更新により、迅速で信頼性の高いシステム構築を行うために、平成 28 年度の設計を経て、平成 29 年度から 30 年度において構築を行い、平成 30 年度末の運用開始を目標としてシステム構築を進めている。

イ システム管理全般の意見・指摘

(ア) システム管理体制の概要

消防行政統合システムは、消防本部内の通信指令課情報管理係（業務委託するヘルプデスク含む）によりシステム管理され、システム保守作業やシステム改修作業は、富士通株式会社や日本電気株式会社に業務委託されている。

そのため、毎年度、ヘルプデスク業務、ハード保守及びシステム改修の業務委託を行うための予算が計上されている。消防行政統合システムの保守作業等の特殊性から開発業者である富士通株式会社等への一者随契が多くなる傾向があり、契約の都度、所定の要件書や見積書や調達計画書を情報化推進課にて確認のうえで、契約に至っている。

(イ) 消防行政統合システムの管理体制のあり方について【意見 28】

(結論)

消防行政統合システムは、有線無線の通信系システム・画像伝送の映像系システムとコンピュータの情報系システムの融合体であり、その用途から 24 時間 365 日の保守管理体制を確保する必要があることから、独自に消防本部内にシステムを構え、通信指令課情報管理係によりシステム管理されているが、システム調達及びシステム管理手法等について、情報化推進課とこれまで以上に連携し、情報化推進課のノウハウを活かす仕組みを構築することを検討すべきである。

(理由)

消防行政統合システムにおいて、以下の事例のとおり、システム調達及びシステム管理手法等に課題があるため、情報化推進課のノウハウをうまく活かす余地が認められる。

a システム調達時に工数や単価の検討

指摘事項 9 に記載のとおり、一部の契約において情報化推進課による工数や単価の確認がされていない事例がみられる。

特に一者随契による場合は、通信指令課情報管理係のみの検討ではなく、情報化推進課の知見も交え、堺市全体の他事例を踏まえた相場感の知見を踏まえて検討をこれまで以上に実施するとともに、必要に応じて、堺市全体として他市の事例を収集のうえ、検討すべきである。

b 庁内 LAN インフラの一元管理

消防本部では、端末に特別なソフトをインストールする必要性や 24 時間 365 日の端末保守対応の必要性があるため、情報化推進課とは別に、独自で端末管理を行っているが、端末の構成や保守要件等を庁内 LAN 側にあわせることができるのであれば、端末等のインフラを情報化推進課が一括して管理するほうが、セキュリティ標準の統一、調達単位が増えることによる調達費用の削減及び二重投資の防止等の管理の効率化を図ることができると考える。

消防局独自の業務要件もあるため、早急に情報化推進課にて一元管理することは困難であるにせよ、情報化推進課と連携をとり、平成 30 年度に運用開始を予定している新システムの環境下では、端末等のインフラ管理を一元化することを検討すべきである。

c システム管理手法の適正化

次のウの(ア)、(イ)、(キ)に記載のとおり、消防行政統合システムのシステム個別管理上の課題も認められる。これらのシステム管理手法は、情報化推進課のノウハウを参考に、業務改善を行えば、改善可能な課題と考える。

ウ その他のシステム個別管理上の意見・指摘

(ア) 入退室管理簿の記載項目・記載内容の確認について【意見 29】

(結論)

消防行政統合システムのサーバが設置されている電算室について、消防本部の指定ユーザ以外の入退室状況を記録している「入退室管理簿」には、入退室日時や入室者のみではなく、入室許可者や具体的な作業内容を記録し、また、通信指令課長により定期的に入退室状況を確認するよう事務を改善すべきである。

(理由)

電算室の入退室要領として、「指令室及び電算室等入退室管理要領」を定め、消防本部の指定ユーザ以外の入退室にあたっては、「入退室管理簿」に記録し、履歴を管理している。

しかし、当管理簿には、入退室日付と入室者氏名が記載される一方、入室許可者が記載されておらず、入室理由となる業務内容も「作業」としか記載されていないものが多い。事後的に入室状況の妥当性を検討することが困難となっている。また、事後的に責任者により、入室状況を確認することも行われていない。

電算室は、消防行政統合システムのサーバが設置されている重要なエリアであるため、「入退室管理簿」には、指定ユーザ以外の入退室状況の事後検証が可能なように記録し、通信指令課長により定期的に入退室状況を確認する仕組みとすべきである。

(イ) システム障害記録のあり方について【意見 30】

(結論)

システム障害時に記録されるシステム障害記録については、ファイルで一元保管するのみではなく、履歴・連番管理をし、定期的に障害発生件数や、障害発生原因の傾向を確認し、今後の保守作業や障害防止対策に活かすことを検討すべきである。

(理由)

「消防行政統合システムに関する情報セキュリティ実施手順」第 24 条に従い、障害発生時はシステム障害記録を作成し、通信指令課内の回付を行ったうえで、ファイルを編てつし、一元管理している。

しかし、当ファイルにはシステム障害記録がファイリングされているのみで、当ファイルからは、各年度にどれぐらいの障害が発生し、どのような傾向の障害が発生しているかがわかりにくい状況にある。

平成 28 年度上半期のシステム障害記録を閲覧したところ、システムの信頼性に

影響を与えるような障害は発生していなかったものの、今後の保守作業や障害防止対策に活かすためにも、障害の発生件数や障害発生原因の傾向分析を定期的に行うことを検討すべきである。

(ウ) 指令室の入室カードの貸与管理について【意見 31】

(結論)

災害対応のために、指令室に通常入室を許可されている通信指令課員以外に、警防課、予防査察課及び総務課にも1枚ずつ入室カードが貸与されているが、当貸与カードはルールを定めて、各課の責任者により厳重に管理するようにすべきである。

(理由)

指令システムの利用が可能な指令室は、消防業務の基幹となる業務を行うため、入室カードが配布されているメンバーも通信指令課員に限定されている。

災害対応のため、警防課、予防査察課及び総務課にも1枚ずつカードが配布されているが、管理ルールはなく、各課に管理方法が委ねられている。

消防業務の基幹となる業務を行う指令室への貸与カードであるため、各課の運用に委ねるのではなく、貸与ルールを定め、各課の責任者により管理することを検討すべきである。

(エ) 支援情報システムのIDの定期的確認について【意見 32】

(結論)

年2回の人事異動にあわせて、通信指令課情報管理係において、支援情報システムのIDの必要性の有無を確認しているが、確認の証跡を残すことを検討すべきである。

(理由)

「消防行政統合システムに関する情報セキュリティ実施手順」第32条に従い、通信指令課情報管理係は、支援情報システムのIDについて、IDに紐づく属性（部課や役職）も含めて、改廃の有無を確認している。

しかし、確認の証跡が保存されていないため、確認の実施の記録を残すことを検討すべきである。

(オ) 支援情報システムのパスワードの管理について【意見 33】

(結論)

支援情報システムのパスワードは各自の運用により、一定の複雑性をもたせた

うえで、定期的に変更しているものの、複雑性と定期的な変更を確実に担保するため、パスワードの文字制限や定期的変更は、システム上強制される設定を検討すべきである。

(理由)

「消防行政統合システムに関する情報セキュリティ実施手順」第16条においては、消防行政統合システムのパスワードは5文字以上、英数字混合をしたうえで、定期的に変更すべきとされている。

通信指令課情報管理係に確認したところ、各自が手順にしたがったパスワード運用をしているとのことであったが、各自の運用に委ねる形のパスワード運用は脆弱になる傾向がある。

そのため、パスワードの文字制限や定期的変更は、システム上強制される仕組みとすべきである。

現システムにこういった機能がない場合は、少なくとも平成30年度に運用開始を予定している新システムにおいて、こういった機能を実装するような設計とすべきである。

(カ) 消防行政統合システムの業務委託範囲について【意見 34】

(結論)

消防行政統合システムのヘルプデスク業務の業務委託について、利用者の利便性向上を図るために、利用者からの問い合わせ事項の一部に、本来的には情報化推進課のヘルプデスク業務で対応するものであっても対応しているという事象が見受けられる。この部分については、消防行政統合システムのヘルプデスク業務の内容を再整理し、常駐の必要性も含めて業務委託範囲の見直しを検討すべきである。

(理由)

消防行政統合システムのヘルプデスク業務（日中、1名常駐）を毎年業務委託しており、平成27年度に964万7424円（税込）の契約金額により一者随契にて契約を締結している。

ヘルプデスク業務の委託業務の内容としては、消防行政統合システムのシステム維持管理業務に限定されず、消防局の端末サポートも含まれている。実際に、ヘルプデスクの問い合わせ履歴である「堺市消防局受付一覧」の平成28年6月～8月の問い合わせ履歴を閲覧したところ、消防行政統合システムへのヘルプデスク対応ではなく、端末サポート対応が中心であった。

そのため、業務実態に照らして、日中に1名常駐することの必要性を検討すべきである。

仮に、消防局独自の業務要件を勘案のうえ、常駐が必要との判断に至ったとしても、意見 28 にて記載のとおり、端末等のインフラ管理を情報化推進課で行うことができる場合は、上記消防行政統合システムのヘルプデスク業務は、消防行政統合システムのシステム維持管理業務に限定され、業務量が縮小されるため、業務委託範囲の見直しを検討すべきである。

(キ) 消防行政統合システムの情報セキュリティ監査について【意見 35】

(結論)

消防行政統合システムの信頼性、安全性及び効率性の向上を図るため、情報セキュリティの監査を定期的に行うことを検討すべきである。

(理由)

これまで消防局では、消防行政統合システムに特化した情報セキュリティの監査は実施してこなかった。

今年度「消防行政統合システムに関する情報セキュリティ実施手順」を改定し、第 42 条としてセキュリティ監査の条項を新設したこともあり、何らかの監査を計画しているとのことであるが、チェック項目やチェック方法について、情報化推進課から十分にノウハウの提供をうけ、吟味したうえで、情報セキュリティ監査を実施することを検討すべきである。

(2) 消防行政統合システムの保守管理・改修業務に関する委託契約について

ア 概要

消防行政統合システムの保守管理・改修業務については、ベンダーとなる富士通株式会社や日本電気株式会社と随意契約を締結しているところ、業務の特殊性から開発業者と一者随契を締結するケースが多い。平成 27 年度の主な契約は以下のとおりである。契約締結交渉の窓口は原則として通信指令課情報管理係であるが、下表 8 番の契約は専ら救急救助課で使用するシステムの改修であったことから救急救助課が窓口となっている。

<図表 3-43> システム関連契約一覧

	委託内容	契約金額（税込）	委託先
1	救急ワークステーション開設に伴うシステム改修	39,960,000 円	富士通株式会社関西支社
2	消防行政統合システムを安定稼働させるための 24 時間 365 日対応のハード保守	55,673,784 円	富士通株式会社関西支社
3	三宝出張所開設に伴うシステム改修	45,468,000 円	富士通株式会社関西支社
4	消防行政統合システムに関する職員からの問い合わせ対応（ヘルプデスク）	9,647,424 円	富士通株式会社関西支社
5	画像伝送システムを安定稼働させるための 24 時間 365 日対応のハード保守	10,288,080 円	日本電気株式会社関西支社
6	インストールされた Internet Explorer11 に対応するためのシステム改修	8,281,440 円	富士通株式会社関西支社
7	インストールされた Internet Explorer9 のメーカーサポート終了に伴う端末等の改修	5,918,400 円	株式会社富士通マーケティング関西営業本部
8	支援情報システムの改修	1,728,000 円	富士通株式会社関西支社

イ 保守管理・改修費用の適正価格の検証について【指摘事項 9】

（結論）

消防行政統合システムの保守管理・改修業務に関する委託契約について、業務内容、他市との比較等を踏まえて適正価格を検証すべきである。

（理由）

消防行政統合システムの保守管理・改修については技術的に開発業者以外が関与することが困難であることから、ほとんどの保守管理・改修契約については事実上開発業者である富士通株式会社と一者随契を締結せざるをえない。

一者随契を含めシステムに関する契約を締結する場合は、システム要件や見積を情報化推進課の確認を経て契約しているものの、工数や単価の確認がされていない事例がみられた。たとえば、<図表 3-43>の 2 番の契約は、ほとんどが消防出場指令や災害現場対応に用いる限られた分野で高度な専門性を必要とする機器の保守契約であるが、前提となる工数のうちシステム異常検知の対応工数 5800 時間（合算）について、監視体制人数、監視時間・曜日及び監視対象サーバ等の工数算出の根拠となる記載が不明瞭であった。このような場合、情報化推進課においても可能な範囲で確認することが求められる。一方で、<図表 3-43>の 6、7 番の契

約は、通信指令課情報管理係に提示された当初の見積金額は合計 3002 万 4000 円であったが、情報化推進課が他のバージョンアップ事例に照らして工数を再検討し、合計 1419 万 9840 円の契約金額となっており、合理化されている。

一者随契とする場合、適正価格で契約を締結するためには説得力のある根拠を示して契約相手方と交渉する必要性が大きい。そのためには、通信指令課情報管理係内のみで検討するのではなく、情報化推進課の知見も交え、堺市全体の他事例を踏まえた相場感の知見を踏まえて適正価格の検証を行うべきである。

また、必要に応じて、他市の事例を収集し、これを基に契約相手方と交渉することも検討すべきである。消防行政統合システムは、その特殊性から保守管理・改修は事実上開発業者に委託せざるをえず、しかもその構築や保守管理・改修の費用は高額になりがちであることから、適正価格の検証と価格交渉は特に慎重になされるべきであるが、一方で、ベンダー側に情報が偏在しているためこれらを実現することは困難である。したがって、他市の消防本部から情報収集を行って先進的な取り組みがあればこれを学び、今後の契約事務に役立てるという姿勢がとりわけ重要である。

たとえば、平成 21 年度宇都宮市包括外部監査報告書によると、同市においては、平成 17 年度から他市の消防本部に対して消防通信指令システム保守管理についての調査書を送付し、その回答内容を活かして保守管理費用の交渉を行っているとのことである。システム関係の契約については、価格の検証、適正価格での契約締結のため、他市の情報を広く獲得するようにすべきである。

ウ ランニングコストの把握について【意見 36】

(結論)

今後、消防行政統合システムを更新するにあたっては、運用予定期間を踏まえたランニングコストの合計額の把握に努め、たうえで支出予定金額を検討するとともに、ランニングコストを可能な限り抑制しつつシステム運用を効率化するためにはどのような契約によるのが最適かを多角的に検討する必要がある。

(理由)

上記イで述べたとおり、消防行政統合システムの保守管理は技術的に開発業者以外に委託することが困難であるから、システム更新時の落札者との間で今後の保守管理を一者随契により委託することは事実上決まっていることになる。

したがって、入札準備の段階で、運用予定期間を踏まえたランニングコストの概算額を可能な限り把握したうえで支出予定金額を検討すべきである。

この点、システムを賃借し、賃借料に保守料を付加して一本化したメンテナンス

リース契約を締結すれば、使用期間全体で均等に費用負担をすることになり、ランニングコストの把握も容易であるという利点がある。なお、平成 21 年度宇都宮市包括外部監査報告書によると、実際に横浜市や和歌山市では消防通信指令システムをリース契約により賃借している例があるとのことである。

堺市は、消防行政システムについて、平成 28 年度の設計を経て平成 29 年度から 30 年度において構築を行い、平成 30 年度末の運用開始を目標としてシステムを構築することを予定しているところ、積極的に他市の事例を参照するなどして、ランニングコストを可能な限り抑制し、効率的にシステムを運用するためには、どのような契約によるのが最適かを多角的に検討する必要がある。

エ 支援情報システム改修に係る委託契約

(7) 概要

救急救助課は、平成 26 年度より改正救急救命士法施行規則が施行されたことに伴い救急活動記録書の書式を変更するため、富士通株式会社との間でシステム改修委託契約を 172 万 8000 円で締結した。同契約については、専ら救急救助課において使用するシステムの改修であり、業務範囲が限定されていたことから救急救助課において契約事務を実施したとのことである。

(4) 支援情報システム改修に係る委託契約の適正価格の検証【意見 37】

(結論)

システム改修を依頼する場合、必要に応じて通信指令課及び情報化推進課と連携を図り、十分に適正価格の検証を行うことをこれまで以上に意識するとともに、検証の過程を一覧できる方法で管理することを検討すべきである。

(理由)

上記契約の見積は、「一式」として合計金額のみが記載されており、工数や単価等見積金額の根拠は示されていないが、情報化推進課からの指摘を受けて「一式」の内訳を確認したうえで契約締結に至った。「一式」表記のみの見積では契約金額が業務内容に見合った適正なものかの検証は困難であり、情報化推進課と連携して当初の見積段階から受託者側に根拠を開示するように求めるなどの対応が必要である。

また、本契約の決裁書類に綴られているのは「一式」表記の見積のみであり、内訳の検証経過が明らかでなかった。事後に適正価格で契約が締結されたかを検証することを容易にし、また、今後類似の契約を締結する際の交渉等に役立てるため、価格の検証経過は一覧できる形で管理しておく必要がある。

7 救急救助

(1) 救急隊の状況

ア 概要

(ア) 整備状況

消防力の整備指針第13条第1項は、消防本部や各消防署に配置する救急自動車の数について各市町村の人口ごとに台数の基準を定め、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案して整備台数を決することとしている。同条の基準によれば、堺市の救急自動車の必要台数は22台である。これに対して堺市の整備台数は20台で、うち1台は堺市立総合医療センターに併設された救急ワークステーションにおいて待機し、平日9時から17時までは医師・看護師が同乗して重症事案に特化して対応するドクターカーとして運用される特別救急自動車である。

また、消防力の整備指針は、救急自動車の隊員の数は救急自動車1台につき3人としており、これに休暇人員、2交替制とすることを加味すると、下記のとおり、堺市で現在整備されている20台の救急自動車に対して必要な隊員数は200名、整備指針における必要台数である22台に対して必要な隊員数は220名である。一方で堺市の平成27年4月1日現在の隊員数は配置算定上200名として配置されているが、200名のうち30名（救急隊3隊）は消防隊と兼務する体制で配置されており、人員配置において十分とはいえない。

$$20 \text{ 台} \times 5 \text{ 名 (休暇人員を踏まえた乗員数)} \times 2 \text{ (交替)} \\ = 200 \text{ 名}$$

$$22 \text{ 台} \times 5 \text{ 名 (休暇人員を踏まえた乗員数)} \times 2 \text{ (交替)} \\ = 220 \text{ 名}$$

また、消防力の整備指針は、救急自動車には少なくとも1名の救急救命士が乗車することとしているところ、堺市においては、乗員3名のうち救急救命士2名が乗務できる配置人員を確保することを目標に、年間8名を救急救命士養成課程に派遣している。

(イ) 出場状況

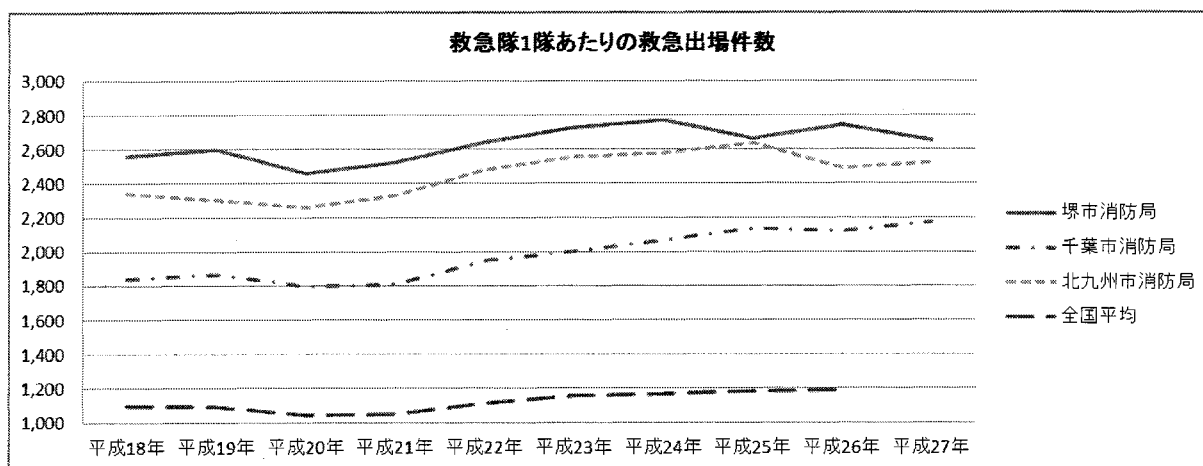
堺市における救急隊の年間出場件数の推移は〈図表3-44〉のとおりで、年々増加傾向にある。堺市における救急隊1隊あたりの1日あたり出場件数は7.3件で、全国752都市の消防本部中でも11位と上位にある。また、1隊あたり年間出場件数は、同等の人口規模を有する千葉市及び北九州市や全国平均と比較しても多数となっている（〈図表3-44、45〉）。

< 図表 3-44 > 救急車の稼働状況

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
堺市消防局	救急出場件数	46,074	46,824	44,294	45,373	47,515	49,086	49,887	50,558	52,179	53,072
	救急隊数	18	18	18	18	18	18	18	19	19	20
	1隊あたりの救急出場件数	2,560	2,601	2,461	2,521	2,640	2,727	2,772	2,661	2,746	2,654
千葉市消防局	救急出場件数	45,977	46,649	44,943	45,205	48,753	49,970	51,704	53,396	52,957	54,301
	救急隊数	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	1隊あたりの救急出場件数	1,839	1,866	1,798	1,808	1,950	1,999	2,068	2,136	2,118	2,172
北九州市消防局	救急出場件数	46,795	46,040	45,248	46,593	49,646	51,076	51,509	52,718	52,289	52,984
	救急隊数	20	20	20	20	20	20	20	20	21	21
	1隊あたりの救急出場件数	2,340	2,302	2,262	2,330	2,482	2,554	2,576	2,636	2,490	2,523
全国平均	救急出場件数	5,237,716	5,290,236	5,097,094	5,122,226	5,463,682	5,707,655	5,802,455	5,915,683	5,984,921	6,054,815
	救急隊数	4,779	4,846	4,871	4,892	4,910	4,927	4,965	5,004	5,028	5,069
	1隊あたりの救急出場件数	1,096	1,092	1,046	1,047	1,113	1,158	1,169	1,182	1,190	1,194

(堺市提供資料)

< 図表 3-45 > 救急車1隊当たりの救急出場件数



(堺市提供資料)

< 図表 3-46 > 救急隊1隊あたりの1日あたり出場件数(平成26年度消防現勢調査)

	消防本部名	全救急隊数	1日あたり出場件数
1	大阪市消防局	60 隊	10.1 件
2	尼崎市消防局	8 隊	8.8 件
3	東京消防庁	237 隊	8.7 件
4	名古屋市消防局	38 隊	8.3 件
5	岸和田市消防本部	4 隊	8.3 件
6	東大阪市消防局	10 隊	7.9 件
7	那覇市消防局	6 隊	7.8 件
8	札幌市消防局	31 隊	7.6 件
9	横浜市消防局	64 隊	7.4 件
10	京都市消防局	30 隊	7.4 件
11	堺市消防局	19 隊	7.3 件
12	守口市門真市消防組合 消防本部	6 隊	7.1 件

(堺市提供資料)

一方、救急活動時間についてみると、入電から現場到着までの時間は千葉市、北九州市、全国平均とほぼ同程度である（＜図表 3-47＞）。入電から医師引継までの時間については、北九州市消防局よりは長いものの、全国平均や千葉市消防局よりも短くなっている。救急隊 1 隊あたりの出場件数が多いことを考慮すると、堺市における救急隊は現状においては比較的効率的に運用されていると評価することができる。

＜図表 3-47＞ 救急活動時間

	堺市消防局		千葉市消防局		北九州市消防局		全国平均	
	入電～ 現場到着	入電～ 医師引継	入電～ 現場到着	入電～ 医師引継	入電～ 現場到着	入電～ 医師引継	入電～ 現場到着	入電～ 医師引継
平成 23 年	8.4 分	34.3 分	7.9 分	48.9 分	8.1 分	27.1 分	8.2 分	38.1 分
平成 24 年	8.3 分	35.0 分	8.2 分	56.1 分	8.1 分	27.1 分	8.3 分	38.7 分
平成 25 年	8.4 分	36.7 分	8.7 分	49.1 分	8.4 分	28.8 分	8.5 分	39.1 分
平成 26 年	8.4 分	36.4 分	8.7 分	48.9 分	8.5 分	28.8 分	8.6 分	39.4 分
平成 27 年	8.4 分	36.6 分	8.9 分	48.2 分	8.3 分	28.5 分	未発表	未発表

（堺市提供資料）

（ウ） 非常用救急車

堺市では、常備救急車両 20 台（うち 1 台は特別救急隊車両）に加えて 6 台の非常用救急車両を配置しているところ、近年、救急需要が一時的に増大し、常備救急隊のみでは対応しきれないケースが増加している。

そこで、平成 28 年 4 月より、出場件数の増加する夏場（7 月下旬～8 月下旬）と冬場（12 月中旬～1 月下旬）の一定期間においては、臨時救急隊を編成し、通信指令課から要請があれば即時に対応できるよう待機するという運用がなされている。

（エ） 消防隊との連携

近年の救急出場件数の増加を受け、救命率を向上させるため、平成 21 年 5 月より「P A 連携」と呼ばれる消防隊による救急案件への出場が行われている。P A 連携とは、119 番通報の内容から重症事案と認められる場合、救急隊と消防隊が出場し、先着した隊が応急処置等を行うものである。

下記のとおり、消防隊の出場件数も年々増加傾向にあるが、平成 22 年以降、平成 23 年と消防出場件数自体が減少した平成 27 年を除き、消防隊出場件数の増加分の 70%以上が P A 連携によるものとなっている。また、消防隊出場件数全体に対する P A 連携による出場件数の割合も毎年増加傾向にあり、平成 26 年、平成 27 年は全体の 4 割近くに達している。

<図表 3-48> 救命活動支援件数

	消防隊出 場 件 数 (合計)	前年比	P A 連携 による出 場 件 数	前年比	増加(減少) 件数に占め る P A 連携 による出場 件数の割合	消防隊出場 件数(合計) に占める P A 連携によ る出場件数 の割合	備考
平成 18 年	2,025						
平成 19 年	2,072	47					
平成 20 年	2,404	332					
平成 21 年	2,694	290	2				5 月 20 日 から P A 連携開始
平成 22 年	3,157	463	729	727	157.02%	23.09%	
平成 23 年	3,482	325	909	180	55.38%	26.10%	
平成 24 年	3,730	248	1,103	194	78.23%	29.57%	
平成 25 年	3,993	263	1,330	227	86.31%	33.31%	
平成 26 年	4,606	613	1,788	458	74.71%	38.82%	
平成 27 年	4,554	-52	1,758	-30	-57.69%	38.60%	
平成 28 年	3,518		1,474				9 月 30 日 まで

(堺市提供資料を加工)

イ 救急隊の人員の適正配置について【意見 38】

(結論)

救急隊の増隊を図るため、市長事務部局との人事交流により財務、契約、文書管理等の事務を消防吏員以外の職員が担当することも視野に入れ、人員の適正配置について抜本的な検討を行うべきである。

(理由)

上記「ア 概要」において述べたとおり、堺市では、救急隊の増隊をはかるため、救急隊のうち、3 隊を消防隊との兼務として配置しており、救急隊数に対する配置人員としては、充足されているとはいえない。また、1 隊あたりの救急出場件数は全国平均や同等の人口規模を有する千葉市や北九州市よりも多い。一方、救急出場件数は年々増加している上、P A 連携による出場件数が増加し、消防隊出場件数全体に占める割合も平成 27 年には 40% 近くに上っていることからすると、重症事案も増加傾向にあると認められる。

このような状況を受けて、P A 連携、臨時救急隊の編成といった運用上の取組み

がなされている。また、臨海消防署を分署化して組織をスリム化したり、再任用職員を増員したりするなどの対応も行っている。

一方、堺市における救急活動時間は、入電から救急出場までの時間が全国平均並びに千葉市及び北九州市と同程度、入電から医師引継までの時間も北九州市よりは長いものの全国平均や千葉市と比較すると短い（＜図表 3-47＞）。その要因は一概には断定できないものの、これら救急隊運用上の工夫や組織の効率化、各救急隊員の努力が功を奏していると推認されるが、その反面他市よりも救急隊員に対する負担が大きくなっている可能性がある。

現状においても堺市における 1 隊あたりの救急出場件数が他市と比較して多いこと、今後も高齢化の進行に伴いさらなる救急出場件数の増加が見込まれていることからすれば、現在行われている取組みのみで増大する救急需要に対応できるかどうかは未知数であるから、救急隊の増隊に向けたより抜本的な対策が必要である。消防局においても、今後、政令市等他市の現況及び動向を考慮し、代替要員に関しても検討を重ねる必要があるとしている。なお、救急隊員は、消防法施行令第 44 条第 3 項各号に規定する要件（総務省令で定める救急に関する講習を修了した者若しくはこれと同等の学識経験を有するとして総務省令で定める者）を満たす必要があり、同要件を満たせば消防隊員でも可能であるが、消防隊員も整備指針の基準数 424 名に対して 394 名と基準を下回っている状況であり、消防隊員を安易に救急隊員として配置できる状況でもない。

この点、消防職員の 99.89%が消防吏員であるところ、財務、文書管理等の事務は、消防吏員でない職員にも一部担当させることが可能である。意見 17 で述べたとおり、これらの事務においては一部適切でない取扱いがなされていたこともあわせて考慮すれば、これらの事務の一部を消防吏員以外の職員に担当させ、消防固有の職務に従事する消防吏員を増やすことで組織運営の効率化を図ることができないかを検討する余地があると思われる。今後、市長部局との人事交流によりこれらの事務を消防吏員以外の職員に担当させることも視野に入れ、救急隊を増隊するための抜本的な措置を検討する必要がある。

(2) 救急車の適正利用について

ア 概要

＜図表 3-44＞にあるとおり、堺市の救急出場件数は増加傾向にあり、平成 18 年からの 10 年間で約 15%増加している。

一方で、出場したものの不搬送に終わった件数も増加傾向にあり、全件数に占める不搬送案件の割合は平成 18 年に 7.0%であったのに対し、平成 27 年には 12.1%

にまで上昇している（＜図表 3-49＞）。また、消防庁による全国の消防本部へのアンケート調査結果によると、年間 10 回以上救急要請をした者は計 2796 人、延べ要請回数は 5 万 2799 回に上っている（＜図表 3-50＞）。高齢化の進行に伴い、救急需要の増大が見込まれる中、不要不急の通報を減らし、救急車の適正利用を促す必要性が高まっている。

＜図表 3-49＞ 堺市消防局管内における不搬送件数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全出場件数	46,074	46,824	44,294	45,374	47,515	49,086	49,887	50,558	52,179	53,072
不搬送件数	3,247	3,482	4,080	5,138	5,673	6,244	6,487	6,323	6,427	6,440
不搬送割合	7.0%	7.4%	9.2%	11.3%	11.9%	12.7%	13.0%	12.5%	12.3%	12.1%

（堺市提供資料を加工）

＜図表 3-50＞ 全国消防本部調査による平成 26 年中の救急要請実績

	人数	延べ回数
年 10～19 回要請した者	1,979 人	24,072 回
年 20～29 回要請した者	340 人	7,916 回
年 30～39 回要請した者	166 人	5,529 回
年 40～29 回要請した者	80 人	3,502 回
年 50～59 回要請した者	231 人	11,780 回
計	2,796 人	52,799 回

（消防庁「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」より引用）

消防庁は、平成 17 年度に「119 番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）」の概念を提示し、緊急度に応じた救急対応を選択する「緊急度判定体系」の検討を開始した。平成 26 年度以降は検討対象を緊急度判定体系の普及啓発に絞り、「救急車を呼ぶべきか迷う一般市民の判断をサポートし、不安を解消するとともに、救急受診に対する意識を高め、もって緊急度判定体系の理念や重要性についての理解を深め、それを社会全体で共有するための方策について検討する」こととしている。

堺市においても、大阪府内の全市町村の共同運営による「救急安心センターおおさか」に参画している。「救急安心センターおおさか」は、救急車を呼ぶべきか迷った場合、診察可能な病院が分からない場合等に相談する電話窓口で、#7119 をダイヤルすることにより、24 時間無休で、看護師、医師の支援体制の下、救急医療相談に対応し、相談の結果緊急性が認められる場合には直ちに救急車を出動させ

るなどの対応を行うものである。また、平成 28 年 7 月 1 日からは「救急安心センターおおさか」と連携した「小児救急支援アプリ（大阪府版）」の運用が開始されている。その他堺市独自の取組みとして、パソコン、スマートフォンからアクセスできる「堺市版救急受診ガイド」を作成し、傷病の緊急性、救急に関する医療情報、受診する時期等について情報提供を行っている。

イ 救急車の適正利用を促すための取組みについて【要望 3】

（結論）

不要不急の通報を減少させ、救急車の適正利用を促すため、転院搬送に関するルール作り、関係部局との連携による頻回利用者への対応、消防局全体での情報共有等の対策を検討することが望まれる。

（理由）

堺市では、不要不急の通報を減らし、救急車の適正利用を促すための取組みとして、上記アであげた「救急安心センターおおさか」、「小児救急支援アプリ（大阪府版）」、「堺市版救急受診ガイド」を市民に周知すべく、広報さかい、消防局ホームページ、電車内つり広告等での広報に務めている。加えて、救急出場した隊員の判断により、支援が必要な高齢者については適宜包括支援センターに連絡し、同センターより病院受診の調整や本人宅訪問等の生活支援を行っている。

しかしながら、救急出場件数とともに不搬送事案も年々増加しつつあること、高齢化の進行により今後更なる救急需要の増大が予想されることからすれば、救急車の適正利用に向け、より踏み込んだ対策が必要と思われる。

この点、転院搬送については昭和 49 年の消防庁通知により、「一般的には救急業務に該当しないが、『当該医療機関において治療能力を欠き、かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要がある、他に適当な搬送手段がない場合』は、救急業務の対象になる」旨の解釈が示されているが、検査目的や下り搬送（容体が安定した患者の、回復期や慢性期の機能を持つ病院への搬送）といった緊急性のない搬送が問題視されている。堺市においても、転院搬送及び緊急性のない慢性期傷病者の搬送手段のルール化の必要性を認識しているところ、医療機関との協議、ガイドラインの作成等の具体的な方策を更に進めるべきである。

また、上記のような転院搬送の適正化に向けた取組みのほか、不要不急の通報を繰り返す頻回利用者への対策も必要であろう。消防庁による「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では、頻回利用者対策として、以下のような事例があげられている。

①家族、親族等への説明と協力要請

- 関係部局との協議を行い、近親者を探し出し、説明を行ったところ救急要請がなくなった。
- 精神疾患既往の頻回利用者の家族と協議した結果、119番通報があった場合に消防本部から家族へ連絡し、家族と協議してから救急対応することで出場回数が減少した。

②保健福祉部局や医師による説得

- 頻回利用者が生活保護受給者であったため、ケースワーカーを通じた説得及び説明を実施した。
- 頻回利用者より119番通報があった場合、状況を聴取しながら在住場所の所管行政福祉担当者に連絡を取り、状況に応じて福祉担当者が頻回利用者宅を訪問し、通報状況等の情報提供を行った。

③地域医療機関、保健福祉部局、社会福祉事務所等の関係機関との対策会議、情報共有

- 地域医療機関及び保健福祉部局と連携し、頻回利用者について見守り及び情報の共有を行った。担当医師による診察を重ねていく中で本人の意識も改善され、要請が激減した。
- 不定愁訴の頻回利用者で、生活保護を受給し、アルコール依存等の持病を抱えていたところ、医療機関からの受入れ制限も生じたことから、消防、医療機関、警察機関、福祉部局や社会福祉事務所等との意見交換会を開催し、対策を協議した。在住する自治体の担当課職員が毎日訪問することにより、生活改善から取り組んだ結果、徐々に救急要請が減少した。

堺市においても、必要に応じて包括支援センターとの連携を行っているが、その対応は出場した隊員の判断に委ねられている。今後、包括支援センター以外の関係機関とのより幅広い連携に取り組むとともに、不要不急の通報を繰り返す頻回利用者や効果的な対策に関するリスト化、マニュアル化等消防局全体での情報共有を進めることを検討することが望まれる。

(3) 応急手当講習

ア 概要

救命率向上のためには、救急隊が到着するまでの間における傷病者の傍にいる人（バイスタンダー）による応急手当が重要であることから、堺市では、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、管内の住民や事業所の従業

員を対象に上級救命講習（8時間）、普通救命講習（3～4時間）、応急手当普及員講習（24時間）等の講習会を行い、応急手当に関する知識と技術の普及を積極的に推進している。

年間受講者数は以下のとおりである。

<図表 3-51> 救命講習実施状況

講習会区分		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		回数	人数
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	累計※	累計※
普通救命講習 (3・4時間)	指導員実施	195	4,773	159	3,996	154	3,396	158	3,710	171	4,070	2,385	61,612
	普及員実施	151	2,676	131	2,554	95	1,887	93	2,078	73	1,581	1,056	21,439
上級救命講習(8時間)		3	63	3	84	5	127	3	73	4	95	37	878
普及員講習(24時間)		7	193	4	82	5	117	7	101	4	94	43	1,201
普及員再講習(3時間)		2	51	2	53	3	76	3	96	4	96	28	655
指導員講習(一般24時間・救急資格8時間)		4	50	4	32	2	17	7	99	5	68	48	487
救命入門コース (90分間)	指導員実施	-	-	77	1,662	120	2,664	144	3,455	159	3,560	341	7,781
	普及員実施	0	0	0	0	0	0	0	0	15	225	15	225
合 計		362	7,806	380	8,463	384	8,284	415	9,612	435	9,789	3,953	94,278

※累計数は平成12年度からの合計値。

(堺市提供資料)

イ 応急手当講習の目標設定と達成度の検証について【要望 4】

(結論)

応急手当講習における目標設定と達成度の検証について、より効果的、効率的な方法がないかを検討することが望ましい。

(理由)

応急手当講習の計画作成にあたっては、生産年齢人口の20%が応急手当に関する知識と技術を有していれば救命効果が高まるとされていることから、平成23年度から10年以内に管内生産年齢人口55万人の20%にあたる11万人が応急手当講習を受講することを目標に、年間8000～1万人が受講することとしていることである。また目標を達成するため、受講者のアンケート結果等を踏まえてより受講者の集まる曜日、場所で開催するよう年間計画を作成している。

この点、仮に年間受講者が毎年1万人であっても、10年後に11万人に満たないし、<図表 3-51>記載のとおり、近年受講者は増加しているものの、年間1万人以下で推移しており、10年以内に11万人という目標を確実に達成することができるとは不透明である。

受講者数を成果指標とするのであれば、これを達成するための実現可能な年間受講者数の目標をより具体的に設定したうえで、達成度を検証し、必要に応じて対

象者や開催場所等を見直す必要がある。また、受講者数以外に応急手当の実施率等、救命率の向上という応急手当講習の効果を測定するためにより有効な成果指標がないかについてもあわせて検討することが望ましい。

8 予防・査察

(1) 火災予防と広報

ア 概要

平成 27 年中に発生した一般住宅火災（共同住宅、複合用途の住宅含む）は 84 件で、全火災件数（215 件）の 39.1%を占めている。また、火災原因にあつては、「放火（疑い含む）」や「こんろ（天ぷら油の過熱発火含む）」、「たばこ」による火災が出火原因の上位となっている。

これらの火災を軽減、撲滅するためには、市民一人ひとりの防火意識を高めることが重要と考え、消防局では、防火ポスターや防火標語等の掲示、「119 だより」の全戸配布をはじめ、市民の火災予防思想の高揚を図るために、各種イベント等における広報活動（＜図表 3-52＞）や、各種協力団体を通じた広報活動を行っている。

また、ホームページや Facebook「堺市消防局 タッシー」を活用し、消防の業務、災害情報、防災知識等に加え、動画による火災予防の啓発等を実施している。

<図表 3-52> 平成 27 年における主な火災予防行事

期 間 等	行 事 名 等
1 月 7 日	消防出初式
1 月 26 日	文化財防火デー
3 月 1 日～7 日	春の火災予防運動関係 ・街頭防火キャンペーン ・防災写真展 ・防火講演 ・合同消防訓練 ・その他
4 月下旬	新入社員防火教室
10 月中旬	自衛消防隊訓練大会
11 月 9 日～15 日	秋の火災予防運動関係 ・小学生防火絵画及び高齢者防火作品展示 ・消防とのふれあい ・ふれあいまつり ・幼年消防クラブ親子防火教室 ・その他
12 月 24 日～31 日	歳末火災予防運動関係 ・百貨店等の特命査察 ・夜間パトロール ・その他
通 年	音楽鑑賞と防災のおはなし（17 小学校） 高齢者等防火訪問

（堺市提供資料「消防年報平成 27 年版」より引用）

イ 高齢者等防火訪問

（ア）概要

消防局では、住宅火災等の災害による死者のうち高齢者が占める割合が高いことから、平成 21 年 11 月以来、消防署職員が、例年 6 月から 3 月末までの間に、災害時に避難困難が予測される以下の者を対象として、住宅防火の指導及び啓発を目的として防火訪問を実施している。

（高齢者等防火訪問の対象者）

- ① 75 歳以上の高齢者のみの世帯で、75 歳、79 歳、83 歳、87 歳、91 歳、95 歳及び 99 歳以上の高齢者が居住する世帯
 - ② 前号に定めるもののほか、局長又は署長が必要と認める世帯
- 過去 5 年間の訪問の実施結果は以下のとおりである。

<図表 3-53> 平成 23 年度から平成 27 年度の高齢者世帯訪問数の推移

	訪問世帯数 (件)	対面指導を実施した世帯				対面指導できなかった世帯 ※		
		世帯数 (件)	割合 (%)	火災予防上の指導実施世帯数 (件)	割合 (%)	世帯数 (件)	割合 (%)	
平成23年度	堺市	13,989	4,926	35.2	1,554	31.5	8,968	66.8
	高石市	962	346	36.0	115	33.2	670	65.2
	管内合計	14,951	5,272	35.3	1,669	31.7	9,638	66.7
平成24年度	堺市	13,421	4,453	33.2	1,111	8.3	9,810	67.5
	高石市	1,028	358	34.8	63	6.1	589	69.7
	管内合計	14,449	4,811	33.3	1,174	8.1	10,399	67.7
平成25年度	堺市	14,523	4,713	32.5	1,558	33.1	9,810	67.5
	高石市	845	256	30.3	81	31.6	589	69.7
	管内合計	15,368	4,969	32.3	1,639	33.0	10,399	67.7
平成26年度	堺市	11,885	4,981	41.9	1,271	25.5	6,904	58.1
	高石市	751	325	43.3	24	7.4	426	56.7
	管内合計	12,636	5,306	42.0	1,295	24.4	7,330	58.0
平成27年度	堺市	12,737	5,803	45.6	1,401	24.1	6,934	54.4
	高石市	741	307	41.4	60	19.5	434	58.6
	管内合計	12,737	6,110	45.3	1,461	23.9	7,368	57.8
5年間の平均	堺市	13,311	4,975	37.4	1,379	27.72	8,485	63.7
	高石市	865	318	36.8	69	21.55	542	62.6
	管内合計	14,028	5,294	37.7	1,448	27.35	9,027	64.3

※ 防火訪問カードに防火リーフレットを添えてポストイング

(堺市提供資料を加工)

また平成 27 年度に対面指導を実施した世帯に対し行われた火災予防上必要な指導内容の内訳は以下のとおりである。

<図表 3-54> 火災予防上必要な指導内容の内訳 (単位:件)

指導内容	堺市	高石市	管内	
ガスこんろ	1. 付近に可燃物	2	0	2
	2. ゴム管に痛み	1	0	1
	3. ゴム管留め金具なし	1	0	1
	4. ゴム管長さ不良	1	0	1
	5. ゴムキャップなし	1	0	1
電気	1. たこ足配線	4	1	5
	2. コードの傷み	0	0	0
たばこ	1. 灰皿が小さい	0	0	0
	2. 灰皿内水なし	1	0	1
	3. 吸殻の捨て方	0	0	0
ストーブ	1. 付近に可燃物	0	0	0
	2. 石油缶の置く場所	0	0	0
	3. 出入り口等で使わない	1	0	1
	4. 耐震消火装置なし	1	0	1
住宅用火災警報機	未設置	1,398	59	1,457
合計		1,411	60	1,471

(堺市提供資料)

(イ) 事業のあり方の見直し【意見 39】

(結論)

消防局は、高齢者等防火訪問事業のあり方について、目的と効果、それに要する人員等を考慮して検討し、消防局及び消防局以外の高齢者対策を実施する市長事務部局と相互に連携して、効率的・効果的な防災指導を行うことを検討すべきである。

(理由)

高齢者等防火訪問は、75歳以上の高齢者のみの世帯について、4年ごとに訪問することとなっており、過去5年間に、管内では平均年14,028世帯を訪問しているが、面談に至るのは4割前後である。火災予防上の指導実施を行うことができた割合は、更にその2～3割程度にとどまっている。

また面談の結果、行われた火災予防上必要な指導内容の内訳は、〈図表3-54〉にあるように、ほとんどが住宅用火災警報器の未設置の指導である。

火災発生時に避難困難となるおそれのある高齢者世帯に対し防火指導を行うことはもちろん重要であるが、各消防署においては、限られた人員で消防事務の遂行に努めているところ、上記訪問結果等からして、有効かつ効率的に目的を達成しているとはいいがたい。

したがって、高齢者等防火訪問事業については、目的と効果、それに要する人員等を考慮して、事業のあり方について検討すべきである。

この点、堺市住宅防火対策推進要綱では、「住宅防火対策の推進にあたっては、情報の共有化等を含め、関係部局と協調、連携を図る」、また、「防火訪問を行う場合は、円滑な実施及び成果の向上を図るため、関係部局との連携を図るとともに、必要があると認めるときは、福祉関係団体等との連携を図る」ものとされている。

さらに、堺市では、高齢者対策事業として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門的なスタッフを配置し、高齢者や家族の総合相談、虐待の防止・早期発見、介護予防ケアマネジメント等を行い総合的に高齢者の生活を支援する地域包括支援センター（高齢者総合相談窓口）や生活援助員（サポーター）派遣事業等、さまざまな施策を実施している。

これら部局では、日頃から市民に面談するなどしてより密着して高齢者世帯の個別の事情を把握しているものと考えられる。

消防署職員による高齢者等防火訪問において面談や防災指導に至らない理由には様々なものが含まれていると考えられるが、中には日頃なじみのない消防署職員の突然の訪問に対する警戒感から面談や防災指導に応じないケースや各世帯の

固有の事情により面談や防災指導を望まないケースもあると考えられる。一方、高齢者世帯の詳細な情報を把握している福祉部局等の担当職員は高齢者世帯と密接な関係を築き、高齢者世帯の個別事情も把握していることも多いと考えられることから、これら部局等から情報提供を受けて、効率的に面談を実施し、また火災予防上の指導実施を行うための工夫を行うことが考えられる。

そこで、消防局は、高齢者対策事業を実施する部局と相互に連携し、実施方法を工夫することにより、効率的かつ効果的な高齢者に対する防災指導を行うことを検討すべきである。

たとえば、頻繁に高齢者世帯を訪問する高齢者対策事業を実施する部局に対し、訪問時にあわせて防災指導を実施する等、防火指導を委ねることも考えられる。

ウ ホームページによる情報発信

(ア) 概要

消防局では、ホームページや Facebook を活用し、消防の業務、災害情報、防災知識等に加え、動画により火災予防の啓発を実施している。

また各消防署においても、ホームページを作成し、過去に行われた行事の報告等を行っている。

(イ) 各消防署におけるホームページによる情報発信の取組みの充実化【要望5】

(結論)

消防本部及び各消防署におけるホームページによる情報発信の取組みについて、消防局全体として一定の方針を定めるとともに、各消防署の担当者に研修を実施するなどして、情報発信の充実を図ることを期待する。

(理由)

a 各消防署のホームページによる情報発信について、消防局として統一的な方針、指針等はなく、堺市ホームページ運用ルールに従い、各消防署がホームページを作成している。

消防署がホームページで発信する情報は、たとえば、堺消防署、中消防署、東消防署、高石消防署のように、過去に実施された情報を掲載するところが大半である。

東消防署の平成 28 年 10 月 16 日現在のホームページを参考として以下に引用する。

< 東消防署 >



お知らせ

- 北野田駅前の高層建物で現地研修を実施しました！
- 社会保険庁主催に伴い北野田駅において広報活動を実施
- 野田小学校の児童が存命見学にきました！
- 防火講演を実施しました！
- 危険物安全月間に伴い丸一興行株式会社物品事業部と合同研修を実施しました。
- 平成28年度水難救助訓練を実施しました
- 火災調査研修を実施しました！
- 第11回東区民まつりに参加しました
- 東区内の消防協力事業部リーガール研究会を実施！
- 文化財防火デーに伴う合同訓練を実施しました！

新着情報

新着情報はありません。

[新着情報一覧](#)

所在地



〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町138番地5
電話：072-286-0119
ファックス：072-286-0126
南海高野線「萩原天神駅」下車、南に徒歩約10分

- ・東消防署からのお知らせ
- ・管轄区域

[LINE](#) [Twitter](#)

[このページの上へ戻る](#)

他方で、たとえば、西消防署は、新人消防士の奮戦記として消防署の活動を分かりやすく掲載した記事、また特別救急隊の出動について説明した記事、幼年消防クラブや地域防災活動の報告、感謝状贈呈の報告、コンビナートでの安全活動、消防車の紹介記事等ホームページでの広報を重点的に行っている。このほか、南消防署は、災害発生時の避難情報や地域活動の情報等を掲載し、美原消防署は、「消防ふしぎ発見！雑学Q & A」として消防署の活動を掲載し、また北消防署は、消防白書（モズ）を作成し、ホームページ上で公表している。

西消防署の平成28年10月16日現在のホームページを参考として以下に引用する。

< 西消防署 >



所在地

〒503-0323 堺市西区鶴田町28番10号
 電話:072-274-0119
 ファックス:072-271-1122

1. JR阪和線「津久野駅」下車、南西に徒歩10分
2. JR阪和線「鶴田」下車、北東に徒歩15分
3. 南海バス「西区役所前」バス停下車、北東に徒歩6分



・ 管轄区域

新着情報

- ・ 9月27日(火曜)掲載 緊急正日 救急民権連行車 スタンパリーで手動救急
- ・ 9月6日(火曜)掲載 新人、あやな 管轄区(救急要請対応)
- ・ 9月6日(火曜)掲載 増が(急)研修会を開催しました
- ・ 9月2日(金曜)掲載 新人、あやな 管轄区(消防前伝の巻)
- ・ 7月26日(土曜)掲載 火辺の事故防止講習会
- ・ 7月28日(水曜)掲載 市民あみなさんによる救急講習のご紹介です
- ・ 7月9日(金曜)掲載 新人、あやな 管轄区(AEDは?)
- ・ 7月8日(金曜)掲載 救急車が2台出場しました
- ・ 7月4日(月曜)掲載 赤十字安全月間イベント合同開催を実施しました
- ・ 6月28日(水曜)掲載 大量量救急訓練を実施しました

6月15日(日)掲載 新人、あやな、管轄区(救急要請対応)

- ・ 9月10日(火曜)掲載 新人、あやな、管轄区(救急要請対応)
- ・ 8月18日(水曜)掲載 新人、あやな、管轄区



幼年消防クラブ

- ・ 毎月通いの幼児向け幼年消防クラブが開始されました
- ・ 多くの消防団員が子どもたちを指導
- ・ 第4回開催まつりにあわせて幼年消防クラブが開始されました




地域防災活動

- ・ 福原地区自主防災組織の発足について
- ・ 平成27年度消防団行事所長報告会(リーダー)開催を実施しました
- ・ 福原上地区自主防災組織
- ・ 西区自治会合同訓練




感謝状

- ・ 入会を功勳し! 西消防署長より感謝状を贈呈!
- ・ 西消防署長より感謝状を贈呈!



イベント

- ・ 赤十字安全月間イベント合同開催を実施しました
- ・ 大型タンク大車における消火訓練と安全管理
- ・ 空襲警報式野外タンク大車を想定した合同訓練の開催




西消防署の紹介

- ・ 西消防署の消防車
- ・ 標準配置の消防車
- ・ 西消防署にワンが活躍しています


その他

- ・ 消防ロープカーニバルに参加しました
- ・ 消火栓の修繕調査を実施しています
- ・ 春の火災予防運動
- ・ 消防団員消防公宣法を実施しました!
- ・ 『文化体験火デー』に併って合同訓練を実施しました!



その他(救急関係)

- ・ 西の天明は#7119-救急安心センターおあるかへ
- ・ 救命現場に消防車を動かす
- ・ 救命活動でスマートフォンを活用しています



リンク



各消防署が創意工夫しつつホームページにより情報発信を行うことができること自体は必ずしも否定すべきものではない。

しかし、上記に紹介したように、各消防署におけるホームページによる発信内容には相当の相違がある。

西消防署、南消防署、美原消防署及び北消防署をはじめとする消防署のホームページは、消防署の活動に対する理解を深めてもらうための工夫をして、市民に対する情報提供として非常に充実した内容となっているが、他の消防署はそのような取組みが十分とはいえない。

そこで、消防本部として、各消防署に対し、最低限どのような情報を発すべきかの指針を示し、また優れた情報発信を行った署の事例を他署に情報提供するなどして、各消防署のより一層の創意工夫を促す取組みが必要と考える。

ｂ ホームページの作成については、消防本部では、ホームページによる情報発信の充実のために、予防査察課員が公益社団法人日本広報協会の実施するデザイン・レイアウトセミナーやデジタル画像セミナー等の研修を受講している。

これに対し、各消防署の職員については、各消防署の予防担当者や予防課長が出席する会議及び広報連絡会議において、ホームページによる情報発信の充実を呼びかけ、また個別に予防査察課員に相談があれば応じているが、消防局全体として各消防署におけるホームページの充実のための技術面を含めた特別の研修は

実施されていない。

各消防署において創意工夫を促すためには、ホームページによる情報発信について、技術面での工夫のあり方等について消防本部の予防査察課員が受けているような各種の研修を各消防署所属の職員にも受講させ、あるいは消防本部の予防査察課員を通じて各種研修の成果を共有するなどの取組みが必要である。

かかる取組みを踏まえてより一層広報が充実することを期待する。

エ 住宅用火災警報器の設置率向上【要望 6】

(結論)

堺市は、更に住宅用火災警報器の設置率が向上するよう引き続き取り組むとともに、老朽化した既設住宅用火災警報器の適切な維持管理を促進することにより一層取り組まれない。

(理由)

(ア) 住宅用火災警報器(住宅用防災機器)は、消防法により、平成18年6月1日から新築住宅について設置が義務づけられた。既存住宅については、即座に設置を行わなければならない訳ではなく、平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で各市町村の条例により設置が義務付けられるものとされた。堺市では、堺市火災予防条例により平成23年6月1日以降既存住宅に対しても、住宅用火災警報器の設置を義務づけている。

平成23年以降の全国、大阪府、堺市における住宅用火災警報器の設置率は以下のとおりである。なお、年によって増減があるのは、集計方法の違い、設置率調査対象の相違による誤差があるものと推測される。

<図表 3-55> 住宅用火災警報器の設置率

	H23	H24	H25	H26		H27	
全国	71.1%	77.5%	79.8%	設置率	79.6%	設置率	81.0%
				条例適合率	66.9%	条例適合率	66.4%
大阪府内	70.7%	80.1%	82.9%	設置率	82.6%	設置率	83.4%
				条例適合率	77.0%	条例適合率	75.1%
堺市	66.8%	81.0%	89.7%	設置率	81.2%	設置率	78.1%
				条例適合率	77.4%	条例適合率	72.6%

(堺市提供資料を加工)

※ 平成23年～平成25年は国が算出した推計値。

※ 平成26年及び平成27年に記載した「設置率」とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合をいい、「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例において設置

が義務付けられている住宅の部分すべてに設置されている世帯（条例適合世帯）の全世帯に占める割合（一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される世帯も条例適合世帯に含む）をいう。

(イ) また、高齢者等防火訪問を実施した結果、対面指導を実施した高齢者世帯のうち住宅用火災警報器の設置の有無を確認できた世帯における設置率は、平成 23 年度が管内合計 70.5%、平成 24 年度が同 75.6%、平成 25 年度が同 70.9%、平成 26 年度が同 75.3%、平成 27 年度が同 75.8%にとどまる。

(ウ) 堺市では、平成 28 年 3 月 29 日付で住宅用火災警報器設置及び維持管理推進計画を策定し、未設置世帯（条例に適合して設置していない世帯も含む）への設置推進及び住宅用火災警報器設置世帯への維持管理推進に向け、積極的な広報活動を行い、管内全世帯が適正に設置されるよう努めている。

しかし、平成 26 年と平成 27 年では調査対象が異なるなどの理由があるとしても、設置率及び条例適合率はいずれも下落している。また平成 27 年は、堺市は全国平均の条例適合率は上回るものの、大阪府下の設置率及び条例適合率を下回っている。

住宅用火災警報器の設置義務化の周知そのものについての調査は、全市的に実施されていないが、高齢者等防火訪問において、平成 27 年度に住宅用火災警報器が設置されていない世帯にその理由を確認した結果は以下のとおりである。

<図表 3-56> 住宅用火災警報器を設置していない理由の内訳（単位：件）

指導内容		堺市	高石市	管内
未設置理由	1. 設置義務化を知らなかった	1,056	44	1,100
	2. 費用負担が大きい	78	1	79
	3. 自分で取り付けが難しい	129	5	134
	4. 購入方法が分からない	49	3	52
	5. 借家で自分で設置してよいか分からない	40	1	41
	6. どれくらいの効果があるのか分からない	46	5	51
合計	1,398	59	1,457	

（堺市提供資料）

上記は、高齢者等防火訪問において、対面できた世帯だけを基礎とするものであるが、設置義務化を知らなかったとする世帯が約 75%を占めていることからすれば、未だ住宅用火災警報器の設置義務化が十分周知されているとはいいがたい。

(エ) また平成 28 年 6 月をもって新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から 10 年となることから、設置から 10 年以上が経過した場合は本体内部の電子部品の劣化が考えられるため本体を交換することが望ましいなど適切な維持管理も必要となる。

(オ) 以上から、住宅用火災警報器の設置率向上や適切な維持管理を徹底するため、引き続き設置状況の把握とその結果を活用した普及広報や、住宅用火災警報器の適切な維持管理方法に関する広報の強化等の施策を工夫しつつ継続することが望まれる。

(2) 防火管理

ア 概要

多数の人が利用する防火対象物の管理について権原を有する者には、防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、その者に防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられている。消防局では、消防法施行令第 3 条の規定に基づく防火管理に関する講習を一般財団法人日本防火・防災協会に依頼し、実施している。

防火管理者は、平成 27 年 12 月末時点で甲種防火対象物 4,164 事業所、乙種防火対象物 587 事業所で選任され、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成等、防火管理上の必要な業務を行っている。

また新しく事業所に就職した人たちを対象に、平成 27 年度で通算 33 回目となる「新入社員防火教室」を開催している。

イ 新入社員防火教室の対象事業所の拡大【要望 7】

(結論)

消防局は、新入社員防火教室の対象事業所を防災協会加入事業所に限らず、より対象を広げることを期待する。

(理由)

(ア) 消防局では、管内事業所の新入社員向けに、毎年 4 月に 2 回に分けて、防災協会加入事業所を対象として、職場において必要な防火管理や応急手当等の基礎知識を習得させるとともに、家庭における防火意識の高揚を図ることを目的とする講習を実施している。

平成 27 年度における参加人数等は以下のとおりである。

<図表 3-57> 管内別受講事業所及び受講者数

管内別	4月23日(木)		4月24日(金)		合計	
	事業所数	受講者数	事業所数	受講者数	事業所数	受講者数
堺消防署	18	114	1	14	19	128
中消防署	5	31	0	0	5	31
東消防署	0	0	2	9	2	9
西消防署	1	4	28	116	29	120
南消防署	3	7	0	0	3	7
北消防署	0	0	4	10	4	10
美原消防署	2	12	0	0	2	12
高石消防署	1	8	7	40	8	48
合計	30	176	42	189	72	365

(堺市提供資料を加工)

(イ) 新入社員防火教室実施要領では、対象事業所は、防災協会加入事業所及び消防署長が必要と認める事業所とされているが、実際の対象事業所は防災協会加入事業所に限られている。

堺市によれば、このように対象事業所を限定した理由は、消防局の協力団体である防災協会に加入するメリットとなること及び費用対効果の観点によるとのことである。

しかし、職場において必要な防火管理や応急手当等の基礎知識を習得させることや、家庭における防火意識の高揚を図ることの重要性は、防災協会加入事業所の新入社員に限定されるものではなく、その対象事業所をより拡大することが望ましい。

新入社員防火教室は、消防局内の講堂において実施されており、収容人員には限りがあることから直ちに対象を無制限に拡大することは困難であるとしても、実施回数を増やし、またより収容人数の広い実施会場で開催するなどして、対象事業所を防災協会加入事業所から広げ、より多くの新入社員に講習を受講する機会を提供するよう、事業の実施方法を見直すことを期待する。

(3) 消防相談

ア 概要

消防局では、消防行政上の問題について市民の持つ疑問と苦情等の相談を容易に受け、迅速的確な解決に努め火災その他の災害による被害の軽減を図るとともに、市民の消防に対する信頼と認識を高めることを目的として、消防本部又は消

防署の各課が窓口となって、市民からの苦情・相談・意見・問い合わせ、要望を受け付けている。

消防相談を受け付けた場合の事務の流れは以下のとおりである。

① 消防相談を受けた場合、予防システムの消防相談処理結果表に必要事項を入力し、結果表をデータ化し文書管理システムにて所属長へ報告する。

また継続確認等が必要な案件については、処理が完結した時点で、既に入力した結果表の「継続分処理結果」欄に処理の内容を、「完結日」欄に処理の完結日をそれぞれ追記し、再度結果表をデータ化し文書管理システムにて所属長に報告する。

② 相談の内容が他の官公庁等の所管に属する場合は、該当機関に移管する。

③ 予防査察課長は前月の消防相談結果を予防システムにより取りまとめ、関係課等に合議のうえ、消防局長に報告する。

平成 27 年における消防相談の件数は以下のとおりである。

< 図表 3-58 > 消防相談等処理状況 (単位：件)

区分	消防関係					消防関係以外	合計
	警防	危険物	予防	建築	その他		
平成 27 年中	121	14	29	0	72	44	280

(堺市提供資料「消防年報平成 27 年版」より引用)

イ 消防相談に寄せられた意見・要望等に対する対応の公表【意見 40】

(結論)

消防相談について、内容によっては、「市民の声」に寄せられた意見・要望と同様に公表することを検討すべきである。

(理由)

消防相談において寄せられた市民からの意見等については、火災予防や動物救助といった事案には原則として都度対応することとしていることから、対応についてホームページ等において公表していない。

消防相談の中に占める、消防局に対する苦情や意見は少ない。しかし、たとえば、消防施設敷地内の雑草が一般道上にはみ出していることに対して寄せられた苦情等については、消防局として個別に対応するだけでなく、「市民の声」において寄せられた場合と同様に、対応を公表すべきものもあると考えられる。

そこで、消防相談についても、内容によっては、後述の「市民の声」に寄せられた意見・要望と同様に対応を公表するものとするべきである。

(4) 「市民の声」

ア 概要

堺市では、ホームページにおいて、市民から寄せられた提案や意見等の要旨と市の考え方を「市民の声 Q&A」として掲載して公表している。

消防局に対して寄せられた提案や意見等についても、その要旨と市の考え方をホームページ上に掲載して公表している。

寄せられた提案や意見等は、堺市「市民の声」共有システム事務処理要領に従い、広聴事務の進捗管理、全庁的な情報共有、更に市ホームページでの公開による市民との情報共有という目的に合わないとは判断される場合を除き、個人情報等を除いたうえで「市民の声」共有システムを通じて庁内で共有している。

市民から寄せられた提案や意見等とそれに対する考え方は、原則として市民へ公表されるが、最終的に公表するか否かの判断は担当課が判断するものとされており、消防局のみで判断が困難と思われる事案については、「市民の声」の受付担当課である市政情報課に相談して対応を決定している。なお、現在、市政情報課において、「市民の声」の取扱いや公表等について見直しが行われている。

イ 市民から寄せられた提案や意見等に対する公表の基準の明確化【意見41】

(結論)

堺市は、市民から寄せられた提案や意見等の要旨と市の考え方について、公表するか否かについて具体的な基準を定め、消防局はかかる基準に基づく適正な取扱いをすべきである。

(理由)

市民から寄せられた意見や要望については、原則として公表するものとされているが、最終的な判断は担当課が行うものとされている。

しかし、様々な方法で、全庁的に寄せられる「市民の声」(陳情・要望・提案・意見・苦情等)をシステムに入力してデータベース化し、全庁的な情報共有、迅速で適切な市民対応、データベースの分析による施策立案や予算編成への反映を図るとともに、市ホームページでの Q&A 公開等により市民との情報共有を図ることを目的とする重要な施策である。

担当課が公表するか否かを判断するにあたっては、事案ごとに、局長、部長に報告相談するとともに予防査察課と調整したうえで決定し、また、消防局のみで判断が困難と思われる事案については、市政情報課に相談していることから、一定の適正性は担保されていると考えられるものの、現状では、公表するか否かについて具

体的に定めた基準はなく担当課の裁量が広すぎると考えられる。

その結果、消防局に寄せられた意見や要望及び消防局の対応や考えをどのような場合に非公表とするかについては、必ずしもその判断基準が明確ではなかった。

現在、市政情報課において、「市民の声」の取扱いや公表等について見直しが行われているとのことであるが、堺市は、市民から寄せられた提案や意見等については、原則公表するというなかで、どのような場合に非公表とするかについて具体的な基準を定めるべきである。

そのうえで、消防局は、市民から寄せられた提案や意見等に対する市の考え方を公表することが原則であることを踏まえ、堺市として定めた基準に基づく適正な取扱いを徹底すべきである。

ウ 市民から寄せられた意見・要望等に対する対応【意見 42】

(結論)

市民から寄せられた意見や要望について、消防局は、改善すべき事項については、周知徹底を図るとともに、PDCA サイクルにより確実に改善の取組みを実施することとして、より良い消防行政の確立に努めるべきである。

(理由)

市民から寄せられた意見・要望においては、それ自体は、たとえば、個別の消防職員の勤務態度等の問題ではあっても、消防局全体として改善を検討すべきと考えられる事項もある。

この点、消防局では、職員全体に周知が必要な内容については、適宜所属長ミーティング等の機会を活用し、周知徹底を図り、また、内容が特に重要なものについては、所管部・課より通知文を発出するものとしている。

ただし、これらの各方法により周知された内容について、後日その内容が遵守されているか検証する制度はない。

市民から寄せられた意見や要望は、消防局に対する外部からの直接の意見であり、消防局として業務改善に積極的に活用すべきものであるところ、改善すべき事項については、周知徹底を図るとともに、PDCA サイクルにより確実に改善の取組みを実施することとして、より良い消防行政の確立に努めることが必要である。

(5) 消防音楽隊

ア 概要

(7) 堺市消防音楽隊（本項において、以下「音楽隊」という。）は、昭和53年に発足し、以来、市民に対する火災予防思想の普及と啓発活動を目的として演奏活動

を行っている。

音楽隊は、低年齢層への防火防災教育として市内の全小学校を巡回し、教育委員会と連携しながら計画的に「音楽鑑賞と防災指導」を行うとともに、各種消防行事や校区自主防災訓練及び他部局行事に参画し、来場者に対し火災予防の啓発や防災指導を実施している。

平成 27 年度における活動状況は、訓練が 55 回、出演が 44 回であり、管内の小学校を対象に行う「音楽鑑賞と防災のおはなし」への出演のほか、平成 27 年の主な出演行事は以下のとおりである。

<図表 3-59> 平成 27 年の主な出演行事

実施日	曜日	行事名	出演場所
1月7日	水	平成27年堺市消防出初式	金岡公園野球場
5月17日	日	第38回浜寺ローズカーニバル	浜寺公園
6月21日	日	堺市立総合医療センター内覧会	堺市立総合医療センター
8月22日	土	第23回中区区民フェスタ	堺市立深井中学校
10月13日	火	堺市高齢者福祉大会	国際障害者交流センター ビッグ・アイ
10月18日	日	第42回堺まつり	大小路筋
10月24日	土	第11回防災フィールドワーク キャラバン in 大泉緑地	大泉緑地
11月2日	月	堺市金婚者の集い	堺市産業振興センター
11月15日	日	第15回堺区ふれあいまつり	堺市役所 1階エントランス ホール
11月23日	月	第40回堺市農業祭	大仙公園

(堺市提供資料「消防年報平成 27 年版」より引用)

(イ) 音楽隊を構成する隊員数(各年 4 月 1 日現在の正規職員数)の推移は、平成 17 年 30 名、平成 18 年 29 名、平成 19・20 年 28 名、平成 21 年 27 名、平成 22 年 30 名、平成 23 年 29 名、平成 24 年 28 名、平成 25 年 27 名、平成 26 年・27 年 28 名(いずれも隊長・副隊長除く)である。

(ウ) 平成 11 年度頃から、隊員の高齢化及び慢性的な隊員不足による演奏者不足が問題となり、平成 14 年度から音楽隊の隊員に欠員が生じた場合には、楽器演奏経験のある者を対象として、臨時音楽隊員を募集しており、平成 27 年度においては、8 名を臨時音楽隊員(うち 2 名は短期臨時職員として、通常は消防事務(総務・警防・予防業務に関する事務)を主な業務としつつ、音楽隊の業務を兼務する。)として採用し、音楽隊の出演や訓練のあるときに参加させている。

臨時音楽隊員（短期臨時職員を除く）は、音楽隊の活動時のみに勤務することとされており、出演等で勤務するごとに報酬として、訓練及び出演1回あたり5,000円を支給している。過去5年間の臨時音楽隊員の数及び報償費の推移は<図表3-60>、音楽隊にかかる事業コストは<図表3-61>のとおりである。

<図表3-60> 臨時音楽隊員に対する報償費等の推移

	臨時音楽隊員の人数（カッコ内はうち短期臨時職員の数） （人）	延べ人数（短期臨時職員の数 は含まない） （人）	報償費（短期臨時職員に対する支給分を含まない）の 総額（千円）
平成23年度	8(2)	361	1,805
平成24年度	8(4)	285	1,425
平成25年度	7(2)	260	1,300
平成26年度	7(3)	310	1,550
平成27年度	8(2)	367	1,835

（堺市提供資料を加工）

<図表3-61> 音楽隊にかかる事業コスト

項目		（単位：千円）				
		H23年度決算	H24年度決算	H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算
事業費		2,529	2,913	2,192	2,965	7,831
主な事業費内訳	報償費	2,000	1,830	1,615	2,000	2,000
	楽器整備・制服	400	879	399	785	5,624
	広報用リーフレット	99	174	149	150	149
人件費（再任用・短期臨時職員含む）		19,930	19,940	19,220	17,130	17,570
総事業コスト		22,459	22,853	21,412	20,095	25,401

（堺市提供資料を加工）

イ 音楽隊のあり方の見直し【意見 43】

（結論）

音楽隊のあり方について、消防局以外の市長事務部局職員や、外部の有識者等の意見も踏まえて、ゼロベースで全庁的に検討すべきである。

（理由）

(ア) 音楽隊については、市民から「市民の声」を通じて様々な要望が寄せられ、市民目線から音楽隊のより効果的な活動が求められているところであり、経営監理室からも以前から廃止も視野に入れたあり方について検討を行うことなど指摘を受けてきた。また近年では、音楽隊の運営について、隊員の高齢化、新規隊員確保の困難性、兼務による職務遂行上の課題、出演等による隊員の負担増等、様々な

課題が生じていることを理由として、平成 24 年に堺市消防局消防音楽隊の課題と今後のあり方検討会を組織し、4 回にわたり検討した結果、平成 24 年 3 月 28 日付で「堺市消防局消防音楽隊の課題と今後のあり方検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）が作成されている。

検討会報告書によれば、音楽隊について、今後の音楽隊のあり方を検討するためには、まずは、消防局内における音楽隊の位置づけを明確にし、消防局方針にあった活動方針の策定、また消防局施策に応じた活動目標の設定等、一組織としての基本的な事項を明らかにすること、また、音楽隊としても今回出された意見内容を踏まえ、意思決定機能の明確化や積極的な広報活動の実施等、隊員の意識改革による内部努力の取組みが必要であることが指摘されたうえで、以下の事項の指摘がなされ、それぞれについて各記載のとおりに対応がなされている。

<図表 3-62> 検討会による具体的提案及びこれに対する堺市の対応

① 消防局全体で検討すべき事項（枠組みの再構築）

検討会の提案	対応
i 組織として方針決定・活動目標を設定し、活動成果を検証できる体制の整備（組織運営方針の活用）	毎年度作成する事業調書（平成 28 年度は事業計画シート。以下同じ。）に音楽隊の方針や活動目標を設定し、活動成果を検証する体制を整えた。
ii 広報所管課（現、予防査察課）に設置する等、課の意思決定により活動する体制の整備	組織改正には至っていないが、予防査察課が消防音楽隊に関することを所管していることから、毎年度作成する予防査察課事業調書に音楽隊の方針や活動目標を設定し、活動成果を検証する体制を整えた。
iii 音楽隊の実施すべき活動内容に応じた事務分掌の改正	堺市消防音楽隊規程改正の必要性や、音楽隊出演基準の明文化等について検討中である。
iv 組織として機能を高めるための事務局機能の強化（ラインによる意思決定）	毎年度作成する予防査察課事業調書に音楽隊の方針や活動目標を設定し、活動成果を検証する体制を整えるとともに、音楽隊隊長（予防査察課長）、音楽隊副隊長（予防査察課長補佐）、音楽隊事務局（予防査察課員）のラインによる事務処理を徹底した。
v 音楽隊員の負担の軽減	年間出演回数の上限を設け、通常業務との両立を図った。

② 消防音楽隊として検討すべき事項（意識改革）

検討会の提案	対応
i 組織目標に沿った、活動方針、活動目標の設定	事業調書にて設定。
ii 防災指導後のフォローアップ、アンケート調査等による活動成果の検証の実施	「防災のおはなし（前防災指導）」実施校へアンケート調査を行い、結果を踏まえて適宜活動内容の見直しを図っている。また現在、大阪府立大学と消防広報について事業連携を行っており、その一環で音楽隊活動についても検証を行っている。

iii マスコミ等の活用等、活動内容の積極的な広報への取り組み	消防局ホームページへ音楽隊専用ページを開設し、堺市高石市防災協会連合会機関紙「望楼」や消防局フェイスブックを活用している。マスコミへは、消防行事と重なるものについては報道提供している。
iv ホームページ上で活動内容の広報を実施	音楽隊専用ページで音楽隊の活動や、年間出演予定を紹介している。
v 音楽隊のファンの育成（フェイスブック・ツイッター・ブログ等）	地道な広報活動とフェイスブックで音楽隊の活動を紹介している。激励の手紙やフェイスブックを介してメッセージが届くなど、一定の効果が表れている。
vi 駅前、本庁前等での積極的な広報活動の実施	消防署で行われる火災予防イベント等で、駅前や大型ショッピングモール等費用対効果が高いと思われるものについて、積極的に参加し広報活動を行っている。
vii 市民協働による広報の充実「NPO法人との協力」	団体の選定が難しいことから、現在も検討中である。

(堺市提供資料を加工)

(イ) しかし、上記検討会の構成メンバーは、消防局総務部総務課、同人事課、予防部予防査察課の各課員に音楽隊隊員等を加えた合計 9 名で構成されているところ、消防局以外の職員は構成員となっていない。

また検討会報告書で具体的に検討すべき事項として指摘した内容については、それぞれ上記の対応がなされているとのことであるが、その内容は以下のとおり十分とはいえない。

① i、ii 事業調書等には、確かに、方針や活動目標等の項目は記載されているが、その内容は、たとえば、平成 23 年度の事務事業総点検シートに記載された内容と比較すれば詳細になったとはいえるものの、検討会報告書の問題意識に対応する抜本的な改善がなされたとは評価できない。また事務事業総点検シート上の記載では、平成 23 年度と平成 27 年度で顕著な相違は認められない。

iii 検討会報告書が提出されて既に 4 年以上経過するが、未だ検討中であるとの対応は十分とはいえない。

iv 検討会の提案にあたっては、事務局の人員不足が指摘されているが、これが体制整備によりどのように改善したか判然としない。

v 現状、出演回数の上限は年間 45 回とされているが、平成 20 年度は 30 回、平成 21 年度は 41 回、平成 22 年度は 45 回、平成 23 年度は 40 回、平成 24 年度は 42 回、平成 25 年度は 37 回、平成 26 年度は 43 回、平成 27 年度は 44 回と、検討会報告を受けて、上限を設けて出演回数が無制限に増え続けることは抑制したが、従前より実際の出演回数を少なくしたものではない。

② i ① i、ii と同様である。

ii～vi 防災指導についての効果の検証が不明である。

vii 検討会報告書が提出されて既に4年以上経過するが、未だ検討中であるとの対応は十分とはいえない。

(ウ) 音楽隊は、他の政令市（東京消防庁含む）では21都市中19都市で設置されている（うち3都市は音楽隊の業務のみを行う専務隊）。一方、大阪市は、音楽隊を平成19年3月31日に廃止している。

また、大阪府下には、大阪市を含め28の消防本部があり、うち9本部が消防音楽隊を活用した広報を実施しているが、その他の19本部は音楽隊を有していないところ、音楽隊を有する消防本部と有しない消防本部が行う消防に関する広報の効果にどのような差異があるかは明らかではない。

(エ) 音楽隊は、消防に関する広報を実施することを条件として各種イベントに出演している。

たとえば、＜図表3-59＞に記載した平成27年に実施した主な火災予防行事における演奏予定時間及び演奏活動以外の広報に費やされる予定時間は以下のとおりであった。

＜図表3-63＞ 平成27年の主要火災予防行事における音楽隊の活動時間

行事名等	演奏予定時間	うち演奏活動以外の広報に費やされる予定時間	備考
平成27年堺市消防出初式	約20分	-	消防局による行事であり、2時間程度の行事の中で、左記の時間以外にも随時演奏を行っている。
第38回浜寺ローズカーニバル	-	-	市民協働の一環で市立浜寺南中学校と合同演奏をしており、音楽隊としての広報はなし。 ※同イベントで西消防署が専用ブースで広報を行っている。
堺市立総合医療センター内覧会	約30分	約5分	
第23回中区区民フェスタ	約60分	約5分	
堺市高齢者福祉大会	約35分	約5分	
第42回堺まつり	-	-	堺市のまつりのため参加。 パレードのため広報なし。
第11回防災フィールドワーク キャラバンin大泉緑地	約40分	約2分	
堺市金婚者の集い	約30分	約5分	
第15回堺区ふれあいまつり	約65分	約8分	
第40回堺市農業祭	約63分	約10分	

(堺市提供資料を加工)

出演時間や広報の内容は行事ごとにまちまちであり、また演奏時間に占める演

奏活動以外の広報の予定時間のみをもって、音楽隊の広報活動の効果を評価すべきものではないが、上記の音楽隊が出演した行事における広報時間からは、音楽隊の活動によって消防の広報としての効果がどの程度あったといえるかは必ずしも明らかとなるものではない。

(オ) 現状、消防局の多くの部署で人員の不足がいわれ、各消防署においては、限られた人員で消防事務をやりくりしているのが実情であるところ、音楽隊以外の業務に従事しながら、音楽隊の訓練及び出演をすることが、事務の効率性・有効性の観点から妥当かは疑問がある。

また臨時音楽隊員は、人数の増減があるとはいえ、恒常的に採用されており、音楽隊を消防局の職員だけで賄うには至っていない。

もちろん、音楽隊による小学校での防災教育や各種イベントでの消防意識の啓発活動が行われていることは有用であり、評価されるべきものであるが、防災意識の向上については様々な方法で実現されるべきものであり、音楽隊による活動もそのひとつに過ぎないともいえる。

以上から、音楽隊の隊員は、過去 10 年間 30 名以下で推移しており、内部職員だけでは足りず、臨時音楽隊員により活動を賄っていることにも鑑みると、音楽隊のあり方について、市長事務部局、職員以外の有識者等の意見も踏まえて、ゼロベースで全庁的に検討すべきである。

ウ 楽器購入に際して仕様確定に至る検討過程の記録化及び関連資料の保存

【意見 44】

(結論)

購入する楽器の仕様確定に至る検討過程を記録化し、その際取得した事前見積書は保存するようにすべきである。

(理由)

堺市は、平成 27 年度において、クラリネット及びその付属品合計 2 台を、合計 762,460 円で購入している。

購入にあたって、仕様書は消防局が作成したうえで、調達課が所管して、公募型見積合わせの方法により契約の相手方を決定した。

公募型見積合わせに応募した業者は 1 社のみであり、予定価格の範囲内であったため、当該業者に決定している。

消防局が仕様書を作成するにあたっては、参考として見積書を徴取したが、手続上参考見積書を徴取する必要はなかったことを理由に、徴取した見積書は廃棄している。

しかし、楽器の価格はその仕様によって大きく変わるものであり、仕様を決定するにあたって、購入を検討する楽器の価格は考慮することが必要であり、後日購入した楽器の仕様について検証する場合には参考見積書を確認すべきであろうし、あるいは将来同種の楽器の更新の際にも仕様の決定の経緯は参考となる。

契約事務手続上、参考見積書を徴取する必要の有無にかかわらず、仕様決定に至る過程は記録に残すべきであり、その際参考見積書を聴取した場合、その見積書は公文書の一つとして保存すべきである。

(6) 査察

ア 概要

(7) 査察制度

消防法第4条及び第16条の5並びに石油コンビナート等災害防止法（石災法）第40条の規定により、防火対象物や危険物施設等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵・取扱状況について検査、質問等を行い、不備欠陥事項の是正指導を行い、防火・防災管理体制及び危険物施設における保安管理体制の強化充実を図り、災害を未然に防止することを目的として、立入検査（かかる立入検査は「査察」ともいう。）が行われる。

消防本部及び各消防署では、年間査察計画を策定し、月別査察重点項目を定め、実施している。

また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス保安の安全確保及び取引の適正化に関する法律」（いわゆる「保安3法」）にかかる事務は、平成24年10月1日から、大阪府から堺市に権限が委譲された事務である。

(イ) 査察実施状況の概況

堺市消防局管内の査察対象事業所数は、21,157事業所であり、火災が発生した場合の危険度による区分に応じて定めている査察実施回数を基本として、査察を行っている。

平成27年における査察実施数は5,062件であり、うち、予防査察（予防査察課による査察含む）が3,842件、警防査察が1,220件であった。また文化財防火デー等の予防運動や消防違反對象物に対して252件の特命査察を行っている。

査察を実施した結果、不備事項があった1,467事業所に対し、査察結果通知書により指摘し、事業所から改善報告書（計画を含む）の提出を求めている。

(ウ) 堺市消防局における査察対象物等の区分

a 消防法上、査察は次の2種類に分類されており、石災法に基づく査察も含め、以下のとおり整理される。

消防法第4条第1項	消防法第16条の5第1項	石油コンビナート等災害防止法第40条第1項
<p>消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者（第2条4号…防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者）に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（中略）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物（第2条3号…山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件）の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。</p>	<p>市町村長等は、第十六条の三の二第一項及び第二項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。</p>	<p>主務大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定事業所に立ち入り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>

b 堺市では、消防法第4条及び第16条の5並びに石災法第40条の規定により消防対象物又は貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況、危険物の貯蔵及び取扱い並びに消防活動上必要な施設設備の状況について検査又は質問を行うこと及び消防法、石災法及び条例に基づき関係者に対して、火災予防上の法令違反、その他の不備欠陥事項を指摘・指導し、その是正を促すことを、「査察」

と定義したうえで（堺市査察規程第2条第2項第1号）、査察対象物の区分、査察実施回数及び査察種別を以下のとおり定めている。

<図表 3-64> 堺市における査察対象物の区分、査察実施回数

査 察 対 象 物 の 区 分		査察実施回数	
特別査察対象物	イ	特定防火対象物で延べ面積 3,000 m ² 以上のものが存する事業所	1年に1回以上
	ロ	第一種事業所	1年に1回以上
	ハ	第二種事業所	1年に1回以上
第1種査察対象物	イ	特定防火対象物で延べ面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満のものが存する事業所	2年に1回以上
	ロ	非特定防火対象物で延べ面積 2,000 m ² 以上のものが存する事業所及び消防法施行令（昭和36年政令第37条。以下「令」という。）別表第1(17)項並びに(18)項	3年に1回以上
第2種査察対象物	イ	特定防火対象物で延べ面積 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満のものが存する事業所	2年に1回以上
	ロ	非特定防火対象物で延べ面積 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のものが存する事業所	3年に1回以上
第3種査察対象物	イ	特定防火対象物で延べ面積 300 m ² 未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの	状況に応じて
	ロ	非特定防火対象物で延べ面積 1,000 m ² 未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの	状況に応じて
第4種査察対象物	上記以外の防火対象物及び局長又は署長が指定するもの		状況に応じて
危険物製造所等	危険物製造所、貯蔵所、取扱所		1年に1回以上
少量危険物貯蔵所等	1 少量危険物の貯蔵、取扱所 2 指定可燃物の貯蔵、取扱所 3 消防活動上阻害物質の貯蔵、取扱所		3年に1回以上

備考

- 1 第一種事業所とは、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災

法」という。) 第 2 条第 4 号に定めるものをいう。

- 2 第二種事業所とは、石災法第 2 条第 5 号に定めるものをいう。
- 3 消防活動上阻害物質とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 3 に定めるものをいう。
- 4 同一敷地内に 2 以上の棟が存する場合は、上位となる査察対象物により区分する。
- 5 消防用設備等の設置を必要とするものには、令第 32 条等に基づく特例基準適用対象物も含む。

(堺市提供資料「堺市査察規程」、「堺市査察規程事務処理要綱」を加工)

< 図表 3-65 > 査察種別の区分

種 別	内 容
局 査 察	局査察員が別表第 1 に掲げる特別査察対象物（ロ）について定期に行う査察
予 防 査 察	署査察員のうち予防課員が別表第 1 に掲げる特別査察対象物（ロ）以外について定期に行う査察
警 防 査 察	署査察員のうち警防課員が別表第 1 に掲げる特別査察対象物（ロ）以外について定期に行う査察
特 命 査 察	局長又は署長が必要と認めたとときに行う査察 (注)
合 同 査 察	局査察に署査察員が合同する査察
応 援 査 察	署査察に局査察員が応援する査察

(注) 局長又は署長が認めたとときは、次の場合とする。

- (1) 法令改正等による必要が生じたとき
- (2) 市民からの苦情、相談及び要請等があったとき
- (3) 管内及び管外において特異火災等が発生したとき
- (4) 特別な行事、催物等が開催されるとき
- (5) 違反処理による必要が生じたとき
- (6) その他

(堺市提供資料「堺市査察規程事務処理要綱」より引用)

c 消防法では、建築物等火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防

炎物品の使用等を義務付けている。

平成 27 年 3 月 31 日現在の全国及び平成 28 年 3 月 31 日現在の堺市消防局管内の防火対象物数は以下のとおりである。

<図表 3-66> 防火対象物数

防火対象物の 区分	項目	全国		堺市消防局管内		
		全国	21大都市	事業所数	防火対象 物数	
(一)	イ	劇場等	4,364	647	5	6
	ロ	公会堂等	66,403	6,216	350	416
(二)	イ	キャバレー等	1,012	122	0	0
	ロ	遊技場等	11,081	2,061	49	58
	ハ	性風俗特殊営 業店舗等	206	116	0	0
	ニ	カラオケボッ クス等	2,815	672	12	12
(三)	イ	料理店等	3,575	582	2	3
	ロ	飲食店	83,505	16,762	358	362
(四)		百貨店等	157,972	27,092	684	728
(五)	イ	旅館等	58,998	5,871	60	64
	ロ	共同住宅等	1,281,786	474,318	6,787	9,175
(六)	イ	病院等	64,495	12,286	255	311
	ロ	特別養護老人 ホーム等	41,048	6,623	246	248
	ハ	老人デイサー ビスセンター	68,078	11,082	349	382
	ニ	幼稚園等	18,597	4,235	62	115
(七)		学校	129,298	28,623	250	718
(八)		図書館等	7,536	850	7	9
(九)	イ	特殊浴場	1,605	677	0	0
	ロ	一般浴場	5,002	1,329	29	37
(十)		停車場	3,859	1,381	19	18
(十一)		神社・寺院等	56,718	11,710	239	265
(十二)	イ	工場等	496,345	69,894	2,135	3,001
	ロ	スタジオ	391	130	1	1
(十三)	イ	駐車場等	50,937	15,000	200	489
	ロ	航空機格納庫	696	107	0	0
(十四)		倉庫	325,223	52,192	1,205	2,057
(十五)		事務所等	458,462	106,337	1,511	2,914
(十六)	イ	特定複合用途 防火対象物	363,794	133,663	1,970	2,031
	ロ	非特定複合用 途防火対象物	254,195	117,435	1,662	1,781
(十六の二)		地下街	64	55	0	0
(十六の三)		準地下街	7	6	0	0
(十七)		文化財	8,590	1,575	12	20
(十八)		アーケード	1,332	475	4	8
(十九)		山林	0	0	0	0
合計			4,027,989	1,110,124	18,463	25,229

(平成 27 年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

※ (一) ~ (十六の三) については、延べ面積 150 m²以上のもの。

※ 21 大都市とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市をいう。

d 消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入り、検査を行う。

平成26年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数及び平成27年度の堺市消防局における立入検査回数は以下のとおりである。

<図表 3-67> 立入検査実施状況

防火対象物の区分			項目		全国	堺市消防局管内
			イ	ロ	立入検査回数	立入検査回数
(一)	イ	劇場等			1,960	2
	ロ	公会堂等			20,267	196
(二)	イ	キャバレー等			245	0
	ロ	遊技場等			4,565	33
	ハ	性風俗特殊営業店舗等			137	0
	ニ	カラオケボックス等			1,312	10
(三)	イ	料理店等			1,056	1
	ロ	飲食店			28,932	296
(四)		百貨店等			54,396	340
(五)	イ	旅館等			29,289	68
	ロ	共同住宅等			171,146	1,070
(六)	イ	病院等			19,637	123
	ロ	特別養護老人ホーム等			26,756	117
	ハ	老人デイサービスセンター等			34,031	213
	ニ	幼稚園等			6,927	37
(七)		学校			36,196	63
(八)		図書館等			2,590	3
(九)	イ	特殊浴場			773	0
	ロ	一般浴場			1,261	5
(十)		停車場等			1,192	28
(十一)		神社・寺院等			14,037	52
(十二)	イ	工場等			85,450	707
	ロ	スタジオ			230	0
(十三)	イ	駐車場等			12,287	39
	ロ	航空機格納庫			538	0
(十四)		倉庫			55,816	280
(十五)		事務所等			88,377	350
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物			115,224	953
	ロ	非特定複合用途防火対象物			45,813	307
(十六の三)		地下街			291	0
(十六の三)		準地下街			57	0
(十七)		文化財			5,892	14
(十八)		アーケード			362	0
(十九)		山林			1	0
(二十)		舟車			233	統計なし
合計					867,276	5,307

(平成27年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

イ 防火管理者選任率等の向上【要望 8】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、防火管理者制度違反件数を更に削減し、防火管理実施義務対象施設における防火管理者を選任し、防火管理にかかる消防計画を作成している防火対象物の割合を100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下、本項及び次項において「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

平成27年3月31日現在の全国及び平成28年3月31日現在の堺市消防局管内の防火管理実施状況は以下のとおりである。

<図表 3-68> 防火管理実施状況

防火対象物の区分	項目	全国				堺市消防局管内						
		防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率(%)	防火管理にかかる消防計画を作成している防火対象物数	作成率(%)	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率(%)	防火管理にかかる消防計画を作成している防火対象物数	作成率(%)	
(一)	イ	劇場等	3,377	3,052	90.4	2,941	87.1	4	4	100.0	4	100.0
	ロ	公会堂等	60,771	48,658	80.1	45,091	74.2	470	426	90.6	407	86.6
(二)	イ	キャバレー等	824	483	58.6	407	49.4	0	0	-	0	-
	ロ	遊技場等	9,746	9,018	92.5	8,559	87.8	52	46	88.5	45	86.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	150	115	76.7	114	76.0	0	0	-	0	-
	ニ	カラオケボックス等	2,648	2,435	92.0	2,320	87.6	11	11	100.0	10	90.9
(三)	イ	料理店等	2,781	2,432	87.5	2,196	79.0	2	2	100.0	2	100.0
	ロ	飲食店	75,005	58,827	78.4	53,711	71.6	446	371	83.2	357	80.0
(四)		百貨店等	103,196	81,964	79.4	76,331	74.0	406	349	86.0	326	80.3
(五)	イ	旅館等	36,985	34,627	93.6	33,300	90.0	59	58	98.3	58	98.3
	ロ	共同住宅等	177,148	134,015	75.7	122,281	69.0	1,067	942	88.3	876	82.1
(六)	イ	病院等	23,454	21,264	90.7	20,503	87.4	96	88	91.7	85	88.5
	ロ	特別養護老人ホーム等	32,964	31,164	94.5	30,355	92.1	199	190	95.5	189	95.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	42,312	40,052	94.7	39,068	92.3	273	264	96.7	259	94.9
	ニ	幼稚園等	11,919	11,532	96.8	11,237	94.3	61	60	98.4	60	98.4
(七)		学校	44,327	42,471	95.8	41,191	92.9	238	219	92.0	209	87.8
(八)		図書館等	4,950	4,560	92.1	4,367	88.2	7	6	85.7	6	85.7
(九)	イ	特殊浴場	1,376	1,243	90.3	1,180	85.8	0	0	-	0	-
	ロ	一般浴場	3,033	2,764	91.1	2,585	85.2	19	19	100.0	19	100.0
(十)		停車場等	684	527	77.0	481	70.3	2	2	100.0	2	100.0
(十一)		神社・寺院等	24,406	19,618	80.4	17,670	72.4	80	68	85.0	63	78.8
(十二)	イ	工場等	39,978	34,678	86.7	32,063	80.2	242	234	96.7	222	91.7
	ロ	スタジオ	307	251	81.8	236	76.9	0	0	-	0	-
(十三)	イ	駐車場等	1,354	1,084	80.1	977	72.2	10	9	90.0	8	80.0
	ロ	航空機格納庫	66	48	72.7	43	65.2	0	0	-	0	-
(十四)		倉庫	10,067	7,766	77.1	7,080	70.3	63	58	92.1	55	87.3
(十五)		事務所等	98,121	80,129	81.7	74,020	75.4	338	285	84.3	264	78.1
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	210,491	149,363 (25,803)	71.0 (12.3)	132,901 (27,716)	63.1 (13.2)	1106	878	79.4	737	66.6
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,119	29,330 (4,507)	71.3 (11.0)	26,222 (4,817)	63.8 (11.7)	222	181	81.5	153	68.9
(十六の二)		地下街	64	51	79.7	45	70.3	0	0	-	0	-
(十七)		文化財	1,310	1,210	92.4	1,110	84.7	6	6	100.0	5	83.3
合計			1,064,933	854,731	80.3	790,585	74.2	5,479	4,776	87.2	4,421	80.7

(平成27年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

堺市における防火管理者選任率は、ほとんどの防火対象物について全国平均より良好であり、評価されるべきである。

ただし、防火管理実施義務対象施設における防火管理者の選任率及び防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数は、なお100%となっていない。

査察時の指導及び査察後の指導継続により、防火管理者制度違反件数を更に削減し、防火管理実施義務対象施設における防火管理者の選任率及び防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数の割合を100%とすべく努力することを期待する。

ウ 統括防火管理者選任率等の向上【要望 9】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、統括防火管理を要する建築物について統括防火管理者の選任率を向上させ、また全体についての消防計画を作成している建築物等の割合を100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

消防法は、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物（百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園等災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物）等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。

平成27年3月31日現在の全国及び平成28年3月31日現在の堺市消防局管内の統括防火管理実施状況は以下のとおりである。

<図表 3-69> 統括防火管理実施状況

防火対象物の区分	項目	全国					堺市消防局管内				
		統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率(%)	全体にかかる消防計画を作成している防火対象物津数	作成率(%)	統括防火管理実施義務対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物	選任率(%)	全体にかかる消防計画を作成している防火対象物津数	作成率(%)
(一)	イ 劇場等	24	18	75.0	10	41.7	0	0	-	0	-
	ロ 公会堂等	66	23	34.8	23	34.8	0	0	-	0	-
(二)	イ キャバレー等	79	12	15.2	12	15.2	0	0	-	0	-
	ロ 遊技場等	96	51	53.1	45	46.9	0	0	-	0	-
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	37	28	75.7	18	48.6	0	0	-	0	-
	ニ カラオケボックス等	25	10	40.0	5	20.0	0	0	-	0	-
(三)	イ 料理店等	4	0	0.0	0	0.0	0	0	-	0	-
	ロ 飲食店	2,447	1,018	41.6	992	40.5	6	0	0.0	0	0.0
(四)	百貨店等	922	278	30.2	260	28.2	4	4	100.0	4	100.0
(五)	イ 旅館等	187	110	58.8	109	58.3	0	0	-	0	-
	ロ 共同住宅等						1	0	0.0	0	0.0
(六)	イ 病院等	194	96	49.5	94	48.5	0	0	-	0	-
	ロ 特別養護老人ホーム等	126	63	50.0	54	42.9	0	0	-	0	-
	ハ 老人デイサービスセンター等	154	48	31.2	48	31.2	0	0	-	0	-
	ニ 幼稚園等	20	4	20.0	3	15.0	0	0	-	0	-
(九)	特殊浴場	67	33	49.3	32	47.8	0	0	-	0	-
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	57,518	25,572	44.5	25,375	44.1	204	131	64.2	130	63.7
	ロ 非特定複合用途防火対象物	7,595	2,806	36.9	2,747	36.2	17	8	47.1	8	47.1
(十六の二)	地下街	55	45	81.8	45	81.8	0	0	-	0	-
(十六の三)	準地下街	4	3	75.0	3	75.0	0	0	-	0	-
	高層建築物	18,854	9,732	51.6	9,653	51.2	18	12	66.7	12	66.7
合計		88,474	39,950	45.2	39,528	44.7	232	143	61.6	142	61.2

(平成 27 年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

堺市における統括防火管理者を選任している建築物の割合及び全体にかかる消防計画を作成している建築物等の割合は、ほとんどの対象物について全国平均より良好であり、評価されるべきである。

今後も査察時の指導及び査察後の指導継続により、統括防火管理を要する建築物について統括防火管理者の選任率を向上させ、また全体にかかる消防計画を作成している建築物等の数の割合を 100%とすべく努力することを期待する。

エ 防災管理者選任率等の向上【要望 10】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、防災管理者の選任率、防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の割合及び自衛消防組織を設置している防火対象物の割合を 100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下本項及び次項において「管理権原者」とい

う。)に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画の作成、地震発生時に特有害被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織の設置を義務付けている。

平成27年3月31日現在の全国及び平成28年3月31日現在の堺市消防局管内の防災管理等実施状況は以下のとおりである。

<図表 3-70> 防災管理等実施状況

用途区分	項目	全国						堺市消防局管内							
		防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数	作成率 (%)	自衛消防組織を設置している防火対象物の数	作成率 (%)	防災管理を要する建築物等の数	防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数	作成率 (%)	自衛消防組織を設置している防火対象物の数	作成率 (%)
(一)	イ 劇場等	61	58	95.1	54	88.5	52	85.2	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 公会堂等	8	8	100.0	8	100.0	7	87.5	0	0	-	0	-	0	-
(二)	イ キャバレー等	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 遊技場等	16	14	87.5	14	87.5	10	62.5	0	0	-	0	-	0	-
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
	ニ カラオケボックス等	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
(三)	イ 料理店等	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 飲食店	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0	0	0	-	0	-	0	-
(四)	百貨店等	368	337	91.6	323	87.8	320	87.0	0	0	-	0	-	0	-
(五)	イ 旅館等	393	378	96.2	369	93.9	353	89.8	0	0	-	0	-	0	-
(六)	ロ 共同住宅等								0	0	-	0	-	0	-
	イ 病院等	702	637	90.7	597	85.0	575	81.9	10	10	100.0	10	100.0	9	90.0
	ロ 特別養護老人ホーム等	35	32	91.4	30	85.7	31	88.6	0	0	-	0	-	0	-
	ハ 老人デイサービスセンター	13	10	76.9	10	76.9	12	92.3	0	0	-	0	-	0	-
ニ 幼稚園等	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-	
(七)	学校	814	729	89.6	641	78.7	627	77.0	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
(八)	図書館等	13	10	76.9	0	0.0	11	84.6	0	0	-	0	-	0	-
(九)	イ 特殊浴場	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 一般浴場	0	0	-	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	-
(十)	停車場等	5	4	80.0	4	80.0	4	80.0	0	0	-	0	-	0	-
(十一)	神社・寺院等	18	12	66.7	10	55.6	12	66.7	0	0	-	0	-	0	-
(十二)	イ 工場等	1,460	1,338	91.6	1,207	82.7	1,143	78.3	29	29	100.0	29	100.0	29	100.0
	ロ スタジオ	3	3	100.0	3	100.0	3	100.0	0	0	-	0	-	0	-
(十三)	イ 駐車場等	9	5	55.6	4	44.4	8	88.9	0	0	-	0	-	0	-
	ロ 航空機格納庫														
(十四)	倉庫														
(十五)	事務所等	1,623	1,313	80.9	1,237	76.2	1,408	86.8	8	8	100.0	7	87.5	8	100.0
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	3,260	2,248	69.0	2,122	65.1	2,907	89.2	14	13	92.9	12	85.7	14	100.0
	ロ 非特定複合用途防火対象物	755	616	81.6	553	73.2	622	82.4	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
(十六の二)	地下街	57	38	66.7	37	64.9	53	93.0	0	0	-	0	-	0	-
(十六の三)	準地下街								0	0	-	0	-	0	-
(十七)	文化財	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0	0	-	0	-	0	-
合計		9,616	7,793	81.0	7,226	75.1	8,161	84.9	66	65	98.5	63	95.5	65	98.5

(平成27年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

堺市における防災管理者を選任している建築物等、防災管理に係る消防計画を作成している建築物等及び自衛消防組織を設置している防火対象物の数の割合は、ほとんどの対象物について全国平均より良好であって、評価されるべきである。

今後も査察時の指導及び査察後の指導継続により、防災管理者の選任率、防災管理にかかる消防計画の作成率、自衛消防組織の作成率を向上させ、いずれも100%とすべく努力することを期待する。

オ 統括防災管理者選任率等の向上【要望 11】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、統括防災管理者の選任率及び全体についての消防計画を作成している建築物の割合を100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

消防法は、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

平成27年3月31日現在の全国及び平成28年3月31日現在の堺市消防局管内の統括防災管理等実施状況は以下のとおりである。

<図表 3-71> 統括防災管理実施状況

防火対象物の区分	項目	全国				堺市消防局管内					
		統括防災管理を要する建築物等の数	統括防災管理者を選任している建築物等の数	届出率 (%)	全体についての消防計画を作成している建築物等の数	届出率 (%)	統括防災管理を要する建築物等の数	統括防災管理者を選任している建築物等の数	届出率 (%)	全体についての消防計画を作成している建築物等の数	届出率 (%)
(一)	イ 劇場等	3	2	66.7	1	33.3	0	0	-	0	-
	ロ 公会堂等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(二)	イ キャバレー等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	ロ 遊技場等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	カラオケボックス等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(三)	イ 料理店等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	ロ 飲食店	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(四)	百貨店等	47	35	74.5	31	66.0	0	0	-	0	-
(五)	旅館等	16	15	93.8	15	93.8	0	0	-	0	-
(六)	イ 病院等	27	20	74.1	19	70.4	0	0	-	0	-
	ロ 特別養護老人ホーム等	1	1	100.0	1	100.0	0	0	-	0	-
ハ	老人デイサービスセンター等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	幼稚園等	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(七)	学校	11	9	81.8	5	45.5	0	0	-	0	-
(八)	図書館等	1	0	0	0	0	0	0	-	0	-
(九)	イ 特殊浴場	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	ロ 一般浴場	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(十)	停車場等	2	2	100.0	1	50.0	0	0	-	0	-
(十一)	神社・寺院等	2	1	50	2	4	0	0	-	0	-
(十二)	イ 工場等	40	33	82.5	31	77.5	0	0	-	0	-
	ロ スタジオ	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
(十三)	イ 駐車場等	5	5	100.0	5	100.0	0	0	-	0	-
(十五)	事務所等	472	433	91.7	356	75.4	0	0	-	0	-
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	1,871	1,761	94.1	1,574	84.1	0	0	-	0	-
	ロ 非特定複合用途防火対象物	144	135	93.8	111	77.1	11	10	90.9	10	90.9
(十六の二)	地下街	43	40	93.0	39	90.7					
(十七)	文化財	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-
	合計	2,685	2,492	92.8	2,191	81.6	11	10	90.9	10	90.9

(平成27年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

堺市消防局管内では、統括防災管理を要する建物 11 件のうち 10 件について、統括防災管理者を選任しており、全体についての消防計画を作成している建築物の届出率は、全国平均を上回っており、評価されるべきである。

今後も査察時の指導及び査察後の指導継続により、統括防災管理者の選任率及び全体についての消防計画を作成している建築物の割合を 100%とすべく努力することを期待する。

カ 消防用設備等設置率の維持・向上【要望 12】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、特定防火対象物に対するスプリンクラー設備の設置率が引き続き 100%となるよう努力すること及び自動火災報知設備の設置率を 100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

平成 27 年 3 月 31 日現在の全国及び平成 28 年 3 月 31 日現在の堺市消防局管内における主な消防用設備等の設置状況は以下のとおりである。

<図表 3-72> 特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

防火対象物の区分			全国				全国			
			スプリンクラー設備		自動火災報知設備		スプリンクラー設備		自動火災報知設備	
設備の種類・項目 設置の状況			設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ	劇場等	766	762	4	99.5	3,676	3,661	15	99.6
	ロ	公会堂等	549	546	3	99.5	31,249	31,151	98	99.7
(二)	イ	キャバレー等	5	4	1	80.0	491	465	26	94.7
	ロ	遊技場等	695	684	11	98.4	9,919	9,880	39	99.6
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0		175	171	4	97.7
	ニ	カラオケボックス等	12	12	0	100.0	2,775	2,698	77	97.2
(三)	イ	料理店等	6	6	0	100.0	2,379	2,294	85	96.4
	ロ	飲食店	103	102	1	99.0	35,311	34,418	893	97.5
(四)		百貨店等	7,417	7,366	51	99.3	88,017	86,541	1,476	98.3
(五)	イ	旅館等	1,996	1,988	8	99.6	45,089	44,689	400	99.1
(六)	イ	病院等	6,979	6,967	12	99.8	40,578	40,418	160	99.6
	ロ	特別養護老人ホーム等	33,832	33,722	110	99.7	41,112	40,942	170	99.6
	ハ	老人デイサービスセンター等	1,439	1,438	1	99.9	46,771	46,641	130	99.7
	ニ	幼稚園等	190	189	1	99.5	15,927	15,875	52	99.7
(九)	イ	特殊浴場	14	14	0	100.0	1,452	1,443	9	99.4
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	16,751	16,673	78	99.5	191,230	183,790	7,440	96.1
(十六の二)		地下街	60	60	0	100.0	64	64	0	100.0
(十六の三)		準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0
合計			70,818	70,537	281	99.6	556,220	545,146	11,074	98.0

防火対象物の区分			堺市消防局管内				堺市消防局管内			
			スプリンクラー設備		自動火災報知設備		スプリンクラー設備		自動火災報知設備	
設備の種類・項目 設置の状況			設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ	劇場等	1	1	0	100.0	4	4	0	100.0
	ロ	公会堂等	1	1	0	100.0	198	198	0	100.0
(二)	イ	キャバレー等	0	0	0	-	0	0	0	-
	ロ	遊技場等	5	5	0	100.0	50	50	0	100.0
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	0	-	1	1	0	100.0
	ニ	カラオケボックス等	0	0	0	-	12	12	0	100.0
(三)	イ	料理店等	0	0	0	-	2	2	0	100.0
	ロ	飲食店	0	0	0	-	200	198	2	99.0
(四)		百貨店等	34	34	0	100.0	385	385	0	100.0
(五)	イ	旅館等	2	2	0	100.0	66	66	0	100.0
(六)	イ	病院等	53	53	0	100.0	195	195	0	100.0
	ロ	特別養護老人ホーム等	236	236	0	100.0	246	246	0	100.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	12	12	0	100.0	257	257	0	100.0
	ニ	幼稚園等	2	2	0	100.0	101	101	0	100.0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	0	-	0	0	0	-
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	114	114	0	100.0	997	989	8	99.2
(十六の二)		地下街	0	0	0	-	0	0	0	-
(十六の三)		準地下街	0	0	0	-	0	0	0	-
合計			460	460	0	100.0	2,722	2,712	10	99.6

(平成 27 年版消防白書及び堺市提供資料を加工)

堺市における特定防火対象物に対するスプリンクラー設備の設置率は 100% を達成しており、また自動火災報知設備の設置率は、ほとんどの防火対象物の区分で全国平均より良好であって、評価されるべきである。

消防用設備の設置義務違反等の消防法違反対象物の数は多くはないものの、火

災による被害拡大を防ぐため、今後も査察時の指導及び査察後の指導継続により、特定防火対象物に対するスプリンクラー設備の設置率が引き続き100%となるよう努め、また自動火災報知設備の設置率を100%とすべく努力することを期待する。

キ 防災防火対象物における防災物品使用率の向上【要望 13】

(結論)

査察時の指導及び査察後の指導継続により、防災対象物品には防災物品が使用される割合(適合率)を100%とすべく努力することを期待する。

(理由)

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物(以下「防災防火対象物」という。)において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(以下「防災対象物品」という。)には、消防法により、所定の防災性能を有するもの(以下「防災物品」という。)を使用することが義務付けられている。

平成27年3月31日現在の全国及び平成28年3月31日現在の堺市消防局管内の防災防火対象物数及び防災物品の使用状況は以下のとおりである。

<図表 3-73> 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

物品の種類・項目 使用状況			全国																		
			防災防火 対象物数	カーテ ン・どん 帳を使用	左のうち 防災物品 を全部使 用している もの	適合率 (%)	じゅうた んを使用	左のうち防 災物品を全 部使用して いるもの	適合率 (%)	展示用合 板を使用	左のうち防 災物品を全 部使用して いるもの	適合率 (%)									
防火対象物の区分																					
(一)	イ	劇場等	4,085	2,447	2,332	95.3	1,820	1,729	95.0	423	402	95.0									
	ロ	公会堂等	64,833	42,183	38,188	90.5	24,756	21,827	88.2	4,133	3,540	85.7									
(二)	イ	キャバレー等	982	458	356	77.7	488	397	81.4	59	54	91.5									
	ロ	遊技場等	10,526	4,665	4,182	89.6	4,346	3,942	90.7	699	624	89.3									
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	234	151	121	80.1	136	110	80.9	8	7	87.5									
	ニ	カラオケボックス等	2,616	1,312	1,176	89.6	1,140	1,028	90.2	153	139	90.8									
(三)	イ	料理店等	3,533	2,095	1,740	83.1	1,901	1,594	83.9	214	189	88.3									
	ロ	飲食店	79,182	36,662	30,724	83.8	23,577	19,459	82.5	3,778	3,202	84.8									
(四)		百貨店等	151,092	56,555	50,916	90.0	31,289	27,400	87.6	7,505	6,399	85.3									
(五)	イ	旅館等	56,285	45,281	41,190	91.0	38,277	35,071	91.6	3,123	2,553	81.7									
(六)	イ	病院等	61,854	44,210	41,486	93.8	24,301	22,418	92.3	3,771	3,293	87.3									
	ロ	特別養護老人ホーム等	40,133	32,609	30,847	94.6	19,012	17,881	94.1	2,918	2,651	90.8									
	ハ	老人デイサービスセンター等	66,249	48,051	44,501	92.6	26,862	24,243	90.3	3,714	3,266	87.9									
	ニ	幼稚園等	17,700	13,490	12,484	92.5	6,942	6,300	90.8	1,109	985	88.8									
(九)	イ	特殊浴場	1,465	1,006	859	85.4	937	837	89.3	79	64	81.0									
(十二)	ロ	スタジオ	485	199	170	85.4	161	141	87.6	59	54	91.5									
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	293,260	123,230	100,587	81.6	81,680	66,824	81.8	15,140	12,528	82.7									
	ロ	非特定複合用途防火対象物	16,758	2,549	2,002	78.5	1,986	1,524	76.7	700	547	78.1									
(十六の二)		地下街	57	44	33	75.0	35	29	82.9	7	7	100.0									
(十六の三)		準地下街	10	4	2	50.0	3	2	66.7	0	0	0.0									
		高層建築物	37,289	13,913	11,782	84.7	13,504	11,773	87.2	2,047	1,778	86.9									
		合計	908,628	471,114	415,678	88.2	303,153	264,529	87.3	49,639	42,282	85.2									

			堺市消防局管内									
防火対象物の区分	物品の種類・項目 使用状況	防火防火 対象物数	カーテ ン・どん 帳を使用	左のうち	適合率 (%)	じゅうた んを使用	左のうち防	適合率 (%)	展示用合 板を使用	左のうち防	適合率 (%)	
				防火物品 を全部使 用している もの			炎物品を全 部使用して いるもの			炎物品を全 部使用して いるもの		
(一)	イ	劇場等	6	3	3	100.0	3	3	100.0	1	1	100.0
	ロ	公会堂等	353	295	287	97.3	190	183	96.3	16	15	93.8
(二)	イ	キャバレー等	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	ロ	遊技場等	54	26	25	96.2	29	29	100.0	4	4	100.0
	ハ	性風俗特殊営業店舗 等	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	ニ	カラオケボックス等	12	7	7	100.0	2	2	100.0	1	1	100.0
(三)	イ	料理店等	3	0	0	-	2	2	100.0	0	0	-
	ロ	飲食店	308	179	159	88.8	88	67	76.1	3	3	100.0
(四)		百貨店等	560	239	234	97.9	102	102	100.0	11	11	100.0
(五)	イ	旅館等	55	50	47	94.0	48	48	100.0	1	1	100.0
(六)	イ	病院等	268	229	219	95.6	113	112	99.1	9	8	88.9
	ロ	特別養護老人ホーム 等	225	186	181	97.3	114	114	100.0	10	10	100.0
	ハ	老人デイサービスセ ンター等	292	212	204	96.2	123	115	93.5	9	9	100.0
	ニ	幼稚園等	102	98	96	98.0	57	55	96.5	3	3	100.0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(十二)	ロ	スタジオ	1	0	0	-	1	1	100.0	0	0	-
(十六)	イ	特定複合用途防火対 象物	1,635	895	840	93.9	489	458	93.7	89	86	96.6
	ロ	非特定複合用途防火 対象物	147	40	38	95.0	25	22	88.0	3	3	100.0
(十六の二)		地下街	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(十六の三)		準地下街	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		高層建築物	49	41	41	100.0	35	35	100.0	8	8	100.0
	合計		4,020	2,459	2,340	95.2	1,385	1,312	94.7	160	155	96.9

(平成 27 年版消防白書及び堺市提供資料)

堺市における防災防火対象物における防災物品の使用率は、いずれも全国平均より良好であり、評価されるべきである。

今後も査察時の指導及び査察後の指導継続により、防災防火対象物における防災物品の使用率を 100% とすべく努力することを期待する。

ク 研修の効果測定

(ア) 概要

消防局では、各消防署・出張所・分署の警防課に勤務する職員に対しては、所属内予防実務研修を、各消防署の予防課に勤務する職員に対しては、予防経験 3 年未満の予防課員を対象に予防業務基礎研修を実施している。

所属内予防実務研修は、消防司令又は消防司令補の階級を有する警防課員が予防業務に一定期間 (30 日) 専従し、消防職員として必要な予防に関する知識を習得するとともに、現場活動や警防査察の実施に役立てることを目的としている。

予防業務基礎研修は、予防実務経験が 3 年未満の予防課員 (課長補佐以上は除く。) が、予防業務において必要とされる基礎的知識を習得することを目的として、座学を中心に研修を実施するものである。

(イ) 研修の効果測定のあり方【要望 14】

(結論)

消防本部は、受講者の研修に対する満足度の評価、受講生の学習面への評価、受講生への行動面の評価、研修受講による査察実施状況への影響度に対する結果評価等を行うことにより、研修の効果測定を行うことを期待する。

また研修の効果測定を行った結果、その内容や結果が十分でなかった場合には、研修のあり方について継続的に工夫等して充実した研修となり、それによって一層予防業務が充実することを期待する。

(理由)

所属内予防実務研修については、研修生に対するアンケートを実施しているほかは、効果測定は実施されていない。

消防本部が主体となって実施する予防業務研修については、効果測定として、予防査察課では研修の翌月の研修時に、前回の研修内容にかかる問題による試験を実施し、また危険物保安課では、講習終了後に直ちに試験を実施している。

確かに、所属内予防実務研修や予防業務研修を実施した結果、業務がどの程度改善したかについて客観的に検証することは容易ではないともいえる。

しかし、現行の予防業務研修における、効果測定の方法は、講習終了後の試験を実施することにとどまっており、研修の知識がどの程度身に付いたかについて継続的に検証することはしていない。

研修の効果は、受講者に対するアンケート調査等による受講者の研修に対する満足度の評価、試験等による受講者の知識理解度や学習到達度の学習面の評価に加え、研修の受講者が研修後従事した予防業務について、その受講者本人及び上司等が受講者の業務の取組みの変化の有無や程度を評価する等によって、研修を踏まえて受講者による査察業務の実施がどのように変容したかの行動面を評価し、研修受講による査察実施状況への影響度に対する結果を評価すること等により行うことが考えられる。

そのうえで、たとえば、試験の結果が十分でなかった受講者に対しては再試験を行いあるいは再度研修を受講させるなどして定着度を高める工夫を行い、また、もしも、研修によって査察実施状況が改善しなかった場合には研修の実施方法の変更を検討するなどの取組みを継続する必要がある、その結果、充実した研修が行われ、一層充実した予防業務が行われることを期待する。

ケ 予防査察と警防査察の区別【意見 45】

(結論)

消防本部は、査察について、予防課員及び警防課員の両者が行うことを維持しつつ、それぞれの知識・技術・経験や、それぞれが査察を実施する目的に鑑み、

査察規程等において、原則的な役割分担を定めることも含め、予防査察と警防査察の位置づけを再検討すべきである。

(理由)

完成後の建物に対する署査察のうち、予防査察と警防査察の違いについて、消防本部としては、予防課員が行う査察であるか、警防課員が行う査察であるかだけであり、予防査察と警防査察は同じものと考えているとのことであった（なお、査察ではなく、建物の竣工検査はもっぱら予防課員が行っている。）。

また各消防署からは、完成後の建物に対する査察は、警防課員と予防課員のいずれもが行うが、査察対象物のうち特別査察対象物に対する査察は予防課員が行っているとの説明がなされた。

この点、消防庁予防課長が平成 27 年 3 月 31 日に各都道府県消防防災主管部長宛に発した消防予第 137 号（「査察規程の作成例」の送付について（通知）。以下「消防予第 137 号」という。）においては、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、査察対象物の区分等に応じて、消防長又は署長が事前に査察員を指定する趣旨で、査察規程に、たとえば、以下の規定を設けることを提案している。

「運用要領 例（査察員の指定）」

第〇条 消防長又は署長は、次の各号に定める査察対象物の区分に応じ、当該各号に定める職員を査察員として指定するものとする。ただし、消防長又は署長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 以下に掲げる査察対象物 予防要員

- イ 特定防火対象物のうち重大違反對象物に該当するもの
- ロ 建築構造等 3 項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるもの
- ハ その他消防長又は署長が必要があると認めるもの

(2) (1) の査察対象物以外の査察対象物 警防要員

[用語]

- ・「予防要員」とは、予防業務専従職員又は予防兼務職員をいう。
- ・「警防要員」とは、主として消防活動に従事する交替制勤務職員で、予防要員以外の職員をいう。 」

消防本部は、予防査察と警防査察の区別の目的は査察実施の統計を取るためだけであって、予防課員、警防課員にかかわらず一定水準以上の査察を実施できるように査察ハンドブックを整備するなどしていることから、防火対象物（危険物

施設を除く)の査察について、予防課員と警防課員で分ける必要はない、また、人事異動により、予防業務経験者が警防査察を行うことも多々あることから、職員の経験や習熟度を勘案して対象物を割り当てるなど、消防署によって管内の状況も異なることから予防課員か警防課員かで一律に査察対象を定めるべきではなく、今後の人員削減を念頭において警防比率の割合を高めていく方針である、と説明する。

しかし、査察ハンドブックが整備されているから予防課員と警防課員の能力が同等であるとはいえない。すなわち、予防課員と警防課員では受講している研修の内容は異なっており、経験上も査察の習熟度合いに差異が生じるはずである。また特別査察対象物に対する査察や違反処理といった業務は、その専門性に鑑み、警防課員より予防課員が行うのが適切であると考えられる。このような観点から、現在の予防査察と警防査察の位置づけは明確ではない面があるとする。

もちろん、上記通知にもあるとおり、査察は、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防課員のみならず、主として消防活動に従事する警防課員によっても実施されることが重要である。すなわち、人的資源の活用の観点に加え、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できる。

したがって、査察は、予防課員及び警防課員の両者が行うことは維持しつつ、それぞれの知識・技術・経験や、それぞれが査察を実施する目的を意識して、査察規程等において、原則的な役割分担を定めることも含め、予防査察と警防査察の位置づけを再検討し、もって査察をより実効的に実施すべきとする。

コ 査察計画に従った各消防署による査察の実施の徹底【指摘事項 10】

(結論)

各消防署は、査察計画に従い査察対象物に対する査察を行うことを徹底すべきである。またこれを達成するため、各消防署は、査察を担当する人員の増員を検討し、また査察実施の方法について消防本部とも相談の上、他署あるいは他都市の事例等を参考に見直しを行うなどすべきである。

(理由)

年間査察計画は、月ごとに査察を実施する事業所を定め、事業所の規模に応じて査察日数を定めている。各消防署の年間査察計画は、査察対象物の種別や過去の査察実績に応じて、予防システムにより過去の査察実施日に応じて自動的に月ごと

に査察を実施する事業所が抽出されて決定される。これらにより策定された年間査察計画をとりまとめ、一括して予防部長に報告される。

管内の各消防署における平成27年度の査察実施件数は以下のとおりである（斜体で記載した太字は、計画数を実施数が下回っているもの）。

<図表3-74> 平成27年度査察実施件数 (単位:件)

署	項目	特 別			第1種		第2種		第3種		第4種	合計
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		
堺	対象物数	84		3	186	488	460	456	490	2,748	621	5,536
	計画数	84	0	3	102	138	312	150	143	262	0	1,194
	実施数	43	0	2	67	80	112	55	61	253	25	698
中	対象物数	33		0	89	149	267	181	295	1,488	334	2,836
	計画数	33	0	0	39	65	137	130	71	79	0	554
	実施数	36	0	0	51	62	121	104	67	74	12	527
東	対象物数	20			31	78	138	75	156	719	152	1,369
	計画数	20	0	0	31	32	137	36	152	234	2	644
	実施数	29	0	0	31	34	135	36	158	232	58	713
西	対象物数	42		8	109	333	245	258	297	1,661	343	3,296
	計画数	42	0	8	53	108	99	109	0	0	0	419
	実施数	46	11	8	48	136	88	107	70	82	27	623
南	対象物数	55		0	90	246	143	76	265	435	161	1,471
	計画数	55	0	0	46	108	74	33	7	23	2	348
	実施数	55	0	0	59	101	76	28	66	120	25	530
北	対象物数	36		0	117	252	296	273	339	2,044	214	3,571
	計画数	36	0	0	44	49	109	55	57	651	0	1,001
	実施数	38	0	0	68	96	151	90	37	262	15	757
美原	対象物数	10		0	29	130	70	148	116	644	78	1,225
	計画数	9	0	0	29	79	67	65	65	57	2	373
	実施数	9	0	0	26	77	60	70	67	122	8	439
高石	対象物数	23		3	28	120	139	133	122	578	145	1,291
	計画数	23	0	6	26	46	117	58	77	132	3	488
	実施数	25	5	5	28	49	112	59	66	152	10	511
合計	対象物数	303	0	14	679	1,796	1,758	1,600	2,080	10,317	2,048	20,595
	計画数	302	0	17	370	625	1,052	636	572	1,438	9	5,021
	実施数	281	16	15	378	635	855	549	592	1,297	180	4,798

※実施数に通信指導は含んでいない。

(堺市提供資料を加工)

<図表 3-75> 平成 27 年度における危険物製造所等への査察実施件数

局・署 項目	消防局		堺		中		東		西		南		北		美原		高石		合計	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
危険物製造所等	1,112	3,964	434	169	120	154	25	30	526	552	150	123	72	86	171	191	364	424	2,974	5,693

※ 消防局の実施数には、各消防署との合同査察により実施された数を含む。

(堺市提供資料)

<図表 3-74>のとおり、たとえば、堺消防署は、第 4 種査察対象物を除き、いずれの査察対象物についても計画を達成できていない。また、各消防署の各月別の査察計画及び査察結果を確認したところ、年度当初の 4 月から既に計画を全く達成できない消防署も見受けられた。

その原因について、堺消防署によれば、管内の事業所数が他署より多く、また事業所の新設・廃止等も多いため、限られた人員で計画に従った査察をすべて行うことが困難である、とのことであった。

また、平成 27 年 4 月 1 日現在における堺市消防局の予防要員の整備指針上の基準数 151 名に対し、現有の予防要員は 111 名、充足率 73.5%であり、基準を下回っている状況である。

しかし、限られた人員により査察業務を実施しているのは堺市消防局内の各消防署も共通である。

また「平成 27 年度消防施設整備計画実態調査の結果について（通知）」（平成 28 年 2 月 5 日付消防消第 17 号消防・救急課長通知）によれば、消防職員の算定数（各市町村が消防力の整備指針に基づいて算定した必要数を積み上げた数）に対する消防職員の現員数は、全国平均 76.5%であるのに対し、堺市消防局は 93.9%と決して他の消防本部に比較して全体として著しく少ないという状況ではない。

消防局全体として厳しい人員体制のもとで消防事務を遂行していることを踏まえてもなお、各消防署は、査察を担当する人員の増員を検討し、また査察実施の方法について消防本部とも相談の上、他署あるいは他都市の事例等を参考に見直しを行うなどして、計画に従いすべての査察を行うよう改善すべきである。

サ 消防本部による各消防署の状況把握及び指導のあり方【指摘事項 11】 (結論)

消防本部は、各消防署と相互に連絡を密にして、各消防署の査察実施状況を随時に把握するとともに、各消防署の要請があるときや特に必要があると認めるときは、査察員を派遣し、また他の消防署に応援を指示すべきである。

(理由)

査察業務については、主に各消防署予防課で実施しており、各消防署の予防課長、予防課長補佐、予防係、指導係の人員数は次のとおりである。

堺	中	東	西	南	北	美原	高石
14人	8人	6人	11人	7人	8人	7人	6人

消防署による査察は、上記の予防課員に加え、警防課員によっても実施されている。

ところで、前記コに記載したとおり、各消防署においては、必ずしも年間査察計画に従った査察をすべて実施することができていない。

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に対する査察を行うものとされており、査察は火災予防の観点及び火災発生時における被害防止の観点から、重要なものである。

管轄区域内の査察対象物に対する査察は、署長が行政上の必要性に応じて行うことが原則であるが、消防長は、必要があると認めるときは、署長が行う査察の支援を行うことが必要である。

このような観点から、堺市査察規程第5条第4項は、「査察課長、保安課長及び署長は、査察及び通信指導については、相互に連絡を密にして実施するものとする。」ことを定めている。

しかし、消防本部は、各消防署による査察の実施状況や査察を計画どおりできていない理由について、これまで正確に把握していなかった。

また、堺市査察規程第10条は、「署長は、査察の実施に当たり必要があると認めるときは、査察職員の派遣を局長に要請することができる。」、「局長は、前項の規定による要請があった場合又は必要があると認める場合は、関係課及び消防署間の調整を図り、査察職員を派遣して査察を実施させることができる。」旨定めている。

消防予第137号（通知）も、「消防署に配置された人員のみでは査察の適正な執行の確保が困難である場合、署長は、消防長に査察員の派遣を要請することができ、要請があったときは、消防長はこれに応じること、また、査察員の派遣にあたって、消防長は、特に必要があると認めるときは、他の署長に応援を指示することを規定する」ことを通知している。

この点、たとえば、堺消防署では、対象施設が他の消防署に比べ多数であることなどもあって、計画に従った査察を実施できていない。

このような状況に対し、平成25年度に堺消防署及び北消防署から査察回数不足対象物の査察実施に際して人員が不足しているため査察職員の応援依頼がなされ

たことを受け、消防本部から、消防本部及び高石消防署の査察職員を堺消防署に派遣し、また消防本部及び東消防署の職員を北消防署に派遣したことがある。

しかし、それ以外には、消防本部において、各消防署による査察の実施状況や査察を計画どおりできていない理由を正確に把握したうえで堺市査察規程第10条に基づき査察職員の派遣や応援を行ったことはない。

消防本部は、堺市査察規程に基づき、予防査察課長、危険物保安課長及び署長は、査察及び通信指導について、相互に連絡を密にして実施するとともに、署長は、必要に応じて消防長に査察員の派遣を要請し、消防長は同要請に応じる運用を実施し、また、査察員の派遣にあたって、消防長は、特に必要があると認めるときは、他の署長に応援を指示することにより、各消防署において年間査察計画に従いすべての査察を実施することが可能となるよう適正な運用を行うべきである。

シ 違反処理等への移行【指摘事項 12】

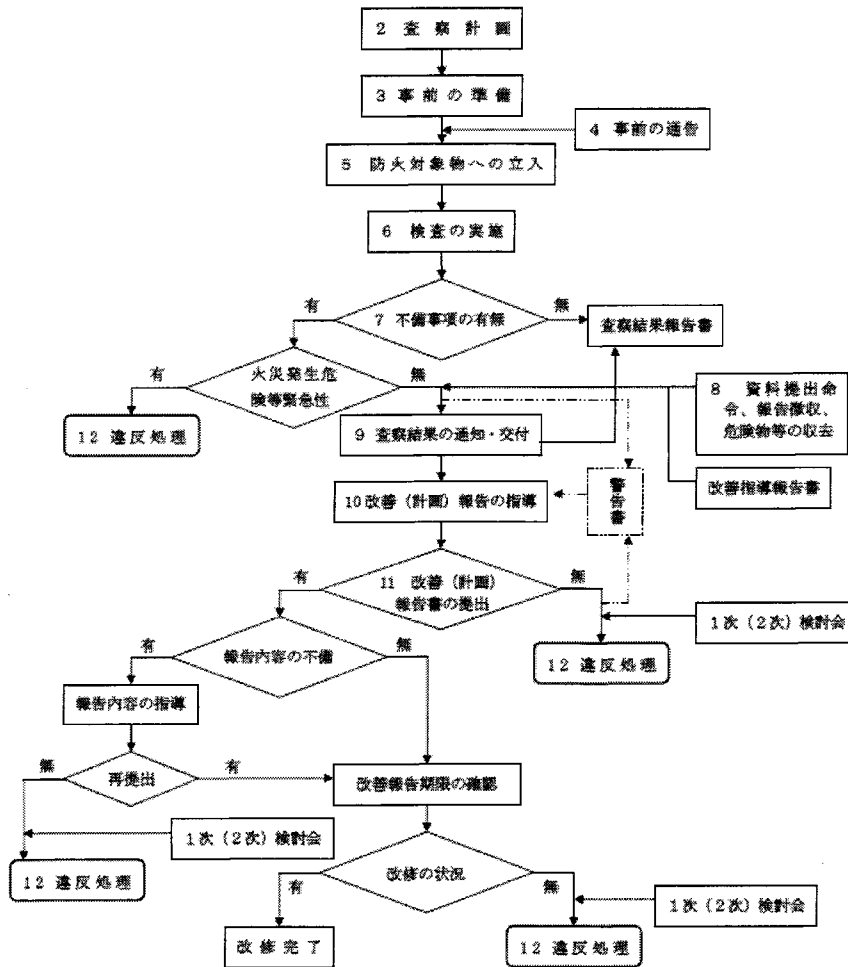
(結論)

査察の結果改善を求めても速やかに改善が実施されない場合、躊躇することなく違反処理等に移行すべきである。

(理由)

堺市査察規程及び査察規程事務処理要綱等によれば、査察計画から査察の執行は以下の流れにより行われる。

<図表 3-76> 査察計画から査察執行への流れ



（堺市提供資料「査察ハンドブック」より引用）

査察の結果、査察対象物の不備に関する事項があるときは、当該査察対象物の関係者に当該不備事項を改善させるとともに、その改善の結果を報告させるものとされており、「局長又は署長は、警告、命令その他の行政上の措置（以下「違反処理」という。）を行う必要があると認めるときは、別に定めるところにより必要な措置を講じなければならない」とされている。

この点、予防査察課によれば、違反内容が重大で優先的に処理すべき違反対象物については、予防査察課で一覧表を作成し、対象物ごとに是正状況を管理しており、また違反の重大性を問わず各消防署の台帳に記録を残している。違反に対する指導は、「通知→警告→命令」の順に厳しくなるが、命令まで行って改善されなかった事例はない、とのことであった。

また消防本部の危険物保安課によれば、命令、警告、安全指導を行った事案は、

すべて改善状況を確認している、とのことであった。

このほか、軽微な不備事項については、口頭指導を行うとともに、査察結果報告書等に内容を記録し、次回の査察時等に確認している、とのことである。

しかし、監査人が、平成 28 年 10 月 18 日に、堺消防署、中消防署、南消防署において査察台帳を査察対象物の種別ごとに各 1～2 冊程度ずつ閲覧したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ・ 平成 27 年 5 月に査察を実施した施設において、前回査察の改善状況が未完了のまま再度口頭で指導し、また平成 28 年 1 月にも前回査察の改善状況が未完了であり再指摘したが、その後も改善報告書や改善計画が提出されていない事例
- ・ 平成 27 年 8 月に書面で同年 9 月までに改善報告書を提出するよう指導したが、その後も改善報告書が提出されていない事例
- ・ 平成 28 年 3 月に同月中の改善報告書の提出を求めたが、その後も改善報告書が提出されていない事例
- ・ 平成 23 年 7 月の防火管理者選任届出書に、消防計画提出指示済みの記載があり、平成 25 年 12 月の査察において、消防計画を作成し届け出ることを口答指示しており、同日付で改善計画受理とあるが、その後も消防計画が提出されていない事例

監査においては、ごく限られた数の台帳をサンプルとして閲覧しただけであるが、その限りでも、改善指導をしながら改善計画が提出されず、また改善がなされない案件が複数認められたことからすれば、各消防署においては、他にも改善指導をしたにもかかわらず、改善が実施されない、あるいは改善報告が提出されていない事案が相当数存在することが推認される。

各消防署は、限られた人員により査察を実施していることから、違反の重大性や悪質性を勘案しつつ違反処理に移行するか否かを検討していると考えられるが、改善が実施されているか否かを十分に確認できていない事案も一定数存在すると考える。

しかし、消防法違反は、ときに火災の発生又は延焼のおそれにつながり、また火災等の災害による被害拡大につながるものであることから、安易に違反処理を先延ばしすることは許されない。

査察の結果改善を求めても速やかに改善が実施されず、違反処理に移行すべき一定の要件に該当した場合には、堺市査察規程や堺市査察規程事務処理マニュアル及び堺市火災予防違反処理マニュアル等に従い、躊躇することなく違反処理に移行し、特に人命危険等が高いものを優先して、時機を失することなく厳格に違反

処理を行うことが必要である。

そして、特に、違反処理を留保する場合は、当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡等について十分な検討を行い、その説明責任や、消防機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求等の可能性等についても考慮しておくことが重要である。

ス 防火管理者及び統括防火管理者の経過表の記載【意見 46】

(結論)

査察対象物台帳に、防火管理者及び統括防火管理者の経過表を編てつする場合、その選任届出年月日及び解任届出年月日欄には、どのような事項を何に基づいて記載すべきか検討し、その内容を徹底すべきである。

(理由)

ビル等の所有者及び建物の賃貸人等の管理権原者は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任及び解任したとき、同法第 8 条の 2 の規定により統括防火管理者を選任及び解任したときは、消防署に対し、その旨の届出を行うことが義務付けられており、消防本部及び各消防署ではその内容は予防システムに入力して管理している。

そのうえで、消防署では、従前使用していた防火管理者及び統括防火管理者の経過表の書式を用いて、防火管理者等の選任届出年月日や解任届出日を記載し、予防システムによらずとも台帳を見ることによって防火管理者の選任の経緯を確認できるようにしている。

しかし、堺消防署、中消防署及び南消防署において、査察対象物にかかる台帳を閲覧したところ、複数の台帳において、防火管理者の選任届出年月日を記載すべき欄に選任日や届出書作成日（消防署に対する届出日とは異なる）を記載し、同解任届出日を記載すべき欄に解任日を記載している事例が見受けられた。

そもそも上記の経過表は消防局として作成を義務付けているものではないとはいえ、消防事務の利便性向上のため、各消防署において作成しているものであることからして、後日だれが台帳を見てもその内容を正確に把握することができるよう、上記の経過表にどのような事項を何に基づいて記載すべきか徹底することが必要である。

セ 防火管理者選任届出書の管理【指摘事項 13】

(結論)

提出された防火管理者選任届出書は、対象施設にかかる査察対象物台帳に編て

つすることを徹底すべきである。

(理由)

堺消防署において査察対象物にかかる台帳を閲覧したところ、作成が義務づけられている防火管理者及び統括防火管理者の経過表には、選任日と防火管理者の氏名の記載はあるが、防火管理者選任届出書が綴られていないものが見受けられた。

当該事案は、小学校に対する査察関係資料を編てつした査察対象物台帳である。校長の交代に伴い、本来防火管理者の届出がなされ、同届出書が台帳に編てつされるべきところ、届出書は綴じられておらず、また届出書に記載されていると考えられる管理者の生年月日や解任された旧防火管理者の解任届出日の記載が防火管理者及び統括防火管理者の経過表には見当たらなかった。

防火管理者選任届出書が綴られていない理由は不明であるが、そもそも未提出であるか、あるいは提出されたものの、誤って他の施設に関する台帳その他本来綴られるべきではない台帳に綴られてしまった可能性がある。

防火管理者が誰であるかは消防法上重要な情報であり、これに関する届出書は、必ず提出を求め、また提出された届出書は適切に台帳に編てつすることを徹底すべきである。

ソ 査察結果を記載した査察対象物台帳に編てつすべき情報の統一【意見47】

(結論)

消防局が中心となって、各消防署の意見を踏まえつつ、査察結果を記載した査察対象物台帳に編てつすべき情報について、編てつの方法を定め、またどの範囲であれば各消防署の裁量を認めるのか、また予防システムから出力された情報や査察担当者が作成したメモ等、マニュアルに明記された以外の書類の取扱いや位置づけを検討のうえ、一定の統一した指針を示すことを検討すべきである。

(理由)

査察結果を記載した査察対象物台帳に編てつする書類については、堺市査察規定事務処理マニュアルに規定されている。また予防システム内の情報は、必要に応じ「防火対象物管理」の「台帳帳票出力」で出力し、査察対象物基本台帳に編冊することができる。とされている。

しかし、編てつの順序や見出しのつけ方等については特別の定めはない。また予防システムから出力された情報や査察担当者が作成したメモ等、マニュアルに明記された以外の書類を作成して編てつする場合の当該書類の取扱いや位置づけに

については必ずしも明確でない。

この点、堺消防署、中消防署及び南消防署において、査察結果を記載した査察対象物台帳を閲覧したところ、各消防署ごとに、編てつされる情報の順序や見出しの付け方は統一されていなかった。

また査察の結果を記載した報告書には、査察結果として、口頭で指導した、あるいは通知書（指摘・指導）を発したことが記載されるが、これに加えて、堺消防署及び中消防署では、口頭で指導した場合にその内容及びこれに対する改善計画受理日を記載した書類（予防システムから出力されたもの）や査察において指摘した内容等を記載した資料が添付されていた。

これらはそれぞれ各消防署の担当者が適切と判断した内容に基づき過去から重ねられてきた事務の集積であると考えられ、事務処理要綱や事務処理マニュアル等に必ずしも違反するものではないし、また各消防署が創意工夫しているという面では評価されるべき面もある。

しかし、各消防署が管理する査察対象物台帳は、署によって編てつの方法やその内容が統一されていないため、当該署以外の消防署職員や異動により新たに担当することとなった職員が各台帳の内容を確認した際に、その内容を把握しようとするに時間を要することとなる。

平時においてはかかる事態が生じたとしても、大きな問題は生じないかもしれないが、事故発生時に通常査察対象物台帳を管理していない職員がこれを取り扱った際等には、内容把握に時間がかかり、結果として災害事故対策に遅れが生じる危険もある。

査察対象物台帳は、各消防署に備え置かれるものであって、必ずしも当該消防署に所属する職員だけが内容を把握できればよいというものではない。

したがって、各消防署からの意見を踏まえ、査察対象物台帳の編てつの方法について検討し、編てつの方法を定めた上、どの範囲で統一すべきか、また各消防署における工夫をどの範囲で認めるか、また予防システムから出力された情報や査察担当者が作成したメモ等、マニュアルに明記された以外の書類の取扱いや位置づけを検討し、一定の統一した方針を定めるべきと考える。

9 消防署

(1) 概要

ア 消防署を監査した理由

消防署は、消防本部と距離的に離れており、また、現場業務が多忙で、契約事務、支出事務、備品管理、人事管理等事務処理において十分でないことが懸念されたた

め、その実態を確認すべく監査を実施した。

イ 各消防署の概要

各消防署の人員数・面積は下表のとおりである。

<図表 3-77> 各消防署の消防職員数・建築面積 (単位：千円)

署	消防職員数 (名) (注)	建築面積 (㎡)	平成 27 年度 歳入額	平成 27 年度 歳出額
堺消防署	61 名	624.33	1,739	8,152
中消防署	52 名	847.74	415	7,465
東消防署	46 名	1254.9	149	5,798
西消防署	57 名	1072.94	7,255	11,977
南消防署	57 名	668.29	328	8,652
北消防署	62 名	584.92	361	4,601
美原消防署	48 名	814.61	367	12,577
高石消防署	47 名	881.72	741	4,201

(注) 本署の職員数であり、署長・副署長は除く。

(堺市提供資料を加工)

ウ 事務処理状況を確認する消防署の選定理由

監査対象とする消防署の選定にあたっては、堺消防署及び北消防署は消防職員数が多いため、美原消防署は消防団を設置しているため、高石消防署は高石市から業務委託を受けているため、事務処理に煩雑性・特殊性がある可能性が高いことから、上記の 4 か所の消防署を監査対象とした。消防署に対する指摘事項等については、指摘対象の消防署名を併せて記載している。

(2) 消防署の事務処理について

ア 管理資料の日付について(堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署)

【指摘事項 14】

(結論)

支出負担行為伺書の起案日・決裁日を見積書の日付と同一とする業務慣行を改め、実態に即した日付を記載すべきである。

(理由)

見積書の日付と支出負担行為伺書の起案日、決裁日がすべて同じ日付となった事例が多数発見された。下表はその例である。

<図表 3-78> 見積書の日付及び支出負担行為伺書の起案日・決裁日の同一事例

署	件名	見積書日付	起案日	決裁日
堺消防署	ビニールテープ外 8 件の購入について	平成 28 年 3 月 28 日	平成 28 年 3 月 28 日	平成 28 年 3 月 28 日
堺消防署	インクカートリッジ外 3 件の購入について	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 1 日
北消防署	エンジンオイル取替	平成 28 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 23 日
北消防署	スライドドアローラ取替、スイッチパネル球取替、ブロワモータ取替	平成 28 年 2 月 8 日	平成 28 年 2 月 8 日	平成 28 年 2 月 8 日
美原消防署	テープのり詰替用外 3 件の購入について	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年 3 月 11 日
美原消防署	結束耐熱外 11 件の購入について	平成 28 年 3 月 3 日	平成 28 年 3 月 3 日	平成 28 年 3 月 3 日
高石消防署	コピー用紙の購入について	平成 28 年 3 月 17 日	平成 28 年 3 月 17 日	平成 28 年 3 月 17 日
高石消防署	ステーブラー外 4 件の購入について	平成 28 年 3 月 29 日	平成 28 年 3 月 29 日	平成 28 年 3 月 29 日

業者から見積書を徴取し、支出負担行為伺書を起案し、消防署・消防本部で決裁を実施するまでの一連の手続をすべて同日に行うことは実務上可能であるとのことだが、決裁者が 5 名以上必要であること、書類を消防署から消防本部に移動させることを考慮すると、多くの取引において見積、起案、決裁が同一日に行われたことは極めて不自然と思われる。決裁日が実際の決裁者の押印完了日と異なっていることが懸念される。

支出負担行為伺書の起案日・決裁日は、実際に起案した日付・決裁した日付を記載すべきである。

イ 消耗品等の購入時期について（堺消防署、北消防署、美原消防署）【意見 48】

（結論）

消耗品等の購入にあたっては、経費の削減に努めるため、不急消耗品の年度末購入を止め、在庫量に緊急出動等の特殊性も考慮して計画的に購入するように事務を改善すべきである。

（理由）

年度末予算に余裕があるため不急の消耗品を購入し、これを翌年度以降の使用に供している事例が多数発見された。下表はその例である。

<図表 3-79> 消耗品等の購入時期と数量

署	件名	起案日	数量
堺消防署	ビニールテープ外 8 件の購入について	平成 28 年 3 月 28 日	合計 59 点
堺消防署	インクカートリッジ外 3 件の購入について	平成 28 年 3 月 1 日	合計 13 点
北消防署	エンジンオイル取替	平成 28 年 3 月 23 日	一式
北消防署	インクカートリッジ外 16 件の購入について	平成 28 年 3 月 17 日	合計 40 点
美原消防署	テープのり詰替用外 3 件の購入について	平成 28 年 3 月 11 日	合計 13 点
美原消防署	結束耐熱外 11 件の購入について	平成 28 年 3 月 3 日	合計 17 点

年度末購入取引は、支出負担行為として購入の事前決裁を受け、納品を検収して支払いをしており、一連の手續に形式上の不備はない。

しかし、上記の消耗品の年度末購入は、多種多量にわたっており、必要性についての検討が十分に行われていたか疑問であって、予算の使い切りを意識した購入であることが懸念される。消耗品等の購入にあたっては、経費の削減に努めるため、不急消耗品の年度末購入を止め、在庫量に緊急出動等の特殊性も考慮して計画的に購入するように事務を改善すべきである。

ウ 購入業者選定、購入価格の適正性について（堺消防署、北消防署、高石消防署）【意見 49】

（結論）

広く流通している一般的な物品の購入においては、購入価格を低く抑え経費の削減に努めるため、業者と契約単価及び品質を十分に折衝するよう事務を改善すべきである。

（理由）

購入の形式的な手續には問題は見受けられなかったが、大量に購入しているため署までの配送が必要であることや周辺の業者が少ないことなどを理由として、長期にわたって同一業者と契約している事例が発見された。下表はその例である。

<図表 3-80> 長期にわたって同一業者と同一価格で契約している事例

（単位：円）

署	件名	金額	単価
堺消防署	アクエリアス(2ℓ)の購入について	61,500	205
北消防署	ポカリスエット(500ml)の購入について	35,380	113
高石消防署	アクエリアス(500ml)の購入について	29,040	110

一般に、長期間にわたる同一業者からの一者随契での購入は、契約金額の決定において競争性が欠けるため、購入価格が高くなる可能性がある。

したがって、他の業者の公示価格を参考にしながら価格の検討を行い、業者と契約単価及び品質を十分に折衝し、競争性に欠けることがないようにして購入価格を低く抑え経費の削減に努めるべきである。

エ 備品出納伺書兼通知書の決裁日付欄、施行日付欄の記載について（北消防署）【指摘事項 15】

（結論）

備品出納伺書兼通知書の決裁日付欄、施行日付欄を正確に記載することを徹底すべきである。

（理由）

下表のように、備品出納伺書兼通知書の決裁日付欄、施行日付欄が記載されていない事例が発見された。

<図表 3-81> 備品出納伺書兼通知書の日付

署	件名	起案日	決裁日	施行日
北消防署	謄写ファックスの廃棄	平成 28 年 2 月 19 日	空欄	空欄
北消防署	謄写ファックスの購入	平成 28 年 2 月 29 日	空欄	空欄

備品出納伺書兼通知書の決裁日付、施行日付については、時系列で見たときに、契約行為や取引行為の整合性を確認するために必ず記載する必要があると考えられる。したがって、日付を正確に記載することを徹底すべきである。

オ 備品の会計計上時期について（北消防署）【指摘事項 16】

（結論）

適時適切な資産の把握のために、備品の登録手続は検収時点で実施すべきである。

（理由）

下表のように備品の登録が検収前に行われている事例が発見された。

<図表 3-82> 検収前に備品登録が行われていた事例

署	件名	取得登録日	検収日
北消防署	消防訓練用資器材の購入	平成 28 年 2 月 12 日	平成 28 年 2 月 15 日
北消防署	謄写ファックスの購入	平成 28 年 3 月 1 日	平成 28 年 3 月 7 日

備品登録をする時期が検収前の場合、検収されていない架空の備品が登録されていることになり、備品の現物実査の際にも不整合が生じる。適時適切な資産の把握のために、備品の登録手続は検収時点で実施すべきである。

カ 見積書、納品書の日付欄について（堺消防署、北消防署、高石消防署）【指摘事項 17】

（結論）

見積書、納品書の日付は、消防署職員によるゴム判によるスタンプ又は手書きによる記載を改め、必ず業者に印字若しくは記入させて消防署職員が記載しないことを徹底すべきである。

（理由）

物品購入取引を通査したところ、支出負担行為伺書及び支出命令書と見積書、納品書及び請求書は形式的には合致していた。

しかし、下表のように見積書、納品書の日付欄がゴム判によるスタンプ又は手書きされている事例が多数発見された。日付欄がブランクのものについて、消防署職員が当該日付欄に直接ゴム判によるスタンプ又は手書きをしていたものである。

<図表 3-83> 消防署職員による見積書等の日付欄の記載の状況

署	件名	見積書	納品書
堺消防署	アクエリアスの購入について	ゴム判スタンプ書類	ゴム判スタンプ書類
堺消防署	インクカートリッジ外 3 件の購入について	ゴム判スタンプ書類	—
北消防署	エンジンオイル取替	ゴム判スタンプ書類	—
北消防署	ポカリスエットの購入について	—	ゴム判スタンプ書類
高石消防署	ステープラー外 4 件の購入について	手書き書類	手書き書類
高石消防署	コピー用紙の購入について	手書き書類	手書き書類

見積書、納品書の日付は業者にとっても購入側にとっても重要な情報であり、通常の商取引では日付欄が空白のものは極めて例外的である。日付欄が空白の書類の発行は業者との取引において慣例化していたものと思われるが、受領した際にこれら証拠書類の発行日付が空欄であれば、日付の記入は消防署職員もできることから、見積日、納品日は外部からの証拠資料とはならず、不正経理の温床ともなる。

外部からの証拠資料として日付を明らかにするため、日付欄は必ず業者に印字若しくは記入させて消防署職員が記載しないことを徹底すべきである。

キ 消防署職員による見積書、納品書、請求書（日付欄、品名欄、金額欄）の記入について（美原消防署）【指摘事項 18】

（結論）

業者が作成すべき見積書、納品書、請求書については、その内容を業者に記入させることを徹底すべきである。

（理由）

物品購入取引を調査したところ、支出負担行為伺書、物品発注伝票、支出命令書と、その基礎となる見積書、納品書、請求書は形式的には合致していた。

しかしながら、消防署で作成すべき物品発注伝票と業者が作成すべき見積書、納品書、請求書に記載された日付、品名、金額等の筆跡が完全に一致しているものがあつたため、担当者に確認したところ、見積書等を直ちにもらうことができない特定の業者について、見積書、納品書、請求書に押印だけをしてもらい、業者が提示する品名及び金額等を消防署職員が記入していたとのことであつた。下表はその一例である。

<図表 3-84> 消防署職員によって見積書、納品書、請求書が記入された物品購入取引

署	決裁年月日	節名称	金額	購入内容
美原消防署	平成 28 年 3 月 3 日	需用費	3,932 円	DVD-R、ドライバーセット等消耗品の購入
美原消防署	平成 28 年 3 月 15 日	需用費	5,516 円	マスキングテープ等消耗品の購入

支出関係書類の簿冊の中に、業者が発行した領収書が添付され、消防署職員が記

入していた請求書の金額と一致しており、不正が生じていたものではないが、請求書等を消防署職員が作成することは、着服等の不正を防止する観点から行われるべきではない。

今後、業者が作成すべき書類には消防署職員が手を加えることはせず、業者に記入させることを徹底すべきである。

ク 「物品発注伝票」の発注者の確認印について(高石消防署)【指摘事項 19】
(結論)

「物品発注伝票」の発注者の押印を徹底すべきである。

(理由)

下表のように、「物品発注伝票」に発注者の押印がない事例が発見された。

<図表 3-85> 物品発注伝票の確認印がなかった事例

署	件名	決裁日	発注日
高石消防署	名刺ホルダー替紙外 3 件の購入について	平成 28 年 1 月 28 日	平成 28 年 1 月 29 日

「物品発注伝票」の発注者の押印は、発注処理を行ったことの証跡として重要であるため、押印を徹底すべきである。

ケ 備品配置図の適切な作成・更新について(堺消防署、北消防署、美原消防署)【意見 50】

(結論)

備品配置図は適切に作成し、更新するよう事務を改善すべきである。

(理由)

配置図と備品現物の所在地が一致していない、備品現物があるが配置図に記載されていない等の配置図が適切に作成し、更新されていない事例が散見された。

備品は堺市の貴重な財産であり、行政目的を達成するために重要な役割を担っているため、備品を適正に管理することが求められる。配置図を適切に作成し、更新すべきである。

コ 備品票の貼付の正確性について(北消防署)【指摘事項 20】

(結論)

備品票を適切に貼付し、貼付後に台帳上の番号と備品票の番号が一致している

ことを確認すべきである。

(理由)

北消防署 1 階に配置されている洗濯機に貼付されている備品票の番号を台帳と照合したところ、台帳と番号が不一致となっていた。担当者にその経緯を質問したところ、備品票の貼付時に、備品票の選択を誤ったとのことであった。

備品を適正に管理するため、備品票を適切に貼付し、貼付後に台帳上の番号と備品票の番号が一致していることを確認すべきである。

サ 備品票の貼付漏れについて（堺消防署、北消防署、美原消防署）【指摘事項 21】

(結論)

備品には備品票を適切に貼付すべきである。

(理由)

備品登録を行ったにもかかわらず備品票の貼付がない備品が発見された。担当者にその経緯を質問したところ、備品登録時に備品票の貼付事務が漏れたとのことである。

<図表 3-86> 備品票が貼られていなかった事例

署	品名
堺消防署	署長室の棚、2階テレビ
北消防署	1階食卓椅子
美原消防署	3階冷蔵庫

備品を適正に管理するため、備品出納管理のマニュアルにおいて、備品票の貼付が規定されており、当該規定に基づき、備品には備品票を適切に貼付すべきである。

シ 備品の分割登録について（堺消防署、美原消防署）【指摘事項 22】

(結論)

個別管理が適当な備品については個別に登録すべきである。

(理由)

下表のようにセットとして1点で備品登録されている事例があった。

<図表 3-87> セットで備品登録されていた事例

署	備品番号	品名
堺消防署	7002632	応接セット
美原消防署	A8047756	小型動力ポンプ（リアカー付）

個々に使用又は処分が可能な備品であり個別管理することが適当な場合には、個別に分割登録すべきである。

ス 備品の廃棄について（北消防署）【意見 51】

（結論）

処分対象とされた不用品は速やかに廃棄処分するように事務を改善すべきである。

（理由）

北消防署 3 階に処分待ちとして長期間放置されている椅子が存在した。

不用品として廃棄決定したものは庁舎管理の観点から速やかに廃棄処分することが必要である。

セ 消耗品の管理について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）

【意見 52】

（結論）

消耗品には消耗品シールを積極的に貼付するように事務を改善すべきである。

（理由）

取得した消耗品に対し、消耗品シールが貼られていない事例が散見された。

社会通念上も短期間で消耗廃棄しないような一定の消耗品（たとえば 2 万円未満の職員用でない机・椅子、レターケース等）については、現物管理すべきものである。現物管理が適切に行われていない場合、無駄と思われる支出につながる可能性がある。このように比較的短期間には消費されないものについては備品に準じた管理を行うべきである。備品出納管理のマニュアルの FAQ においても、消耗品シールを積極的に貼付することとされており、消耗品に消耗品シールを積極的に貼付するように事務を改善すべきである。

ソ 出張報告書の報告事項について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）【指摘事項 23】

（結論）

出張報告書の報告事項欄の記載は必須とし、別添と記載した場合は当該添付資料を報告書に綴じるか、別途に管理する場合は報告事項欄にその旨を記載する等の対応を行うことを徹底すべきである。

(理由)

出張報告書の報告事項欄に記載がない、若しくは別添と記載があるが別添が添付されていない事例が発見された。下表はその例である。

<図表 3-88> 出張報告書の報告事項が不十分であった事例

署	旅行日	出張先	報告事項
堺消防署	平成 27 年 4 月 13 日～ 平成 27 年 4 月 16 日	大阪府立消防学校	別添なし
堺消防署	平成 28 年 3 月 20 日	大阪府立消防学校	記載なし
北消防署	平成 28 年 2 月 26 日	大阪科学技術センター	別添なし
北消防署	平成 28 年 1 月 8 日～平 成 28 年 2 月 24 日	大阪府立消防学校	記載なし
美原消防署	平成 27 年 10 月 8 日～ 平成 27 年 10 月 9 日	新梅田研修センター	別添なし
美原消防署	平成 28 年 3 月 11 日～ 平成 28 年 3 月 12 日	堺市立総合医療センター	記載なし
高石消防署	平成 28 年 1 月 22 日	クレオ大阪西	別添なし
高石消防署	平成 27 年 8 月 18 日	アンフィニィ・天満橋	記載なし

出張報告書は旅費の支給事務に当たって出張実績を確認する重要な事項であり、公文書であることから、報告事項欄の記載は必須とし、別添と記載した場合は当該添付資料を報告書に綴じるか、別途に管理する場合は報告事項欄にその旨を記載する等の対応を行うことを徹底すべきである。

タ 旅行命令書の受領印について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）【意見 53】

(結論)

旅行命令書は、旅費の受領印を押印すべきものであるが、すべての旅費につき、旅行命令書の受領印欄への押印が必要かを検討すべきである。

(理由)

旅行命令書に旅費の受領印を押印する欄が設けられているが、受領印がない事例が発見された。下表はその例である。

<図表 3-89> 旅行命令書に受領印がなかった事例

署	旅行日	出張先
堺消防署	平成 27 年 7 月 17 日～平成 27 年 7 月 18 日	近畿大学医学部附属病院救命救急センター
北消防署	平成 27 年 5 月 19 日～平成 27 年 5 月 20 日	浜松市沿岸防潮整備事業地他
美原消防署	平成 28 年 3 月 11 日～平成 28 年 3 月 12 日	堺市立総合医療センター
高石消防署	平成 27 年 11 月 19 日	大阪府立泉州救命救急センター

旅行命令書の受領印は、旅費の受領を確認する証跡であるため、旅費の受領印を押印すべきであるが、旅費の支給が給与とともに振り込まれることが通常となった状況からみて、受領印の必要性が希薄になったものと考えられる。すべての旅費につき、旅行命令書の受領印欄への押印が必要かを検討すべきである。

チ 旅行命令書の所属長命令印について（美原消防署）【指摘事項 24】

（結論）

旅行命令書には、「堺市職員等の旅費に関する条例施行規則」の趣旨に従い、所属長命令印の押印を徹底すべきである。

（理由）

下表のように、旅行命令書に所属長命令印がない事例が発見された。

<図表 3-90> 旅行命令書に命令印がなかった事例

署	旅行日	出張先
美原消防署	平成 28 年 3 月 11 日～平成 28 年 3 月 12 日	堺市立総合医療センター

旅行命令の命令印は、各職員の労務を管理し不要な旅行を抑制すること、並びに指揮命令が適正に行われていることの証跡であることから「堺市職員等の旅費に関する条例施行規則」第 4 条第 4 項で必要であるとされており、旅行命令書の所属長命令印の押印を徹底すべきである。

ツ 旅行命令の方法について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）

【指摘事項 25】

（結論）

旅行命令は、緊急の場合を除き、事前に職員情報システム入力をもって行うことを徹底すべきである。

（理由）

下表のように、旅行命令が、口頭のみで行われている事例が発見された。

<図表 3-91> 口頭による旅行命令が行われていた事例

署	旅行日	出張先
堺消防署	平成 27 年 4 月 13 日～平成 27 年 4 月 16 日	大阪府立消防学校
北消防署	平成 28 年 1 月 8 日～平成 28 年 2 月 24 日	大阪府立消防学校
美原消防署	平成 27 年 5 月 13 日～平成 27 年 6 月 1 日	近畿大学医学部附属病院救命救急センター
高石消防署	平成 28 年 1 月 22 日	クレオ大阪西

「堺市職員等の旅費に関する条例施行規則」第 4 条第 5 項では、航空機又は特別急行列車（特別急行列車のない場合は、普通急行列車。以下同じ。）を利用しない場合及び宿泊を伴わない場合の旅行については、職員情報システムに当該旅行に関する事項を入力して旅行命令を発しなければならないとされているが、事前に職員情報システムへの入力を行わず口頭のみによる旅行命令が行われていた。

上表のケースは、同規則第 4 条第 6 項の、旅行に関する事項を入力するいとまがない場合に該当するとは考えにくいため、口頭のみによる旅行命令は、規定された手続から逸脱した事務執行となっていると考えられる。

したがって、上表のような緊急でない事例では、「堺市職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づき、事前に職員情報システム入力をもって旅行命令を行うことを徹底すべきである。

テ 「時間外勤務確認表」の適切な運用について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）【指摘事項 26】

（結論）

「時間外勤務確認表」は「時間外勤務事前命令の様式及び記載方法の統一について（通知）」に基づき、適切に記載し運用すべきである。

（理由）

「時間外勤務確認表」の作成に下記の不備が一部発生している事例が散見された。

- ①システム突合証跡が残されていない。
- ②訂正箇所につき訂正印がない。
- ③事前命令印がない。
- ④事後確認印がない。
- ⑤退勤時刻の記載がない。
- ⑥実勤務時間の記載がない。

下表はその一例である。

<図表 3-92> 「時間外勤務確認表」の記載状況

署員	年月日	①	②	③	④	⑤	⑥
堺消防署員 A	平成 27 年 9 月 2 日	○	○	○	○	○	
北消防署員 B	平成 27 年 3 月 4 日	○					○
北消防署員 C	平成 27 年 7 月 2 日	○				○	
美原消防署員 D	平成 27 年 10 月 30 日	○		○	○		
美原消防署員 E	平成 27 年 8 月 31 日	○				○	
高石消防署員 F	平成 27 年 10 月 24 日	○			○	○	○

時間外勤務確認表の作成、記載方法については、消防局総務部による「時間外勤務事前命令の様式及び記載方法の統一について（通知）」に定められているが、上記事例は上記通知から逸脱していると考えられる。「時間外勤務確認表」は、時間外手当の基礎となるだけでなく、各職員の労働時間を適正に管理し、時間外勤務の実態を把握すること、時間内勤務とあわせて業務が特定の職員に集中することのないよう業務の適正な配分ひいては人事配置の基礎となること、また、最終的には時間外勤務の実態の分析により、時間外勤務時間の削減につながるといった労務管理の面でも非常に重要であるため、今後は、「時間外勤務事前命令の様式及び記載方法の統一について（通知）」に基づき、適切に記載し運用すべきである。

ト 「時間外勤務確認表」の実勤務時間とタイムカードの出退勤時間のかい離理由の記載について（堺消防署、北消防署）【意見 54】

（結論）

「時間外勤務確認表」の実勤務時間（時間外手当の対象となる時間）とタイムカ

一の下の出退勤時間に大きなかい離が発生する場合には、「時間外勤務確認表」の備考欄にその内容を記載する等の、かい離内容を事後的に検証できる仕組みを検討すべきである。

(理由)

下表のように、「時間外勤務確認表」の実勤務時間とタイムカードの出退勤時間に大きなかい離があるが、その理由が備考欄に明記されていない事例が散見された。

<図表 3-93> 「時間外勤務確認表」の記載状況

署員	年月日	実勤務終了時間 ※	タイムカードによる退勤時間	備考
堺消防署員 G	平成 27 年 9 月 1 日	10 時 45 分	12 時 2 分	記載なし
北消防署員 H	平成 27 年 6 月 8 日	12 時 0 分	15 時 45 分	記載なし

※ 「時間外勤務確認表」に記載される、時間外手当の対象となる実勤務の終了時間

労務管理を適正に行うため、「時間外勤務確認表」の実勤務時間とタイムカードの出退勤時間が大きくかい離する場合には、「時間外勤務確認表」の備考欄にその内容を記載するなどの、かい離内容を事後的に検証できる仕組みを検討すべきである。

ナ 「収入金調定何書」の決裁の停滞について（堺消防署、北消防署、美原消防署、高石消防署）【意見 55】

(結論)

手数料收受の適正な事務執行を行うにあたり、適切な時期に決裁されるようチェック体制を検討すべきである。

(理由)

「収入金調定何書」の起案から決裁完了までに 1 か月以上の期間を要している事例が複数発見された。下表はその一例である。

<図表 3-94> 手数料の決裁期間

署	件名	起案日	決裁日
堺消防署	防火管理講習修了証再交付手数料	平成 27 年 4 月 6 日	平成 27 年 6 月 3 日
北消防署	危険物手数料	平成 27 年 12 月 22 日	平成 28 年 3 月 16 日
美原消防署	危険物手数料	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 2 月 15 日
高石消防署	防火管理講習修了証再交付手数料	平成 27 年 4 月 10 日	平成 27 年 6 月 3 日

「収入金調定伺書」の決裁の遅滞は、消防本部で発生したケースと消防署で発生したケースが存在した。

手数料收受の適正な事務執行を行うにあたり、基本的な事務の遅れを発生させることのないようにすることは当然であり、適切な時期に決裁されるようチェック体制を検討すべきである。

ニ 切手管理台帳の適時更新について（北消防署）【指摘事項 27】

（結論）

「切手等受払簿」は随時更新し、常に残高と一致させておくとともに、使用実績及び残枚数の確認を適時に実施すべきである。

（理由）

保管されている切手について、現地調査（平成 28 年 9 月 21 日）の際に「切手等受払簿」の枚数との一致を確かめたところ、120 円切手 1 枚が不一致となっていた。平成 28 年 9 月 12 日の切手使用時に、「切手等受払簿」上の残枚数の計算・記入を誤ったことが原因である。また、平成 28 年 9 月 8 日以降、「切手等受払簿」に使用者以外の確認印の押印がなく、当該不一致を発見できていなかった。

切手の金額は小額であるが、換金性の高い資産の管理という点で重要であり、「切手等受払簿」は随時更新し、常に残高と一致させておくとともに、使用実績及び残枚数の確認を適時に実施すべきである。

10 消防団

(1) 概要

現在、堺市内に存在する消防団は堺市美原消防団のみである。同消防団は、平成 17 年 2 月の堺市美原町合併以前から長きにわたり旧美原町地域で活動し、地域住民のための災害対応につとめてきた。一方、合併前の旧堺市には消防団はな

く、常備消防体制（堺市高石市消防組合）で運用されてきた。平成 17 年 2 月の堺市と美原町の合併により、美原消防本部が同地域を管轄する美原消防署として開設され、旧美原町に設置されていた美原町消防団は堺市美原消防団と改称された。

堺市の消防団は堺市美原消防団のみであることから、他都市と比較して、人員、予算等において、小規模なものとなっている。

<図表 3-95> 政令市の消防団員数・非常消防予算一覧

	人口（千人）	面積（k m ² ）	団員数（人）	非常消防予算 （百万円）
札幌市	1,934	1,121	1,903	362
仙台市	1,050	786	2,081	526
新潟市	801	726	6,030	675
さいたま市	1,263	217	1,237	469
千葉市	962	272	782	126
東京消防庁	13,223	1,769	13,996	4,068
横浜市	3,712	435	7,164	1,791
川崎市	1,449	144	1,181	271
相模原市	714	329	1,557	336
浜松市	808	1,558	2,893	647
静岡市	713	1,412	2,695	614
名古屋市	2,274	326	5,762	893
京都市	1,417	828	4,613	696
大阪市	2,672	225	0	0
堺市	904	161	49	48
神戸市	1,533	557	3,822	880
岡山市	717	1,059	4,624	389
広島市	971	1,457	2,679	577
北九州市	971	492	1,909	567
福岡市	1,487	343	2,376	785
熊本市	773	533	4,930	544

（堺市提供資料を加工）

消防団活動の重要性は、平成 25 年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日法律第 110 号）にて確認されているように、地域防災活動の担い手として、特に大規模災害等の場面で期待される役割は大きく、活動の充実強化は益々重要となっている。それは、堺市美原消防団についても同様である。

もともと、堺市全域における消防体制については、現在、消防本部及び各消防署による常備消防組織がその中核を担っている。堺市警防規程は、火災又は地震等の災害の被害軽減のための警防業務、警防活動等について規定するが、同規程

第 114 条は「消防団の警防活動についての必要な事項は、別に定める。」とするのみであり、第一次的には、消防本部及び各消防署による警防活動が予定されている。そして、消防団の火災発生時の活動については、「堺市消防団の災害活動に関する計画」（平成 23 年 5 月 10 日制定）で定められている。この計画においては、平常時の火災発生時の出場は、美原区域内に限定しており、出場基準は、①「第 3 出場以上又は、特殊な災害等で現場最高指揮者が必要と判断した場合に消防長等の出動要請に基づくもの」と②「消防団長が判断した場合」に限られている（同計画第 3 条第 1 項各号）。

実際、過去 5 年間の消防団による水火災での出動回数は以下のとおりであるが、そのうち消防団に配備されている消防車両が出動した例は一度もない。

< 図表 3-96 > 消防団員の出場及び消防車両の出動例

	消防団 出場回数	出場人数 (のべ)	消防団車両（ポン プ車） 出場回数	(参考) 美原区内の 火災発生件数
平成 23 年	5 回	12 名	0 件	12 件
平成 24 年	2 回	6 名	0 件	25 件
平成 25 年	2 回	3 名	0 件	17 件
平成 26 年	1 回	5 名	0 件	19 件
平成 27 年	4 回	5 名	0 件	12 件

(堺市提供資料を加工)

(2) 消防団の役割の明確化について【意見 56】

(結論)

消防局は、堺市美原消防団について、地域防災力の充実強化の観点から、非常備消防体制として期待する役割を明らかにし、それに見合う人材育成や設備投資を行うべきである。

(理由)

上記のとおり、地震等を除く平時における堺市内の火災対応は、まずは消防本部及び各消防署が担うことが想定されている。堺市美原消防団による火災での出場は、一定規模以上のものとされ、また、近年の活動内容は消防ポンプ車の出場を伴わない補完的な支援や情報収集活動にとどまっている。

以上からすると、平時の堺市内の火災対応は、常備消防体制がその中核を担い、消防団が実際に放水活動等の消火活動を行うことは少ないことから、消防団に関して平時の消火活動の充実に資する部分にどの程度の公費を充てるかについては十分な検討が必要である。一方で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に規定されるように、地震や局地的豪雨などの災害時において、

住民、自主防災組織、自治会等といった多様な主体が存するなかで、消防団は地域防災力の中核としての役割が期待されている。

については、堺市として消防団に期待する役割を改めて検討のうえ明確化し、その役割に見合った人材育成や設備投資を行うべきである。

(3) 消防団車両について

ア 概要

平成 27 年度、堺市美原消防団の各分団に配備されている消防車両は、以下のとおりである。

<図表 3-97> 堺市美原消防団の配備車両

所属	種別	登録年月日	取得金額(円)	備考
北分団	消防ポンプ自動車	H22.2.26	14,490,000	
西分団	消防ポンプ自動車	H24.3.6	14,700,000	
東分団	消防ポンプ自動車	H28.2.24	23,112,000	ポンプ操法大会仕様（平成 27 年度に更新）

(堺市提供資料を加工)

既に述べたとおり、現状、消防団車両が火災現場に出動し、消火活動を行うことはほとんどなく、訓練活動が中心である。堺市と美原町の合併後、消防団車両が火災現場に出動し、消火活動を行ったのは、これまで平成 18 年 10 月 21 日美原区木材通での火災及び平成 21 年 10 月 4 日美原区黒山での火災の過去 2 回にとどまり、平成 22 年度以降は一度もない。したがって、現在配備されている消防ポンプ自動車は、車両登録後、一度も火災活動に出動することがない現状である。

イ 消防団車両の整備について【指摘事項 28】

(結論)

堺市美原消防団の消火活動のための消防車両の整備については、非常備消防として堺市が消防団に対し期待する役割に即したものとし、消防車両の配備そのものの必要性も含め、より厳正に検討すべきであり、車両更新（買い替え）については、常備消防車両の更新と同様に優先順位を設定し、その要否及び内容を慎重に検討していくべきである。

(理由)

(7) 消防団車両の必要性

消防力の整備指針は、「地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められる」としており、堺市の場合、堺市美原消防団にどのような設備や人員を配置するかについても、上記に述べた堺市美原消防団に期待される役割を前提に、堺市の実情に即した適切なものであることが要請される。

消防団の役割を充実・強化する一環として、消防団車両を配備し、更新年限が到来したものを順次買い替えるということは、堺市美原消防団の機械設備充実につながるものの、堺市全体の消防体制から見れば、整合性があるとはいえない。上記のとおり、堺市全域では、美原区域以外には消防団は存在しない。また、結団の動きもない。そして、大規模災害への備えとして、平成 27 年 9 月に、消防局出身者で構成される「堺市消防局災害活動支援隊」が創設されており、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、災害現場における活動支援、避難誘導活動支援、災害情報収集活動支援、その他の活動支援を行うべく、組織強化が図られている。一方、現在、堺市消防局災害活動支援隊に消防車両を配備するという計画はなく、堺市全域のなかでは美原区域のみが、常備消防体制の車両に加え、消防団車両が配備されている状況となっており、他の区域との均衡がとれていない。

以上のとおり、地震等を除く平時における堺市内全域の火災対応は消防本部及び各消防署が中核を担い、堺市美原消防団が消防団車両を出動させて消火活動にあたることはほとんどないこと、そして、美原区域以外の区域では消防団の創設や災害活動支援隊への消防車両配備が検討されていない状況からすれば、現在、堺市美原消防団に消防車両を配備する必要性・相当性については疑問をいだかざるをえない。今後、堺市美原消防団に車両を配備する必要性・相当性については、慎重に検討のうえ、判断すべきである。

(4) 消防団車両更新（買い替え）の検討について

平成 27 年度に更新（買い替え）された東分団の消防車両に関し、更新（買い替え）の必要性について、以下、述べる。

消防局は、消防車両を含め消防機械の整備について、消防局消防機械整備検討委員会を設置し、同委員会設置要綱に基づき、消防局警防部長を委員長として、機械の整備計画や機械の大規模修理に関すること等を審議し、同委員会の検討結果を消防長に報告したうえで、車両の整備を実施している。

消防車両の更新（買い替え）については、堺市消防機械更新要領において必要な事項が定められ、更新対象となる消防車両の種別に応じ、運用年数又は走行距離の基準を設定している。たとえば、消防ポンプ自動車は「車両登録日より 13 年以上」、はしご付消防自動車は「車両登録日より 17 年以上」となった場合、車

両更新の目安としている。もっとも、堺市消防機械更新要領第3条第2項は、「機械の性能、経済性等から基準以上の使用に支障がないと認められるものについては必ずしも要領に定める基準によらないことができる」とし、実際は、常備消防車両整備に充てられる予算上の制約からも、優先順位を設定し、厳正に車両更新の要否を検討している状況にある。

平成27年度、東分団の消防ポンプ自動車を更新（買い替え）している。平成26年度第2回消防機械整備検討委員会の資料には「平成29年度大阪府消防ポンプ操法訓練大会「ポンプ車操法の部」出場※操法対応車両での更新要望」とあるが、堺市美原消防団に期待する役割や車両の出動実績を踏まえた車両更新の必要性につき具体的な検討はなされていない。そして、常備消防車両の優先順位の設定とは別枠の取扱いとなっており、常備消防に比べて、その検討には厳正さを欠いている。上記検討委員会の資料によれば、平成27年度に更新対象となった車両のうち、常備消防車両としてのポンプ車は2台（いずれも平成13年3月16日登録）あり、平成27年度時点で14年が経過しているものであるが、2台の総走行距離はそれぞれ39,795キロメートルと、54,665キロメートルであった。一方、消防団のポンプ車（平成12年2月6日登録）は、平成27年度時点で登録後15年が経過しているものの、走行距離は僅か1,580キロメートルにすぎず、常備消防車両との走行距離の差は歴然である。果たして、消防団のポンプ車の更新が必要であったのかは大きな疑問として残る。

本来、消防団車両についても、消防局として消防団に期待する役割を明確化するとともに、常備消防車両と同様に、運用年数のみならず、火災の出動実績や走行距離等を踏まえ、その更新の要否を検討すべきである。火災発生時の消火活動について、現状、堺市では、基本的には常備消防体制による対応が想定されていることは既に述べたとおりであり、限られた予算において、消防団車両の更新についても、その要否について厳正に判断されるべきである。

(4) 消防団員の訓練

ア 消防団員の活動内容の概要

消防団員が消防団活動に従事した場合は、①水火災、②警戒、③訓練の三つの出場区分に分けられる。平成27年度の各分団の出場区分別の回数は以下のとおりである。

<図表 3-98> 平成 27 年度における各分団の出場区分毎の出場回数（単位：回）

分団	出場区分			
	水火災	警戒	訓練	計
東	1	1	53	55
北	0	1	54	55
西	3	1	66	70
計	4	3	173	180

（堺市提供資料を加工）

水火災は水害や火災等の実際の災害活動に従事するための出動である。警戒は花火大会や歳末の特別警戒のための活動である。訓練は水火災及び警戒以外のすべての活動である。

水火災は 3 分団で 4 回あるが、いずれも団長か分団長等が火災等の情報収集のために現場に出動したもので、実際の消火活動に従事していない。

訓練には自主防災訓練、地震災害活動訓練、泉北地区総合訓練、規律訓練、遠距離送水訓練、現場指揮本部運用訓練、防災訓練、自衛消防訓練、ポンプ車訓練、泉北地区支部総合訓練や消防団教育訓練といった実際の訓練活動と車両点検や式典参加、会議等がある。前者の実際の訓練活動は、東分団 18 回、北分団 14 回、西分団 15 回の合計 47 回であって、訓練全体の 3 割程度である。また、消防団員は火災等への即応のための揚水送水に必要なポンプ性能の試験や確認を行うため、車両点検を毎月各屯所で行っている。これを訓練に含めると訓練は全体の 45% 強となる。

イ 消防団員の訓練の参加状況

平成 23 年度から平成 27 年度の消防団の団員別の出場回数は以下のとおりである。

<図表 3-99> 消防団の団員別の出場回数

年度 (平成)	全出場回数 (回)	団員の人数 (人)	一人当たり の平均出場 回数 (回)	出場回数が 5 回以下の 団員 (人)	左記のうち 東分団の人 数 (人)
27 年度	560	50	11.2	11	5
26 年度	621	49	12.6	8	5
25 年度	1,706	51	33.4	5	3
24 年度	605	50	12.1	9	8
23 年度	572	49	11.6	10	7

（堺市提供資料を加工）

出場回数が5回以下の団員が1割～2割程度存在する。東分団は、いずれの年度においても出場回数が少ない団員が多く存在する。

なお、消防団は消防局からは独立した組織であることから、美原消防署（消防団係）としては消防団が遵守すべき目標や義務を示す立場になく、各分団の自主性に任せているとのことである。

ウ 消防団員の訓練の内容の充実について【意見 57】

（結論）

堺市は、消防団の経費を支出している以上、消防団に対して必要な訓練参加の目標を定めさせて、その履行を促すなど、消防団の活動が充実するような支援を検討すべきである。

（理由）

消防団は「堺市消防団の設置等に関する条例」により設立された組織で消防局からは独立しているが、経費はその全額を堺市が負担している。

消防団としての実際の訓練は、団員の活動のうち3割程度であり、毎月の車両点検を含めても5割に届かない。それ以外は式典参加や会議が多い。また、訓練への参加が少ない団員が一定数存在する。

消防団は、上記(2)でも述べたとおり、今後、地域防災力の強化という面において重要な役割を期待されることから、消防団の費用を負担している堺市としては、消防団に対し訓練参加の目標を定めさせて、その履行を促すなど、消防団の活動が充実するように支援すべきである。

1 1 協力団体

(1) 協力団体の事務機能にかかる実態の把握【指摘事項 29】

（結論）

消防本部や各消防署が担う協力団体の事務機能について、事務負担の把握、人員の適正配置を検討するために、毎年作成している事務分担表については、協力団体に関する業務について、各消防署で統一的な項目立てを行い、比較検討できる形に整理するように改善すべきである。

（理由）

消防局では、毎年、事務分担の把握のために、消防本部及び各消防署がそれぞれ事務分担表を作成している。その項目は、共通のもののほか、各消防署の判断により項目立てを行う取扱いとなっている。

消防本部及び各消防署は、現在、堺市高石市防災協会連合会や各防災協会、堺市

美原女性防火クラブの事務局を担っているが、その事務負担を把握し、事務負担のあり方や、事務の効率性を検討するにあたっては、協力団体の事務について、どの程度の規模であるかを各消防署につき横断的に確認できる形とすることは有用である。

この点、現在の事務分担表は、たとえば、各消防署によって「関係団体に関すること」「防災に関する各種協力団体に関すること」「防災協会関連事務」「外郭団体に関すること」等と表記が統一化されていない。たとえば、「防災協会関連事務」「その他団体事務」等として、項目を統一し、比較できるような形とすべきである。

(2) 防災協会

ア 防災協会の事務機能について【指摘事項 30】

(結論)

消防本部及び各消防署が担う堺市高石市防災協会連合会及び各防災協会の事務機能については、堺市高石市防災協会連合会及び各防災協会との間で、事務を行う法的根拠を整備のうえ、事務内容及び責任の範囲を明確にすべきである。

(理由)

各消防署管轄区域には、それぞれ防災協会という団体が存在し（堺防災協会、中防災協会、東防災協会、西防災協会、南防災協会、北防災協会、美原防災協会、高石防災協会）、各防災協会を構成員として、堺市高石市防災協会連合会がある。各防災協会は、各消防署管内の防火・防災思想の普及宣伝、火災、水災その他の災害の防御及び火災予防等諸般の施策への協力、地域の安全と安心の増進への寄与を目的とする任意団体である。

堺市高石市防災協会連合会及び各防災協会は会則を定め、事務局を消防本部及び各管轄消防署内に置くとして、各防災協会の事務機能を消防本部及び各管轄消防署職員が担っている。たとえば、防災協会の事務は、防災協会会員の会費の徴収、現金出納簿や収支明細書等の会計関係書類の整備、総会等の議事録作成等多岐にわたるものである。一方で、各防災協会会則は、会計担当の理事をおき、会計事務をつかさどるとも記載されているなど、その事務分担、責任の範囲が明確ではない。また、会費の徴収事務については、未納会員に対する督促事務（架電や文書送付）も担っているが、消防職員が日ごろ、他の本来業務を行う一方で団体事務を取り扱うものであり、徴収漏れなどのリスクも存在する。

消防本部又は各消防署としては、堺市高石市防災協会連合会及び各防災協会の事務を行うにあたっては、その事務内容及び責任を明確にするため、単に連合会や防災協会の会則の定めに従うだけでなく、連合会及び防災協会との間で事務委

託契約書を作成するなど、法的根拠を整備すべきである。

イ 防災協会の公金外現金の取扱い【指摘事項 31】

(結論)

各消防署による各防災協会の公金外現金の取扱いは、堺市の定める公金外現金取扱基準を遵守し、収支整理者及び出納取扱者の事務分担を明確に区別し、厳正な取扱いを徹底すべきである。

(理由)

堺市の公金外現金取扱基準によれば、公金外現金の取扱いは、収支整理者及び出納取扱者を定め、これらは同一人であってはならないとして、明確な区別を求めている。

上記基準は、収支整理者の事務について、「ア 常に適正かつ正確な執行を行うこと。」、「イ 収支整理簿及び徴収簿により収支を整理すること。」、「ウ 収入又は支出するときは、その金額及び内訳等を記載した書類を作成し、決裁を受けること。収入、支出の根拠となる書類を添付すること。」とし、また、出納取扱者については「ア 常に適正かつ正確な執行を行うこと。」、「イ 出納取扱者は、収支残高を記した預金内訳簿（現金出納簿）及び有価証券内訳簿に整理し、保管すること。」と定める。

しかし、実際の運用としては、収支整理者及び出納取扱者は定めているものの、必ずしも現実の事務分担が明確に区別されていない例や、収支整理者及び出納取扱者が同一の事務担当職員に事務作業を委ねている例が見られた（美原消防署、高石消防署）。

今後、公金外現金取扱基準に従った厳格な運用を行うべきである。

ウ 美原防災協会・美原防災協会危険物部会の事務負担の軽減【指摘事項 32】

(結論)

美原防災協会・美原防災協会危険物部会（以下「美原防災協会・部会」という。）の会員から徴収する会費収納について、固有の煩雑な事務手続を改め、美原消防署が保管する美原防災協会・部会の代表者名義の預金口座に直接会費を振り込む形に変更し、事務の効率化を実施すべきである。

(理由)

公金外現金取扱基準によれば、公金外現金の収支は、原則、口座振替の方法によるものとされている。会員から徴収する会費は、美原防災協会・部会以外の各防災協会では、各消防署職員が管理する各防災協会代表者名義の預金口座（通帳を消防

署職員が保管)に直接振り込む方法となっており、通帳をみれば、振込人名義が印字され、入金元が明確となっている。

ところが、美原防災協会・部会については、美原消防署職員が管理する預金口座(通帳を消防署職員が保管)に直接振り込む方法ではなく、会員に振込手数料の負担が直接生じない会費納入専用の別銀行口座を開設し(通帳はない)、同口座に会費が振り込まれている。そして、会員の振り込みがある都度、会費納入専用口座の銀行窓口で職員が赴き、現金を出金し、その現金を、職員管理の代表者名義の預金口座に預け入れている。更に、預入れの都度、通帳に手書きで会員名を記載するという事務処理となっており、極めて煩雑なものとなっている。

この取扱いは、美原防災協会・部会特有のものであり、会員の振込手数料を直接負担させないためという理由があるとのことであるが、直接振込の手続として、会員の振込手数料の負担に配慮することは可能であり、消防署管理の預金口座に直接振り込むか否かの問題とは結びつくものではなく、上記取扱いが合理的とはいえない。また、この取扱いは、公金外現金取扱基準の定める原則に反するものであり、また、消防署職員の事務負担を倍増させるものであるから、直ちに改善すべきである。

なお、美原消防署職員は、美原防災協会・部会の会員ではなく、事務局機能を担うのみであるが、上記事務負担の効率化は、美原消防署から美原防災協会・部会に対し提言し、上記指摘事項 31 に沿い、契約書等において事務の範囲を明記する際に、確認すべきである。

(3) 堺市美原女性防火クラブ

ア 堺市美原女性防火クラブの事務機能について【指摘事項 33】

(結論)

- ① 堺市美原女性防火クラブの事務機能については、同クラブとの間で、事務を行う法的根拠を整備のうえ、事務内容及び責任の範囲を明確にすべきである。
- ② 堺市美原女性防火クラブの事務機能については、地域防災力向上の観点から同クラブの自立的な団体運営を目指し、現在、美原消防署が担う事務機能を段階的に、堺市美原女性防火クラブに移管させるべきである。

(理由)

(ア) 堺市美原女性防火クラブの組織概要

堺市美原女性防火クラブは、同クラブ会則によれば、「一般家庭からの火災を防止するため、火気使用器具の科学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災時の避難通報要領と初期消火方法等、行動的知識を習熟するとともに、火災予防思想の高

場と地域の協力体制連帯意識の高揚を図り、もって恒久的に明るい安全な地域と家庭を築くこと」を目的とする団体である。平成 28 年 4 月 1 日現在の会員は 31 名であり、堺市との合併前の旧美原町の時期から存続する団体であるものの、近年の傾向としては、過去 10 年間のクラブ員数の推移は減少傾向にあり（平成 19 年度クラブ員数 40 名）、また、クラブ員の高齢化が進んでおり、若い世代の加入による世代交代が課題であるとのことである。

平成 27 年度の活動内容は、総会 1 回、役員会 3 回の開催のほか、防災講習会や自主防災訓練（2 回、炊き出し訓練）の実施、みはら区民まつり・消防出初式・火災予防運動へ参加しており、その活動内容は、各家庭の火災防止のための活動にとどまらず、広く地域防災力の向上に向けた訓練や啓発活動に及ぶものである。

一方で、堺市美原女性防火クラブは堺市内の美原区域が中心であり、活動範囲は限定的である。

(イ) 美原消防署が担う事務機能の明確化

堺市美原女性防火クラブの会則では、同クラブの事務局を美原消防署予防課内におくとされ、美原消防署職員が同クラブの事務機能を担っている。具体的な事務としては、総会や役員会開催の運営事務、議事録の作成のみならず、同クラブの現金の管理・会計帳簿類の整備、また、同クラブの代表が他団体の役員会に参加する際の送迎や補助を行っているとのことであり、極めて多岐にわたる。

他方、同クラブで実施する訓練行事等に美原消防署職員が講師として参加することもあるが、それは事務に含まれる業務なのか、外部講師としての位置づけなのかの区別は判然としない。更に、会計帳簿類の整備については、美原消防署職員が担っているのが現状である一方で、同クラブ会則では会計担当役員をおき、会計事務を行うこととなっており、会則の定めと実態が必ずしも整合せず、美原消防署職員の担うべき事務機能の範囲及び責任が明確ではない。

美原消防署としては、堺市美原女性防火クラブの事務を行うにあたっては、その事務内容及び責任を明確にするため、単に同クラブの会則の定めに従うだけではなく、同クラブとの間で事務委託契約書等を作成すべきである。

(ウ) 事務機能の段階的移管

堺市美原女性防火クラブの事務機能を美原消防署職員が担当することについては、検討を要する。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年 12 月 13 日法律第 110 号）第 18 条以下においても、女性防火クラブが明示されているとおり、女性防火クラブをはじめ地域の自主防災組織は、地域防災力向上の点からその存在意義は大きく、その役割は重要である。地方公共団体は、女性防火クラブ等に

対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の過程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他援助を行うものとする（同法律第19条）とあるのは、その団体の重要性ゆえである。

しかし、同法が想定する地方公共団体の援助には、必ずしも事務機能を消防署職員が担うことを当然には含まない。女性防火クラブは、地域防災力を担い、消防局から独立した団体である以上は、団体の自立性、地域防災力向上の点からも、その自立的な組織運営が行われることが重要である。たとえば、堺市内には「幼年消防クラブ」の名称の団体が複数存在するが、これらの団体は、各消防署が事務機能を担うことなく自立的な運営のなかで、幼年期の子らへの訓練教育を実施し、地域防災力向上のための取組みを行っている。

消防局が、堺市美原女性防火クラブが地域防災力の担い手として重要な役割を有することを認識し、かつ今後その役割を高めていくためには、これまでのように事務機能を消防職員が担うのではなく、むしろ、その組織が自ら、団体運営を行っていくことが強く望まれるところである。

そして、現在、消防職員が担っている事務機能を、同クラブ自らが担い運営していくことは、同クラブの自立的な発展及び活性化のために必要であるのみならず、ひいては限られた消防署職員の事務負担の軽減を生み、更なる消防サービスの充実にもつながるものである。したがって、現在の事務機能を堺市美原女性防火クラブに移管すべきである。

同クラブ内の体制整備に時間を要するなどの事情から、即時の移管が困難ということであれば、段階的に事務移管を行い、同クラブの自立的な運営が実現できるよう堺市として最大限調整すべきである。

イ 公金外現金の取扱いについて【指摘事項 34】

（結論）

堺市美原女性防火クラブの公金外現金にかかる取扱いに関し、収支整理者及び出納取扱者の業務を区別し、現金出納については、適時、現金出納簿においてその収支を整理する取扱いを徹底すべきである。

（理由）

堺市美原女性防火クラブの現金の取扱い、会計帳簿類の整備を美原消防署職員が行っており、その事務においては、堺市の定める公金外現金取扱基準による厳格な運用が求められる。同クラブの現金出納については、一定期間、封筒にて管理を行い、同封筒に、入出金履歴をメモし、その後、現金出納簿に転記するという運用実態となっている例が見受けられた。

現金出納簿については、その入出金の都度、記載すべきである。

1.2 各種契約

(1) ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務

ア 概要

消防局は、危険物保安課が管理するガスクロマトグラフ質量分析装置が正常かつ円滑に稼働し、分析精度を保つための保守点検を行うため、株式会社島津アクセスに対しガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務を委託している。

同業務は単年度の契約であるが、10年以上前から継続して同社に業務を委託しており、契約金額は毎年度とも100万円（消費税別）である。

イ 価格の妥当性の検証【意見 58】

(結論)

同額での委託契約を継続するのではなく、交換部品の内容を調査し、また他都市の事例を調査するなどして、委託金額の妥当性について検証し、価格交渉も行ったうえで契約を継続するようにすべきである。

(理由)

本業務は、委託者の社名変更はあったものの、製造メーカーである株式会社島津製作所の関連会社である受託者に対し、平成23年度以前から同額で継続して委託している。

業務委託の内容は、ガスクロマトグラフ質量分析装置の定期点検及び部品交換であるが、委託金額の内訳は、ガスクロマトグラフ質量分析計（QP-2010）の定期点検1式が53万円、オートサンプラー（AOC:-20i）の定期点検1式が12万円、交換必要部品が35万円とされている。

上記の委託金額については、少なくとも記録のある限り、これまで妥当性、適正性を検討したことはなく、また価格交渉を行ったことはない。

この点、部品交換については、交換される部品は年によって異なるにもかかわらず、毎年35万円となっているが、かかる金額が妥当であるか否かは判然としない。

そこで、本業務について、今後も引き続き株式会社島津アクセスに委託する場合、交換される部品の内容から費用の適正性を調査し、また同種の機械装置を導入している他都市の事例を調査するなどして、価格の妥当性、適正性を検証し、価格交渉を行ったうえで契約を締結すべきである。

(2) 建築及び解体工事に伴う調査業務について

ア 概要

平成 27 年度に以下のように各消防署や出張所の建築及び解体に伴い家屋事後調査業務を行っている。契約方法はいずれも地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に基づく随意契約である。また、契約の相手先は事前調査といずれも同一である。

<図表 3-100> 家屋事後調査事業務

工事名称	金額（円）	調査対象者	調査辞退 （一部調査 辞退含む）	事後調査 のみ	契約の相手方
堺消防署三宝出張所庁舎解体工事に伴う家屋事後調査業務	2,029,320	11	1	0	(有)0 建築事務所
西消防署庁舎解体工事に伴う家屋事後調査業務	1,946,160	12	3	0	(株)S 総合コンサル
堺消防署高須出張所庁舎解体工事に伴う家屋事後調査業務	1,355,400	6	0	0	(有) 0 建築事務所
堺消防署三宝出張所庁舎建設工事に伴う家屋事後調査業務	1,290,600	21	13 (*)	1	(株)S 総合コンサル

*上記 4 件の事後家屋調査のうち堺消防署三宝出張所庁舎建設工事に伴う家屋事後調査業務の調査辞退が多いのは、共同住宅が調査対象となっていたためである。

事後調査業務を随意契約としている理由は、随意契約理由書によれば、次のとおりである。

「家屋事後調査業務については工事完了後速やかに調査に入ることによって工事に影響する事業損失を正確に見出すものである。よって、工事完了間際に対象家屋数を抽出する必要があるが、一般競争入札で発注を行うと、公告から落札決定まで約 2 か月かかるため、工事完了後速やかに家屋事後調査業務の着手ができず、評価の正確性が低くなる。

一方、一般競争入札により、工事完了後速やかに家屋事後調査業務の調査着手を行うためには、工事の工期末から約 2 か月前に対象家屋数を抽出しなければならないが、この時点では、住民も家屋事後調査業務を依頼するかどうか判断がつかないため、仮に家屋事前調査の対象家屋数で公告したとしても契約

締結までに対象家屋に変動が生じる可能性が非常に高く、場合によっては対象家屋がなくなり、中止になることや契約解除を余儀なくされるケースも考えられる。

よって、本家屋事後調査業務を工事完了後、早期に実施するためには、随意契約により業者選定しなければならない。また、当該業者については家屋事前調査の内容を十分に熟知している必要があることから、事前調査内容から読み込まなければならない他の業者よりも早い調整を行うことが可能なため、家屋事前調査業務の受注者を選定する。」

イ 契約方法の見直し【意見 59】

(結論)

建築及び解体工事に伴う事前と事後の調査業務につき、一括して一般競争入札を行うことを検討すべきである。

(理由)

時間的な制約から工事完了後の一般競争入札が難しいとされているが、事前調査業務と事後調査業務を別業務として契約を分けることを前提にしているためであり、事前調査と事後調査を一つの業務として契約を締結すれば、問題はない。

事後調査は原則として事前調査を前提にしており、事後調査の対象家屋が減少又は増加することが考えられるが、その場合は変更契約を締結することで対応できると考えられる。

確かに長期間の工事において、事前調査と事後調査を一括した業務とした場合には、事前調査業務を完了してから事後調査業務に着手するまでの間に長期の待機期間が発生し、事後調査が不要となった場合の負担も大きくなるが、一方で、短期間の工事においては、受注者に生じる負担は比較的少ないものと考えられる。

したがって、長期間の工事に係る調査業務を除き、事後調査業務につき随意契約を続ける理由がなく、事前調査業務と事後調査業務を一括して一般競争入札を行うことを検討すべきである。

13 その他

(1) 損失補償

ア 概要

(ア) 損失補償の意義

損失補償とは、国又は公共団体の適法な公権力の行使により、意図的に特定の私人に加えられた特別の財産的損失を、受益者たる国民一般の負担において補てん

する制度である。

消防法にも損失補償を具体化した規定が存在し、消火活動中の緊急措置として使用し、処分し又は使用を制限したことにより損害を受けた者に対する損失補償（同法第 29 条第 3 項）や、適法な防火対象物に対する措置命令に対する損失補償（同法第 6 条第 3 項）の定めがある。

(イ) 近年の損失補償実施実績

a 平成 24 年度 1 件 補償額 40 万 8000 円

火災により消防隊員が出火建物西側開口部から高圧電線への延焼措置のため、現場南側第三者所有の給湯器に乗り消火活動を行い、当給湯器を損傷したもの。

b 平成 25 年度 1 件 補償額 6 万 7546 円

停車中の普通乗用車で運転手（車両所有者とは別人）の意識がなく車両のドアがすべて施錠されているとの警察官からの救助要請により出場した消防隊員が運転手の状況を確認し、緊急性があると判断したため警察官立会のもと、車両左側後部ドアの窓ガラスを破壊したもの。

c 平成 27 年度 1 件 補償額 9 万 720 円

集合住宅火災において、火災発生住居の下階住居内の水損防止活動中、消防隊員が下階住居内の寝具 2 組を汚損したもの。

イ 損失補償事務処理手順の確立について【指摘事項 35】

(結論)

損失補償事務の処理手順を確立すべきである。

(理由)

(ア) 平成 27 年度 損失補償事案の評価の誤り

平成 27 年度に損失補償を実施した事案は、消防隊員が、消火活動に伴う下階の居室での水損防止活動の際に、消火活動で濡れた靴下や土足のまま、ベッド上を移動したことから寝具を汚損した事案である。

しかし、当該事案は、第三者の寝具を汚損する態様で水損防止活動をすべき緊急性があったとはいえ、むしろ靴を脱ぐ、シューズカバーを履く又はシートを敷く等の方法により損害発生は回避可能であった。そのため、当該事案は、消防隊員が第三者に財産的損害を与えたことにつき、過失・違法性があったと評価され、損失補償の要件に該当しなかったと考えられる。

(イ) 処理手順の確立について

a 損失補償の要件の十分な理解

上述の事例からもうかがえるように損失補償の要件に該当するか否かの判断は、

要件の正確な理解とともに、違法性や過失の有無についての的確な法的評価が必要であり、消防局においてそれらにつき十分に習熟する必要がある。

ｂ 組織的に事案を共有するための仕組み

消防活動に伴い、損害を被った市民からの補償（賠償）の要求に対して、補償（賠償）に応ずる場合も支払いを拒絶する場合も、いずれも組織的に検討したうえ判断する必要がある。本来損失補償の対象となりうる事案について、消防隊員の現場での誤った説明のもと市民が請求をあきらめるような事態も想定される。

消防活動は、その性質上第三者の財産権に対する侵害を生じさせる可能性が高い活動であることから、災害現場で消防活動に起因して損害が発生し、相手方からその旨の指摘を受けたような場合は、損害発生状況について写真撮影をするなどして証拠を保全したうえで、補償（賠償）の可否に関する判断材料を、組織として共有しうる処理手順を確立すべきである。

(2) 文書の保存期間の見直し等

ア 概要

堺市文書規程第 33 条は、「文書管理課長は、法令等に定める場合を除き、別表に定める基準により自ら定めた保存期間中、前 2 条の規定により整理等を行った公文書を保存しなければならない」とし、同別表において文書の類型ごとに保存期間が定められている。

文書の保存期間につき、次のような誤りあるいは不適切な管理が行われていた。

①通信指令課

堺市文書規程は「契約に関する公文書」の保存期間を 5 年間としているところ、3 年間として管理している事例が 4 件存在した。

②消防署

消防署において作成、保管されている時間外勤務確認表は、堺市文書規程にいう「給与に関する公文書」に該当し、保存期間は 5 年間とされているところ、消防署によって保存期間を 1 年間、3 年間、10 年間等として管理しており、正しく 5 年間として管理されている事例は認められなかった。簿冊に保存期間が明記されておらず、保存期間を何年間と解釈しているのかが不明な事例も 1 件存在した。

③危険物保安課

査察、指導、調査等に関する文書の保存期間が以下のとおりとされていた。

- ・年間査察計画関係：1 年
- ・危険物関係違反是正指導関係：常用 1 年

しかし、堺市文書規程で保存期間が1年以下とされるのは、以下の書類であるが、年間査察計画関係書類や危険物関係違反是正指導関係書類は、その内容は「事務業務雑件」や「軽易なもの」にあたるとはいえず、これらの文書に該当するとは考えられない。

- 「1 各種事務業務雑件
- 2 総合計画及び施設の建設に関する公文書のうち軽易なもの
- 3 許認可等に関する公文書のうち、その効力を有する期間が1年以下のもの
- 4 予算及び決算に関する公文書のうち軽易なもの
- 5 申請、報告及び届出等に関する公文書のうち軽易なもの
- 6 照会、回答及び通知等に関する公文書のうち軽易なもの
- 7 前各項に掲げる公文書に類するもの及び1年以下の保存期間を必要とするもの」

イ 公文書の保存期間の見直し、管理について【指摘事項 36】

(結論)

公文書の管理について、堺市文書規程に基づく保存期間を周知し、その遵守を徹底すべきである。

(理由)

各事業ないし支出が適正に行われたかを検証するにあたっては、当該事業に関連する文書が適正に保管されていることが必要不可欠である。また、市民の知る権利を保障するという観点からも文書は適正に保存されなければならない。近時報道されている政務活動費に係る不正についても情報公開請求を契機に発覚した事例が報道されており、適正な情報公開の前提として公文書の管理を軽視することは許されない。

通信指令課の契約文書は、契約金額が高額であり、このような高額の経費支出を伴う契約に関する文書の保存期間が正確に管理されていないという事態は、契約相手方の決定方法、契約金額の適正性等を検証する機会を確保するという観点から問題である。

また、時間外勤務手当の原資は市民の税金であり、各消防署が保管する時間外勤務確認表は職員の勤怠管理とそれに基づく人件費の支出が適切に実施されているかを検証するために必要な文書である。

危険物保安課が所管する査察、指導、調査等にかかる文書は、万一事故等が生じた場合には市民に対して重大な影響を及ぼす可能性があるとともに、事業所等に

対して強い効果を及ぼすものであり、その性質上、輕易な文書として扱うことはふさわしくない。

公文書の管理については課署ごとに行い、各課署の文書管理課長が担当する（堺市文書規程第4条、第5条）。文書管理課には文書主任が置かれ、関係職員に対して適宜指導を実施しているとのことだが、保存期間の周知、遵守の徹底が不十分であったと評価せざるをえない。

今後は、堺市文書規程に則った保存がなされるよう、担当職員に対する教育を徹底するとともに、同規程上文書の整理、保管、保存及び廃棄に係る指導を担当することとされている文書主任において、文書の内容を精査して正しい保存期間による管理が行われているかを定期的に確認するなど文書規程の遵守を担保するための措置が必要である。また、簿冊の編てつに際しては、保存期間の相違がわかるような目印を付けるなど、管理方法をわかりやすくするための事務処理上の工夫も必要であると思料する。

なお、文書の保存期間の設定にあたり容易に判断できないときは、堺市文書規程を所管する法制文書課と適宜協力して、適切な保存期間を設定すべきである。

以上

平成29年第1回市議会（定例会）外部監査人報告綴

平成29年2月 発行

編集・発行 堺市総務局行政部行政管理課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-16-0265